

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ[®]

2022 太陽生命の現状

T&D
Try & Discover



太陽生命の経営ビジョン

太陽生命の経営ビジョンは、

今後の成長の礎として、「お客様」「従業員」「社会」のそれぞれの視点から、当社の目指す企業像を具体的に表現し、企業として目指す方向性を明確にしています。

わたしたちは、高品質の商品とサービスを通して、
お客様に必要とされ、愛される会社を目指します。

わたしたちは、お客様への感謝の気持ちと、
仕事への誇りを大切にします。

わたしたちは、広く社会に役立ち、
確かな未来に貢献できる会社を目指します。

T&D保険グループの経営理念

Try&Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、
人と社会に貢献するグループを目指します。



会社概要

社名	太陽生命保険株式会社 (TAIYO LIFE INSURANCE COMPANY)
代表者	代表取締役社長 副島 直樹
設立	1948年（昭和23年）2月（創業 1893年（明治26年）5月）
本社所在地	〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1
総資産	7兆6,932億円
資本金等	資本金625億円、資本準備金625億円、合計1,250億円
事業所	国内：143支社3営業所、 海外：2駐在員事務所（ニューヨーク、ヤンゴン）
従業員数	10,853名 (内務員2,319名、営業職員8,534名)

2022年3月末現在

T&D保険グループCSR憲章

T&D保険グループは、グループ経営理念に基づき、社会とともに持続的成長を遂げ、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たします。

- 1 より良い商品・サービスの提供
- 2 コンプライアンスの徹底
- 3 人権の尊重
- 4 コミュニケーション
- 5 地域・社会への貢献
- 6 地球環境の保護
- 7 実効あるガバナンスの構築と徹底

グループストラクチャー

太陽生命は、大同生命およびT&Dフィナンシャル生命とともに、生命保険会社3社を中心とする「T&D保険グループ」の一員です。

T&D保険グループのグループストラクチャー

T&D 保険グループ

T&Dホールディングス



CONTENTS

経営ビジョン	01
沿革	03
トップメッセージ	05

経営戦略

T&D保険グループ長期ビジョン	09
2022年度経営計画	10
太陽の元気プロジェクト	11
SDGs(持続可能な開発目標)への貢献	15
ベストシニアサービス	17
海外事業	18

業績概要

契約業績	19
収益状況・健全性	20

ステークホルダーに対する取組み

太陽生命のステークホルダー	22
お客様との関わり	23
お客さま本位の業務運営に係る方針	23
営業体制	24
商品	25
営業教育体制	32
お客様サービス	33
従業員との関わり	39
従業員のはたらきがい	39
社会との関わり	42
資産運用を通じた社会への貢献	42
スポーツを通じた社会への貢献	44
地域・社会、環境への貢献	46

経営管理体制

コーポレート・ガバナンス体制	48
内部統制体制	49
コンプライアンス体制	51
ERMの推進	52
リスク管理体制	52

新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応

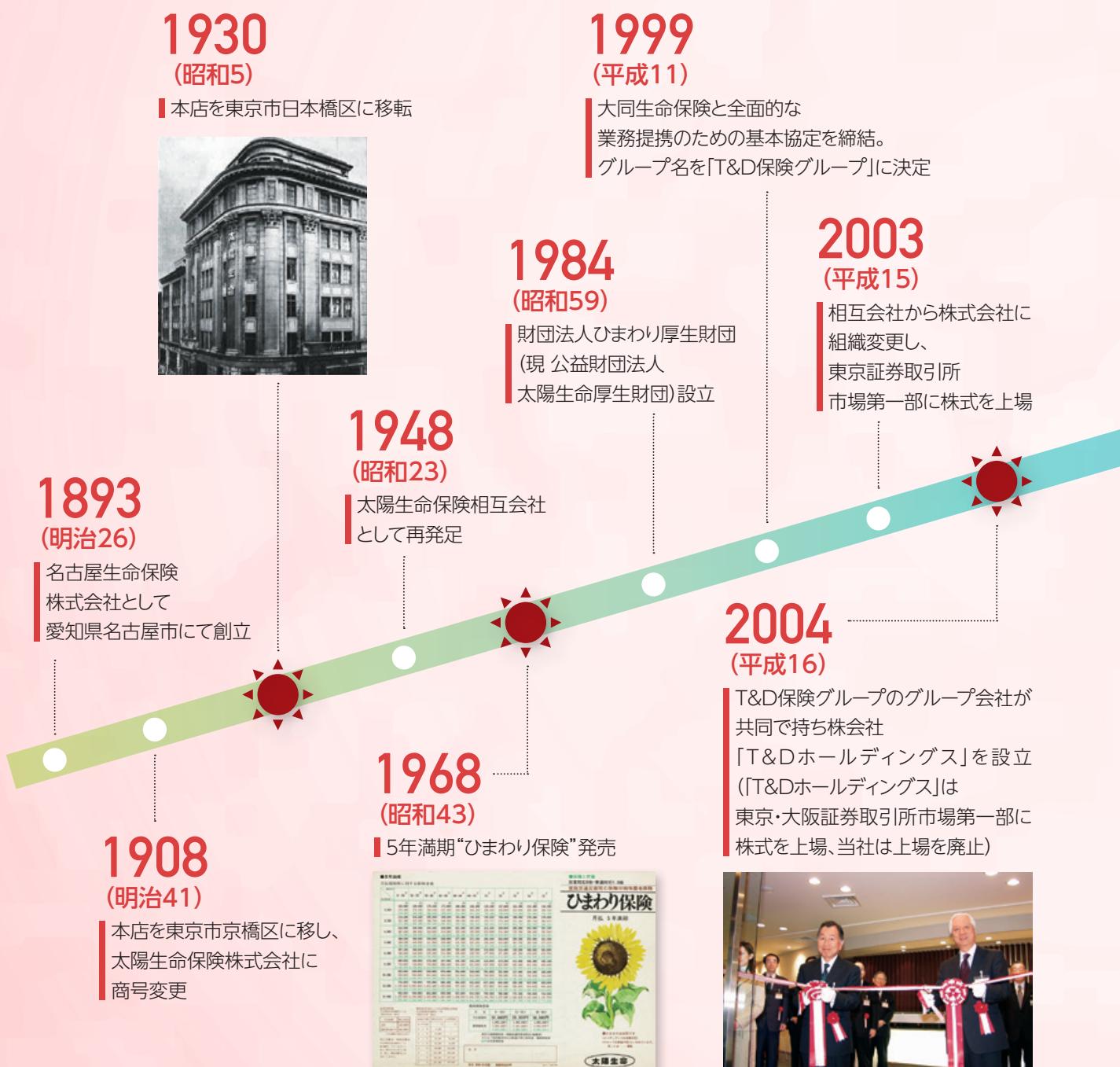
会社情報

※会社情報の目次は55ページをご覧下さい。

▷ 沿革 Company History

当社は、1893年（明治26年）5月、名古屋生命保険株式会社として愛知県名古屋市で発足し、1908年（明治41年）に本社を東京に移し、社名を太陽生命保険株式会社と改めました。以来、太陽生命の名は変わることなく多くの方々に親しまれてきました。

これからも、伝統を大切に守りつつ、日々変革を繰り返し、100歳時代を先取りした最優の商品・サービスをご家庭にお届けする生命保険会社を目指して歩みを進めてまいります。



2016
(平成28)

“ひまわり認知症治療保険”発売
“働きなくなったときの保険”発売



本店を現在地
(東京都中央区)に移転

2006
(平成18)

本店を東京都港区に
移転

2008
(平成20)
“保険組曲Best”発売



2012
(平成24)

ご契約加入手続きの
ペーパーレス化・
キャッシュレス化を開始

2018
(平成30)

太陽生命日本橋ビル竣工(東京都中央区)
“ひまわり認知症予防保険”発売



1893 ▷▷ 2021

多くのお客様の元気・

日頃より、太陽生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社を支えていただいている皆様に心より感謝し、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、感染症の治療や予防対策に日々奮闘している医療関係者の皆様および感染拡大防止に向けて日々ご尽力いただいている皆様に深く敬意を表します。一刻も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

2021年度を振り返って

2021年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、海外経済の回復や緩和的な金融環境、政府の経済対策等に支えられて持ち直しの傾向にありました。

金融市場につきましては、世界的な需要拡大等を受けたインフレ率の上昇やそれに伴う米国金融緩和策の引き締め方向への転換等により、海外金利は年度末にかけて上昇しました。この間、国内金利は、10年長期国債利回りが日本銀行の許容する変動幅の上限（0.25%）近くまで上昇しました。一方、国内株式は、ロシアのウクライナ侵攻により地政学リスクが高まったことや世界経済の先行きに対する不透明感が増したことで下落しました。

このような情勢のもと、当社はコアビジネスである「家庭市場での死亡・医療・介護保障を中心とした総合生活保障の商品提供」を中心に企業価値の向上に取り組みました。

2021年度の当社決算は、ウィズコロナ時代に対応した営業活動の推進や「感染症プラス入院一時金保険」や「ガン・重大疾病予防保険」の販売が好調に推移し、保障性新契約年換算保険料は前年比111.5%の192億円となりました。また、「入院一時金保険」等の第三分野（医療・介護・ガン等）商品の販売が好調であったこと等により、保障性保有契約年換算保険料については前年比101.6%の1,579億円となり、上場以来の最高値を更新することができました。

利益面では、個人年金保険契約の保有契約の一部を



代表取締役社長

副島直樹

長生きを支える会社となる

再保険会社に出再したことに伴う再保険料の発生等により、2021年度は当期純損失となりましたが、2022年度以後およそ20年間の長期にわたり、責任準備金の積立負担が軽減されるため、収益の向上が見込まれます。また、保険会社の健全性を示す指標の一つであるソルベンシー・マージン比率は734.2%と、お客様に十分ご安心いただける水準を維持しています。

これまで、2019年4月からの3ヵ年を計画期間とする中期経営計画に取り組んできましたが、2021年度には新型コロナウイルス感染症拡大による大幅な環境変化等を受け、一部見直しを実施しました。

具体的な諸施策については、以下の通りです。

<商品の充実>

当社は、社会的課題である認知症と前向きに向き合い、老後を安心してお送りいただくための商品として、予防保険シリーズ第1弾の「ひまわり認知症予防保険」等を販売しています。認知症関連商品の販売件数は2022年3月末時点では79万件を超えるなど、シニアのお客様を中心に広くご支持をいただいている。また、2021年6月には、予防保険シリーズの第2弾として「ガン・重大疾病予防保険」を発売しました。ご契約の1年後から2年ごとに受け取れる「予防給付金」を「疾病予防サービス」にもご利用いただくことができ、がんや重大疾病への「早期予防」や「早期発見」につなげていただくことで、お客様の元気・長生きをサポートすることができます。多くのお客様からご支持をいただき、2022年3月末時点で販売件数が7万件を超える。

2021年9月には医療環境の変化に対応すべく、「入院一時金保険」等をリニューアルしたことに加え、「手術保障保険」を発売するなど、より一層充実した医療保障をご提供しています。2021年11月には、健康に不安のあるお客様向けの選択緩和型保険においても同様の商品改定を行い、加えて契約初年度の給付金等について削減期間を廃止したこと、契約当初から満額のお支払いができるようになりました。2020年より販売している新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症等を保障する「感染症プラス入院一時金保険」と合わせることで、若年層からシニアの方まで幅広くお客様の多様なニーズにお応えすることが可能となりました。なお「感染症プラス入院一時金保険」は、2022年3月には販売件数が25万件を超える大きな反響をいただいている。

さらに、2021年9月には「保険の提供を通じて、妊娠婦

のお客様に安心をお届けし、出産・育児を応援したい」という想いから開発し、産婦人科医監修のもと、妊婦専用保険「出産保険」を「スマ保険」専用商品として発売しています。

<営業力の向上>

ウィズコロナ時代に対応した営業活動を推進するために、テレビCMやインターネット広告等のプロモーションを経由した情報を活用し、対面・非対面を融合した「ハイブリッド型営業」を展開しています。

営業職員の提案活動においては、携行する携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」の導入により、お客様のご要望を伺いながらその場で最適なプランをご提案するコンサルティング機能等、最新のITを駆使した機能を充実させることで、生命保険募集のあり方を変え、営業の生産性向上を図っています。

また、教育面においては、2021年9月に全支社に大型モニターを設置し、本社営業部の講師による「オンライン研修」を開始し、教育の均質化・営業力の標準化を図っています。

2019年10月に導入したインターネット完結型保険「スマ保険」では、インターネットによる申込み手続きができる利便性と、当社が培ってきた「人」による丁寧なサービスを融合させることでアフターフォローの充実を図り、今までにない新しいコンセプトで保険の提供を行っています。加えて、2021年1月には「スマ保険」と営業職員によるコンサルティングや申込手続きのサポートを組み合わせた「リモート申込」を導入し、非対面でのサービスを求めるお客様への提案も可能となりました。

金融機関代理店を通じた販売については、より多くのお客様にご提供できるよう取扱代理店の拡充に取り組み、59金融機関まで拡大しています。

今後もお客様のさまざまなニーズを踏まえ、商品ラインアップの拡充や簡単・便利にご加入いただける仕組みへの改善を図ってまいります。

<サービスの向上>

ご加入時からご契約期間中、お支払い時に至るまで、長期間にわたりお客様に信頼され、安心いただけるサービスをお届けするため、さまざまな改革・改善に継続的に取り組んでいます。

ご加入時には、シニアのお客様の誤認防止等のために「ご家族同席」を積極的に推進することに加えて、携帯

端末「太陽生命コンシェルジュ」のテレビ電話機能を活用し、本社担当者が直接、契約意向、申込内容等を再確認する「シニア安心サポートデスク」を実施しています。また、認知症や入院等によりお客様ご本人とコミュニケーションや連絡が困難となった場合等に備え、あらかじめご家族の連絡先をご登録いただく「ご家族登録制度」を導入しています。

ご契約期間中には、シニアのお客様に対して年1回以上の訪問等を行い、契約内容の確認や給付金等の請求勧奨等を行う「シニア訪問サービス」を実施しています。お客様専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」では、「住所変更等の保全手続き」、「貸付等の資金利用」、「入院給付金等の請求手続き」等がご来社いただかなくても、どこからでもお手続きが可能であり、「各種手続き」や「給付金等のお支払い」がインターネットで完結できるよ

うになっています。2021年10月には「太陽生命マイページ」を国内主要生保初となる被保険者様も利用できるよう拡大し、ご契約者様と被保険者様が異なる場合でも、マイページ上で給付金のご請求手続きを行うことが可能となりました。

お支払い時には、専門知識を有する内務員が直接お客様やご家族を訪問し、給付金等の請求手続きをサポートする「かけつけ隊サービス」を実施しています。「太陽生命コンシェルジュ」を用いてペーパーレスで給付金等の請求手続きを行うこのサービスでは、最短10分程度での給付金のお支払いを可能としています。また、2020年10月に、死亡保険金請求のペーパーレス化により完全ペーパーレス化を実現するなど一層のサービスの拡充を図っています。

太陽の元気プロジェクト

当社は、2016年6月より、「人生100歳時代」を見据え、「健康寿命の延伸」すなわち“元気に長生きする”という社会的課題に応えるため、「太陽の元気プロジェクト」を開始しています。「従業員」が元気になり、「お客様」に元気になっていただき、そして「社会」の元気に貢献するためのさまざまな施策を推進しています。

また、「太陽の元気プロジェクト」の推進等を通じ、SDGsが目指す「持続可能な社会の実現」に貢献していきます。

<従業員を“元気”にする>

従業員が長く「元気」に働く取組みとして、総労働時間の縮減や有給休暇の取得促進、各種制度の充実（65歳定年制度および最長70歳まで働く継続雇用制度の導入等）に取り組んでいます。

男性従業員の育児休業の1カ月取得を推奨するほか、介護やがん治療をしながら働き続けることができる週3日、週4日勤務という新たな勤務制度を導入するなど、両立支援制度のさらなる充実を図っています。

<お客様の“元気”をサポートする>

お客様の「元気」をサポートする取組みとして、認知症予防サービスや疾病予防サービスのご案内を行っています。

認知症予防サービスとしては、簡単な血液検査でMCI（軽度認知障害）のリスクを判定する「MCIスクリーニング検査プラス」をご案内しています。また、疾病予防サービスとしては、「アミノインデックス®リスクスクリーニング」や子宮頸がんの原因とされる高リスク型HPVの感染有無を自宅で簡単に調べができる「子宮頸がんHPV検査PAPP'Qss（パピックス）」のご案内を開始しました。

さらに、毎日の歩数や睡眠時間から予防できる可能性のある病気・病態や健康増進に向けたアドバイスをお知らせする機能のある「太陽生命の健康増進アプリ」の提供を行っています。

<社会の“元気”に貢献する>

社会の「元気」に貢献する取組みとして、当社が保有するデータの活用による医療の進歩に貢献するような取組みや、「元気・健康」に取り組んでいる企業・団体等を応援しています。地域住民の健康を支える「かかりつけ医」の活躍を表彰する日本医師会等主催の「赤ひげ大賞」への協賛、全国の認知症関連セミナーへの協賛、疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」の導入を進めている地方自治体の支援等を行っています。

2020年4月に設立した「株式会社太陽生命少子高齢

社会研究所」は、「健康寿命の延伸」という社会的課題に貢献すべく、主に「疾病の予防・早期発見・早期治療」の観点から、学術機関と共同研究等に取り組んでいます。また、その成果の公表により社会貢献を図るとともに、成果等をお客様の元気・長生きにより役立つ商品・サービスの開発につなげてまいります。

また、気候変動の緩和と適応への対応として、脱炭素等の取組みを行っています。T&Dホールディングスが

「自社および投融資先のCO₂排出量を2050年度までにネットゼロとする」目標を設定する中、当社は自社の排出量について、2025年度までに2013年度比40%削減、また再生可能エネルギーへの切り替えを順次実施してまいります。さらに機関投資家として、投融資先のCO₂排出量も2030年度までに2020年度比で40%削減の中間目標を掲げ、対話を通じて投融資先企業のCO₂排出量削減を促進してまいります。

2022年度経営計画

新型コロナウイルス感染症拡大など、不透明な外部環境をふまえ、2022年度より中期経営計画を廃止し、環境変化への適性が高く、自由度の高い経営を実現できる単年度の経営計画を策定しています。

2022年度の経営計画においては、「多くのお客様の元気・長生きを支える会社」となるため、DX活用によるお客様へのアプローチ機会の拡大を通じて、企業価値

増大に取り組んでまいります。

当社は創業以来、お客様のニーズにお応えし、多くのお客様に安心をお届けしてきました。2022年度においても、ダイレクト情報のさらなる活用やお客様の利便性向上を推進するための投資、また人材育成や脱炭素社会実現への貢献を目的とした投資を実施することで、サステナブルな成長を目指してまいります。

おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまでの常識、生活様式等私たちを取り巻く環境が大きく変わり、デジタル化の加速や人々の行動変容によって、社会、企業にも変化が促されています。私たち太陽生命においても、ビジネスモデルを見直すなど、営業の在り方を大きく変化させてきました。このように新しい時代の変化に対応できる生命保険会社として必要な施策を講じ、DX推進を通じて、より多くのお客様に安心をお届けして

まいります。そして、「より良い保険商品を提供し、確実に保険金をお支払いする」という従来の生命保険会社の役割に加えて、「病気の予防をサポートし、お客様の健康増進のお役に立つ」という生命保険会社の新しい役割を担っていきたいと考えています。

そのためにも、従業員一同、日々たゆまぬ努力を続けてまいりますので、引き続き皆様のご支援とご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

2022年7月

代表取締役社長 副島直樹



T&D保険グループ長期ビジョン 「Try & Discover 2025」～すべてのステークホルダーのしあわせのために～

T&D保険グループは、グループが長期的に目指す姿とその到達に向けた戦略方針を示す、グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」を策定しております。グループ共通の価値観を醸成し、ビジョンに沿った成長戦略を実践することで、持続的な成長を実現してまいります。

1 全体概要

名称	●グループ長期ビジョン「Try & Discover 2025」 ～すべてのステークホルダーのしあわせのために～
計画期間	●2021年4月～2026年3月（5年間）
経営ビジョン	●保険を通じて、“ひとり”から、世の中のしあわせをつくる。 ていねいに向き合い、大胆に変えるグループへ。
成長ストーリー	●新たな「グループKPI」の設定により、資本効率を伴った成長ストーリーを推進 ①ROE視点での国内生保事業の筋肉質化（特化戦略の“深化”） ②高ROEかつ成長性のある新規領域への積極的な投資（成長領域の“探索”） ③グループシナジーの追求による新たなグループ経営のステージへの飛躍 ➡ 利益拡大による資本効率の向上を実現し、バリュエーションを改善

2 主要経営指標（グループKPI）

財務KPI	修正利益（※1）	2025年度：1,300億円
	修正ROE（※2）	2025年度：8.0%
	新契約価値	2025年度：2,000億円
	ROEV（※3）	中長期的に年7.5%を超える安定的・持続的な成長
非財務KPI	お客さま満足度	2020年度水準以上
	従業員満足度	2020年度水準以上
	CO2排出量	2025年度までに2013年度比40%削減

※1：当期純利益±資産・負債の会計処理のアンマッチ等による評価性損益+負債性内部留保の超過繰入額

※2：修正利益／（前年度末純資産+当年度末純資産）／2

※3：EV増減額／（前年度末EV+当年度末EV）／2

3 グループ成長戦略 5つの重点テーマ

I	コアビジネスの強化	・国内生保事業を営む生命保険3社は、それぞれの特化市場でトップブランドの構築を目指す
II	事業ポートフォリオの多様化・最適化	・クローズドブック事業等の既存投資領域の一層の発展と新領域の開拓
III	ERMの高度化（資本マネジメントの進化）	・新たな資本マネジメント・リスクマネジメントによる資本効率性の向上
IV	グループ一体経営の推進	・生保・損保・アセマネ等の事業の垣根を越えた新たなシナジー効果の追求
V	SDGs経営と価値創造	・経済的価値と社会的価値の双方を創出する「共有価値の創造」により持続可能な社会に貢献

4 株主還元方針

株主還元	●現金配当…修正DOE（※4）を目安とした安定的・持続的な増配（段階的に4%程度まで引上げ）
	●自己株式取得…コアESR（※5）の水準等を勘案し、機動的・戦略的に実施

※4：配当金総額／株主資本

※5：サーブラス（劣後・UFR除き）／経済価値ベースのリスク量

太陽生命2022年度経営計画

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態に対して、インフォマーシャルやインターネット広告等を経由した情報を活用したハイブリッド型営業への変革や、非対面募集を可能とする「リモート申込」の導入など、ビジネスモデルを見直すことで、いち早く対応してきました。

2021年度においては、高い予定利率の個人年金保険契約を出再することにより、お客様に年金等を安定的にお支払いする財源を確保するとともに、資産運用リスクを削減し、将来の収益および資本効率の向上を図りました。

このように当社は、「変化」を恐れることなく、さまざまな取組みに挑戦することで、更なる成長につなげてきました。

2022年度の経営計画においては、「多くのお客様の元気・長生きを支える会社」という経営方針のもと、DX活用によるお客様とのアプローチ機会の拡大を通じたお客様の増加および収益の向上を掲げています。

当社は、創業以来、お客様の様々なニーズにお応えし、多くのお客様に安心をお届けしてきました。2022年度においても、インフォマーシャルやインターネット広告等を経由した情報の活用による新たなお客様の増加やサービスを通じたお客様とのアプローチ機会の拡大等、DX推進を通じて、新たなお客様を増やしより多くの安心をお届けするとともに、DXや人材への追加投資を実施することで、サステナブルな成長を目指します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大など、不透明な外部環境等をふまえ、2022年度より中期経営計画を廃止し、環境変化への適性が高く、自由度の高い経営を実現できる単年度の経営計画を策定しています。

経営方針

多くのお客様の元気・長生きを支える会社となる
～DX活用による顧客とのアプローチ機会の拡大を通じた、顧客数の拡大・収益の向上～

2022年度取組みの全体像

多くのお客様の元気・長生きを支える会社

営業戦略

新規顧客の獲得による顧客数の増大

営業職員

- ▶ハイブリッド型営業（情報活動・承諾型ボスティング活動）の定着・推進
- ▶新規店舗の出店
- ▶オンライン教育による教育の標準化・均質化
- ▶新人材育成プログラムの策定および実施

ダイレクト

- ▶効率的な広告投資による情報数の拡大（メディアの開拓・広告媒体の拡充）
- ▶新定期保険の販売推進
- ▶ネット代理店の対応強化

代理店

- ▶主要銀行での安定販売に向けた販売推進
- ▶DX活用による地方銀行などへの効率的な販売推進
- ▶販売行拡大および商品追加

法人営業

- ▶仕事と親の介護の両立等に備える福利厚生制度の導入推進
- ▶DXを活用したWebサービスの提供による効率化の推進

DXの推進

ダイレクト情報の活用による新規顧客獲得、新たなマーケットの開拓、サービスを通じた顧客とのアプローチ機会の拡大など

サービス戦略

お客様サービスの向上・利用促進

マイページの機能強化・活用推進（保険証券のWeb交付等）・かけつけ隊等の対面サービス・予防サービスなど

資産運用戦略

資産運用の高度化による運用収益の向上

クレジット投融資・オルタナティブ投資の拡大、為替ヘッジコストマネジメントなど

組織・人事戦略

生産性向上に資する人材投資の充実、
人材育成の強化、支社・本社組織の再構築
健康経営、ワーク・ライフ・バランスの一層の充実など

経営基盤戦略

ERM、IT、ガバナンス態勢、
資本マネジメント、政策保有株式の縮減など

次世代営業端末の開発・新顧客情報DBの適用業務拡大

太陽の元気プロジェクト（サステナビリティ経営の推進）



太陽の元氣
project

本格的な超高齢社会、「人生100歳時代」の到来に向け、「健康寿命の延伸」すなわち“健康で元気に長生きする”という社会的課題にこたえるために、2016年6月より、「従業員」「お客様」「社会」のすべてを元氣にする取組み、「太陽の元氣プロジェクト」を推進しています。

太陽の元氣宣言

従業員を“元氣”にします。

- ・従業員の健康増進を図り、一人ひとりがいきいきと働くことができる元気な職場を作ります。
- ・元気な職場で生まれる活発なコミュニケーションによって、新商品や新サービス等の新たな価値を創造します。

お客様の“元氣”をサポートします。

- ・お客様の健康寿命の延伸をサポートするサービスを提供します。
- ・お客様の元氣をサポートするために、従業員のサービス力を高めます。

社会の“元氣”に貢献します。

- ・当社が保有するデータの活用によって、医療の進歩に貢献します。
- ・「元氣・健康」に取り組んでいる企業・団体等を応援します。

従業員を元気に

● 最長70歳まで働ける雇用制度の導入

「お客様」や「社会」を元気にするためには、「従業員」が高い意欲を持って長く元気に働く環境を構築することが欠かせません。2017年4月、業界に先がけて65歳定年制度および最長70歳まで働ける継続雇用制度を導入しました。

● 人事制度の刷新

2020年4月に、65歳定年制度を確実に運用し、これまで以上に若手からシニアまで、年齢に関わらず能力を発揮し、管理職として活躍できる環境を構築するため、評価基準をより明確に刷新するとともに、より成果に応じた処遇を実現する人事制度を導入しました。

● 両立支援制度の充実

介護や傷病と仕事との両立支援について、従来の「介護や治療に専念して休む」制度に加え、2020年4月より、介護や治療をしながら働き続けることのできる「週3日・週4日勤務」という新たな勤務制度を導入し、通院休暇の適用範囲に「がん治療」を追加しました。また2021年1月より看護休暇・介護休暇について、2022年4月より通院休暇について、時間単位（10分単位）での取得を可能としました。さらに、男性従業員の育児と仕事とのさらなる両立支援を図るために、男性育児休業1ヵ月間取得を推進しています。



● クアオルト健康ウォーキングを活用した従業員の健康づくり

疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」を活用した従業員の健康づくりを推進しています。「クアオルト健康ウォーキング体験ツアー」を定期的に実施するなど、健康に対する意識を高める機会を設けています。



● 予防検査を活用した従業員の健康増進サポート

「MCIスクリーニング検査プラス」および「アミノインデックス®リスクスクリーニング」を従業員の福利厚生制度の一つとして導入しています。疾病予防・健康増進に向けた取組みを一層強化することで、従業員が安心して長く元気に働くことができるさらなる職場環境の構築を図っています。

お客様を元気に

●認知症予防サービスの提供

2018年10月から、『ひまわり認知症予防保険』の「予防給付金」のお支払い対象となるお客様に向けて、株式会社MCIが提供する簡単な血液検査でMCI（軽度認知障害）のリスクを判定する「MCIスクリーニング検査」をご案内しています。「MCIスクリーニング検査」は、2022年4月、より精度の高い検査が可能となつた「MCIスクリーニング検査プラス」にリニューアルしています。



また、京王観光株式会社が提供する疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング体験ツアーア」をご案内しています。

●「太陽生命の健康増進アプリ」の提供

2021年3月より、「アプリで楽しく健康づくり」をコンセプトに、「認知症予防アプリ」をリニューアルした「太陽生命の健康増進アプリ」を提供しています。本アプリは、毎日の歩数や睡眠時間から、予防できる可能性のある病気・病態や健康増進に向けたアドバイスをお知らせする機能があり、お客様はご自身の健康状況を確認することができます。



●お客様対応力の向上

2016年度より、シニアのお客様や障がいをお持ちのお客様への対応力を高めていくために、本社および全国の支社において、認知症センター養成講座やユニバーサルマナー検定の受講を実施しています。2018年度からは、全国キャラバン・メイト連絡協議会と連携し、「認知症センター養成講座」の講師役となる「企業内キャラバン・メイト」の育成・登録を行っています。



●マイページを活用したサービスの拡充

お客さま専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」において、会員範囲を契約者等のほかに、2021年10月に被保険者、2022年2月に登録家族にも拡大し、より多くのお客様にサービスを提供しています。また、2021年10月に土日利用可能なサービスを拡大するなど、お客様の利便性向上を図っています。

入院給付金などの請求手続きのご案内



入院給付金や手術給付金などの請求手続きをご案内します

[一覧を見る](#)

社会を元気に

● 株式会社太陽生命少子高齢社会研究所の設立

2020年4月に、「健康寿命の延伸」という社会的課題の解決への取組みを一層強化すべく、「株式会社太陽生命少子高齢社会研究所」を設立しました。研究所では、主に「疾病の予防・早期発見・早期治療」の観点から、学術機関等とビッグデータを活用した共同研究を行い、その成果を広く公表することで社会貢献を図り、その共同研究の成果等を保険商品・サービスへ展開するなど、よりお客様の元気・長生きに役立つ商品・サービスの開発につなげていきます。

● 全国各地での「認知症セミナー」への協賛

2016年度より、全国各地で開催されたテレビ局や新聞社が主催する認知症セミナーに協賛しています。同セミナーでは、認知症専門医による基調講演、認知症に携わるさまざまな立場の方々が参加するパネルディスカッションや健康をテーマにした落語、かかりつけ医の先生を対象とした認知症予防セミナーなどを実施しています。



● 「日本医師会 赤ひげ大賞」協賛を通じた地域医療への貢献

2017年度より、「日本医師会 赤ひげ大賞」に特別協賛しています。赤ひげ大賞では、全国の都道府県医師会が推薦する「地域住民の健康を支えている医師」、「離島や過疎地域での活動など地域の現場医療に貢献した医師」を表彰しています。また、日本医師会作成の「救急カード」に協賛し、救急医療に関する啓蒙活動に貢献しました。



● 「太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード」の実施

2016年度より、疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」を全国に普及させることを目的として、「太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード」を実施しています。本アワードでは、地域住民の健康寿命の延伸に向け、「クアオルト健康ウォーキング」の導入を目指す自治体を公募し、受賞自治体におけるウォーキングコース整備・専門ガイド育成を支援しています。



● 自治体との「健康づくりに関する連携協定書」を締結

2020年2月に岐阜県岐阜市、2021年1月に岐阜県関市と「健康づくりに関する連携協定書」を締結し、同市の取組みと連携することで、地域社会の健康づくりに貢献しています。また2016年には、山形県上山市との「上山型温泉クアオルト（健康保養地）活用包括的連携に関する協定書」を締結しています。

● スポーツ協賛を通じた青少年の育成、女性応援等

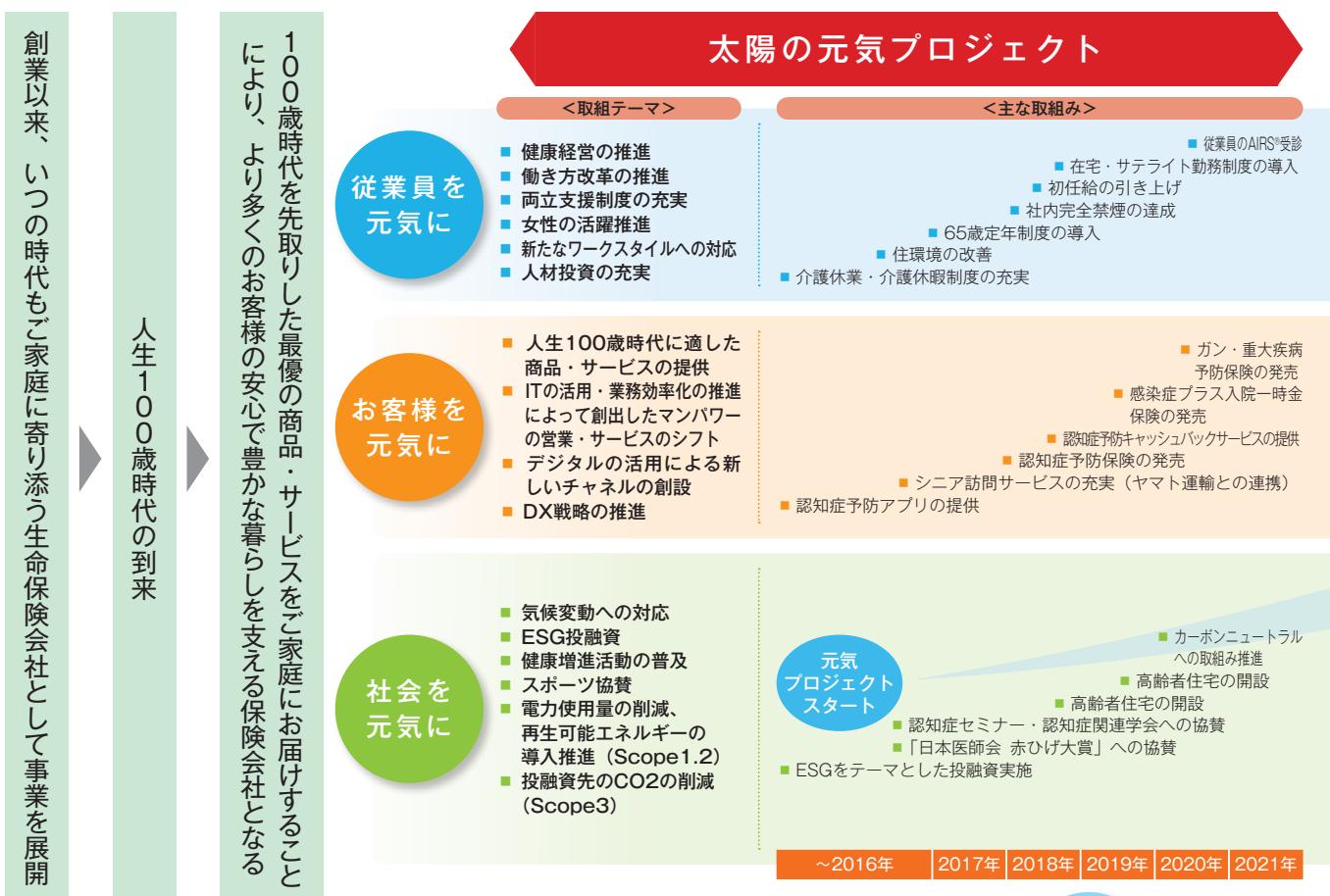
スポーツ協賛を通じた青少年の育成と各スポーツの普及を目的に「太陽生命U9ジャパンカップ」「アイスホッケー教室」「太陽生命カップ全国中学生ラグビーフットボール大会」「全国U18女子セブンズラグビーフットボール大会」に協賛しています。また、スポーツを通じ活躍する女性を応援することを目的に、アイスホッケー女子日本代表、ラグビー女子日本代表へ協賛しています。さらに、健康寿命の延伸という社会的課題への取組みとして、JLPGAレジェンズツアー「太陽生命 元気・長生きカップ」を開催し、女子シニアゴルフへ協賛しています。

SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

太陽生命は、1893年（明治26年）の創業以来、いつの時代もご家庭に寄り添う生命保険会社として事業を展開してまいりました。

そして、人生100歳時代を迎えたいま、太陽生命は「元気、長生き」を応援する全社横断的プロジェクト『太陽の元気プロジェクト』を推進しています（⇒11ページ）。

すべての人の健康と福祉の充実に寄与する商品・サービスの提供など、「CSR」「ESG」などの概念をふまえたさまざまな行動を通じて、「SDGs」が目指す「持続可能な社会の実現」に貢献してまいります。



「元気のサイクル」

外部機関からの評価

当社のさまざまな取組みが外部機関から高い評価をいただきました。

受賞内容	受賞時期
「UCDAアワード2021」において、優秀賞を含む3つの賞を同時受賞	2021年11月
2021年度版「健康スコアリングレポート」でTOP50位以内にランクイン	2021年11月
「健康経営優良法人（ホワイト500）」に6年連続で認定	2022年3月

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



CSR(企業の社会的責任)

当社のCSR重点テーマ

すべての人が活躍できる
働く場づくり

SDGs(持続可能な開発目標)

気候変動の緩和と
適応への貢献投資を通じた持続可能な
社会への貢献すべての人の
健康で豊かな
くらしの実現

持続可能な社会の実現

お客様が元気になる。社会が元気になる。
そのために、まず従業員が元気になる。
そして、大きな元気のサイクルを世の中に生み出していく。

運営主体

内容

一般社団法人ユニバーサル コミュニケーションデザイン協会 (UCDA)	「お客様視点」であらゆる面を見直してきた当社の一連の取組みが評価されたもの
日本健康会議・経済産業省	当社健康保険組合の予防・健康づくりの取組状況が評価されたもの
日本健康会議・経済産業省・厚生労働省	当社の元気プロジェクトの取組みが評価され、優良な健康経営の実践企業として認定を受けたもの

「シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社」を目指して ～ベストシニアサービス(BSS: Best Senior Service)の取組み～

当社は、2014年度より、「シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になる」ことを目指して「ベストシニアサービス (BSS)」をスタートしました。

BSSの取組みに際しては、シニアのお客様の利便性向上に向け、サービス・商品・制度・帳票・ホスピタリティ等あらゆる面を「シニアのお客様視点」で見直し、改革・改善に取り組んでまいりました。

BSSの取組みを推進し、シニアのお客様に業界最高水準のサービス・商品をお届けすることで、シニアのお客様はもとより、若い世代のお客様にも「太陽生命なら将来にわたりずっと安心できる」と信頼いただける保険会社を目指してまいります。



ベストシニアサービスの具体的な取組み

●ご契約時やご継続時の安心に向けた取組み

シニアのお客様の契約締結時には、ご家族の同席を積極的に推進するとともに、営業職員が携帯している端末のテレビ電話機能を活用して、本社担当者が契約意向の再確認や告知事項の再確認（一部商品）を行っています。

また、大規模災害の発生時など、万一ご契約者様と連絡が取れない場合に備えて、あらかじめご家族の連絡先を登録いただく「ご家族登録制度」を導入するとともに、同制度への登録勧奨を推進しています。

また、当制度にご登録いただくと、ご契約者様に代わってご登録いただいたご家族から、保障内容や請求の手続き方法をお問い合わせいただくことが可能となります。

●シニアのお客様への確認活動の実施

シニアのお客様を対象として、営業職員等によるご契約内容の確認やご請求漏れ等の確認活動を年1回以上実施しています。

また、近隣に当社の支社・営業所がないお客様については、宅配業者から給付請求用の小冊子を直接配布し、その後当社からのお電話による確認活動を実施しています。

●かけつけ隊サービス

「かけつけ隊サービス」は専門知識を有する内務員がお客様やご家族のもとにお伺いすることで、給付金等のご請求手続きにおけるお客様の負担をなくし、内務員ならではのきめ細かなサポートを提供するものです。

2016年4月のサービス開始以来、シニアのお客様をはじめとする多くのお客様に大変ご好評をいただき、利用件数は14万件（2022年3月現在）を超えてています。

（※）上記のサービスには、訪問可能な地域、日時など所定の条件がございます。

| かけつけ隊サービスがより便利になりました！

かけつけ隊サービスの一例

給付金等ご請求手続きをペーパーレスで！

必要事項の入力は「かけつけ隊」がすべて行います。お客様は請求内容を確認し、専用モバイル端末「太陽生命コンシェルジュ」上に自署するだけでお手続きは完了です。



▲太陽生命コンシェルジュ

お支払いまでの日数を短縮！

専用モバイル端末のカメラで領収証などの書類を撮影し、その場で撮影データを送信します。シニアのお客様に多い白内障による入院・手術のご請求では、データ送信後、最短10分程度でのお支払いが可能です。

※請求内容（診断書が不要、など）や受付時間など受付の状況により異なります。

診断書の取得代行サービス

身体が不自由等の理由により診断書の取得が困難なお客様に対し、診断書の取得を代行するサービスを実施しています。

請求書類作成のサポートサービス

視覚障がい等により専用モバイル端末画面や請求書類の内容を読むことが困難なお客様に対して、代行手続き時に代読を併せて行うサービスを実施しています。

お客様からの声

● [総合評価] お客さま本位の業務運営に係る方針

当社は、「総合的な満足度」に加えて、ご加入時・ご契約中・お支払時の各場面に応じた具体的な取り組み状況を測る以下の成果指標を設定しています。これらの成果指標を確認していくことで、利便性の高いサービスや業務品質の改善を図り、将来にわたり安心して信頼いただける保険会社を目指してまいります。

当社に対する「総合的な満足度」 **91.9%**
(対前年+0.1%)

■調査実施概要
・調査方法：郵送によるアンケート
・調査期間：2021年10月～2022年3月
・有効回答数：9,147名
※選択肢は「満足」「ほぼ満足」「やや不満」「不満」の4段階

ご加入時

ご契約中

お支払時

主な具体的な取り組み

- 安心してご加入いただくために
 - ご家族の同席勧奨、「シニア安心サポート」の実施
 - 非対面手続きの充実

安心してご継続いただくために

- 「シニア訪問サービス」の実施
- お客さま専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」の提供

安心して保険金等を受け取っていただくために

- ペーパーレスによる給付請求手続きの推進
- 「かけつけ隊サービス」の実施
- 簡易取扱の範囲拡大

成果指標

■ 2021年度「シニア安心サポート」実施率 **89.3%**
(対前年 +2.9%)

※70歳以上契約者の新契約時における、本社担当者によるテレビ電話での意向確認

■ 2021年度「シニア訪問サービス」のご提供率 **99.7%**
(対前年 +0.1%)

※年1回以上、契約内容確認や請求勧奨等を行うサービス

■「かけつけ隊サービス」累計ご利用件数 **149,926件**
(前年度末 +25,635件)

※専門知識を持った内務員が、直接お客さまのお手続きをサポートするサービス
2016年4月より開始

海外事業

海外事業の推進

● ミャンマーでの生命保険事業の推進

2019年11月、ミャンマー政府から承認を取得し、Capital Taiyo Life Insurance Limited（キャピタル・タイヨウ・ライフ）を開連会社化、営業を開始しました。これまで営業職員チャネルを中心とした販売体制の強化、ガバナンス態勢の構築を行い、ミャンマーにおける事業展開を着実に進めてきました。

2021年度は、現地情勢や新型コロナウイルスの感染拡大の影響で事業活動を制限しておりましたが、治安の状況が落ち着いた地域では、従業員の安全を確保しながら営業活動を再開しております。

今後もキャピタル・タイヨウ・ライフの事業活動を通じて、ミャンマー保険業界の一層の発展に貢献していきます。



● ミャンマー保険業界の発展に向けた支援

当社は、2012年4月に外国生命保険会社として初めてミャンマーに駐在員事務所を開設しました。駐在員事務所開設以来、医療保険の普及に向けた取組み支援や、ミャンマー保険公社と「健全なミャンマー生命保険業界を発展させるための協働に関する覚書」を締結するなど、ミャンマー保険業界の健全な発展に寄与するための取組みを実施しています。

● システム関連会社を通じた保険業界支援

2017年4月、ミャンマーの大手システム会社と合弁で設立したThuriya Ace Technology Company Limited（トゥリヤ・エース・テクノロジー、以下TAT社）が営業を開始しました。現在（※）、現地保険会社7社の保険関連システムの開発・保守を受託しており、各社の健全な業務の発展にシステムから貢献しています。

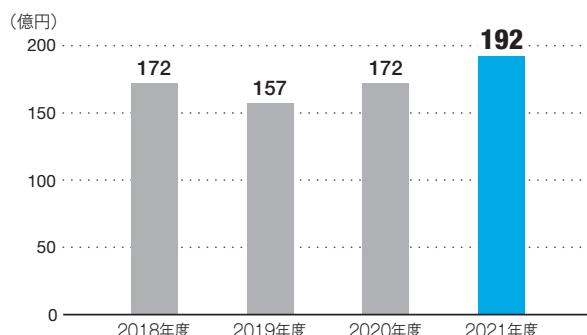
TAT社を通じて、ミャンマー保険会社へ保険関連システムを提供することで、ミャンマー保険業界のより一層の発展に貢献していきます。

（※）2022年3月末時点

契約業績

■ 保障性新契約年換算保険料

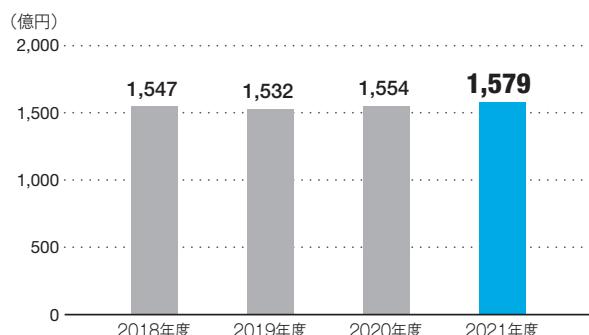
192億円



保障性新契約年換算保険料（個人保険・個人年金保険）は、前年比111.5%の192億円となりました。

■ 保障性保有契約年換算保険料

1,579億円



保障性保有契約年換算保険料は、前年比101.6%の1,579億円となりました。

保障性年換算保険料（当社独自の指標）とは、年換算保険料のうち主に貯蓄系商品を除いた保障部分の合計です。

保障性年換算保険料の伸展が「EVの伸展」に大きく寄与するため、当社では保障性年換算保険料を契約業績の中で重視する指標としています。

■ 団体保険・団体年金保険

2021年度の団体保険の保有契約高は前年比96.5%の9兆5,575億円となりました。また団体年金保険の保有契約高は前年比97.2%の8,614億円となりました。

● 団体保険・団体年金保険保有契約高の推移

(単位：億円)

	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	
				前年比	
団体保険	99,096	98,751	98,995	95,575	96.5%
団体年金保険	8,984	8,993	8,863	8,614	97.2%

収益状況・健全性

■ 保険料等収入

2021年度の保険料等収入は前年比96.5%の5,981億円となりました。

5,981 億円

■ 基礎利益

2021年度の基礎利益は前年比104.6%の551億円となりました。

※基礎利益とは、保険関係の収支と利息や配当金等の収入を中心とした運用関係の収支からなる生命保険会社の本業の収益を示す指標の一つです。

551 億円

順ざやの状況

当社は、2020年度決算に引き続き、429億円(前年比133億円増)の「順ざや」となっています。

■ 経常利益

基礎利益にキャピタル損益、臨時損益を加えた2021年度の経常利益は、△866億円となりました。

△866 億円

■ 当期純利益

2021年度の当期純利益は△741億円となりました。

△741 億円

● 収益状況の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
				前年比	(単位：億円)
保険料等収入	7,151	5,936	6,197	5,981	96.5%
経常利益（△は経常損失）	541	367	316	△866	—
当期純利益（△は当期純損失）	255	158	102	△741	—

■ 市場整合的エンベディッド・バリュー

当社では、MCEV原則(The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles^①)に基づいた市場整合的エンベディッド・バリュー(以下、MCEV)を開示しています。

(^① Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008)

	2021年3月末	2022年3月末	増減
MCEV	11,146	11,345	199
修正純資産	9,237	6,710	△2,527
保有契約価値	1,908	4,635	2,726
新契約価値	504	575	70

(※) エンベディッド・バリューとは、生命保険会社が現在保有する保険契約と総資産に基づき、将来に見込まれる利益の現在価値などから計算される会社の経済的価値であり、貸借対照表などから計算される「修正純資産」と保有契約に基づき計算される「保有契約価値」からなります。

■ ソルベンシー・マージン比率

2021年度末のソルベンシー・マージン比率は734.2%（前年比118.6ポイント減）となり、引き続き十分な保険金等の支払余力を有しています。

734.2%

生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てていますので、通常予測できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、大地震や株価の大暴落等通常の予測を超えるリスクが発生することがあります。ソルベンシー・マージン比率とは、そのリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つです。

■ 格付け

財務内容の健全性や、堅固な営業基盤、収益力向上に対する取組みなどが評価され、日米の格付機関から高い評価を得ています。

保険会社の格付けは、独立した第三者機関である格付機関が、保険会社の保険金支払能力等に対する確実性をさまざまな情報から判断・決定し、アルファベットなどの記号でわかりやすく表したものです。

格付投資情報センター (R&I)	日本格付研究所 (JCR)	スタンダード&プアーズ (S&P)
AA-	AA-	A

保険金支払能力は極めて高く、優れた要素がある。

債務履行の確実性は非常に高い。

保険会社が保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付け(AAA,AA)に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

(2022年7月1日現在)

- (※) 1. 標記の格付けはすべて、当社が正式に格付機関に評価依頼し取得したものです。
- 2. 格付けは、保険会社の保険金支払に対する確実性を表した格付機関の意見であり、保険金支払などについて保証を行うものではありません。
- 3. 格付けは、格付機関による見直し時点の情報に基づいたものであり、将来的に変更される可能性があります。
- 4. 格付機関ごとに格付けの定義は異なります。R&Iは「保険金支払能力」、JCRは「保険金支払能力格付」、S&Pは「保険財務力格付け」です。

太陽生命のステークホルダー



⇒ P.23

お客様との関わり

- お客さま本位の業務運営に係る方針
- 営業体制
- 商品
- 営業教育体制
- お客様サービス



⇒ P.39

従業員との関わり

- 従業員のはたらきがい



⇒ P.42

社会との関わり

- 資産運用を通じた社会への貢献
- スポーツを通じた社会への貢献
- 地域・社会、環境への貢献

お客さま本位の業務運営に係る方針

当社は、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、お客さま本位の業務運営を一層推進するため「お客さま本位の業務運営に係る方針」を定めています。

【お客さま本位の業務運営に係る方針】

太陽生命保険株式会社は、「お客さま本位」を全社共通の価値観として、お客さまの利益に繋がる真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「お客さま本位の業務運営に係る方針」を定めます。

また、当社は、本方針の趣旨・精神を尊重する企业文化の醸成に取り組みます。

1. より良い保険商品・サービスの提供

私たちは、お客さまの状況やニーズにあった最適で質の高い保険商品・サービスの開発と提供に取り組みます。

2. 「お客さま本位」の提案・販売

私たちは、お客さまの状況やご意向を踏まえ、「お客さま本位」の適正な保険商品の提案を行います。

また、保険商品の販売に際し、お客さまにとって不利益となる事項を含め、保険商品に係る重要な情報をお客さまに正しくご理解いただけるよう、正確でわかりやすい情報提供に取り組みます。

3. 業務運営の質の向上

私たちは、お客さまとの末永い信頼関係を構築するために、お客さまに関わるすべてのプロセスにおいて、高品質のサービス提供に取り組みます。

○お客さまに正確かつ迅速に保険金・給付金等をお支払いするとともに、適切な情報提供によりご請求漏れの防止に取り組みます。

○お客さまからさまざまな機会にお伺いする「お客様の声」を活用し、お客さまの視点に立ったサービス品質の向上に取り組みます。

4. 資産運用

私たちは、お客さまに保険金・給付金等を確実にお支払いするため、長期安定的な収益の確保を目指すとともに、投融資先の公共性・資産の健全性等に十分配慮した資産運用を行います。

5. 利益相反取引の適切な管理

私たちは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための方針を策定、公表するとともに、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理してまいります。

6. 「お客さま本位」の行動を実践する人材の育成等

私たちは、「お客さま本位」の姿勢と行動を徹底するとともに、お客さまとの末永い信頼関係を構築していくため、高い倫理観と専門的な知識を兼ね備えた人材を育成します。

また、本方針に基づく行動を促進する態勢の構築に取り組みます。

7. 推進態勢

私たちは、本方針に基づく取り組み状況を取締役会等に定期的に報告するとともに、その内容を公表します。また、本方針についても見直しの必要がないか定期的に確認を行います。

営業体制

個人のお客様

当社は、家庭市場において死亡・医療・介護保障を中心とした総合生活保障の商品をお客様にお届けするため、営業職員が二人一組のコンビ活動により個別にご家庭を訪問し、新規開拓を行うことで成長を続けてまいりました。

● 訪問による対面サービスの強化

当社では、2014年度からシニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になることを目指し、ベストシニアサービスを展開しています。その取組みとしてシニアのお客様を対象に、ご契約内容確認や請求勘定等を行うため、年1回以上の訪問活動を行うなど、シニアのお客様の安心をサポートする活動を推進しています。また、シニアのお客様のご契約締結時に、誤認防止等を目的として、ご家族の同席を積極的に推進するとともに、営業職員が所持している携帯端末のテレビ電話機能を活用し、本社担当者とご契約内容を再確認する取組みを行っています。



2016年4月からは、シニアのお客様が安心、便利に給付のお手続きができるよう、専門知識を有する内務員が直接お客様やご家族のもとを訪問し、お手続きのサポートを行う「お支払い手続き訪問サービス（かけつけ隊サービス）」を開発しました。サービス開始以来ご利用件数は14万件を超え^(※)、多くのお客様に大変ご好評をいただいています。

（※）2022年3月現在

● 時代の変化を先取りした商品開発

お客様に一生涯にわたる安心をご提供するため、主力商品である「保険組曲Best」の充実を図っています。

2016年3月には、業界初となる^(※1)選択緩和型の認知症保障商品である「ひまわり認知症治療保険」および就業不能時の収入を保障する「働けなくなったときの保険」を発売いたしました。

また、2018年10月より『世の中から認知症をなくしたい』という強い想いを込めて開発した「ひまわり認知症予防保険」を発売いたしました。『保険で病気を予防する』をコンセプトに、「早期発見」「早期予防」「早期改善」サービスにより、「認知症になった場合の保障」だけでなく「認知症にならないための予防」へのお客様の取組みをサポートするという仕組みを新たに導入しました。

シニアのお客様にご支持をいただき、認知症関連商品の累計販売件数^(※2)は2022年5月末時点で80万件を超えています。

世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症に対し、「どこの会社よりも早く、新型コロナウイルス感染症を手厚く保障する生命保険を通じて、お客様にご安心をお届けし、元気、長生きをサポートしたい」という想いから、2020年9月に「感染症プラス入院一時金保険」を発売しました。2021年12月には、販売件数が20万件を超える大きな反響をいただいているです。

（※1）簡単な告知により加入できる選択緩和型の商品で、認知症について保障する保険は生命保険業界初となります（一般社団法人生命保険協会加盟41社について、当社調べ（2015年12月末時点））。

（※2）「ひまわり認知症治療保険」、「認知症治療保険」、「ひまわり認知症予防保険」、「通増認知症治療終身保険」、「終身認知症・生活介護年金保険」の合計販売件数

● 営業職員による非対面募集「リモート申込」を導入

2021年1月より、これまで培ってきたデジタル技術を活用し、インターネット上で商品設計から申込手続きまでを完結できるスマ保険と営業職員によるコンサルティングや申込手続きのサポートを組み合わせた、営業職員による非対面募集「リモート申込」を導入しました。

従来の訪問による対面サービスに加え、新型コロナウイルス等の影響で非対面でのサービスを求めるお客様への提案を可能としました。また、お客様がリモート申込を行うにあたって、WEB会議システムや特別なアプリのインストールなどの事前準備は一切不要とし、インターネットに接続できるスマートフォンやパソコン等をご用意いただけで、どなたでも簡単に保険のお申込みをすることができます。

リモート申込の導入により、営業職員チャネルのご契約にかかる主なプロセス（申込手続きからお支払手続きまで）において、インターネットによる非対面手続きを実現しています。

法人のお客様

少子高齢化や働き方改革など福利厚生制度をめぐる環境は時代とともに大きく変化し、福利厚生制度も多様化・高度化しています。当社は、親の介護による離職防止の一助となる「団体生活介護保険」をはじめ、社会環境の変化に対応する商品開発を行い、企業・団体に提供しています。

代理店での保険販売

金融機関代理店および一般代理店による介護保険や認知症に備える保険など、独自性のある商品をご用意し、お客様の幅広いニーズにお応えしています。また、金融機関代理店数も着実に増え、より多くのお客様に当社商品をご提供できるようになりました。

商品

個人向け生命保険商品のお取扱い



組み立て自由な保険 保険組曲Best

さまざまなお客様のニーズにきめ細かくお応えするために、2008年10月に業界初の組み立て保険「保険組曲Best」を発売し、その後も商品ラインアップの充実を図っています。直近では、2021年6月に「ガン・重大疾病予防保険」を、2021年9月に「手術保障保険」を新たにラインアップに追加しました。

「ガン・重大疾病予防保険」は、がんや重大疾病になったときにガン・重大疾病保険金とガン・重大疾病ワイド給付金をお支払いします。また予防給付金を活用し、疾患予防サービスを利用することが可能です。

「手術保障保険」は、入院中の手術または外来の手術を受けた場合、最高20万円の手術給付金を受け取れるようになりました。

テレビCM



特長 1

保険組曲Bestなら自分にピッタリな保険を組み立てられます。

27種類の単体の保険（主契約）から、必要な保険を選んで組み合わせることにより、ご自分のニーズに合った保障を準備することができます。

<主契約一覧>



【万一のため】の保険

- 生活応援保険（月額型） ●終身保険
- 定期保険 ●傷害保険



【3大疾病】に備える保険

- ガン・重大疾病予防保険（I型）・（II型）



【就業不能・認知症・介護】に備える保険

- 働けなくなったときの保険（I型）・（II型）
- 生活介護保険（II型） ●認知症治療保険
- 終身生活介護年金保険（I型）



【ケガや病気】に備える保険

- 先進医療保険
- 入院保険 ●女性特定疾病入院保険
- 女性入院保険 ●生活習慣病入院保険
- ガン入院保険 ●入院一時金保険
- 女性入院一時金保険
- 生活習慣病入院一時金保険
- 感染症プラス入院一時金保険 ●手術保険
- 手術保障保険



【資金準備・長生きへの備え】のための保険

- 積立保険 ●生存給付金付定期保険
- 個人年金保険 ●長寿生存年金保険



特長 2

就業不能状態をしっかり保障します。

「働けなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕」は、病気やケガなどを原因とした所定の就業不能状態が30日継続したとき給付金をお支払いします。また、所定の早期就業不能状態が30日継続するごとに150日まで最大5回、給付金をお支払いします。さらに、所定の就業不能状態が180日継続したときには「就業不能年金」をお支払いします。



特長 3

がんに加え、所定の重大疾病を幅広く保障します。 予防給付金を活用して疾病予防サービスを利用することもできます。

「ガン・重大疾病予防保険〔I型〕・〔II型〕」は、がんと診断されたときに加えて、重大疾病による所定の状態のときにも保険金をお支払いします。

また、ガン・重大疾病ワイド給付金特則により、「上皮内がんになったとき」や「急性心筋梗塞・脳卒中で入院したとき」も保障の対象になります。

予防給付金を活用して、「疾病リスク発見サービス」などの疾病予防サービスを利用することもできます。

＜保障対象となる重大疾病＞ ※お支払いには所定の条件があります。

急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、高血圧性疾患、大動脈瘤・大動脈解離、慢性呼吸不全、慢性肺炎、その他の臓器の障害



特長 4

最新の医療保障を準備できます。



特長 5

人生100歳時代に備えることができます。 (終身生活介護年金保険〔I型〕と長寿生存年金保険を指定のとき)

「終身生活介護年金保険〔I型〕」は、所定の介護をする状態になったとき、終身生活介護年金をお支払いします。長寿生存年金保険は、トンチン性^(※)を高め、さらに解約払戻金を低く設定することで年金額を大きくしたトンチン型年金です。長生きするほど受取年金累計額は多くなります。

(※) トンチン性とは、死亡した方の持分を生きている方に移すことで、より多くの生存給付が与えられる割合のことをいいます。
考案者の名前（トンティ）からトンチン型と呼ばれます。



特長 6

充実の保険料払込免除特約2020

保険料払込免除特約2020を付加することで、いざというときには保険料のお払込みが免除されます。保険料のお払込みが免除となるのはつぎのような状態に該当されたときです。

〔3大疾病〕で所定の状態

所定の【身体障害状態】

所定の【重度疾病状態】

所定の【要生活介護状態】等(所定の【働けない状態】)

所定の【高度障害状態】

所定の【特定障害状態】

(※) なお、快方に向かったときも、保険料のお払込みは不要です。



特長 7

割引制度も充実

月払契約であれば、保険料の合計額に応じて保険料が割引となる「契約割引制度（保険料割引制度）」があります。合計額が大きくなるほど割引額は大きくなります。

業界初!
(※)

ひまわり認知症予防保険

ひまわり認知症予防保険

当社は、認知症に前向きに向き合い、老後を安心してお送りいただくための保険商品として業界初^(※)の「ひまわり認知症予防保険」を2018年10月に発売しました。健康に不安のある方（入院したことがある方等）も簡単な告知でお申し込みいただけます。また、当商品は2019年度のグッドデザイン賞を受賞しました。

(※) 状態継続日数の要件がなく、所定の認知症と診断されたときに保険金を主契約でお支払いする生命保険は業界初です。
(2018年7月時点、当社調べ)



GOOD DESIGN AWARD 2019

テレビCM

*「ひまわり認知症予防保険」は、東洋生命認知症診断保険の販売登録です。特長
1

ご契約の翌年から予防給付金をお受け取りいただけます。
(選択緩和型認知症診断保険(生存給付金特則付加)を指定のとき)

認知症の
予防

ご契約からわずか1年で、その後は2年ごとに予防給付金をお受け取りいただけます。

終身プランの場合、一生涯予防給付金をお受け取りいただけます。10年満期プランの場合、5回の予防給付金と10年後の満期保険金をお受け取りいただけます。

特長
2

予防給付金を活用して認知症予防サービスを利用できます。

認知症の
予防

予防給付金を活用してMCIスクリーニング検査プラスやケアオルト[®] 健康ウォーキング体験ツアーを利用することができます。

MCIスクリーニング検査プラス (サービス提供：株式会社MCB1)

■認知症の前段階であるMCI（軽度認知障害）の発症リスクを調べる血液検査です。

採血1本でわかる
軽度認知障害
のリスク検査

■MCIスクリーニング検査プラスを受診されたお客様には、株式会社MCB1より特典をご用意しています。詳しくは「認知症予防あんしんガイド」(別冊)をご覧ください。

太陽生命の健康増進アプリ (無料)

■歩行・睡眠・脳トレなど、さまざまな視点からお客様の健康増進をサポートします。

ケアオルト[®] 健康 ウォーキング体験ツアー (旅行企画・実施：京王観光株式会社)

■認知症や生活習慣病の予防・改善に、1泊2日の「頑張らない」ウォーキングツアー。

特長
3

認知症をダブルの保険金で保障します。
(選択緩和型認知症診断保険と選択緩和型認知症治療保険を両方指定のとき)

認知症の保障

認知症診断保険金は、認知症と診断されたときにお支払いします。その後、認知症の症状がさらに進み、所定の状態が180日継続したとき、さらに認知症治療保険金をお支払いします。

特長
4

7大疾病や女性特有の病気等を保障します。
(選択緩和型7大疾病医療一時金保険または選択緩和型女性疾病医療一時金保険を指定のとき)

入院の保障
放射線治療の保障
手術の保障
骨折の保障

「7大生活習慣病」やシニアの方に多い老人性白内障・脊椎障害・熱中症による入院・手術のとき一時金をお支払いします。さらに、女性の場合は、子宮筋腫・卵巣嚢腫などの「女性特有の病気」も対象です。事故や転倒による骨折、骨粗しょう症による骨折などシニアの方に多い、要介護の原因になりやすい「骨折」の治療を受けたとき一時金をお支払いします(180日につき1回を限度とし、同一の原因による支払いは1回に限ります)。

特長
5

「新型コロナウイルス感染症」での入院を保障します。
(感染症プラス入院一時金保険を指定のとき)

入院の保障

「新型コロナウイルス感染症」で入院のときに一時金をお支払いします。

わが国は類を見ない超高齢社会を迎えています。このような社会環境の変化にともない、「健康寿命の延伸」および「少子化対策」が大きな社会問題となっています。そうした課題に応えるため、商品サービス等の提供を通じて、社会的課題の解消に向けた取組みを進めています。

▲がん・重大疾病に対する「保障」に加えて、「予防」を応援するサービスがあります！▲

ガ・ン・重大疾患 予防 保険

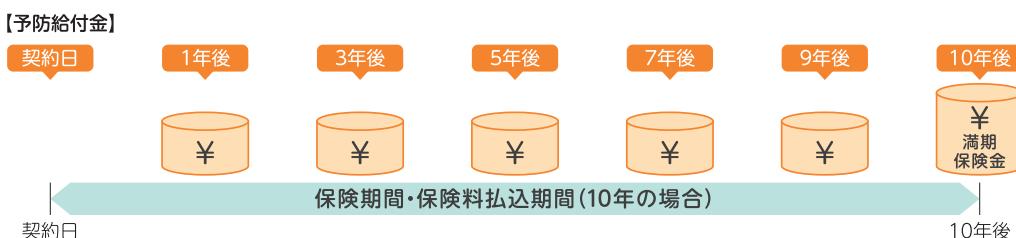
この保険は、10大疾病保障保険に生存給付金特則を付加し、その予防給付金を疾病予防サービス等にご活用いただきたいという思いから「がん・重大疾病予防保険」という愛称を使用しています。生存給付金特則を付加しない場合は予防給付金はありませんが、疾病予防サービス等のご利用を案内させていただきます。

特長1 進化した保障でがん・重大疾患を幅広く保障



特長2 疾病予防に活用できます

「最短1年」で受け取ることができる予防給付金を「疾病予防サービス」にも活用できます。



疾病予防サービス

2021年3月には、味の素株式会社、H.U.フロンティア株式会社、H.U.ウェルネス株式会社の3社と、重大な疾患の予防に関する業務提携を行い、約5mlの採血で、「現在、がんである可能性」と「将来、脳卒中・心筋梗塞、糖尿病になるリスク」を一度に評価できる「アミノインデックス®リスクスクリーニング」のご案内を開始しています。



TOPICS

出産保険

2021年9月、産前産後の女性を支援するため、「出産保険」〔無配当産前産後ケア保障付特定医療保険(001)〕をインターネットチャネル「スマ保険」専用商品として発売しました。当該商品は、当社の「保険の提供を通じて、妊娠婦のお客様に安心をお届けし、出産・育児を応援したい」という想いから開発され、母子愛育会総合母子保健センター所長の中林正雄先生に監修いただきました。

所定の妊娠うつ・産後うつを保障するだけでなく、出産後の身体的回復に影響を及ぼす妊娠中および出産時の異常、妊娠中から産後にかけて特に心配な疾病等も保障する妊娠さん専用の商品となります。

出産保険の5つの特長

特長
1妊娠さん
専用保険特長
2所定の
妊娠うつ・
産後うつを
保障特長
3妊娠中の
重症型妊娠
高血圧症候
群、出産に
ともなう輸
血治療を
保障！^(*)1)特長
4がんなどの
3大疾病・
上皮内がん
なども保障
(*)2)特長
5うれしい
満期保険金
つき
(保険期間2年)

(*)1) 所定の重症型妊娠高血圧症候群と医師によって診断された場合の保障および出産に伴う所定の輸血を受けたときの保障は、保険契約締結時に被保険者が妊娠していた子の妊娠・出産によるものに限ります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(*)2) 責任開始日から90日以内に罹患し診断確定された乳がんおよび乳房の上皮内がんはお支払することはできません。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

子宮頸がんHPV検査パピックス 有料

(検査実施機関：株式会社ジェネティックラボ)

株式会社ジェネティックラボが提供する、子宮頸がんの原因とされる高リスク型HPV（ヒトパピローマウィルス）の感染の有無を自宅で簡単に調べることができる「子宮頸がんHPV検査パピックス」のご案内を行っています。

※妊娠中の方、未成年の方は受検できません。

PAPI QSS

子宮頸がんの早期発見・
早期治療の可能性が拡がります

子宮頸がんになる前の段階で早期発見・早期治療ができれば、子宮を摘出せず、赤ちゃんを授かる可能性も残すことができます。

自宅で簡単に検査できます

お申込みはもちろん、検査結果もWebで確認するため、「時間がない」「面倒」「恥ずかしい」といった理由で病院の検査を受けられない方でも、自宅で簡単に検査することができます。

金融機関窓口での商品のお取扱い



My介護Bestプラス

「My介護Bestプラス」は、超高齢社会を迎えた中、「老後の介護や認知症のリスクに備えたい」「万が一のことがあった場合の相続について備えたい」というお客様のニーズに対し、円建定額商品でお応えするために開発した、認知症・介護を保障する保険です。

本商品では、「一生涯の介護保障」「死亡保障」および、「資金準備」に備えることができる「介護基本プラン」に加え、「介護基本プラン」に認知症の保障を上乗せした「認知症充実プラン」をお選びいただけます。

**特長
1**

所定の介護状態になった場合、毎年、終身生活介護年金をお支払いします。

- 被保険者が生存されている間、生涯お支払いします。
 - 初回年金割増特則が付加されているため、第1回の終身生活介護年金額は「基本介護年金額×2」になります。
- !**・終身生活介護年金のお支払いには所定の条件があります。

**特長
2**

介護状態に該当せずに万一のことがあった場合、死亡給付金をお支払いします。

- 保障期間は生涯です。
- !**・終身生活介護年金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
・死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

**特長
3**

解約された場合、期間の経過に応じた解約払戻金をお支払いします。

- 保険料払込期間中の解約払戻金を低く設定(解約払戻金を低く設定しない場合の70%)することによって保険料が割安になっています。
- !**・解約された場合、ご契約は消滅します。
・解約払戻金は、保険料払込期間満了後でも、お払込保険料の合計額より少なくなる場合があります。

**特長
4**

器質性認知症と診断された場合、すぐに認知症診断保険金をお支払いします。

所定の認知症になった場合、終身生活介護年金に終身認知症治療年金が上乗せされます。

- 終身認知症治療年金は、被保険者が生存している間、生涯お支払いします。
- !**・認知症診断保険金のお支払い対象となるのは、「契約日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、初めて器質性認知症に罹患したと医師により診断確定されたとき」です。
・終身認知症治療年金のお支払いには所定の条件があります。

**特長
1**

ご契約時に年金額が指定通貨建(米ドル・豪ドル)で確定します。

- 円支払特約により、円建でのお受け取りも可能です。
- 健康状態の告知・医師の審査は不要です。
- 一時払保険料が所定の基準を満たす場合、年金額をより充実させることができます。

**特長
2**

据置期間満了時に受取方法が選択いただけます。

- 年金受取・一括受取・据置払が選択できます。
- 年金保障期間の変更ができます。
- 円建または指定通貨建の終身保険に移行ができます。

**特長
3**

据置期間中に解約した場合、経過期間に応じた解約払戻金が指定通貨建で確定します。

- 解約に際してご負担いただく費用はありません。
- ご契約日から1年経過以後、円建の終身保険に移行ができます。

法人向け商品のお取扱い

人生100歳時代の到来や働き方改革の進展といった環境の変化により、企業の福利厚生制度に対するニーズも多様化しています。

そのような中、当社では介護による負担を軽減するため、従業員の親が介護状態になったときに保険金をお支払いする「団体生活介護保険」、生涯受け取れる年金で高齢者向けホームの利用料等をサポートする団体年金制度「月額利用料サポートプラン」など時代に合った商品を取り扱っています。

また、医療技術の進歩等により平均入院日数が短期化傾向にあることや外来手術が増加している現状をふまえ、「団体入院一時金保険」を開発し、2022年4月より取扱いを開始しました。

団体生活介護保険



太陽生命

損害保険商品のお取扱い

損害保険ジャパン株式会社およびペット＆ファミリー損害保険株式会社の代理店として、主に営業職員が窓口となって損害保険商品をお届けしています。

生命保険のみならず、損害保険もラインアップに加えることで、お客様のさまざまなニーズに十分お応えできるようにしています。

■ 自動車保険



● THE クルマの保険（個人用自動車保険）

万全な事故・故障対応、先進のサービス、充実の補償でお客様に『安心』『安全』をお届けする保険です。



● SGP（一般自動車保険）

主に法人・個人事業主のお客様向けの自動車保険です。様々なビジネスリスクに対応する補償をオーダーメイドで選択することができます。

■ 火災保険



● THE すまいの保険（個人用火災総合保険）

火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りする保険です。

■ 傷害保険



● THE カラダの保険（個人用傷害所得総合保険）

個人向けの傷害・賠償リスクを1商品でカバーでき、個人の「カラダ」を取り巻くあらゆるリスクに対応可能な保険です。

■ ペット保険



● げんきナンバーわんBest（ペット保険）

バランスの取れた保険料と補償内容で大切な家族の一員であるペットをサポートできるペット保険です。

営業教育体制

営業職員への教育

お客様一人ひとりに最適なコンサルティングを行い、確かな安心と充実したサービスをご提供することにより、今後ともお客様に選ばれ、信頼される会社を目指します。そのため営業職員の知識・技術はもちろん、お客様の期待に応え、お客様から選ばれるための努力を惜しまず、自己研鑽による成長を積み重ねるプロフェッショナルな営業職員を育成していきます。



● 新人営業職員教育(Progress)

生命保険営業を行っていく上で必要となる心構えや知識・技術など、営業の基礎を徹底して学びます。



● FP教育

多様化するお客様のニーズにお応えして、最適な保険商品をご提案するためには、お客様の立場に立った質の高いコンサルティングが欠かせません。お客様に安心感・納得感を持って当社の保険にご加入いただき、一生涯のパートナーとなれるよう、生命保険だけでなく、社会保障制度・不動産・税務・相続等に関する豊富な知識を習得することを目的に、「FP技能士(厚生労働省所管国家資格)」の取得を推進しています。

● 業界共通教育

新人営業職員教育制度やFP教育と並行して、生命保険業界の業界共通教育制度についても積極的に取り組み、体系的な知識習得に努めています。

● 朝礼時教育

お客様のあらゆるニーズにお応えできるよう、毎日の朝礼の中で商品知識、税務知識、コンプライアンス、マナー・エチケットなどの基礎的な教育から、最適なコンサルティングセールスにいたるまで幅広いテーマを取り上げて教育を実施しています。

法人募集代理店への教育

法人募集代理店がコンプライアンスを遵守し、お客様のニーズに沿った営業活動を実践できるよう、法人募集代理店教育・研修計画に基づいた指導・教育に努めています。

お客様サービス

お客様とのコミュニケーション

- 携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」によるお客様サービス



2018年8月、営業職員が携行する携帯端末が革新的な進化を遂げ、「太陽生命コンシェルジュ」として生まれ変わりました。搭載した各種機能を通じた新しいコミュニケーションによってお客様とつながることで、お客様の利便性向上とお客様サービスの進化を実現しています。

携帯端末の機能を利用したコンサルティング営業

営業職員が携帯している端末には、モデルプラン提示機能が搭載されています。お客様の年齢・性別とご希望の保険種類を選択するだけで最適な保障プランが自動的に抽出されるため、お客様一人ひとりのニーズに合った素早いご提案が可能です。

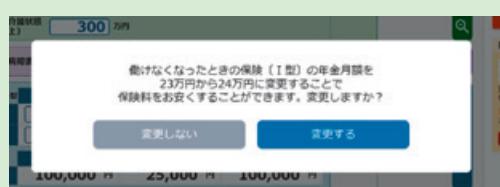
また、プレゼンテーション画面を用いた保障のニーズ喚起により、納得感のあるご提案を行っています。

これらの機能により、お客様と一緒に画面を見ながらご希望の保障を一つひとつ選択し、きめ細やかなコンサルティングセールスを実践しています。



契約割引制度を活用するためのポップアップメッセージ表示

太陽生命には、お客様の加入するプランに応じた契約割引制度があります。設計したプランの保障を増額することで契約割引制度の割引ランクが上がり、保険料がお安くなる場合においては、ポップアップメッセージが自動的に表示され、ボタン一つでプランを自動的に変更・ご提案することができます^(*)。



ご加入手続きの簡素化

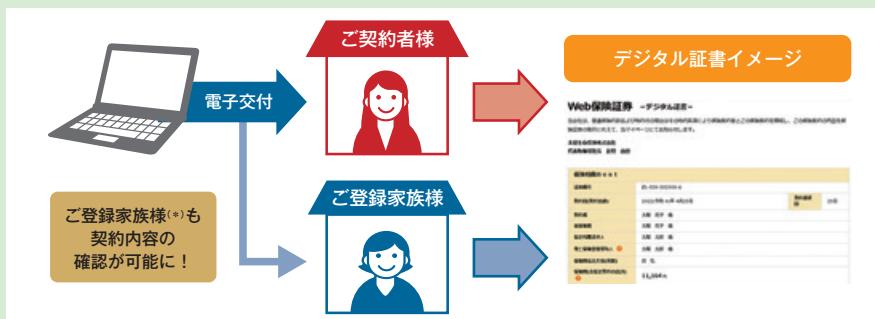
高性能の音声認識機能により、音声入力で健康状態の告知をいただくことができます^(*)。

手が不自由で字が書けない、病名を書くことが難しいというお客様でも、病名やキーワードを音声入力することにより簡単かつスムーズに告知手続きを完了することができ、お客様の負担軽減につながっています。



『デジタル証書』による提案～領収～保険証券発行までのペーパレス化

2022年4月に取扱開始した『デジタル証書』は、保障内容をWebサイトで簡単に確認しやすいようデザインし、ご契約者様がご利用しやすくしただけでなく、被保険者様・ご登録家族様^(*)にもマイページ会員として登録いただくことで、ご契約者様以外でもご利用できる便利なサービスとなっております。これにより申込み手続きから領収証発行、保険証券による契約内容の確認までのご加入時の一連の流れでの完全ペーパレス化を実現し、地球環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献できるようになりました。



(*) 契約者の配偶者、直系血族または3親等内の親族の方等。

カメラ機能によりスピーディーな給付金のお支払い

お客様に給付金のご請求をいただく際、ご自身で必要事項の記入や入力を行うことなく、営業職員が病院発行の領収証等に基づき入力した請求内容を確認し画面上に署名するだけで手続きが完了します。さらに、搭載したカメラで領収証等を撮影し即時に本社に送信することにより、白内障による入院・手術など一定の条件を満たした場合、最短10分程度でのお支払いを実現しています。



※「契約割引制度を活用するためのポップアップメッセージ表示」「告知音声認識」「第1回保険料領収証のSMS発行」については、当社が日本における特許権を取得しています。

● お客さま専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」

「太陽生命マイページ」とは、太陽生命の個人保険にご加入のお客さまがご利用いただけるインターネットサービスです。「太陽生命マイページ」にご登録いただくと、パソコンやスマートフォンで、加入しているご契約の保障内容などを確認できる「契約内容照会」をはじめ、ご登録住所の変更や改姓手続き、ご家族登録制度への登録・変更、生命保険料控除証明書のダウンロードなどがご利用いただけます。

また、入院給付金等のご請求手続きが可能となりました。お手続き方法は「インターネット完結」「かけつけ隊訪問依頼」「書類の郵送」から選択することができ、白内障や大腸ポリープなどについては、ご請求からお支払いまでをインターネットで完結することができます。

● お客様サービスセンターの取組み

お電話にて、専門のコミュニケーターがお客様からのご用件やご要望をお伺いしています。書類手配のほか、ご要望によっては各支社や担当部署と連携しながら、迅速できめ細やかにお客様のお申し出にお応えしています。

また、シニアのお客様にもよりご利用いただきやすい仕組み（直接オペレーターがご用件をお伺いする「シニア専用保険ダイヤル」等）を導入し、お客様により良いサービスをご提供できる体制を整備しています。



お客様
サービスセンター

0120-97-2111 通話無料

営業時間

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜・日曜 9:00～17:00
(祝日・年末年始 (12/30～1/4) は休業します)

● お客様フォロー活動

ご契約後も、お客様一人ひとりにより良いサービスをご提供するために、当社職員が定期的にお客様訪問などを行い、ご契約内容の説明やご提案・各種ご案内など対面でのアフターサービスに努めています。

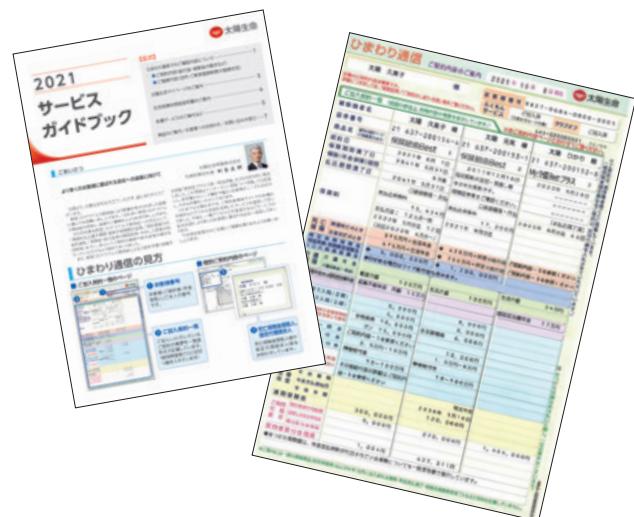
● 電話によるアフターフォロー

お客様サービスセンターのアフターフォローコール担当者が、接点の少ないお客様にお電話を差し上げ、お手続きの有無やご意見・ご要望をお伺いするほか、新商品やサービスのご案内も行っています。

● ひまわり通信・サービスガイドブック

お客様のご契約内容の最新状況等をわかりやすく記載した「ひまわり通信」を毎年発行し、お客様へお届けしています。ご加入いただいているご契約について、保障内容を被保険者様ごとに一覧表形式で記載するなど、ご契約内容を総合的にご確認いただける掲載内容としています。あわせて、お客様に向けた各種サービスのご案内「サービスガイドブック」を同封し、保険に関わる最新の情報をお届けできるようにしています。

また、「ひまわり通信」「サービスガイドブック」は、マイページから閲覧・ダウンロードも可能です。



● 太陽生命の健康増進アプリ

2016年10月に提供を開始した「認知症予防アプリ」をリニューアルし、2021年3月より、歩行・睡眠・脳トレ等のさまざまな視点からお客様の健康増進をサポートできる「太陽生命の健康増進アプリ」を提供しています。

このアプリは、毎日の歩数や睡眠時間から、予防できる可能性のある病気・病態や健康増進に向けたアドバイスをお知らせする機能があり、お客様はご自身の健康状況を確認することができます。また、睡眠計測機能や無料健康相談サービス、見まもりアラーム、健康増進の取組みをミッションとしたbingoゲームなどの機能を搭載しており、アプリを使って毎日楽しく健康づくりに取り組むことができます。



トップ画面

歩行・睡眠・脳トレ画面

● ユニバーサルマナー検定

シニアのお客様や障がいをお持ちのお客様への対応力を高めていくために、「ユニバーサルマナー検定」を全社に導入しています。2016年7月には、本社および全国の支社役職員が「ユニバーサルマナー検定3級」を受講し、講義・グループワークのほか、視覚・聴覚障がいのある方とのコミュニケーションを理解するための実技研修を体験しており、その後も継続して研修を実施しています。

また、一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会主催の「ユニバーサルマナーアワード2017」において、超高齢社会の到来に向けた特に優れた取組事例として高く評価され「ユニバーサルマナーアワード」および「審査員賞」を受賞しました。

(※) 「ユニバーサルマナー」とは、自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識のもと、サポートを実践することを意味し、「ユニバーサルマナー検定」は、一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会がユニバーサルマナーの普及・啓発を目的として実施しているものです。



ユニバーサルマナー検定3級認定証



● 認知症サポーター

本社・支社等すべての事業所において「認知症サポーター養成講座」を受講し、「認知症サポーター」を配置しています。社会的関心が高まっている認知症についての理解を深めることで、認知症の方やご家族を温かく見守り、支援する社会の実現に協力してまいります。

※「認知症サポーター」は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域において認知症の人や家族に対してできる範囲の手助けをする人であり、厚生労働省が推進する「認知症サポーターキャラバン事業」における「認知症サポーター養成講座」を受講・修了した者を称する名称です。



● 東京都「心のバリアフリー」サポート企業

「従業員」「お客様」「社会」のすべてを元気にする取組み「太陽の元気プロジェクト」と「BSS」(ベストシニアサービス)の推進、障がい者・高齢者への対応力強化に向けた各種研修等の推進が評価され、2019年度東京都「心のバリアフリー」サポート企業に登録されました。



● 認知症バリアフリー宣言

2022年3月、日本認知症官民協議会(※)が主催する「認知症バリアフリー宣言試行事業」に賛同し、宣言を行っています。

(※) 日本認知症官民協議会

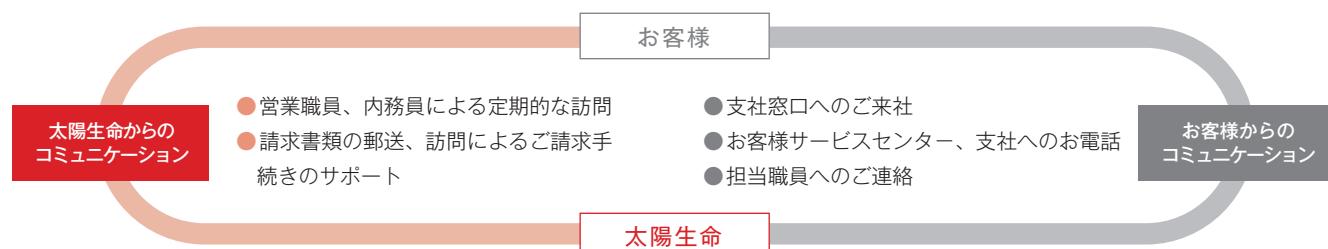
2019年設立。認知症バリアフリーの取り組みや、認知症分野でのイノベーション創出を官民一体となって進めることを目的として、経済界、産業界、医療・介護業界、学会や関係省庁などが参加して設立した団体。

保険金・給付金のお支払い

当社では、正確かつ迅速に保険金・給付金をお支払いすることが、お客様からの信頼を得る第一歩であると考えています。生命保険の役割が最大限発揮されるよう、保険金・給付金のご請求時におけるサービス向上のため、さまざまな取組みを行っています。

● 保険金・給付金を確実にお受け取りいただくためのご案内

お客様サービスセンターや支社でお客様から保険金・給付金のご請求を受け付けた際には、郵送によるご案内のほか、担当営業職員や内務員が直接お客様のご自宅等を訪問し、ご請求手続きのサポートやお手続きに関する情報提供を行う活動を進めています。



お客様のご希望に応じて、営業職員、内務員が訪問。

その場でお手続きの説明やご請求案内を実施。

また、保険金・給付金のご請求・お受取りに際して、お客様のご理解をより深めていただくため、お手続きの流れやお支払いの具体的な事例等をまとめた冊子「お手続きガイドブック」を作成し、お客様へ配付しています。

● お客様に安心してご請求いただくための取組み

お客様のご請求時における利便性向上のため、専門知識を有する内務員がお客様を訪問する「かけつけ隊サービス」に加え、担当営業職員においても専用モバイル端末による給付金等のご請求手続きを取り扱っています。お客様は、担当営業職員等が入力したご請求内容を確認し、端末上で自署するだけで手続きが完了しますので、ご請求手続きに係るお客様のご負担が大幅に軽減されます^(※)。

このほか、シニアのお客様が診断書を取得できずご請求手続きに苦慮される場合に、当社内務員が診断書の取得を代行するサービスや、専用モバイル端末での手続きを依頼できるご親族が身近にいらっしゃらない場合に、当社内務員が代行手続きを行うサービス、視覚障がい等により端末画面上に表示される内容を読むことが困難な場合に、代行手続き時に代読を併せて行うサービスを展開しています。

(※) 当専用モバイル端末の「給付金手続き画面」は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、優れたコミュニケーションデザインを表彰する「UCDAアワード2020」の「生活保障：保険金・給付金の請求書部門」において、最優秀賞にあたる「UCDAアワード2020」を受賞しています。

■ UCDAアワードを受賞した「給付金手続き画面」



● お客様の様々なニーズにお応えするための取組み

2020年3月より、給付金等のご請求手続きに関して「太陽生命マイページ」をご利用いただくことで、ご請求からお支払いまでがインターネットで完結できるようになりました。

お客様は必要となる書類をスマートフォンなどで撮影し、「太陽生命マイページ」にアップロードすることにより、最短10分程度での給付金等のお受け取りが可能です^(※)。

(※) 請求内容（診断書が不要）や受付時間など受付の状況により異なります。



● 適切に保険金・給付金をお支払いするための態勢強化

当社では、保険金・給付金を適切にお支払いするための態勢強化に継続して取り組んでいます。

お客様の声を活かした業務改善への取組みや、保険金・給付金の支払査定に関する判断の妥当性について、社外有識者からの助言を得るため「サービス品質向上専門委員会」を設置しています。

また、診断書の記載内容をデジタルデータ化し、傷病・手術コードへ自動変換した結果を支払査定業務に活用するとともに、ご請求いただいた入院や手術以外のお支払いの可能性についてもご案内しています。さらに、正確かつ迅速なお支払いを通じて、より一層お客様にご満足いただけるよう、支払査定の自動化を推進しています。

お客様の声

● お客様の声を活かす仕組み

お客様サービスセンターや、営業職員をはじめとする役職員は、お客様と接するさまざまな機会に「お客様の声」を積極的にお伺いしています。お申し出内容は「お客様の声」情報システムに登録し、これを関連部署が分析し、改善策を検討・実施することにより、当社の業務やサービスの改善につなげています。



● 「サービス品質向上専門委員会」での社外委員との意見交換

「お客様の声」を経営に反映させるため、社外委員と当社役職員で構成する「サービス品質向上専門委員会」を四半期ごとに開催しています。委員会では、「お客様の声」に基づく業務改善の状況や保険金等支払業務の適切性について報告し、社外委員からはお客様の視点に立ったご意見をいただき、業務改善に活かしています。



● 「ISO10002」への取組み

「お客様の声（苦情等）」をもとに「お客様の視点に立った業務改善」を継続していくため、2008年3月に苦情対応に関する国際規格「ISO10002」に準拠した規程を定め、その適切な運用と定着に努めてまいりました。

2022年3月、現在の取組みについて第三者に検証・評価を依頼し、当社の「苦情対応マネジメントシステム」が順調に機能しているとの評価を受けた「第三者意見書」を取得し、2022年4月、国際規格「ISO10002」への適合性を維持していることを宣言いたしました。

● お客様懇談会の開催

お客様に当社や生命保険に対する一層のご理解と信頼を深めていただくこと、また、ご意見・ご要望をお伺いすることを目的にお客様懇談会を開催しています。



従業員のはたらきがい

当社は、働きやすい職場環境づくりに向け、女性の活躍推進や有給休暇の取得促進、福利厚生制度の充実などに取り組んでいます。さらに、業務改革の一環として、従業員のワークスタイルの変革に取り組んでおり、ペーパーレス化の推進やオフィス環境の整備を通じた効率的な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現を図っています。

また、従業員の健康増進に取り組むことで、一人ひとりが元気にいきいきと長く働くことのできる「元気な職場づくり」を目指しています。

スマートワークの実現(働き方改革)

スマートワークの実現を通じて働き方改革に取り組んでいます。スマートワークとは、従業員一人ひとりがやりがい、充実感を持って働くことです。スマートワークを実現するためには、「仕事の質の向上」と「ワーク・ライフ・バランスの充実」が必要であり、そのための一歩として、これまで、時短や有給休暇の取得促進等に向けた各種取組みを行ってきました。

今後もこうした成果を積み重ね、従業員一人ひとりがスマートワークを実現することで、従業員の仕事が「作業の仕事」から「知恵の仕事」となるよう業務改革を進めてまいります。

働きやすい職場環境の実現

子育て支援について、短時間勤務制度など各種制度を導入しており、東京労働局長より、次世代育成支援に積極的に取り組む企業として「基準に適合する一般事業主の認定」を取得しています。また、2015年8月には、より高い水準の取組みを行っている企業として「プラチナくるみん」の認定を取得しました。

さらに、2017年8月より育児休暇の拡充として「育児参加のための休暇」を新設^(※)、2018年4月には「短時間勤務制度」の適用範囲を「子が小学校卒業まで」に拡大し、仕事と育児のさらなる両立支援にも取り組んでいます。

また、2020年4月には介護休業や欠勤・休職制度など、従来の「介護や治療に専念して休む制度」に加えて、介護や治療をしながら働き続けることのできる「週3日、週4日勤務制度」を新たに導入するとともに妊娠中および出産後、不妊治療に限定している通院休暇の適用範囲に「がん治療」を追加し、仕事と介護や治療との両立支援の拡充に取り組んでいます。

2021年1月には、看護休暇・介護休暇について、時間単位（10分単位）での取得を可能とした他、2022年4月より通院休暇も時間単位（10分単位）での利用が可能となりました。

(※)「育児参加のための休暇」とは、配偶者が出産し、子が3歳に達するまでの間、育児休業を通算して10日までいつでも取得することができ、かつ、当該休暇について給与を支給する制度です。

<内務員の各種制度>



TOPICS



「プラチナくるみん」とは、子育てサポート企業として「くるみん認定」を取得した企業のうち、より高い水準の取組みを行った企業が認定される制度です。

当社では、短時間勤務制度をはじめとした、育児・介護を支援する人事制度の積極的な活用に加え、早帰り施策の継続的な取組みや有給休暇取得促進、配偶者の出産に伴う男性育児休業等の取得推進など、さまざまな両立支援の取組みが評価され、「プラチナくるみん」の認定を取得しています。

ダイバーシティ推進への取組み

多様な人材が活躍できる職場風土の形成に取り組んでいます。

● 女性の活躍推進

・職場環境の整備

育児や介護との両立支援、総労働時間の縮減や有給休暇の取得促進、住環境の整備等、女性を含めた多様な人材が柔軟に働く環境の整備に取り組んでいます。

・管理職登用

積極的な女性管理職の育成、登用に取り組んでいます。

・女性取締役

2018年6月に初の女性取締役が誕生しています。



<女性管理職比率>

2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月
19.1%	20.2%	20.3%	20.4%	20.4%	20.2%

● シニアの活躍推進

これまで、60歳定年後最長65歳まで継続して勤務できる制度を導入してきましたが、2017年4月より、定年を65歳に延長し、また65歳以降も最長70歳まで働く人事制度を導入しています。

この制度が評価され、人材領域で優れた新しい取組みを積極的に行っている企業を表彰する「第8回 日本HRチャレンジ大賞」（主催：「日本HRチャレンジ大賞」実行委員会、後援：厚生労働省、東洋経済新報社、ビジネスパブリッシング、HR総研（ProFuture）において、金融機関で初めて『イノベーション賞』を受賞^(*)しました。



2020年4月より、65歳定年制度を確実に運用し、これまで以上に若手からシニアまで年齢に関わらず能力を発揮し、管理職として活躍できる環境を構築するため、評価基準をより明確に刷新するとともに、より成果に応じた待遇を実現する人事制度を導入しています。

(*) 「日本HRチャレンジ大賞」で『イノベーション賞』を受賞するのは、金融機関において初となります
（「日本HRチャレンジ大賞」事務局調べ（2019年5月末時点））。

● 障がい者雇用

障がい者の採用を積極的に行っており、2022年4月1日時点で、障がい者雇用率は2.53%となっています。合理的配慮を必要とする障がいのある従業員については、例えば視覚障がいのある従業員に対して音声対応パソコンを付与するなど、個々の状況に応じて働きやすい環境を整備しています。

● 男性従業員の育休

男性従業員の育休取得率は、7年連続で100%となっています。

男性従業員がより一層育児に参加しやすい環境を整備するため、2020年度より、原則10営業日連続の「育児参加のための休暇」（特別休暇）の取得と有給休暇10日を合わせた約1ヶ月の長期休暇を取得できる運用体制としています。

健康増進への取組み

クアオルトを活用した健康増進施策やがん検診の受診率向上を推進していくことで、従業員がより元気に、健康に、そして長く働けるように取り組んでいくとともに、長く元気に働く人事制度の導入、さらなるワークスタイルの変革に取り組んでいきます。

● クアオルトを活用した従業員の健康づくり

2016年10月、山形県上山市と「上山型温泉クアオルト（健康保養地）活用包括的連携に関する協定書」を締結し、「上山型温泉クアオルト（健康保養地）事業」^(※)を活用した従業員の健康づくりを進めています。2016年10月以降、多くの従業員が、宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムに参加し、食事の取り方や運動方法を学んだ結果、全員が生活習慣の改善や減量に成功するなど成果につながっています。

また、2020年2月、岐阜県岐阜市と、2021年1月には岐阜県関市と、「健康づくりに関する連携協定書」を締結し、クアオルト健康ウォーキングを活用した地域社会の健康づくりに取り組むとともに、従業員も積極的に参加していくことで健康づくりに取り組んでいきます。

さらに、クアオルト体験バスツアーやセミナー形式の簡易型健康プログラムを導入し、より多くの従業員がクアオルトに参加し健康増進に取り組む機会を設けていきます。

(※)「上山型温泉クアオルト（健康保養地）事業」

クアオルトとは、ドイツ語で「健康保養地・療養地」を意味します。上山市は、先進ドイツに倣い、豊かな自然や温泉、旬産旬消の食、医科学的根拠に基づくウォーキングなどを組み合わせた体験を通じて、市民の健康増進と交流人口の拡大による地域活性化を目的に、長期滞在型の健康保養地づくりに取り組んでいます。



● 再検査・精密検査・特定保健指導・がん検診受診率の向上、早期発見の取組み

各所属に配置している健康推進責任者が会社および太陽生命健康保険組合と連携し重症化防止の観点から、健康診断の結果、再検査と指摘された場合や特定保健指導の対象となった場合に対象者への受診勧奨を行い受診率向上に向けた取組みを推進しています。がん検診受診率向上についても2017年度より健康保険組合と連携し、がん検診費用の補助を開始し、従業員のみならず家族も含めたがん検診受診率の向上を図っています。

2021年4月には「現在、がんである可能性」と「将来、脳卒中・心筋梗塞、糖尿病になるリスク」を一度に評価できる「アミノインデックス®リスクスクリーニング (AIRS)」を従業員向けに実施し、さらなる健康増進と生活習慣病予防を図っています。

また、2019年度より健康診断や再検査との他にクアオルト等に参加し自身の健康増進に充てる時間を確保するとともに健康経営を推進する企業として各所属の健康増進に対する関心をより一層高めるため、『健康休暇』を新設しました。

さらに、要精密検査判定者の医療機関への受診を徹底すべく健康保険組合と健康診査データの共同利用を行っています。

● 認知症予防の取組み

2017年度より、認知症予防のための「軽度認知障害 (MCI) スクリーニング検査」を実施しています。55歳以上の従業員を対象として会社が検査費用を負担するなど、幅広く従業員の健康増進に取り組んでいます。

● 健康経営優良法人（ホワイト500）

2017年2月に、経済産業省が従業員の健康増進に取り組む「健康経営」を普及させることを目的としてスタートした「健康経営優良法人認定制度」に基づく「健康経営優良法人（ホワイト500）」に6年連続で認定されました。当社が、「健康寿命の延伸」という社会的課題にこたえるために、2016年7月に「健康経営基本方針（「太陽の元気」宣言）」を制定し、「従業員」「お客様」「社会」のすべてを元気にする取組み、『太陽の元気プロジェクト』の一環として従業員の健康増進を図るための各種施策を推進していることが評価されたものです。



資産運用を通じた社会への貢献

責任投資原則(PRI)にもとづく資産運用

当社は、機関投資家として社会的責任をより一層果たしていくためには、投融資活動を通じて社会や環境により良い影響を及ぼし、持続可能な社会の実現に貢献していくことが不可欠であると考えています。

こうした考えのもと、2007年3月に、国連が支援する「責任投資原則(PRI)」^(*)に、日本の生命保険会社として初めて署名しました。

当社は、同原則にもとづく、環境・社会・企業統治(ESG)の課題に十分配慮し、持続可能な社会の実現に向けた資産運用を推進しています。

<ESGの課題>

Signatory of:



項目	概要
環境(Environmental)	地球温暖化、エネルギー・資源の枯渇、食料・水の問題、生物多様性など
社会(Social)	消費者利益の保護、雇用・人権問題、格差問題など
企業統治(Governance)	コンプライアンス、適正な情報開示およびガバナンスの実現など

(※)責任投資原則(PRI:Principles for Responsible Investment)とは、2005年に当時の国連事務総長であったコフィー・アナン氏が金融業界に対して提唱した原則です。投資の意思決定プロセスや株式所有方針の決定に際して、環境・社会・企業統治(ESG)の課題を考慮し、受益者のために、より優れた長期的な投資効果と持続的な金融市場を実現していくための行動規範です。

責任投資原則(PRI)活動への具体的な取組み

当社では、ESGの課題を考慮した資産運用を推進するため、「ESG投融資基準」を定めており、基準にもとづく主なESG投融資手法は以下のとおりです。

1. 投融資プロセスへのESG課題の組み込み

【ESGインテグレーション】

株式や債券等の有価証券、不動産および貸付等の投融資の際に、投融資先企業の財務情報に加え、ESG等の非財務情報に関する企業評価を取り入れることで、長期的な投資成果の向上とともに、PRIにもとづく使命を果たすよう努めています。

○投融資判断へのESG評価の組み込み

株式や債券等の有価証券、不動産および貸付等の投融資の際に、企業におけるESGに関する取組み等を評価し、投融資判断に組み込んでいます。

○環境・シニア社会に配慮した不動産投資

不動産物件の新築や大規模修繕などを行う際に、環境やシニア社会に配慮した取組みの検討・導入を行っています。また、景観の美化や周辺との調和に配慮する一方、既存の不動産物件においても、環境保護に留意する観点から、営業用・投資用すべての物件のエネルギー効率等をモニタリングし、必要に応じて照明設備・空調設備等の省エネ化を行うなど、継続的な環境への取組みを実施しています。

【ネガティブスクリーニング】

当社では、お客様からお預かりした保険料について、収益性や流動性とともに、社会性・公共性の観点にも配慮した運用を行っており、反社会的行為に関与していると判断される場合や、非人道的兵器^(*)への関与が確認された場合などには、投融資を原則禁止としています。また、石炭火力発電関連事業への新規投融資を原則禁止とするほか、取引先や投融資先でESGに関わる不祥事が発生した場合や、ESGの課題等に重大な問題がある場合には、必要に応じて、直接コミュニケーションを取るなど状況を把握したうえで、当該基準にもとづき投融資の可否を検討します。

(※)生物兵器、化学兵器および非人道的な効果を有する特定通常兵器の使用禁止・制限の目的で制定された国際条約にて使用を全面禁止する兵器のうち、日本政府が批准しているもの。

2. ESGテーマ投融資

環境・社会・企業統治の課題を考慮し、持続可能な社会の実現に貢献できるテーマを持った資産等への投融資に取り組んでいます。

また、投融資後も調達目的に沿った資金使途となっているか等について確認を行います。

ESGテーマ投融資の主な取組み事例

●再生可能エネルギー関連事業への投融資

地球環境保護や省エネルギーに貢献できる大規模な風力発電事業や太陽光発電事業を投資対象としたファンド等に投融資を行っています。

具体的には、メガソーラー関連事業への投融資を行いました。



●グリーンボンドへの投資

再生可能エネルギー発電事業やエネルギー効率化事業等への資金供給を目的とするグリーンボンドへの投資を行っています。

具体的には、地方自治体や事業会社等さまざまな発行体が発行するグリーンボンドへの投資を行いました。



●トランジションボンドへの投資

低炭素社会等へ移行するための事業等への資金供給を目的とするトランジションボンドへの投資を行っています。

具体的には、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクや日本郵船が発行するトランジションボンドへの投資を行いました。

●持続可能な社会の実現に貢献できる投融資

少子高齢社会や開発途上国の教育・雇用支援、ジェンダー平等など国内外の社会問題解決に向け、ソーシャルボンドなど、持続可能な社会の実現に貢献できる投融資に取り組んでいます。

具体的には、JICAジェンダーボンドなど、さまざまな発行体が発行するソーシャルボンド、サステナビリティボンド等への投融資を行いました。

日本版スチュワードシップ・コード

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》^(※)の趣旨に賛同し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)や議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことに努めています。

(※)日本版スチュワードシップ・コードとは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たすことを目的に、金融庁が公表している原則です。

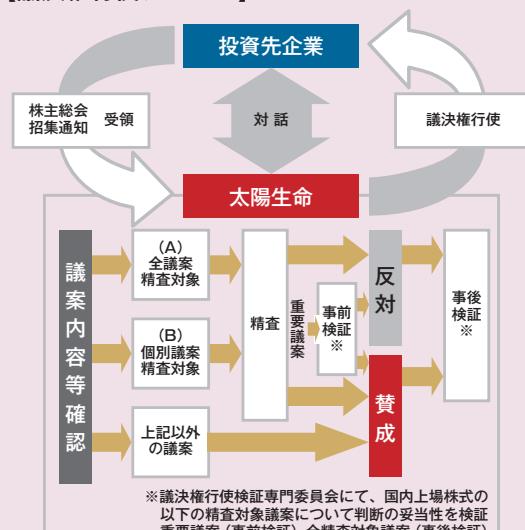
<議決権行使の取組み状況>

議決権行使にあたっては、日常的に投資先企業と「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことにより、当該企業の持続的な成長を促すとともに、財務情報などの形式的な判断基準にとどまらず、環境・社会・企業統治(ESG)などの課題もふまえ、賛否を判断するようにしています。

各議案の精査において建設的な対話を通じても、なお問題が改善されない場合や、株主価値を毀損するリスクが高いと判断される場合などは、当該議案に対して反対としています。

また、議決権行使における利益相反防止等を目的に社外委員も参加する議決権行使検証専門委員会が、議決権行使の判断の妥当性を検証しています。

【議決権行使プロセス】



投融資先のCO₂排出量削減への取組み

カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを進めるべく、T&D保険グループで、投融資先のCO₂排出量削減中間目標を設定しました。当社では、本目標の達成に向けたESG投融資の推進や投融資先との対話等に取り組んでいます。

【中間目標】2030年度までに2020年度比 ▲40%削減

スポーツを通じた社会への貢献

当社は、多くの人に夢と感動を与えてくれるスポーツの発展を願い、輝く女性アスリートや次世代を担う青少年の活躍、地域におけるスポーツ振興を応援しています。また、スポーツを通して、シニア応援・認知症予防・健康増進など、社会の「元気・長生き」に貢献しています。

ラグビー

ラグビー女子日本代表

当社は、2013年よりオフィシャルスポンサー、2016年よりオフィシャルパートナーとしてラグビー女子日本代表（15人制・7人制）を応援しています。



©JRFU, 2022



©JRFU, 2022

太陽生命ウィメンズセブンズシリーズ

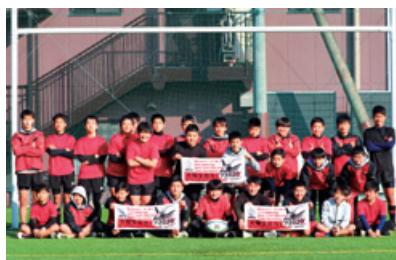
2014年より、JRFU^(※)が主催する「太陽生命ウィメンズセブンズシリーズ」に特別協賛しています。

(※)公益財団法人日本ラグビーフットボール協会



全国中学生ラグビーフットボール大会（太陽生命カップ）

2011年より、JRFUが主催する「全国中学生ラグビーフットボール大会」（太陽生命カップ）に特別協賛しています。2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大会開催を見送りましたが、記念タオル等記念品の贈呈や特別番組「太陽生命カップ2021 特別編～明日へ駆ける若きラガーマンたちへ～」を放送し、選手達にエールを送りました。



全国U18女子セブンズラグビーフットボール大会

2013年より、JRFUが主催する「全国高等学校選抜女子セブンズラグビーフットボール大会（旧大会名）」に協賛しています。



ゴルフ

太陽生命 元気・長生きカップ

2021年より45才以上の女子プロゴルファーを対象としたJLPGA^(*) レジェンズツアーツ「太陽生命 元気・長生きカップ」を開催しています。

(※)一般社団法人日本女子プロゴルフ協会



アイスホッケー

アイスホッケー女子日本代表

当社は、2013年より、オフィシャルパートナーとしてアイスホッケー女子日本代表を応援しています。



©JIHF PHOTO

©JIHF PHOTO

全日本小学生低学年選抜アイスホッケー大会（太陽生命U9ジャパンカップ）・アイスホッケー教室

2014年より、JIHF^(*) が主催する「太陽生命U9ジャパンカップ」（全日本小学生低学年選抜アイスホッケー大会）に特別協賛するとともに、JIHFと共同でアイスホッケー教室を開催しています。アイスホッケー教室では、当社社員である久保英恵選手をはじめとする日本代表選手等を講師として招き、参加された子どもたちに有意義な時間を提供しています。

(※)公益財団法人日本アイスホッケー連盟



地域スポーツ振興

静岡マラソン

2014年より、地域におけるスポーツ振興の一環として、「静岡マラソン」に特別協賛しています。



「令和3年度東京都スポーツ推進企業」「スポーツエールカンパニー2022」に認定！

当社は、ラグビーやアイスホッケーへの協賛などを通じて、青少年の健全な育成、競技の普及促進を支援しています。そして、『頑張る女性を応援する企業』として、2013年1月よりラグビー女子日本代表（15人制、7人制）のオフィシャルパートナー、同年4月よりアイスホッケー女子日本代表のオフィシャルパートナーとなりました。また、2016年よりクアオルト健康ウォーキングによる健康寿命延伸への取組みを行っています。

こうした活動が評価され、東京都より「東京スポーツ推進企業」、スポーツ庁より「スポーツエールカンパニー」に認定されました。

(※) 東京都スポーツ推進企業認定制度

従業員のスポーツ活動の促進に向けた優れた取組みやスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定し、広く都民に周知する制度。(2015年度より認定開始)

(※) スポーツエールカンパニー認定制度

従業員の健康増進のためにスポーツ活動の支援や促進に向けた積極的な取組みを実施している企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。(2017年度より認定開始)



地域・社会、環境への貢献

太陽生命厚生財団

太陽生命厚生財団は、1984年5月に、当社の創業90周年を記念して「太陽生命ひまわり厚生財団」として設立されました。2009年12月には公益財団法人に移行し、「公益財団法人太陽生命厚生財団」に名称変更しています。

当財団は、創設以来「高齢者の福祉」および「障がい者の福祉」に関する事業・研究への助成を行い、設立目的である「わが国の社会福祉の向上に寄与する」ための事業を続けています。設立以来の助成金累計は2,364件、13億3,379万円となっています。

太陽生命グッドウィル・サークル友の会

2005年12月に、役職員による社会貢献活動を支援することを目的として、「太陽生命グッドウィル・サークル友の会」を設立しました。毎月の報酬・給与の手取り金額の100円未満の端数を会費として、森林保全活動や各職場における地域密着型の社会貢献活動などを支援しています。

太陽生命の森林 もり

東西2か所に「太陽生命の森林」を設置し、従業員ボランティアが自らの手で森林保全活動を展開しています。

太陽生命の森林 もり

(栃木県那須塩原市 2006年3月設置)

カラマツの人工林4.8ヘクタールにおいて、健康な樹木を育てるための間伐や林道整備作業などを実施しています。

継続した活動を行うことで、手入れが行き届かず暗かったカラマツの人工林は、太陽の光が射し込む明るい森林へと生まれ変わり、動植物の生態にも多様性がみられるなど、親しみやすい森林づくりが進んでいます。

また、2012年度より太陽生命の森林に「公益財団法人日本ダウン症協会栃木支部」の皆様をお招きし、森林教室を実施しています。



太陽生命くつきの森林 もり

(滋賀県高島市 2007年11月設置)

旧里山林12.7ヘクタールにおいて、アカマツ林の保全、広葉樹林の植樹・育成やビオトープ整備などを進めています。

社員ボランティアが、さまざまな形で恵み豊かな森林づくりを目指した活動を展開しています。

「どんぐりプロジェクト」は、高島市立朽木東小学校の3年生児童がどんぐりから広葉樹の苗木を育て、3年後の卒業時に「太陽生命くつきの森林」に植樹するという活動で、2021年度で11年目となりました。鹿の食害などによって少なくなってしまったどんぐりのなる広葉樹の森林を地域の子どもたちと力を合わせて再生することにより、木の実などの恵みをもたらし、土砂災害に強い豊かな土壤づくりに貢献します。

この取組みが評価され、全国森林レクリエーション協会が主催する「第31回森林レクリエーション地域美しの森づくり活動コンクール」において「奨励賞」を受賞しました。



全国一斉クリーンキャンペーン

1982年より本社周辺の清掃活動を行っており、2004年からは「全国一斉クリーンキャンペーン」として、全国の支社周辺地域でも実施しています。

日頃お世話になっている地域の皆様に感謝の気持ちを込めて、清掃活動に取り組んでいます。

発展途上国への支援の実施

全国の支社・本社でペットボトルキャップ、書き損じハガキ、楽器、ランドセル等を収集し、活動実施団体への寄贈を通じて発展途上国の教育支援等に役立てています。

公益財団法人ジョイセフが主催する「思い出のランドセルギフト」には2006年から賛同しており、2021年度は日本で役割を終えたランドセル104個を寄贈しました。



写真提供：©公益財団法人ジョイセフ

ライトダウンの実施

環境省が推進する「CO₂削減・ライトダウンキャンペーン」の趣旨に賛同し、2021年度は7月16日と12月17日の2回、グループ合同で実施しました。CO₂削減のみならず、現在推進しているスマートワーク実現に向けた取組みの一環として、18時までに業務を終了し、消灯のうえ全員が退社できるよう取り組みました。

子供地球基金への募金

子供地球基金とは、世界の恵まれない子どもたちが社会の一員として自分の能力を社会に還元することができるよう、想像力豊かな子どもたちを育てる目的としたボランティア団体です。

当社はその趣旨に賛同し、子供地球基金より子どもたちの描いた絵を購入し、2014年4月から社報の表紙として使用しています。その購入代金は、病気や戦争、災害などで心に傷を負った世界中の子どもたちへ画材や絵本、医療品などを寄付するために役立てられています。



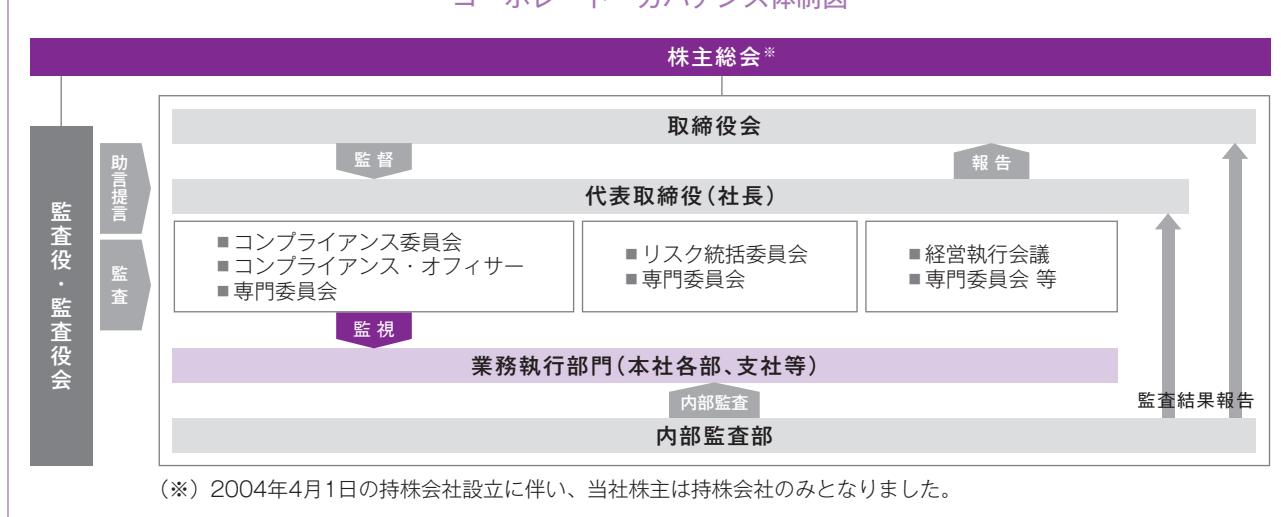
コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、取締役の職務執行状況等の監査を実施しています。

また、執行役員制度を導入し、監督と執行の責任を明確化することで、業務執行機能の強化と取締役会のガバナンス機能の強化を図っています。

また、T&D保険グループでは、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」に対応した取組みとして、上場会社であるT&Dホールディングスが、同コードの趣旨をふまえた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定しています。当社においても、T&Dホールディングスに準じた「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでいます。

— コーポレート・ガバナンス体制図 —



●取締役会

経営の意思決定機関であり、重要な業務執行、経営戦略や各種基本方針を決定する機能を有しています。併せて、取締役の職務執行の監督、適切な内部統制システム構築など健全な業務運営を確保する責務を負っています。

また、経営上の重要な課題については、より専門的な審議・検討を行うため、取締役会から権限を委譲し、各種委員会や経営執行会議等を設置しています。

●経営執行会議

経営の意思決定機能と業務執行機能を分離することを目的に、業務執行に関する重要事項について社長および社長の指名する執行役員等で構成する経営執行会議で審議を行い、審議結果を取締役会に報告しています（執行役員は取締役会の決議によって定められた分担に従い業務を執行します）。

●コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、全社的なコンプライアンス推進にかかる重要事項の審議・検討を行い、その内容を取締役会に報告しています。

●リスク統括委員会

リスク統括委員会は、リスク管理に関する一元的な態勢確立ならびにリスク管理の徹底を目的に、定期的に各種リスクの実態を把握し、対応策の検討を行い、その結果を取締役会に報告しています。

また、新しい保険商品を発売する際には、その引受リスクに関して適正性を把握し、中立的な見地から取締役会に報告しています。

●監査役・監査役会

監査役は、取締役会や経営執行会議等の重要な会議へ出席するとともに、取締役や執行役員および各部門からのヒアリング等を通じて、取締役、執行役員の職務執行を監査しています。コンプライアンス・経営全般にわたるリスク管理への対応状況や業務・財産の状況についても監査を行います。

●内部監査部

内部監査部は、経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、業務執行部門から独立した立場で、内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その結果等を取締役会等に報告しています。把握した問題点については、被監査部門等に改善策の策定を求め、改善および定着状況を確認しています。

内部統制体制

当社は、会社法の規定に基づき、内部統制システムの整備に向け以下の体制を構築することを取締役会で決議し、運用しています。

【内部統制システムに関する取締役会決議】

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、以下の体制を構築する。

1. 法令等遵守体制

- (1) 法令等遵守に関する基本方針・行動規範等を制定し、すべての取締役、監査役、執行役員及び従業員に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
- (2) 取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
- (3) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
- (4) コンプライアンスに関する一元的な体制確立とその徹底のため、コンプライアンス態勢を監視及び改善する委員会を、取締役会の下部組織として設置する。また、コンプライアンスに関する情報収集・調査分析・教育啓蒙等を強化し、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンスを統括する部門を設置する。
- (5) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な手順を整備するとともに、すべての取締役、監査役、執行役員及び従業員にこれを徹底させる。
- (6) 関連会社を含むすべての取締役、監査役、執行役員及び従業員等を対象としたグループ共通の内部通報制度を整備し、制度の周知を図る。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定め、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させるおそれのある行為を未然に防止又はすみやかに認識するための実効性のある制度とする。
- (7) 従業員による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定め手順を整備する。

2. 効率性確保体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催

するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。

- (2) 組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
- (3) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。
- (4) 経営計画を適正に策定・運用するための規程を定め、それに基づき取締役会において年度経営計画を策定する。

3. 情報保存管理体制

- (1) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部門及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
- (2) 情報セキュリティに関する基本的な考え方を定めて、情報資産を適切に管理する方針を明確化するとともに、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障もしくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

4. 統合的リスク管理（ERM）体制

- (1) 持株会社が定めるグループにおけるERMの基本的な考え方に基づき、ERMの基本方針を策定し、経営の健全性を確保しつつ安定的な収益性向上を図るため、資本・収益・リスクを一体的に管理する体制を整備する。
- (2) ERMを推進する委員会を設置し、健全性と収益性に関する水準を定めた「リスク選好」に基づき、資本・収益・リスクの状況を適切に管理する。
- (3) 持株会社が定めるグループにおけるリスク管理の基本的な考え方に基づき、リスク管理の基本方針を策定し、将来にわたる経営の健全性及び適切性を確保するため、関連会社を含めたりスク管理体制を整備する。

- (4)リスク管理に関する一元的な体制確立とその徹底を目的としてリスクを統括管理する委員会を取締役会の下部組織として設置する。また、リスク管理の基本方針に基づき、関連会社を含めた経営上のリスクを分類・定義し、リスク種類毎に配置された管理部門がリスクの状況の把握・分析等を行うとともに、リスク管理を統括する部門において、これらの各リスクを統合的に管理する態勢を整備する。
- (5)危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、関連会社を含めた危機管理体制を整備する。

5. グループ内部統制

- (1)グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負託に応えるため、当社と持株会社との間で経営管理に関する契約を締結し、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。
- ① グループで統一すべき基本方針
 - ② 持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項
 - ③ 当社が持株会社に報告すべき事項
 - ④ 持株会社による当社への指導・助言
 - ⑤ 持株会社による当社への内部監査の実施
- (2)上記の「持株会社と事前に協議すべき当社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が当社の関連会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。

6. 財務報告内部統制

- (1)グループの内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備及び適切な運用に取り組む。

7. 内部監査体制

- (1)内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。
- (2)内部監査を通じて内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

8. 監査役監査実効性確保体制

- 【1】監査役室の従業員の独立性確保に関する体制**
- (1)監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行う監査役室を設置し従業員を配置する。また、

監査役室の従業員の人事評価・人事異動等に関し、常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。

- (2)従業員に対する指揮命令権は監査役に属すること、及び監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。
- (3)監査役又は監査役会より監査役の監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行う部門の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。

【2】監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び執行役員は、監査役に取締役会、経営執行会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。
- (2)取締役、執行役員及び従業員は、監査役の閲覧する会社の重要な決裁書及び報告書について、必要と判断した場合や監査役より要請があった場合は速やかに内容を説明する。
- (3)取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実その他の監査役監査のため求められた事項を速やかに監査役に報告する。
- (4)取締役及び執行役員は、取締役、監査役、執行役員及び従業員もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に持株会社の監査等委員会に報告する体制を整備する。
- また、取締役及び執行役員は、関連会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に当社の監査役に報告する体制を整備する。
- (5)監査役に上記(1)～(4)の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

【3】その他監査役監査の実効性確保に関する体制

- (1)取締役及び取締役会は、監査役監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
- (2)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
- (3)代表取締役は、監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
- (4)内部監査部門及びコンプライアンスを統括する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

コンプライアンス体制

コンプライアンス理念の周知・徹底

当社では、役職員一人ひとりが生命保険業の公共的使命を認識し、コンプライアンスの徹底を重要な課題として取り組んでいます。コンプライアンスに関する基本方針として「T&D保険グループCSR憲章」、日常活動においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準として「太陽生命コンプライアンス行動規範」およびコンプライアンス推進のための基本事項として「コンプライアンス基本方針」を制定しています。

また、これらの規程をはじめとしたコンプライアンス推進に関する社内ルール、業務遂行において遵守すべき法令等の解説、コンプライアンスに関する問題発見時の対処方法を具体的に示した「コンプライアンス・マニュアル（各職種別）」を作成し、手引きとして活用するとともに各種研修等を通じて周知・徹底しています。

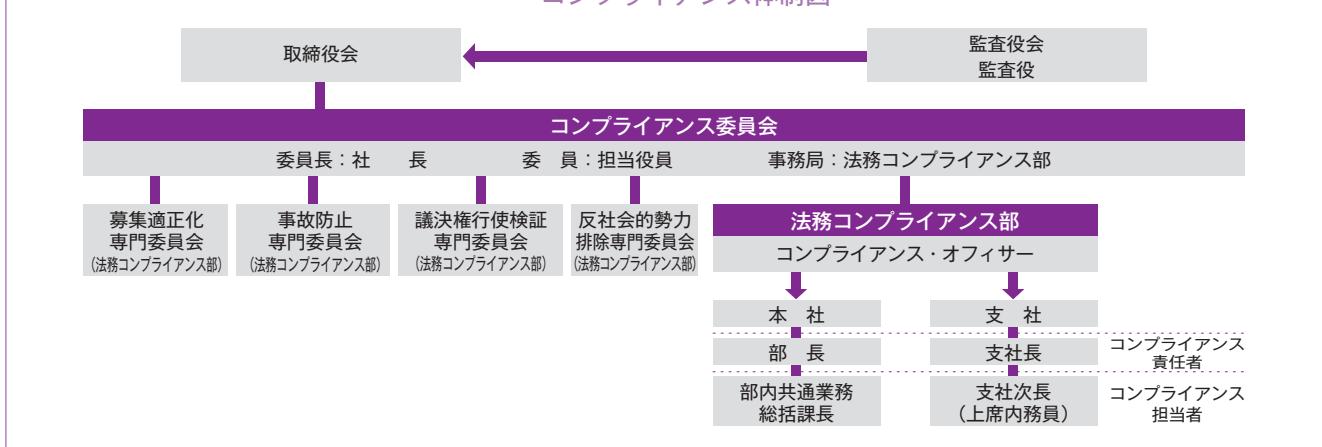
コンプライアンス委員会を中心とする運営体制

コンプライアンスに関する一元的な体制確立とその徹底を目的として、社長を委員長とし、業務執行を担当する全役員を中心に構成する「コンプライアンス委員会」を設置しています。当委員会ではコンプライアンスに関する事項の審議・検討を行い、その徹底を図っています。

全社的なコンプライアンスを統括する部署として法務コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する情報収集から調査・分析・対応に至る一元管理を行っています。また業務運営現場におけるコンプライアンスを浸透・推進するために、「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を全支社・本社各部に配置し、効果的な研修等を行っています。

一方、法令等遵守状況を監視し、助言等を行う「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、法令等違反の未然防止と早期是正に努めています。

— コンプライアンス体制図 —



ERMの推進

ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）とは、資本・収益・リスクを一体的に管理することで、企業価値の増大等を図るための経営管理態勢です。

リスク（損失）を回避するための受身的なリスク管理と異なり、ERMではリスクは排除・削減するだけのものではなく、リターン（収益）も考慮に入れ「能動的に選択してとるもの」と位置づけています。また、ERMでは、資本・収益・リスクを同一の評価基準で定量化し、これらを統合的に管理し経営判断を行うことで、健全性を確保しつつ収益を追求することが可能となります。

T&D保険グループでは、グループ一体となりERMの推進に取り組んでおり、当社はT&D保険グループにおける取組みをふまえ、「ERM専門委員会」を設置のうえERMを推進し、安定的・持続的な企業価値の増大を図ってまいります。



リスク管理体制

リスク管理の基本的な考え方

保険事業を取りまく環境が急速に変化する中で、経営の健全性を確保するため、リスクを把握・分析し、経営体力をふまえた適切なリスク管理に努めています。

現在、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、労務人事リスク、災害リスク、風評リスク、関連会社等リスクにリスクを分類しています。これらのリスクのうち、極小化すべきリスクについては防止に向け、また、能動的に引き受けけるリスクについては自己資本等経営体力をふまえた適正水準に制御するために、適切にリスクを管理できる内部管理体制を整備しています。

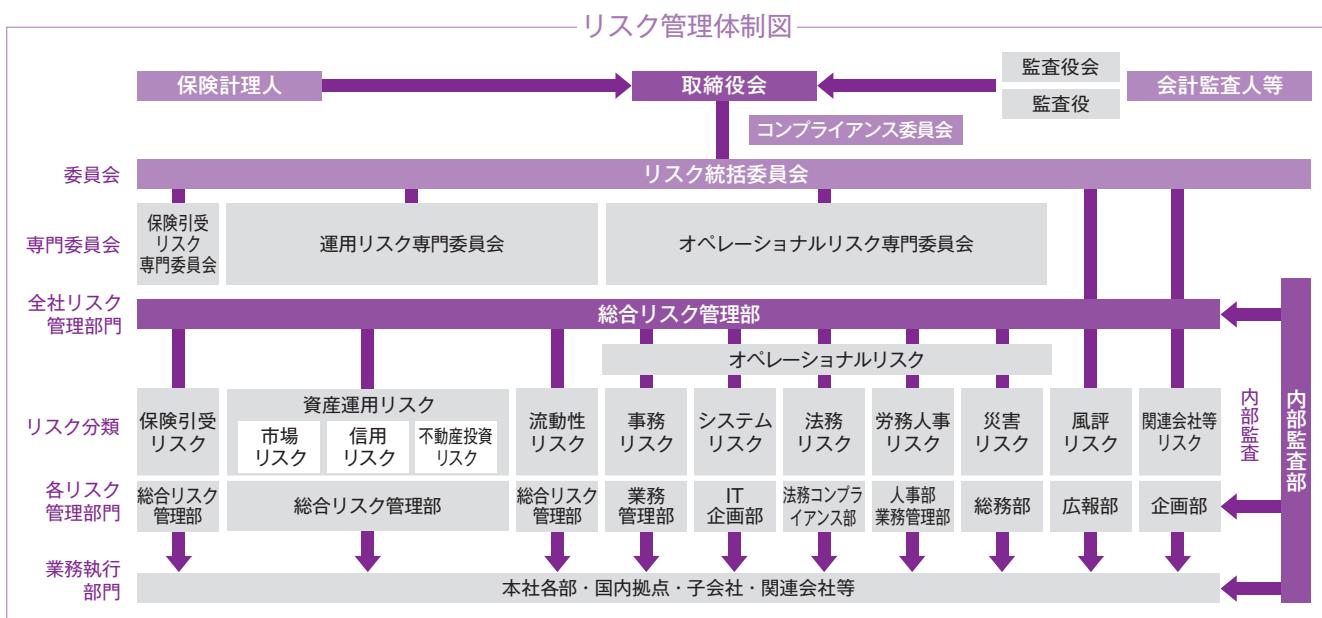
また、外部環境の変化もふまえ、リスク特性に適った管理を充実させるため、資産・負債を時価評価する「経済価値ベースの統合的リスク管理」を継続して行っており、今後更なる高度化に向けて取り組んでまいります。

リスク管理体制

T&D保険グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定めた「グループリスク管理基本方針」のもと、グループ会社を含めたリスク管理体制を整備しています。

当社のリスク管理にあたっては、「リスク管理基本方針」を取締役会で定め、リスク管理に関する一元的な体制の確立およびリスク管理の徹底を目的に、「リスク統括委員会」を設置しています。また同委員会の下部組織として、保険引受リスク専門委員会、運用リスク専門委員会およびオペレーションリスク専門委員会を設置し、専門的・実務的な観点からリスク管理に関する審議を行っています。

さらに、リスク分類ごとに収益部門とリスク管理部門を分離することにより相互牽制機能を確保するとともに、全社リスク管理部門として総合リスク管理部を設置し、各リスクを統括的に管理する体制を整えています。

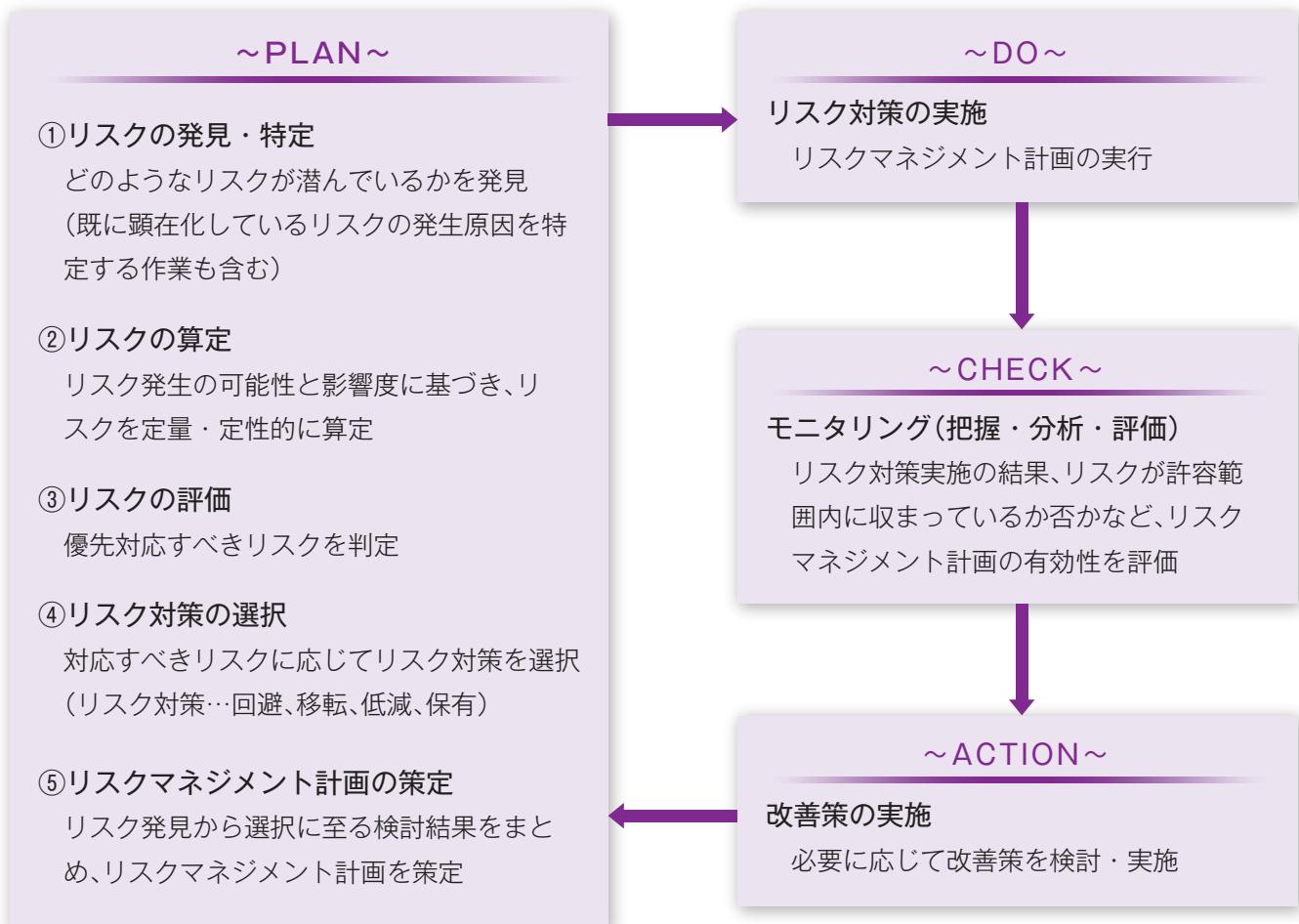


リスク管理の実践

リスクは多様化・複雑化しており、また日々変化しています。適切にリスクを管理するためには、内外環境の変化に伴うリスクの変化等を的確に捉え、リスク対策の有効性等を評価・分析し、リスク対策を適宜見直すことが重要となります。

当社では、リスク管理方針の策定からモニタリング、改善までを1つのサイクル（PDCAサイクル）とし、実効性の高いリスク管理を実践しています。

【リスク管理のPDCAサイクル】



＜新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応＞ (2022年4月30日現在)

当社では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆様に対して、以下の取組みを行いました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

1. 保険料払込猶予期間の延長

- ・2021年7月12日以降2022年1月31日までにお申し出いただきました契約については、保険料のお払込を猶予する期間を当社が定める日から最長6ヵ月の範囲内（2022年1月31日まで）で延長いたします。
なお、延長後猶予期間の末日までに猶予期間分の保険料のお払込みが困難な場合には、2022年2月より継続して保険料をお払込みいただくことにより、猶予期間分の払込期限を2022年8月31日までといたします。
- ・2021年4月25日以降2021年7月11日までにお申し出いただきました契約については、保険料のお払込を猶予する期間を当社が定める日から最長6ヵ月の範囲内（2021年10月31日まで）で延長いたします。
なお、延長後猶予期間の末日までに猶予期間分の保険料のお払込みが困難な場合には、2021年11月より継続して保険料をお払込みいただくことにより、猶予期間分の払込期限を2022年5月31日までといたします。

2. 保険契約者からの申し出による更新手続期間の延長

お客様よりお申し出いただきました契約については、対象期間に応じて更新手続期間および更新後の保険料の払込猶予期間を当社が定める日から最長6ヵ月の範囲内で延長いたします。

3. 保険金・給付金、満期保険金・年金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お手続きの際、必要書類を一部省略させていただくなど簡易・迅速なお支払いをいたします。

4. 入院給付金・保険金等のお支払い

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患された場合で、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちにご入院できない等、必要な入院治療を受けられない場合などでも、医師の証明書等の提出により、入院給付金のお支払い対象といたします。
- ・新型コロナウイルス感染症にかかるお支払い範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当された場合は、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等をお支払いします。

5. 企業保険の対応

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられましたお客様に対し、上記1.～4.に準じたお取扱いをいたします。

6. 融資関係の取扱い

A. 法人のお客様への融資

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、当社の融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、ご返済条件の変更等につきまして個別にご相談を承ります。

B. 個人向け住宅融資

アパートローン・住宅ローンをご利用いただいているお客様を対象に、ご返済条件変更等につきまして個別にご相談を承ります。

※詳細については、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>

目次

1. 会社の概況及び組織	57
(1) 沿革	57
(2) 取締役、監査役及び執行役員	59
(3) 会計監査人の氏名又は名称	61
(4) 従業員等の状況	62
(5) 本社組織図	63
(6) 経営の組織	64
(7) 本社組織	64
(8) 支社等の組織	64
(9) 店舗網	64
(10) 株式の総数	67
(11) 株式の状況	67
(12) 主要株主の状況	67
2. 保険会社の主要な業務の内容	67
(1) 会社の目的	67
(2) 主要な業務の内容	67
3. 直近事業年度における事業の概況	68
4. お客様とのコミュニケーションおよび情報システムに関する状況	75
(1) ご相談・ご照会・お申し出の状況	75
(2) 「お客様の声」を活かす仕組み	75
(3) 「サービス品質向上専門委員会」の活動	76
(4) ISO10002への取組み	76
(5) 「消費者志向自主宣言」を実施	76
(6) 「苦情処理態勢基本方針」	76
(7) 「お客様の声」からの改善事例	76
(8) お客様懇談会	77
(9) 情報のご提供の概略	77
(10) 保険金・給付金のお支払いについて	80
(11) 情報システムに関する状況	83
5. 販売商品	84
(1) ニーズに応える商品開発	84
(2) 販売商品一覧	85
(3) 企業・団体向けの保険商品	88
(4) ご契約後の取扱い	89
6. コンプライアンス・リスク管理	91
(1) コンプライアンス（法令等遵守）	91
(2) リスク管理の枠組み	94
(3) 金融ADR制度	95
(4) お客様の個人情報の保護	96
7. 太陽生命の勧誘方針	100
8. 保険契約者保護に関する諸制度	101
9. 直近5事業年度における事業の概況	103
10. 経営諸指標	104
(1) 商品別保有契約高	104
(2) 商品別新契約高	108
(3) 保有契約高（件数・金額・前年度末比）	112
(4) 新契約高（件数・金額・前年比、金額・転換含む）	113
(5) 解約失効契約高（金額）	114
(6) 年換算保険料	114
(7) 保障機能別保有契約高	115
(8) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高（年度末）	116
(9) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料（年度末）	117
(10) 保有契約増加率	117
(11) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	117
(12) 新契約率（対年度始）	117
(13) 解約失効率（対年度始）	117
(14) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	118
(15) 平均予定利率	118
(16) 死亡率（個人保険主契約）	118
(17) 特約発生率（個人保険・個人年金保険）	118
(18) 事業費率（対収入保険料）	118
(19) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	118
(20) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	119
(21) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	119
(22) 未だ収受していない再保険金の額	119
(23) 第三分野保険の給付事由の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	120
(24) 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	120
(25) 契約者配当の状況	122
(26) 市場整合的エンベディッド・バリュー	124
11. 計算書類関係	127
(1) 貸借対照表	127
(2) 損益計算書	129
(3) 株主資本等変動計算書	130
(4) 経常利益等の明細（基礎利益）	145
(ご参考) 基礎利益明細	146
(5) 2021年度における保険計理人の確認	147
(6) 会社法による会計監査人の監査	148
(7) 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容	148
(ご参考) 重要な後発事象	148
12. 有価証券等の時価情報（会社合計）	149
(1) 有価証券の時価情報（会社合計）	149
(2) 金銭の信託の時価情報（会社合計）	149
(3) 土地等の時価情報（会社合計）	149
(4) デリバティブ取引の時価情報（会社合計）	149
13. 資産関係	150

(1) 一般勘定資産の運用状況	150	(4) 利息及び配当金等収入明細表 (一般勘定)	170
(2) ポートフォリオの推移 (一般勘定)	152	(5) 有価証券売却益明細表 (一般勘定)	170
(3) 運用利回り (一般勘定)	153	(6) 有価証券売却損明細表 (一般勘定)	170
(4) 主要資産の平均残高 (一般勘定)	153	(7) 有価証券評価損明細表 (一般勘定)	170
(5) 商品有価証券明細表 (一般勘定)	153	(8) 貸付金償却額	170
(6) 商品有価証券売買高 (一般勘定)	153	(9) 固定資産等処分益明細表 (一般勘定)	171
(7) 有価証券明細表 (一般勘定)	154	(10) 固定資産等処分損明細表 (一般勘定)	171
(8) 有価証券残存期間別残高 (一般勘定)	154	(11) 債貸用不動産等減価償却費明細表 (一般勘定)	171
(9) 保有公社債の期末残高利回り (一般勘定)	154		
(10) 業種別株式保有明細表 (一般勘定)	155		
(11) 貸付金明細表 (一般勘定)	155		
(12) 貸付金残存期間別残高 (一般勘定)	156		
(13) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 (一般勘定)	156		
(14) 貸付金業種別内訳 (一般勘定)	157		
(15) 貸付金使途別内訳 (一般勘定)	158		
(16) 貸付金地域別内訳 (一般勘定)	158		
(17) 貸付金担保別内訳 (一般勘定)	158		
(18) 有形固定資産明細表	159		
(19) 海外投融資の状況 (一般勘定)	160		
(20) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額) (一般勘定)	161		
(21) 各種ローン金利 (代表例)	161		
(22) その他の資産明細表	161		
(23) 保険業法に基づく債権の状況	162		
(24) 個別貸倒引当金の状況	162		
(25) 元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況	162		
14. 負債関係	163		
(1) 支払準備金明細表	163		
(2) 責任準備金明細表	163		
(3) 責任準備金残高の内訳	163		
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率	164		
(5) 責任準備金残高 (契約年度別)	164		
(6) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	164		
(7) 契約者配当準備金明細表	164		
(8) 引当金明細表	165		
(9) 特定海外債権引当勘定の状況	165		
(10) 社債明細表	165		
(11) 借入金等明細表	165		
15. 資本関係	166		
(1) 資本金等明細表	166		
(2) 資本金の推移	166		
16. 保険事業関係収支	167		
(1) 保険料明細表	167		
(2) 保険金明細表	167		
(3) 年金明細表	168		
(4) 給付金明細表	168		
(5) 解約返戻金明細表	168		
17. 資産運用関係収支	169		
(1) 資産運用収益明細表 (一般勘定)	169		
(2) 資産運用費用明細表 (一般勘定)	169		
(3) 資産運用関係収支 (一般勘定)	169		
(4) 利息及び配当金等収入明細表 (一般勘定)	170		
(5) 有価証券売却益明細表 (一般勘定)	170		
(6) 有価証券売却損明細表 (一般勘定)	170		
(7) 有価証券評価損明細表 (一般勘定)	170		
(8) 貸付金償却額	170		
(9) 固定資産等処分益明細表 (一般勘定)	171		
(10) 固定資産等処分損明細表 (一般勘定)	171		
(11) 債貸用不動産等減価償却費明細表 (一般勘定)	171		
18. その他収支	172		
(1) 減価償却費明細表	172		
(2) 事業費明細表	172		
(3) 税金明細表	172		
(4) リース取引	172		
19. 有価証券等の時価情報 (一般勘定)	173		
(1) 有価証券の時価情報 (一般勘定)	173		
(2) 金銭の信託の時価情報 (一般勘定)	176		
(3) 土地等の時価情報 (一般勘定)	176		
(4) デリバティブ取引の時価情報 (一般勘定)	177		
20. 特別勘定に関する指標等	182		
(1) 特別勘定資産残高の状況	182		
(2) 個人変額保険 (特別勘定) の状況	182		
(3) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳	183		
(4) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況	183		
(5) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報	183		
(6) 個人変額年金保険 (特別勘定) の状況	183		
21. 保険会社及びその子会社等の状況	184		
A. 保険会社及びその子会社等の概況	184		
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成	184		
(2) 子会社等に関する事項	185		
B. 保険会社及びその子会社等の主要な業務	186		
(1) 直近事業年度における事業の概況	186		
(2) 主要な業務の状況を示す指標	186		
C. 保険会社及びその子会社等の財産の状況	187		
(1) 連結貸借対照表	187		
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	188		
(3) 連結株主資本等変動計算書	190		
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	191		
(5) 保険業法に基づく債権の状況	208		
(6) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)	208		
(7) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)	209		
(8) セグメント情報	209		
(9) 連結財務諸表についての会計監査人の監査報告	210		
(10) 代表者による連結財務諸表の適正性に関する確認	210		
(11) 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容	210		
(ご参考) 重要な後発事象	210		

1 会社の概況及び組織

[1] 沿革

1893年 5月	「名古屋生命保険株式会社」として創立 (名古屋市西区伝馬町) 初代社長 鈴木總兵衛	2000年 4月	アメリカ太陽生命投資顧問株式会社とダイドウインターナショナル株式会社をティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社の子会社としたうえで両社を合併し、ティ・アンド・ディ投資顧問U.S.A.株式会社に商号変更 (T&Dアセットマネジメント (U.S.A.) 株式会社)
1908年 7月	本店を東京市京橋区に移し、太陽生命保険株式会社に商号変更	6月	ダイドウライフアセットマネジメントケイマン株式会社がティ・アンド・ディ・アセットマネジメントケイマン株式会社に商号変更し、同時にティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社が子会社化
1911年11月	西脇済三郎、社長に就任 (当時、西脇銀行社長、小千谷銀行頭取)	7月	太陽生命ビジネスサービス株式会社、太陽生命コンピュータサービス株式会社の業務を再編し、太陽生命キャリアスタッフ株式会社、太陽生命オフィスサポート株式会社にそれぞれ商号変更
1930年 4月	本店を東京市日本橋区に移転	2001年 3月	太陽火災海上保険株式会社を子会社化
1948年 2月	太陽生命保険相互会社として再発足 3月 財団法人鉄道弘済会と法人代理店契約を締結	6月	総合情報システム「NET'S 01 (ネット・ゼロワン)」の導入を開始
1951年 4月	5年満期“月掛貯蓄保険”発売	8月	日本興亜損害保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) と損害保険分野における業務提携を発表
1957年11月	太陽不動産株式会社 (現東陽興産株式会社) を設立	10月	太陽情報産業株式会社が大同生命保険相互会社 (現大同生命保険株式会社) のシステム部門を統合し、ティ・アンド・ディ情報システム株式会社に商号変更
1962年 4月	大部孫大夫、相互会社設立以来の初代社長に就任	10月	「らくちんサービス」(電話・インターネットによるご契約者貸付等の取扱い) の開始
1967年 1月	太陽火災海上保険株式会社と業務提携	10月	太陽生命の特殊終身保険ロング・フォーフシリーズ”発売
1968年 5月	5年満期“ひまわり保険”発売	10月	ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社 (旧東京生命保険相互会社、現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社) の株式を取得し、同時に同社の関連会社2社 (東生システムサービス株式会社、株式会社東京生命収納サービス) を関連会社化
1971年 6月	太陽生命代行株式会社 (現東陽保険代行株式会社) を設立	2002年 1月	東生システムサービス株式会社と株式会社東京生命収納サービスがティ・アンド・ディ・システムサービス株式会社、ティ・アンド・ディ収納サービス株式会社にそれぞれ商号変更
1974年 9月	10年満期“けんこうひまわり保険”発売	3月	日本興亜損害保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) の損害保険商品を販売開始
1978年 4月	大部社長が会長、西脇教二郎副社長が社長に就任	4月	太陽火災海上保険株式会社が日本興亜損害保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) と合併
1981年 4月	太陽信用保証株式会社を設立	4月	“けんこうレディ 2Fシリーズ” “けんこうミスター 2Fシリーズ”発売
1983年 4月	“ひまわり年金プラン”発売	5月	大同ライフ投信株式会社の議決権を取得し関連会社化
1984年 5月	財団法人ひまわり厚生財団 (現公益財団法人太陽生命厚生財団) を設立	7月	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社が大同ライフ投信株式会社と合併し、ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に商号変更 (現T&Dアセットマネジメント株式会社)
1986年 5月	アメリカ太陽生命投資顧問株式会社を設立	8月	太陽生命リース株式会社が大同生命リース株式会社から営業譲渡を受け、ティ・アンド・ディ太陽大同リース株式会社に商号変更 (現T&Dリース株式会社)
8月	太陽生命投資顧問株式会社を設立	10月	ティ・アンド・ディ・システムサービス株式会社と合併 (現T&D情報システム株式会社)
10月	けんこうひまわり保険 “レディー” 発売	10月	太陽生命リース株式会社が大同生命リース株式会社から営業譲渡を受け、ティ・アンド・ディ太陽大同リース株式会社に商号変更 (現T&Dリース株式会社)
1987年10月	“ひまわり終身プラン”発売	10月	ティ・アンド・ディ・システムサービス株式会社と合併 (現T&D情報システム株式会社)
1988年 1月	太陽生命インターナショナル (英国) 株式会社を設立	2003年 3月	ティ・アンド・ディ収納サービス株式会社を清算
7月	太陽生命ビジネスサービス株式会社を設立	4月	相互会社から株式会社に組織変更 (資本金375億円、資本準備金375億円) 東京証券取引所市場第一部に株式を上場
1989年 5月	太陽生命リーシング株式会社を設立	4月	“太陽生命の保険組曲” (終身保険) 発売
1990年 7月	待鳥啓三専務が社長に就任	4月	“超エール” (生存給付金付定期保険) 発売
1991年 5月	ひまわり学資プラン “がんばれ” 発売	11月	第1回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付) 発行
7月	太陽生命コンファーム株式会社を設立	11月	“太陽生命のやさしい保険” (無選択型医療保険) 発売
1992年 7月	生存給付金付定期保険 “エール” 発売	2004年 1月	吉池社長が会長、大島勝郎専務が社長に就任
10月	「ひまわりカード」発行	4月	当社、大同生命保険株式会社、ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社 (現T&Dフィナンシャル生命保険株式会社) が共同で、株式移転により完全親会社となる株式会社T&Dホールディングスを設立 (設立と同時に「株式会社T&Dホールディングス」は東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部に株式を上場。当社は東京証券取引所市場第一部に上場していた当社株式の上場を廃止)
1993年 5月	創立100周年	4月	太陽生命オフィスサポート株式会社が大同生命カスタマーサービス株式会社と合併し、T&Dカスタマーサービス株式会社に商号変更
1994年 7月	太陽生命コンピュータサービス株式会社を設立	9月	“けんこうレディイエース” “けんこうミスターイエース” 発売
1995年 7月	待鳥社長が会長、吉池正博常務が社長に就任	2005年 2月	太陽生命インターナショナル (英国) 株式会社を登記抹消
1996年10月	太陽火災海上保険株式会社と販売提携		
1997年 5月	太陽生命投資顧問株式会社がジャパン・ガンマ投資顧問株式会社と合併し、太陽ライフガンマ投資顧問株式会社に商号変更		
10月	シンボルマーク決定		
1998年 9月	“ハッピー・チケット” (養老保険) 発売		
9月	口座振替扱保険料率導入		
1999年 1月	大同生命保険相互会社 (現大同生命保険株式会社) と全面的な業務提携のための基本協定を締結 (同年6月、グループ名称を「T&D保険グループ」に決定)		
2月	太陽生命リーシング株式会社が株式会社日本エルピーガスメーター・リースの株式を取得し、子会社化		
4月	“ひまわりけんこうプランFシリーズ” 発売		
7月	「フィナンシャルワン」業務提携を発表		
7月	株式会社大和総研との共同出資により太陽情報産業株式会社を設立		
10月	“ルネッセ” (変額保険) 発売		
10月	太陽ライフガンマ投資顧問株式会社が大同生命投資顧問株式会社と合併し、ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社に商号変更		
10月	太陽生命コンファーム株式会社が大同生命コンファーム株式会社の業務を統合し、ティ・アンド・ディ・ディコンファーム株式会社に商号変更 (現T&Dコンファーム株式会社)		
11月	“ハッピー・メロディー” (定期付養老保険) 発売		
2000年 4月	“ことん介護” 発売		
4月	太陽生命リーシング株式会社が株式会社日本エルピーガスメーター・リースと合併し、太陽生命リース株式会社に商号変更		

2005年 4月	“年金払介護保障特約” “保険料免除特約” “保険料免除特約（介護型）”発売
8月	“一生健命”（年金払終身介護保障保険）発売
12月	“介護保障特約付団体信用生命保険”発売
2006年 3月	栃木県那須塩原市に「太陽生命の森林」を設置 6月 執行役員制度を導入 8月 本店を東京都港区に移転 9月 “医療サブリ”（重点疾病一時金保険） 既成緩和（選択緩和型医療保険）発売
2007年 3月	T&Dアセットマネジメント株式会社の株式を、株式会社T&Dホールディングスに譲渡 3月 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱する「責任投資原則（PRI）」に署名 4月 “わくわくポッケ”（こども保険）発売 11月 滋賀県高島市に「太陽生命くつきの森林」を設置
2008年 3月	苦情対応の国際規格「ISO10002」の適合性の認証を取得 4月 新営業支援システム（T-SMAP）導入 10月 “保険組曲 Best” 発売 11月 新営業支援システム（T-SMAP）が「2008 CRM ベストプラクティス賞」受賞
2009年 3月	株式会社T&Dホールディングスを割当先として500億円を増資（増資後の資本金等：資本金625億円、資本準備金625億円） 6月 “養老保険（一時払）”（無配当養老保険）発売 大石社長が会長、中込賛次専務が社長に就任 11月 第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付および分割制限少人数私募）発行
2010年 3月	太陽生命キャリアスタッフ株式会社を清算 3月 “生活応援保険”（無配当収入保障保険）発売 6月 “保険組曲 Best 総合年金リレープラン” 発売 10月 第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付および適格機関投資家限定）発行
2011年 3月	“生活応援保険（介護型）”（無配当介護収入保障保険）発売 4月 中込社長が株式会社T&Dホールディングス社長、田中勝英副社長が社長に就任 4月 ニューヨーク駐在員事務所を開設 11月 銀行窓口で個人年金保険の販売を開始 11月 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名
2012年 3月	ご契約加入手続きのペーパーレス化・キャッシュレス化、およびテレビ電話によるお客様相談や健康確認を開始 4月 ヤンゴン（ミャンマー）駐在員事務所を開設 10月 富国信用保証株式会社の株式および同社が保証する個人ローン債権を取得 12月 満期保険金・年金のお支払い手続きのペーパーレス化の取扱いを開始
2013年 9月	第4回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）発行
2014年 3月	銀行窓口で“終身生活介護年金保険”発売 4月 “保険組曲 Best” の介護保険および“保険料払込免除特約”的保障範囲を公的介護保険制度の要介護3以上から要介護2以上に拡大 4月 従来の介護保険に加えて、公的介護保険制度の要介護1以上から保障を提供する“軽度介護保険”を発売 10月 “保険組曲 Best” の医療保険のご契約加入年齢を75歳から85歳に拡大
2015年 3月	「保険契約支援システム」に関する発明について、日本における特許権を取得 4月 “特定疾病治療保険” “団体生活介護保険” 発売 10月 銀行窓口で“生存給付金付特別終身保険”発売
2016年 1月	本店を現在地（東京都中央区）に移転 3月 生命保険加入時の告知の査定自動化を開始 3月 100歳時代シリーズ第1弾として“ひまわり認知症治療保険”（無配当選択緩和型7大疾病（および女性疾患）一時金保険）発売 3月 “働きなくなったときの保険”（無配当就業不能収入保障保険）発売 4月 “かけつけ隊サービス”を開始 10月 山形県上山市と「上山型温泉クアオルト（健康保養地）活用包括的連携に関する協定書」を締結 給付金ご請求手続きのペーパーレス化の取扱いを開始
12月	ミャンマーにおいてAcePlus Solutions Company Limitedとの共同出資によりThuriya Ace Technology Company Limitedを設立
2017年 2月	
2017年 4月	“特定疾病・疾病障害保険”発売 4月 日本マーケティング大賞「奨励賞」を受賞 7月 銀行窓口で“通貨指定型一時払個人年金保険”発売 8月 銀行窓口で“ひまわり認知症治療保険”（選択緩和型7大疾病（および女性疾患）一時金保険）発売 10月 100歳時代シリーズ第2弾として“100歳時代年金”（“長寿生存年金保険”、“終身生活介護年金保険”）発売 10月 団体信用生命保険のWeb申込み手続きを開始 12月 第5回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少人数私募）発行
2018年 4月	“働きなくなったときの保険”（無配当就業不能収入保障保険）をリニューアル “新総合保険料払込免除特約”を発売 8月 次世代携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」を導入 お客様専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」を開設 10月 100歳時代シリーズ第3弾として“ひまわり認知症予防保険（無配当選択緩和型認知症診断保険）”発売 10月 “認知症予防サービス”的導入
2019年 4月	田中社長が会長、副島直樹副社長が社長に就任 4月 “My介護 Best（一時払）”（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険）発売 4月 金融機関窓口で“マイ贈与（米ドル・豪ドル）”（無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険）発売 8月 ミャンマーの生命保険会社Capital Life Insurance Limited（現Capital Taiyo Life Insurance Limited）への出資により関連会社化 10月 インターネット完結型保険「スマ保険」を開始 10月 味の素株式会社・株式会社エスアールエル（現H.U.フロンティア株式会社）、株式会社セルメスター（現H.U.ウェルネス株式会社）との三大疾病予防に関する業務提携について覚書を締結 11月 “入院一時金保険”をリニューアル 11月 “先進医療保険”発売
2020年 4月	“My介護 Best プラス”（無配当終身認知症・生活介護年金保険）発売 4月 “団体生活介護保険”的「3大疾病保障特約」「就業不能収入保障特約」発売 4月 株式会社太陽生命少子高齢社会研究所を設立 8月 ペット＆ファミリー損害保険株式会社のペット保険の販売開始 9月 “感染症プラス入院一時金保険”（無配当災害入院一時金保険）発売 10月 死亡保険金ご請求手続きのペーパーレス化の取扱いを開始 11月 “感染症プラス入院一時金保険”（無配当災害入院一時金保険）を選択緩和型商品でも取扱いを開始 11月 “ひまわり認知症予防保険”（無配当選択緩和型認知症診断保険）をリニューアル 11月 “太陽生命コンシェルジュ”的給付金請求手続き画面、給付金請求書等が「UCDAアワード2020」で最優秀賞を含む3つの賞を同時受賞
2021年 1月	「スマ保険」と営業職員によるコンサルティングや申込手続時のサポートを組み合わせた「リモート申込」（非対面募集）の導入 3月 味の素株式会社、H.U.フロンティア株式会社、株式会社セルメスター（現H.U.ウェルネス株式会社）の3社と重大な疾患の予防に関する業務提携を締結し、「疾病予防サービス」を導入 6月 “ガン・重大疾病予防保険”（無配当10大疾病保障保険）発売 9月 “出産保険”（無配当産前産後ケア保障付特定医療保険）発売 9月 “入院一時金保険”をリニューアルに加え、“手術保障保険”発売 9月 新たな「疾病予防サービス」として「子宮頸がんHPV検査PAPP'QSS（パピックス）」導入 10月 「太陽生命マイページ」の利用対象者拡大 11月 “選択緩和型手術保障保険”発売、選択緩和型保険の削減期間を撤廃 11月 “リモート申込”や“認知症予防あんしんガイド”等が、「UCDAアワード2021」で賞を受賞
2022年 1月	経済産業省が定める「DX認定事業者」の認定取得 3月 個人年金保険の既契約ロックの一部を再保険会社に出再

【2】取締役、監査役及び執行役員

①取締役及び監査役

男性14名 女性1名 (取締役及び監査役のうち女性の比率6.7%)

役職名 〔職名〕	氏名 〔生年月日〕	略歴など
代表取締役会長	田中勝英 (1954年7月20日)	1977年4月 太陽生命入社 2001年7月 当社取締役 2004年3月 当社常務取締役 2006年6月 当社取締役常務執行役員 2007年4月 当社取締役専務執行役員 2008年6月 当社代表取締役専務執行役員 2009年6月 当社代表取締役副社長 2011年4月 当社代表取締役社長 2011年6月 兼T&Dホールディングス取締役 2019年4月 当社代表取締役会長(現任)
代表取締役社長	副島直樹 (1958年11月20日)	1981年4月 太陽生命入社 2009年4月 当社執行役員 2011年4月 当社常務執行役員 2011年6月 当社取締役常務執行役員 2014年4月 当社代表取締役専務執行役員 2016年4月 当社代表取締役副社長 2019年4月 当社代表取締役社長(現任) 2019年6月 兼T&Dホールディングス取締役(現任)
取締役専務執行役員	田村泰朗 (1962年9月2日)	1987年4月 太陽生命入社 2014年4月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役執行役員 2017年4月 当社取締役常務執行役員 2018年4月 兼T&Dホールディングス常務執行役員 2018年6月 兼同社取締役常務執行役員 2020年4月 当社取締役専務執行役員(現任) 2020年4月 兼T&Dホールディングス取締役専務執行役員 2020年6月 兼同社専務執行役員(現任)
取締役専務執行役員	儀賀信利 (1962年11月7日)	1985年4月 太陽生命入社 2010年4月 当社執行役員 2010年6月 当社取締役執行役員 2017年4月 当社取締役常務執行役員 2022年4月 当社取締役専務執行役員(現任)
取締役常務執行役員	下屋敷縁 (1964年7月19日)	1988年4月 太陽生命入社 2015年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員	根釜健 (1963年8月18日)	1987年4月 太陽生命入社 2015年4月 T&Dホールディングス執行役員 2016年4月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役執行役員 2019年4月 当社取締役常務執行役員(現任)
取締役常務執行役員	関吉淳也 (1963年8月5日)	1986年4月 太陽生命入社 2016年4月 当社執行役員 2019年6月 当社取締役執行役員 2021年4月 当社取締役常務執行役員(現任)

役職名 〔職名〕	氏名 〔生年月日〕	略歴など	
取締役執行役員	ふたみようこ 二見陽子 (1962年7月31日)	1991年2月 2017年4月 2018年6月	太陽生命入社 当社執行役員 当社取締役執行役員（現任）
取締役執行役員	ぬくいふみひこ 貫井文彦 (1966年11月8日)	1989年4月 2018年4月 2019年6月	太陽生命入社 当社執行役員 当社取締役執行役員（現任）
取締役執行役員	わたなべかずのり 渡邊和典 (1965年3月9日)	1987年4月 2016年4月 2020年6月	太陽生命入社 当社執行役員 当社取締役執行役員（現任）
取締役 （社外役員）	ふくだやすお 福田弥夫 (1958年7月24日)	2015年6月	当社取締役（現任） (日本大学危機管理学部 学部長)
取締役 （社外役員）	やおかずお 八尾和夫 (1951年10月23日)	2016年6月	当社取締役（現任） (東京証券信用組合 理事長)
常勤監査役	おおつかけんじ 大塚健司 (1964年7月15日)	1987年4月 2019年4月 2020年6月	太陽生命入社 当社執行役員 当社常勤監査役（現任）
監査役 （社外役員）	いなみねきよたか 稻嶺清孝 (1957年7月18日)	2016年6月	当社監査役（現任） (公認会計士) (税理士)
監査役 （社外役員）	たにがきたけと 谷垣岳人 (1964年1月28日)	2016年6月	当社監査役（現任） (弁護士)

②執行役員

役職名 〔職名〕	氏名 〔生年月日〕	略歴など	
常務執行役員	堀 武 博 (1966年10月9日)	1990年4月 2015年4月 2017年6月 2018年4月 2021年6月	太陽生命入社 当社執行役員 当社取締役執行役員 当社取締役常務執行役員 当社常務執行役員（現任）
執行役員	佐野敏雄 (1962年12月5日)	1985年4月 2013年4月 2013年6月 2015年6月 2016年6月 2018年4月 2021年6月	太陽生命入社 当社執行役員 当社取締役執行役員 T&Dカスタマーサービス 代表取締役社長 T&Dリース代表取締役社長 当社執行役員（現任） 兼 T&Dリース 代表取締役社長（現任）
執行役員	本横山俊明 (1964年6月17日)	1987年4月 2019年4月	太陽生命入社 当社執行役員（現任）
執行役員	森 恭 弘 (1965年3月5日)	1989年4月 2019年4月	太陽生命入社 当社執行役員（現任）
執行役員	石山智久 (1964年9月21日)	1988年4月 2021年4月	太陽生命入社 当社執行役員（現任）
執行役員	徳重幸治 (1967年12月27日)	1990年4月 2022年4月	太陽生命入社 当社執行役員（現任）

(2022年6月28日現在)

【3】会計監査人の氏名又は名称

E Y新日本有限責任監査法人

【4】従業員等の状況

①従業員の在籍・採用状況

区分	2020年度末 在籍数(名)	2021年度末 在籍数(名)	2020年度末 採用数(名)	2021年度末 採用数(名)	2021年度末	
					平均年齢	平均勤続年数
内勤職員・嘱託計	2,312	2,319	91	126	44.7歳	20年10ヶ月
(男子)	1,045	1,034	40	36	44.8歳	20年 6ヶ月
(女子)	1,267	1,285	51	90	44.6歳	21年 1ヶ月
(総合職)	1,206	1,197	59	54	44.4歳	20年 4ヶ月
(一般職)	1,106	1,122	32	72	45.0歳	21年 4ヶ月
内勤職員	2,285	2,299	85	123	44.7歳	21年 0ヶ月
(男子)	1,029	1,025	37	36	44.6歳	20年 8ヶ月
(女子)	1,256	1,274	48	87	44.7歳	21年 3ヶ月
(総合職)	1,180	1,177	53	51	44.4歳	20年 8ヶ月
(一般職)	1,105	1,122	32	72	45.0歳	21年 4ヶ月
嘱託	27	20	6	3	44.6歳	3年 4ヶ月
(男子)	16	9	3	0	62.4歳	3年 3ヶ月
(女子)	11	11	3	3	30.0歳	3年 5ヶ月
(総合職)	26	20	6	3	44.6歳	3年 4ヶ月
(一般職)	1	0	0	0	0.0歳	0年 0ヶ月
営業職員	8,473	8,534	2,265	2,084	47歳7ヶ月	9年 1ヶ月
(男子)	0	0	0	0	—	—
(女子)	8,473	8,534	2,265	2,084	47歳7ヶ月	9年 1ヶ月
合計	10,785	10,853	—	—	—	—

<参考：募集代理店数>

区分	2020年度末		2021年度末	
	法人	個人	法人	個人
合 計			140	133

②平均給与（内勤職員・嘱託）

(単位：千円)

区分	2021年3月	2022年3月
	内勤職員・嘱託計	377

(注) 平均給与月額は2022年3月中の税込基準給与額であり、賞与および時間外手当などは含んでおりません。

③平均報酬（営業職員）

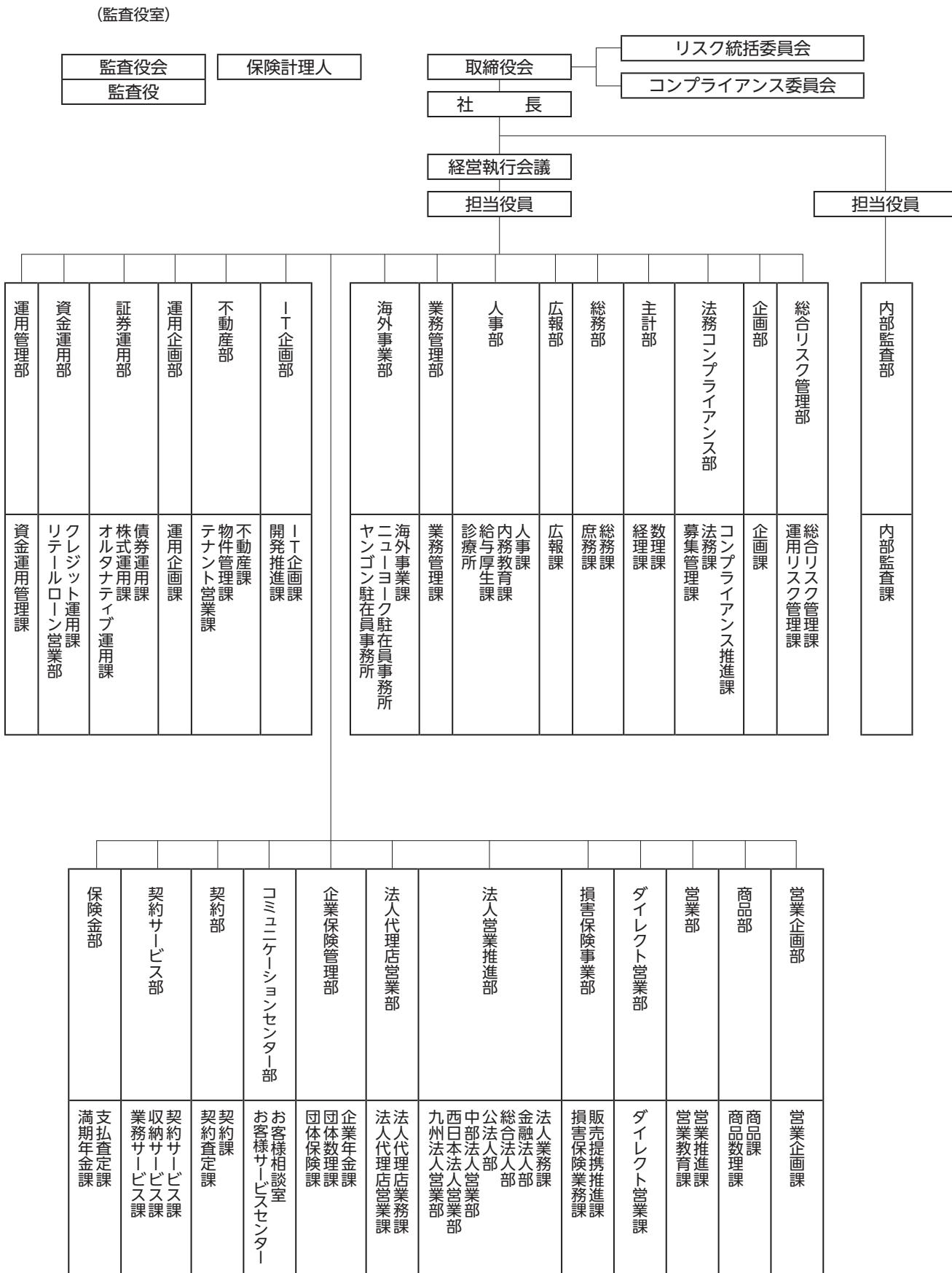
(単位：千円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	営業職員	251	242	242

(注) 平均報酬は各年度の平均報酬であり、賞与および時間外手当などは含んでいません。

【5】本社組織図

(2022年7月1日現在)



【6】経営の組織

当社の経営上の組織に関しては主に以下のものがあります。

①株主総会

当社の決算書類・事業内容の報告や利益金の処分、役員の選任など、法令等で定める重要な事項を決議いたします。

②取締役会

取締役会は、取締役全員をもって構成され、経営の重要な意思決定を行い、業務執行を監督いたします。

③監査役会

監査役会は、監査役全員をもって組織され、監査に関する重要な事項について報告を受け、検討・協議を行い、または決議いたします。

④経営執行会議

経営執行会議は、社長および業務担当を有する執行役員等で構成され、業務執行に関する重要な事項を決議いたします。

⑤コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、法令等遵守体制の確立に関する事項を審議し、施策方針を決定いたします。

⑥リスク統括委員会

リスク統括委員会は、リスク管理体制確立の諸施策に関する事項を審議し、施策方針を決定いたします。

【7】本社組織

区分	2020年度末	2021年度末
部	28	28
課	60	61

【8】支社等の組織

区分	2020年度末	2021年度末
支社	142	143
営業所	4	3

【9】店舗網

①本社

名称	郵便番号	所在地	電話
本社	103-6031	東京都中央区日本橋2-7-1	お客様サービスセンター 0120-97-2111

(2022年7月1日現在)

②法人営業関連サービス網

名称	郵便番号	所在地
法人営業推進部	103-0027	東京都中央区日本橋2-11-2
金融法人部		
総合法人部		
公法人部		
中部法人営業部	460-0003	愛知県名古屋市中区錦3-6-34 太陽生命名古屋ビル5F
西日本法人営業部	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町3-6-5 銀泉備後町ビル3F
九州法人営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-26-23 太陽生命博多ビル
企業保険管理部	103-0027	東京都中央区日本橋2-11-2

(2022年7月1日現在)

③全国支社等一覧

支社	所在地	電話番号
旭川	〒070-0031 旭川市一条通9-右10	0166(23)4024(代)
札幌北	〒001-0908 札幌市北区新琴似8条1-1-41	011(709)5526(代)
札幌中央	〒060-0002 札幌市中央区北2条西3-1	011(231)5533(代)
札幌東	〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5-4-18	011(896)1410(代)
札幌南	〒005-0003 札幌市南区澄川3条5-2-13	011(842)1711(代)
札幌西	〒063-0812 札幌市西区琴似2条7-2-3	011(612)5501(代)
樽	〒047-0032 小樽市稻穂2-6-3	0134(25)7060(代)
函館	〒040-0011 函館市本町12-2	0138(51)8550(代)
青森	〒030-0861 青森市長島2-25-1	017(776)2413(代)
八戸	〒031-0081 八戸市柏崎1-10-12	0178(46)1181(代)
盛岡	〒020-0878 盛岡市肴町3-9	019(653)3102(代)
秋田	〒010-0951 秋田市山王3-1-12	018(863)8111(代)
石巻	〒986-0825 石巻市鷲町3-15	0225(23)0206(代)
塩釜	〒985-0021 塩釜市尾島町16-10	022(363)0527(代)
仙台	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル1階	022(225)3111(代)
仙台南	〒982-0011 仙台市太白区長町5-1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022(249)3271(代)
山形	〒990-0039 山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形2階	023(632)2761(代)
新庄	〒996-0023 新庄市沖の町2-4 ビーンズ新庄ビル3階	0233(28)0155(代)
郡山	〒963-8004 郡山市中町1-22 大同生命ビル	024(923)5447(代)
水戸	〒310-0805 水戸市中央1-2-19	029(227)1101(代)
牛久	〒300-1234 牛久市中央4-2-24-2 アルシェビル4階	029(830)8282(代)
宇都宮	〒320-0035 宇都宮市伝馬町2-11	028(634)0121(代)
小山	〒323-0022 小山市駅東通り2-24-18	0285(22)8441(代)
高崎	〒370-0824 高崎市田町57-1	027(322)5554(代)
熊谷	〒360-0043 熊谷市星川2-75	048(521)1285(代)
大宮	〒330-0846 さいたま市大宮区大門町3-42-5	048(641)3786(代)
所沢	〒359-1123 所沢市日吉町18-1 ARAI-181ビル	04(2922)5191(代)
浦和	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-4-9	048(829)2921(代)
朝霞	〒351-0005 朝霞市根岸台5-3-18	048(463)6099(代)
川越	〒350-1123 川越市脇田本町26-4	049(247)3451(代)
春日部	〒344-0061 春日部市粕壁2-8-13	048(754)6560(代)
越谷	〒343-0845 越谷市南越谷1-19-6 越谷ビル6階	048(961)6730(代)
千葉	〒260-0014 千葉市中央区本千葉町10-5	043(222)4121(代)
木更津*	〒292-0805 木更津市大和2-1-2 ヤスミビル4階	043(222)4121(代)
船橋	〒273-0005 船橋市本町2-27-25	047(432)2711(代)
市川	〒272-0021 市川市八幡1-11-4	047(334)3244(代)
柏	〒277-0842 柏市末広町6-3	04(7145)4155(代)
流山*	〒270-0128 流山市おおたかの森西1-2-3 アゼリアテラス7階	04(7145)4155(代)
松戸	〒271-0091 松戸市本町1-5 MKビル5階	047(368)1288(代)
小岩	〒133-0057 江戸川区西小岩1-29-7	03(3671)7581(代)
千住	〒120-0036 足立区千住仲町19-8	03(3882)7638(代)

支社	所在地	電話番号
青戸	〒125-0062 葛飾区青戸3-41-8	03(3602)5106(代)
赤羽	〒115-0045 北区赤羽2-17-4	03(3903)9881(代)
江東	〒136-0071 江東区垂水2-25-14 立花アネックスビル7階	03(5836)1568(代)
東京	〒101-0032 千代田区岩本町2-4-3	03(3862)1821(代)
日暮里*	〒116-0014 荒川区東日暮里5-48-5 光陽社ビル7階	03(3862)1821(代)
池袋	〒171-0022 豊島区南池袋2-49-4	03(3987)4321(代)
中野	〒165-0026 中野区新井2-30-5	03(3387)4441(代)
烏山	〒157-0062 世田谷区南烏山5-17-8	03(3305)6061(代)
大森	〒143-0016 大田区大森北1-17-4	03(3762)5728(代)
蒲田	〒144-0052 大田区蒲田5-24-2 損保ジャパン蒲田ビル5階	03(5480)4035(代)
田無	〒188-0012 西東京市南町3-25-2	042(461)7609(代)
立川	〒190-0023 立川市柴崎町3-11-2	042(523)0251(代)
八王子	〒192-0083 八王子市旭町9-1 八王子スクエアビル	042(642)1741(代)
町田	〒194-0022 町田市森野1-32-17	042(722)2603(代)
相模原	〒252-0143 相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル4階	042(700)0237(代)
登戸	〒214-0013 川崎市多摩区登戸新町445-1	044(911)4217(代)
溝の口*	〒213-0001 川崎市高津区溝の口2-11-8 リバーストーン第3ビル3階	044(911)4217(代)
川崎	〒210-0004 川崎市川崎区宮本町2-24	044(244)1337(代)
横浜北	〒222-0011 横浜市港北区菊名6-3-14	045(401)1761(代)
横浜	〒231-0047 横浜市中区羽衣町1-3-1	045(261)8381(代)
横浜西	〒241-0821 横浜市旭区二俣川2-50-14 コブレニ二俣川オフィス10階	045(273)1042(代)
横須賀	〒238-0008 横須賀市大瀬町1-20-1	046(822)2322(代)
湘南	〒236-0028 横浜市金沢区洲崎町6-5	045(781)2081(代)
戸塚	〒244-0002 横浜市戸塚区矢部町17-4	045(871)1101(代)
藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町13-2	0466(23)4150(代)
大和	〒242-0017 大和市大和東3-15-4	046(264)8265(代)
厚木	〒243-0018 厚木市中町4-16-22	046(222)1178(代)
平塚	〒254-0042 平塚市明石町1-24	0463(21)2085(代)
小田原	〒250-0012 小田原市本町1-1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465(24)5681(代)
松本	〒390-0815 松本市深志2-4-26	0263(36)5291(代)
長野	〒380-0935 長野市中御所1-16-20	026(268)0227(代)
新潟	〒950-0088 新潟市中央区万代4-1-11	025(243)3618(代)
富山	〒930-0007 富山市宝町1-3-14	076(432)1534(代)
金沢	〒920-0902 金沢市尾張町2-8-23	076(263)0541(代)
福井	〒910-0004 福井市宝永2-1	0776(22)6630(代)
沼津	〒410-0056 沼津市高島町11-13	055(921)5325(代)
富士	〒417-0047 富士市青島町192-2 サン・アイ富士ビル2階	0545(52)8761(代)
清水	〒424-0815 静岡市清水区江戸東2-1-5	054(365)2919(代)
静岡	〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-4	054(254)2551(代)
藤枝	〒426-0034 藤枝市駿前2-14-20 第2フラワービル3階	054(645)7600(代)
浜松	〒430-0926 浜松市中区砂山町353-8	053(454)2501(代)

支社	所在地	電話番号
豊橋	〒440-0888 豊橋市駅前大通3-53	0532(54)0515(代)
岡崎	〒444-0044 岡崎市康生通南2-3	0564(21)4822(代)
熱田	〒456-0034 名古屋市熱田区伝馬2-2-4	052(681)8538(代)
春日井	〒486-0916 春日井市八光町1-20-2	0568(31)2866(代)
名古屋	〒460-0003 名古屋市中区錦3-6-34	052(962)8911(代)
名古屋東	〒465-0093 名古屋市名東区一社2-25	052(705)3522(代)
名古屋西	〒453-0054 名古屋市中村区鳥居西通1-13	052(413)2821(代)
一宮	〒491-0904 一宮市神山1-4-6	0586(45)5230(代)
四日市	〒510-0074 四日市市鵜の森1-1-18	059(351)1065(代)
津	〒514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル3階	059(229)2881(代)
岐阜	〒500-8175 岐阜市長住町2-16-3	058(265)6811(代)
大津	〒520-0042 大津市島の関2-2	077(524)1580(代)
京都	〒600-8099 京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075(361)8111(代)
京都南	〒612-8362 京都市伏見区西大手町307-60	075(621)5633(代)
奈良	〒631-0823 奈良市西大寺国見町1-3-7	0742(43)8011(代)
高槻	〒569-0072 高槻市京口町9-5	072(671)8815(代)
豊中	〒561-0884 豊中市岡町北1-2-17	06(6853)6565(代)
寝屋川	〒572-0837 寝屋川市早子町10-21	072(820)2850(代)
大阪阪	〒541-0048 大阪市中央区瓦町3-6-5 銀泉備後町ビル3階	06(4706)1090(代)
大阪西	〒551-0002 大阪市大正区三軒家東1-19-14	06(6554)8561(代)
大阪南	〒558-0013 大阪市住吉区我孫子東1-10-6	06(6691)3551(代)
大阪東	〒546-0002 大阪市東住吉区杭全1-16-27	06(4301)8585(代)
大阪北	〒532-0023 大阪市淀川区十三東1-10-26	06(6302)7798(代)
布施	〒577-0056 東大阪市長堂3-4-24	06(6784)6121(代)
堺	〒590-0048 堺市堺区一条通16-1	072(238)3848(代)
藤井寺	〒583-0027 藤井寺市岡2-10-15	072(952)1410(代)
岸和田	〒596-0054 岸和田市宮本町29-26	072(431)3732(代)
和歌山	〒640-8331 和歌山市美園町2-1	073(436)7311(代)
川西	〒666-0033 川西市栄町10-16	072(758)1516(代)
尼崎	〒660-0881 尼崎市昭和通2-7-1 ニューアルカイックビル5階	06(6482)7611(代)
西宮	〒662-0918 西宮市六湛寺町14-5	0798(35)5335(代)
神戸	〒650-0004 神戸市中央区中山手通2-1-8	078(391)5401(代)
神戸西	〒654-0024 神戸市須磨区大田町3-1-4	078(732)3557(代)
明石	〒673-0016 明石市松の内2-8-3	078(927)0202(代)
姫路	〒670-0947 姫路市北条432-14	079(225)2006(代)
岡山	〒700-0821 岡山市北区中山下1-2-3	086(225)1908(代)
倉敷	〒710-0826 倉敷市老松町2-7-2	086(425)7815(代)
松江	〒690-0006 松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル5階	0852(22)4380(代)
福山	〒720-0812 福山市霞町1-2-11	084(923)2426(代)
吳	〒737-0045 吳市本通2-1-23 大同生命吳ビル	0823(24)3390(代)

支社	所在地	電話番号
広島	〒732-0826 広島市南区松川町1-19	082(262)1141(代)
広島西	〒733-0812 広島市西区己斐本町2-12-28	082(272)8346(代)
徳山	〒745-0073 周南市代々木通2-47	0834(21)0787(代)
宇部	〒755-0042 宇部市松島町18-10	0836(31)3709(代)
下関	〒750-0012 下関市観音崎町12-10	083(223)8266(代)
高松	〒760-0056 高松市中新町2-5	087(861)0795(代)
松山	〒790-0003 松山市三番町6-8-1	089(941)2270(代)
徳島	〒770-0923 徳島市大道1-62 中筋ビル4階	088(626)0151(代)
高知	〒780-0053 高知市駅前町2-16	088(824)0353(代)
小倉	〒802-0005 北九州市小倉北区堺町2-3-20	093(531)1835(代)
八幡	〒806-0028 北九州市八幡西区熊手2-3-13	093(631)1731(代)
福岡東	〒813-0013 福岡市東区香椎駅前2-1-21	092(672)1911(代)
福岡西	〒814-0021 福岡市早良区荒江3-11-32	092(831)6781(代)
福岡南	〒812-0879 福岡市博多区銀天町3-6-21	092(571)3318(代)
久留米	〒830-0018 久留米市通町8-6	0942(35)6161(代)
佐賀	〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8	0952(26)7313(代)
佐世保	〒857-0864 佐世保市戸尾町3-5	0956(24)2264(代)
長崎	〒850-0032 長崎市興善町2-31	095(826)5231(代)
熊本	〒860-0806 熊本市中央区花畠町4-3	096(353)1281(代)
大分	〒870-0034 大分市都町1-1-1	097(534)0054(代)
宮崎	〒880-0806 宮崎市広島2-12-11	0985(28)1811(代)
鹿児島	〒892-0844 鹿児島市山之口町12-14	099(224)3835(代)
那覇	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアアリーベル西棟9階	098(941)3313(代)
コザ	〒904-0031 沖縄市上地1-1-1 コザ・ミュージックタウン1階	098(931)9134(代)

*は営業所
(2022年7月1日現在)

④海外事務所

名称	所在地	電話番号
ニューヨーク駐在員事務所 TAIYO LIFE COMPANY NEW YORK REPRESENTATIVE OFFICE	405 Lexington Avenue, 26th Floor, New York, NY 10174	(1)212-541-2421
ヤンゴン駐在員事務所 TAIYO LIFE INSURANCE COMPANY YANGON REPRESENTATIVE OFFICE	#1606, 16th Floor, Sakura Tower 339 Bogyoke Aung San Road, Kyauktada Township, Yangon Region, Myanmar	(95)1-8255-073

(2022年7月1日現在)

【10】株式の総数

(2022年3月31日現在)

発行可能株式総数	6,000千株
発行済株式の総数	2,500千株
当期末株主数	1名

【11】株式の状況

①発行済株式の種類等

(2022年3月31日現在)

発行済株式	種類	発行数	内容
	普通株式	2,500千株	－

②大株主

(2022年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
株式会社T&Dホールディングス	2,500千株	100.00%	－千株	－%

【12】主要株主の状況

(2022年3月31日現在)

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
株式会社T&Dホールディングス	東京都中央区日本橋2丁目7番1号	207,111百万円	①生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 ②その他上記に掲げる業務に附帯する業務	2004年4月1日	100.0%

2 保険会社の主要な業務の内容

【1】会社の目的

当社は、定款第2条に次の業務を行うことを目的とする旨定めています。

①生命保険業

②他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他前号の業務に付随する業務

③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務

④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

【2】主要な業務の内容

当社が行う主要な業務の内容は、次のとおりです。

①生命保険業

生命保険業免許に基づき、生命保険の引受けを行うとともに、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

②付随業務

他の保険会社の業務の代理および事務の代行を行っています。

3 直近事業年度における事業の概況

■経営環境

2021年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、海外経済の回復や緩和的な金融環境、政府の経済対策等に支えられて、持ち直しの傾向にありました。

資産運用環境につきましては、世界的な需要拡大等を受けたインフレ率の上昇やそれに伴う米国金融緩和策の引き締め方向への転換等により、海外金利は年度末にかけて上昇しました。この間、国内金利は、10年長期国債利回りが日本銀行の許容する変動幅の上限近くまで上昇しました。一方、国内株式は、ロシアのウクライナ侵攻により地政学リスクが高まったことや世界経済の先行きに対する不透明感が増したことで下落しました。

生命保険業界におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあるものの、営業活動のデジタル化の進展等によって、新契約業績は前年度より増加しました。

■事業の経過

このような情勢のもと、当社はコアビジネスである「家庭市場での営業職員チャネルによる死亡・医療・介護保障を中心とした総合生活保障の商品販売」を中心に企業価値の向上に取り組みました。

2019-2021年度の中期経営計画では、「100歳時代を先取りした最優の商品・サービスをご家庭にお届けすることにより、より多くのお客様の安心で豊かな暮らしを支える保険会社となる」ことをビジョンとして掲げ、シニアマーケットでのトップブランドの構築をさらに進め、より多くのお客さまの「元気で長生きをサポート」するため、各種施策に取り組んでおります。

なお、2019-2021年度中期経営計画については新型コロナウイルス感染症拡大による大幅な環境変化等を受け、一部見直しを実施いたしました。

当社の具体的な諸施策については、次のように実施しております。

《商品》

高品質の商品・サービスを通じてお客さまに一生涯にわたる安心を提供するため、商品内容の充実を図っております。

〈認知症や病気を予防する商品〉

社会的課題である認知症と前向きに向き合い、老後を安心してお送りいただくための商品として、予防保険シリーズ第1弾の「ひまわり認知症予防保険」等を販売しております。認知症関連商品の販売件数は2022年3月末時点ですべて79万件を超えるなど、シニアのお客さまを中心に広くご支持をいただいております。

また、予防保険シリーズ第2弾として、2021年6月に「ガン・重大疾病予防保険」を発売いたしました。責任世代をはじめとする幅広い年齢層の方にご支持をいただいており、2022年3月末時点で7万件を超えました。

主な特徴は以下のとおりです。

- ・がん、急性心筋梗塞、脳卒中をはじめとする19もの疾病による所定の状態を保障
- ・急性心筋梗塞、脳卒中は、疾病的早期治療に役立てていただくべく、既存の支払事由に加え、手術を受けた場合も保障
- ・生存給付金特則を付加することで、ご契約の1年後から2年ごとに予防給付金をお受取可能
- ・予防給付金は、当社がご案内する疾病予防サービス等にご利用可能

〈多様な医療ニーズに対応した商品〉

入院日数は短期化傾向にあるとともに、従来は入院を伴っていた手術に関しても外来で行えるようになるなど、医療環境の変化にともない、医療保障に対するニーズは多様化しております。このようななか、2021年9月に「入院一時金保険」等をリニューアルしたことに加え、「手術保障保険」を発売するなど、充実した医療保障をご提供しております。

また、2020年より新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症や不慮の事故による傷害を保障する「感染症プラス入院一時金保険」を販売しており、販売件数は2022年3月時点ですべて25万件を超えました。

改定内容等については、以下のとおりです。

- ・「入院一時金保険」等については、加入限度額を20万円から30万円に拡大
- ・「感染症プラス入院一時金保険」も合わせて加入限度額を拡大し、新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症等で入院された場合、最高60万円^{(*)1}を保障
- ・「手術保障保険」は、入院中・外来での手術にかかわらず最高20万円の手術給付金がお受取可能
- ・保障を組み合わせることで、日帰り入院で手術を受けた場合でも最高80万円^{(*)2}を準備することが可能

(*)1) 入院一時金保険及び感染症プラス入院一時金保険をそれぞれ入院一時金額30万円で同時に付加し、所定の感染症やケガで入院の場合。

(*)2) 入院一時金保険及び女性入院一時金保険（または生活習慣病入院一時金保険）をそれぞれ入院一時金額30万円、かつ手術保障を20万円付加し、所定の生活習慣病や所定の女性疾患で入院をして手術をした場合。

また、2021年11月には、健康に不安のあるお客さま向けに、選択緩和型保険においても同様の商品改定を行っております。加えて、契約初年度の給付金等について、削減期間を廃止したことで、契約当初から満額のお支払いができるようになりました。

〈少子化対策に向けた妊婦専用商品〉

産前産後の女性を支援するため、産婦人科医監修のもと、2021年9月に、妊婦専用保険「出産保険」を発売いたしました。主な特徴は以下のとおりです。

- ・所定の妊娠うつ・産後うつや、出産後の身体的回復に影響を及ぼす妊娠中及び出産時の異常、妊娠中から産後にかけて特に心配な疾病等を保障

- ・「スマ保険」専用商品として、自由な時間と場所で加入可能

<金融機関窓口販売の商品>

2020年より「My介護Bestプラス」を販売しております。認知症充実プランの場合、「My介護Best」の保障に加え、医師から所定の認知症と診断された場合に認知症診断保険金を、所定の認知症による状態が180日継続した場合には終身認知症治療年金をお支払いいたします。

<法人向けの商品>

2020年より、団体生活介護保険に付加できる特約として、「3大疾病保障特約」「就業不能収入保障特約」の販売をしております。これらの特約を導入することによって、企業・団体の所属員本人や配偶者による“病気の治療と仕事の両立”への経済的な備えを行いたいというニーズにお応えすることが可能となりました。既に販売している「生活介護保険特約（親型）」と組み合わせることにより、一つの商品で“親の介護の保障”、“3大疾病的保障”、“収入の保障”への備えを同時に実現できるようになりました。

《営業》

多様なお客様のニーズにお応えできるよう、携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」を活用した対面での手続きだけでなく、非対面での手続きを希望されるお客様のニーズにも対応した営業活動を実施しております。また、対面と非対面を融合したハイブリッド型営業を通じて、お客様の様々なご要望に対応できるよう取り組んでおります。

<ITを活用した提案活動・教育の充実>

営業職員が携行する携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」の導入により、お客様のご要望を伺いながらその場で最適なプランをご提案するコンサルティング機能や契約から領収までの完全ペーパーレス化等、生命保険募集のあり方を変えることで、生産性向上を図っております。

2021年9月には、全支社に大型モニターを設置し、本社営業部の講師が、全支社の営業職員に対して同時に研修を行う「オンライン研修」を開始いたしました。携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」の活用を中心とした朝礼時の研修、一般課程研修、入社後の新人教育制度「Progress」等の研修を、オンラインで実施することにより「教育の均質化・営業力の標準化」を図りました。

<非対面手続きの充実>

インターネットでの手続きを希望されるお客様のニーズにお応えするため、以下の取組みを展開しております。

- ・2019年10月に、インターネットによる申込手続きができる利便性に加え、「人」によるアフターフォロー等の丁寧なサービスを融合させた新たなコンセプトでの保険商品の提供として、インターネット完結型保険「スマ保険」を開始
- ・2021年1月に「スマ保険」と営業職員によるコンサルティングや申込手続時のサポートを組み合わ

せた「リモート申込」を導入

- ・2021年9月に「スマ保険」専用商品として「出産保険」の販売等、「スマ保険」の商品ラインアップを拡充
- ・2021年11月に「スマ保険」において月払保険料500円からお申込みいただける新たなプランを発売
- ・「リモート申込」が、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）が優れたコミュニケーションデザインを表彰する「UCDAアワード2021」（非対面コミュニケーション）にて「情報のわかりやすさ賞（優秀賞に相当）」を受賞

<ハイブリッド型営業の推進>

2021年3月に、多様化するお客さまニーズやライフスタイルの変化に応えるため、従来の営業職員チャネルに加えて、新たな手法で商品・サービスを提供する「ダイレクト営業部」を新設いたしました。

また、インフォマーシャルやインターネット広告等のプロモーションを経由した情報を活用し、対面・非対面を融合した「ハイブリッド型営業」を展開しております。これにより、すべての手続きを「非対面」で希望されるお客さま、保険のご説明については「対面」をご希望されるお客さま等、様々なご要望にもお応えできるようになっております。

2022年1月には、「ハイブリッド型営業」の確立や、顧客ニーズに対応し、チャネルの多様化を図るなど、DXの取組みを推進し、経済産業省が定める「DX認定事業者」に認定されました。

当社では、対面とデジタルの融合を通じて、より多くのお客様のニーズに対応できるよう、これからもDXを推進してまいります。

<金融機関代理店チャネルの販売強化>

募集代理店における販売強化を目的に、2021年度には、新たに6金融機関で「My介護Bestプラス」等の販売を開始いたしました。

《サービス》

サービス面では、お客様の多様なニーズにお応えし、ご加入時からご契約期間中、お支払時に至るまで、長期間にわたりお客様に信頼され、安心いただけるサービスをお届けするため、改革・改善に継続的に取り組んでおります。

<シニアのお客さま等への対応>

『シニアのお客様に最もやさしい生命保険会社になる』ことを目指して「ベストシニアサービス」に取り組んでおります。シニアのお客さまや障がいをお持ちのお客さま向けに、以下の施策を実施しております。

シニアのお客さまへの対応

- ・シニアのお客さまの誤認防止等のために「ご家族同席」や、「太陽生命コンシェルジュ」のテレビ電話機能を活用し、本社担当者が直接、契約意向、申込内容、選択緩和型保険の場合に告知内容等を再確認する「シニア安心サポートデスク」の実施

- ・認知症や入院等によりシニアのお客さまご本人とコミュニケーションや連絡が困難となった場合等に備えるため「ご家族登録制度」を導入
- ・年1回以上の訪問等を行い、契約内容の確認や給付金等の請求勧奨等を行う「シニア訪問サービス」の実施
- ・認知症に関しては、給付金等をご請求いただいたにもかかわらず、その時点では支払基準を満たさずにお支払いできなかったお客さまに対して、将来の請求につなげていただけるようフォローする取組みの実施（サービス開始から2022年3月末まで1,818件フォローし、うち600件のお支払い）
- ・当社独自の「認知症予防あんしんガイド」の作成及び活用
- ・「認知症予防あんしんガイド」は、UCDAが優れたコミュニケーションデザインを表彰する「UCDAアワード2021」（生活・保障）にて「情報のわかりやすさ賞（優秀賞に相当）」を受賞

障がいをお持ちのお客さまへの対応

- ・障がいをお持ちのお客さまの視点に立ったサービスの向上のため、耳の聞こえない、聞こえにくい、又は発話が困難なお客さま向けに、株式会社ミライロと提携し「太陽生命手話リレーサービス」を提供
- ・契約のご加入、契約内容の訂正・変更、保険金・給付金等の請求手続きの内務員による代筆・代読等の取扱いを実施

＜お客さまの利便性向上のための取組み＞

お客さま専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」では、「電子交付書面の閲覧」「資金利用」「各種変更手続き」の機能に加え、当社からのお知らせや情報提供等の「コミュニケーション」機能を備えております。

契約者さまを対象にしていた「太陽生命マイページ」のご利用において、2021年10月に被保険者さま、2022年2月に「ご家族登録制度」に登録いただいたご家族さまにもご利用できるよう、範囲を拡大いたしました。また、「太陽生命マイページ」をご利用いただくことで、「ご請求」から「お支払い」までがインターネットで完結できるようになり、「スマ保険」にご加入のお客さまにおきましては、「ご加入」から「お支払い」までがインターネットで完結できるなど、お客さまの利便性向上を図っております。

＜お支払いサービス向上のための取組み＞

当社では、正確かつ迅速に保険金・給付金をお支払いができるよう、保険金・給付金のご請求時におけるサービス向上のため、様々な取組みを行っております。主な取り組みは以下のとおりです。

- ・専門知識を有する内務員が直接お客さまやご家族を訪問し、給付金等の請求手続きをサポートする「かけつけ隊サービス」を2016年4月より実施（サービス開始から2022年3月末までのご利用件数は14万件以上）
- ・「太陽生命コンシェルジュ」にて、2020年10月に死亡保険金請求のペーパーレス化にも対応し、給付金・保険金請求に係る主要手続きの完全ペーパー

レス化により、最短10分程度での給付金のお支払いを実現

- ・2021年10月に、「太陽生命マイページ」の利用対象者の範囲を拡大し、ご契約者さまと被保険者さまが異なる場合でも、被保険者さまがご利用できる「入院給付金等の請求手続き」の取扱いを開始
- ・2021年11月に、給付金請求時の利便性向上と画像提出によるネット完結型手続きの利用促進を目的として、簡易取扱（診断書不要）の範囲を拡大

＜従業員のサービス力向上のための取組み＞

シニアのお客さまや障がいをお持ちのお客さまへの対応力を高めていくために、以下の取組み等を実施し、従業員のサービス力のさらなる向上に努めております。

- ・2016年度より「認知症センター養成講座」を導入し、認知症に関する正しい知識と理解のもと、地域における認知症の方やご家族を手助けする「認知症センター」を全社に配置
- ・2019年度からは「認知症センター養成講座」の講師役となる「キャラバン・メイト」の養成研修を行い、支社・営業所において登録したキャラバン・メイトが「認知症センター養成講座」を実施
- ・多様化する社会のなかで、自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識のもと、サポートを実践する「ユニバーサルマナー」の普及・啓蒙の目的として行われている「ユニバーサルマナー検定」を全社で導入し、2021年8月には内務員全員が取得

＜運用＞

資産運用面では、お客さまの信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）のもとで、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオの構築を目指すとともに、公共性、健全性等に十分に配慮しながら資産運用を行うこととしております。また、資産運用の高度化に向けて運用手法を多様化することで、資産運用収益力の強化を図っております。

この基本的な方針にしたがい、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心とした投融資を行い、適切なリスク管理に基づき、内外株式をはじめとするリスク性資産への投融資を行っております。

国内公社債につきましては、低金利環境が継続するなか、国債に加え相対的に利回りが高い社債などの買入れを行いました。貸付金につきましては、金利動向とともに与信リスクに十分留意し、個別案件を精査し実行いたしました。

円金利資産以外の資産につきましては、一定の利回りを確保できる外国債券ファンド等の残高を積み増し、利息収入の確保に努めました。株式・オルタナティブ等につきましては、市場動向とともに価格変動リスクに十分留意して取り組みました。

健全性についても、引き続きERMを通じて十分な水準を確保しております。

<日本版スチュワードシップ・コードの諸原則に基づいた活動>

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に賛同し、各原則に対する方針を定めております。この方針にしたがい、投資先企業との対話や議決権行使等を通じて当該企業の企業価値向上や持続的成長を促し、中長期的な投資リターンを拡大させることにより、お客さまの利益に適うよう努めております。

2021年8月には、スチュワードシップ活動に関する開示について、議決権行使結果に加え、対話の考え方や対話先数・件数、ESGにかかる対話事例を新たに開示するなど、自己評価の公表とあわせて適切な対応を実施しております。

<ESG課題に配慮した資産運用>

責任投資原則（PRI）の署名機関として、投資分析や意思決定プロセスにESG（環境・社会・ガバナンス）の視点を組み込んだ資産運用を推進しております。2021年度におきましても、グリーンボンド、ソーシャルボンド、トランジションボンド等への投融資を通じて、持続可能な社会の形成・発展に貢献できるよう資産運用に取り組んでおります。

<海外事業投資>

ミャンマーの生命保険会社であるCapital Taiyo Life Insurance Limitedに35%出資し、関連会社化しております。ミャンマーでは、2021年2月以降、情勢が悪化し、また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しておりました。同社は、従業員の安全を確保しながら、業務を運営しており、今後も現地の政情や治安、感染状況等を考慮した対応をしてまいります。

《新型コロナウイルス感染症への対応》

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまに対して、安心してご契約の継続や給付金等の請求を行っていただけるよう、各種支援策を実施しております。また、コロナ禍において変化するお客さまのニーズに寄り添い、安心を提供するという社会的使命を果たすため、従業員の健康と安全の確保を徹底しながら、ウィズコロナ時代に対応した「商品」「働き方改革」「非対面手続き」等の新たな取組みを行ってまいりました。コロナ禍における当社の取組みは、主に以下のとおりです。

<各種支援策>

- ・最長6ヶ月の「保険料払込猶予期間、更新手続期間の延長」(2020年3月、2021年1月、4月)
- ・最長6ヶ月の「新規契約者貸付に対する特別金利の適用(利息減免)」(2020年3月)
- ・「保険金・給付金等の簡易取扱・みなし入院等の特別取扱」(2020年3月)

<商品>

- ・新型コロナウイルス感染症による入院等を手厚く保障する「感染症プラス入院一時金保険」の販売(2020年9月)

<働き方改革>

- ・事業継続性等の観点から在宅勤務制度及びサテライトオフィス勤務制度を導入

<販売手法の多様化>

- ・「スマ保険」等の情報を活用する「情報活動」や、お客さまに事前の承諾を得てから訪問する「承諾型ポスティング活動」など、ウィズコロナ時代に対応した営業活動の推進
- ・「リモート申込」の導入(2021年1月)

《太陽の元気プロジェクト（サステナビリティ経営の推進）》

2016年6月より、「人生100歳時代」を見据え、「健康寿命の延伸」すなわち“元気に長生きする”という社会的課題に応えるため、「太陽の元気プロジェクト」を開始いたしました。「従業員」が元気になり、「お客さま」に元気になっていただき、そして「社会」の元気に貢献するため、様々な施策を推進しております。

また、「太陽の元気プロジェクト」の推進等を通じ、SDGsが目指す「持続可能な社会の実現」に貢献していきます。

<従業員を「元気」にする取組み>

従業員が長く「元気」に働く取組みとして、総労働時間の縮減や有給休暇の取得促進、各種制度の充実等、両立支援制度の更なる充実を図っております。

また、従業員に対する健康増進施策を講じるなど、健康経営にも取り組んでおり、2016年度からは、経済産業省が主催する「健康経営優良法人認定制度」に基づく「健康経営優良法人（ホワイト500）」に6年連続かつ3年連続上位50位以内で認定されました。

さらに、日本健康会議、厚生労働省、経済産業省が実施する2021年度版（2019年度実施分）「健康スコアリングレポート」の予防・健康づくりに関する取組み状況においてもTOP50位以内にランクインしました。

主な制度の導入等は以下のとおりです。

主な両立支援制度

- ・業界に先駆けた65歳定年制度及び最長70歳まで働く継続雇用制度
- ・最長3年間の介護休業制度
- ・子どもが3歳になるまで取得可能な育児休暇・育児休業制度
- ・子どもが小学校卒業まで適用可能とした短時間勤務制度
- ・男性従業員（管理職を含む）の育児休業対象者全員取得及び1ヶ月以上の取得推進
- ・介護やがん治療をしながら働き続けることができる週3日、4日勤務制度の導入
- ・がん治療や不妊治療を理由とする通院休暇制度

従業員の健康増進施策

- ・社内禁煙の実施
- ・クアオルト健康ウォーキングの導入
- ・健康増進セミナーの実施
- ・従業員の生活習慣病予防を目的に、味の素株式会社が技術開発した「現在、がんである可能性」と「将来、脳卒中・心筋梗塞、糖尿病になるリスク」を一度に評価できる「アミノインデックス®リスクスクリーニング」の導入(2021年4月)

<お客様の「元気」をサポートする取組み>

お客様の「元気」をサポートする取組みとして、認知症予防サービスや疾病予防サービスのご案内を行っております。また、従来、『ひまわり認知症予防保険』の加入者向け付帯サービスとして提供していた「認知症予防アプリ」をどなたでも利用可能な「太陽生命の健康増進アプリ」としてリニューアルするとともに、新たに睡眠状況計測や無料健康相談等の機能を追加し、これまで以上に多くのお客様の病気の予防をサポートし、健康増進のお役に立てるよう努めています。

当社では「認知症や病気の予防をサポートし、お客様の健康増進のお役に立つ」ための取り組みを推進することで、誰もが元気に長生きできる明るい長寿社会の実現を目指してまいります。

認知症予防サービス

- ・2022年4月、株式会社MCB1が提供する、簡単な血液検査でMC1（軽度認知障害）のリスクを判定する「MC1スクリーニング検査」を、より精度が高い検査が可能となった「MC1スクリーニング検査プラス」にリニューアル
- ・京王観光株式会社が提供する、疾病予防・健康増進に効果がある「クアオルト健康ウォーキング体験ツアー」

疾病予防サービス

- ・味の素株式会社が技術開発した「アミノインデックス®リスクスクリーニング」
- ・株式会社ジェネティックラボが提供する、子宮頸がんの原因とされる高リスク型HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染有無を自宅で簡単に調べることができる「子宮頸がんHPV検査PAPP'Qss（パピックス）」

健康増進

- ・睡眠、脳トレ等、様々な観点からお客様の健康増進をサポートする「太陽生命の健康増進アプリ」
- ・「太陽生命の健康増進アプリ」が、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）が優れたコミュニケーションデザインを表彰する「UCDAアワード2021」（非対面コミュニケーション）にて「アナザーボイス賞」を受賞

<社会の「元気」に貢献する取組み>

社会の「元気」に貢献する取組みとして、当社が保有するデータの活用による医療の進歩に貢献するような取組みや、「元気・健康」に取り組んでいる企業・団体の応援を行っております。また、気候変動の緩和と適応への対応として、脱炭素化の取組み等を行っております。

株式会社太陽生命少子高齢社会研究所の設立

2020年4月に設立した株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、「健康寿命の延伸」という社会的課題に貢献すべく、主に「疾病の予防・早期発見・早期治療」の観点から、学術機関と共同研究等に取り組んでおります。また、その成果の公表により社会貢献を図るとともに、成果等をお客さまの元気・長生

きにより役立つ商品・サービスの開発につなげてまいります。

具体的な共同研究等は以下のとおりです。

- ・2021年1月に、株式会社MCB1と太陽生命従業員の医療データや血液バイオマーカーを活用した認知症予防に関する共同研究を開始
- ・2021年7月に、東京都健康長寿医療センターとの「歩行速度データ」を活用した共同研究の成果を学術誌「Gait & Posture」（第88号）に掲載
- ・2021年9月から、「子宮頸がんHPV検査PAPP'Qss（パピックス）」を提供する株式会社ジェネティックラボと、検査結果等や太陽生命が保有する保険給付データを活用した共同研究を開始
- ・2021年12月から、味の素株式会社と太陽生命従業員の医療データや血液中アミノ酸プロファイル等を活用したがん・生活習慣病予防に関する共同研究を開始
- ・2022年1月から、東京都健康長寿医療センターの学術指導のもと、日本健康寿命延伸協会、東村山市と「オンライン体操教室」の効果実証事業を開始
- ・2022年3月から、「アミノインデックス®リスクスクリーニング」を技術開発した味の素株式会社と、太陽生命が保有する保険給付データ等を活用した共同研究を開始

「元気・健康」に取り組んでいる企業・団体の応援

- ・地域住民の健康を支える「かかりつけ医」の活躍を表彰する日本医師会等主催の「赤ひげ大賞」への協賛
- ・全国の認知症関連セミナーへの協賛
- ・疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウォーキング」の導入を進めている地方自治体の支援
- ・2022年3月に、日本認知症官民協議会が主催する「認知症バリアフリー宣言試行事業」に参加し、「認知症バリアフリー宣言」^(*)3)を公表

(*)3) 「認知症バリアフリー宣言」は、認知症バリアフリーの推進による「地域共生社会」の実現に向け、適切な取組みを行おうとしている企業等の活動を支援するとともに、認知症バリアフリーを志向する企業等を「見える化」することで、認知症を患った方やその家族の方々にとって、安心して利用できる環境を提供することを目的としております。

脱炭素化に向けた取組み

- ・グループ共通CO₂排出量削減目標である自社排出について、2025年度までに2013年度比40%削減、2050年度までにネットゼロに向け、電力使用量の削減や再生可能エネルギーへの切り替えを順次実施
- ・機関投資家として、投融資先のCO₂排出量もネットゼロの対象とし、グループ共通の目標である2030年までに2020年度比で40%削減の中間目標達成に向け、対話を通じて投融資先企業のCO₂排出量削減を促進

《再保険契約の締結》

低金利環境が継続する中、過去に販売した高予定利率の貯蓄性商品は逆ざや状態が続くことが見込まれます。このような状況をふまえ、2022年3月に、お客さまへ年金等を安定的にお支払いするための財源を確保することを目的として、個人年金保険契約の一部を出再いたしました。その結果、2022年度以後およそ20年間の長期にわたり、責任準備金の積立負担が軽減され、収益の向上が見込まれます。

■主要業績

2021年度における当社の主要業績は、次のとおりです。

①契約業績の状況

個人保険は、新契約高（転換による純増加を含む）が1,810億円（前年比74.2%）となりました。また、減少契約高については、満期による減少が3,677億円（前年比91.3%）、解約・失効による減少が8,747億円（前年比97.0%）となりました。その結果、年度末保有契約高は11兆3,510億円（前年比88.4%）となりました。

個人年金保険は、新契約高（転換による純増加を含む）が△13億円（前年△5億円）となりました。また、減少契約高については、解約・失効による減少が409億円（前年比103.2%）となりました。その結果、年度末保有契約高は3兆1,765億円（前年比92.4%）となりました。

団体保険は、新契約高が155億円（前年比40.5%）、年度末保有契約高は9兆5,575億円（前年比96.5%）となりました。

団体年金保険の年度末保有契約高は、8,614億円（前年比97.2%）となりました。

②収支の状況

経常収益は1兆4,398億円（前年比180.6%）となりました。このうち主な内訳は、保険料等収入が5,981億円（前年比96.5%）、資産運用収益が1,743億円（前年比105.5%）、その他経常収益が6,673億円（前年比5,427.4%）です。保険料等収入の減少は、個人保険、個人年金保険、団体年金保険の保険料が減少したためです。資産運用収益の増加は、為替差益が増加したためです。その他経常収益の増加は、年金出再に伴う責任準備金戻入額が発生したためです。

経常費用は1兆5,265億円（前年比199.4%）となりました。このうち主な内訳は、保険金等支払金が1兆3,816億円（前年比242.6%）、責任準備金等繰入額が16億円（前年比3.6%）、資産運用費用が369億円（前年比78.8%）、事業費が806億円（前年比105.4%）です。保険金等支払金の増加は、年金出再に伴う再保険料が発生したためです。資産運用費用の減少は、金融派生商品費用、有価証券売却損が減少したためです。

以上の結果、経常損失が866億円となりました。

特別利益は2億円（前年比21.5%）となりました。

特別損失は39億円（前年比67.8%）となりました。特別損失の減少は、前年度に新型コロナウイルス感染症による損失を計上したためです。

契約者配当準備金繰入額は、125億円（前年比100.0%）、法人税等合計は△287億円（前年41億円）となりました。

以上の結果、当期純損失は741億円となりました。

③資産の状況

総資産は当期中に5,421億円減少し、年度末総資産は7兆6,932億円（前年比93.4%）となりました。うち一般勘定資産は7兆6,930億円（前年比93.4%）、特別勘定資産は1億円（前年比101.4%）となりました。

当事業年度末の一般勘定資産の主な資産構成は、公社債38.7%、外国証券29.2%、貸付金13.6%、株式5.6%、現預金・コールローン5.1%、不動産3.0%となりました。

④責任準備金の状況

標準責任準備金対象契約については標準責任準備金を、標準責任準備金対象外契約については平準純保険料式責任準備金を積み立てております。

年度末における責任準備金残高は5兆9,549億円（前年比90.1%）となりました。

■対処すべき課題

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響等により不透明感が残るもの、感染抑制と経済活動の両立に向けた基盤の整備や継続需要の顕在化等により、その影響は徐々に和らぎ、回復の動きを続けていくと見込まれます。

生命保険業界におきましては、少子高齢化の進展、お客さまニーズの多様化、低金利環境の長期にわたる継続等により経営環境が変化しており、社会的課題（SDGs：持続可能な開発目標）をふまえた企業経営、お客さま本位の商品・サービスの提供、資本効率の向上や資産運用の高度化等、各種業務運営の更なる質の向上に取り組んでいく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しております、当社主要マーケットである家庭市場での最適な営業活動が求められております。

2019年度-2021年度中期経営計画については新型コロナウイルス感染症拡大による大幅な環境変化等を受け、一部見直しを実施いたしました。このような状況のもと、不透明な経営環境を前提にした経営にシフトしていく必要があると認識しており、2022年度においては、これまで3年間としていた経営計画をより環境変化への適性が高く、自由度の高い経営を実現できる単年度の経営計画に変更いたしました。2022年度経営計画は「多くのお客様の元気・長生きを支える会社となる」という経営方針のもと、DX活用による顧客とのアプローチ機会の拡大を通じた、顧客数の拡大・収益の向上による企業価値増大に向け、以下の課題に対して重点的に取り組んでまいります。

①100歳時代を先取りした最優の商品・サービスの提供

主力チャネルである営業職員等のサービスレベルを向上させるとともに、お客さまのニーズに応じた新たな販売チャネルを創設すること等により、100歳時代を先取りした健康な暮らしの維持・改善に役立つ商品・サービスをより多くのお客さまに提供してまいります。

また、多様化するお客さまのニーズにお応えするために、「太陽生命マイページ」等、インターネットを介したサービスの提供や「かけつけ隊サービス」といった人によるサービスを組み合わせることで総合的な生活応援サービスを実現し、お客さまとのコミュニケーションの基盤を強化してまいります。

②資産運用収益の向上

ERMをベースとし、資産運用の高度化に向けて、運用手法を多様化することで、低金利環境下におきましても、持続的に資産運用収益を向上させてまいります。

③生産性の向上

これまで取り組んできた様々な業務改革や携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」やインターネットサービス「太陽生命マイページ」の活用等により、業界最高水準の業務効率を実現してまいります。これによって創出した労働力を活かし、営業の強化及びお客さまサービスを充実させることで、お客さま満足度を向上させ、より一層生産性を高めてまいります。

④働き方改革と人材育成

従業員が安心して働き続けられる制度の充実や、定年後も豊かに暮らせる仕組みづくり等、更なる働き方改革を進めてまいります。

また、成果や能力に応じたメリハリのある評価や待遇を実現することにより、働きがいの向上を図るとともに、経営人材を計画的に育成してまいります。

⑤強固な経営基盤の構築

業務体制・システム等の経営インフラをさらに強化するとともに、財務健全性の維持・向上を図ってまいります。

また、資産・負債とともに時価評価し、経済価値ベースで資本・収益・リスクを一体的に管理するERMの推進を通じて、企業価値の向上を図ってまいります。

⑥内部管理態勢の強化

全役職員にコンプライアンス意識の一層の徹底を図り、法令等遵守態勢を強化し、適切なリスク管理、内部監査の機能発揮を基礎とする強固な経営基盤の構築に努めてまいります。

⑦ガバナンス態勢の強化・充実

コーポレートガバナンス・コード等をふまえ、社外役員への情報提供の充実及びサポート体制の強化、取締役会運営の高度化等、ガバナンス態勢を強化してまいります。

⑧保険金等支払管理態勢の質的向上

迅速かつ適切な保険金等のお支払いに向け、IT化の更なる推進や専門性を持った人材の育成とともに、業務改善や内部監査機能の向上等を図り、支払管理態勢の一層の質的向上に努めてまいります。

⑨危機管理態勢の強化

新型コロナウイルスへの感染予防・拡大防止に向け、リモートワーク（在宅勤務及びサテライトオフィス勤務）の推進、時差出勤の促進、健康管理の徹底等に全社一丸となって取り組んでおります。

当社では、会社の経営に重大な影響を及ぼす危機事態が発生した場合におきましても適切に保険金支払業務等が継続できるよう、平時より事業継続計画を策定しております。感染が拡大した際にも、事業継続計画に沿って対応策を講じることにより、お客さまや従業員の安全・安心を最優先に確保したうえで事業を継続できる体制を維持・整備しております。

4 お客様とのコミュニケーションおよび情報システムに関する状況

【1】ご相談・ご照会・お申し出の状況

本社「お客様相談室」および全国の各支社で、生命保険に関するご相談・ご照会等にお応えしています。また、「お客様サービスセンター」では、専門のコミュニケーターがお客様からのお電話をお受けしています。2021年度の当センターでお客様からお受けしました電話の内容、件数は以下のとおりです。

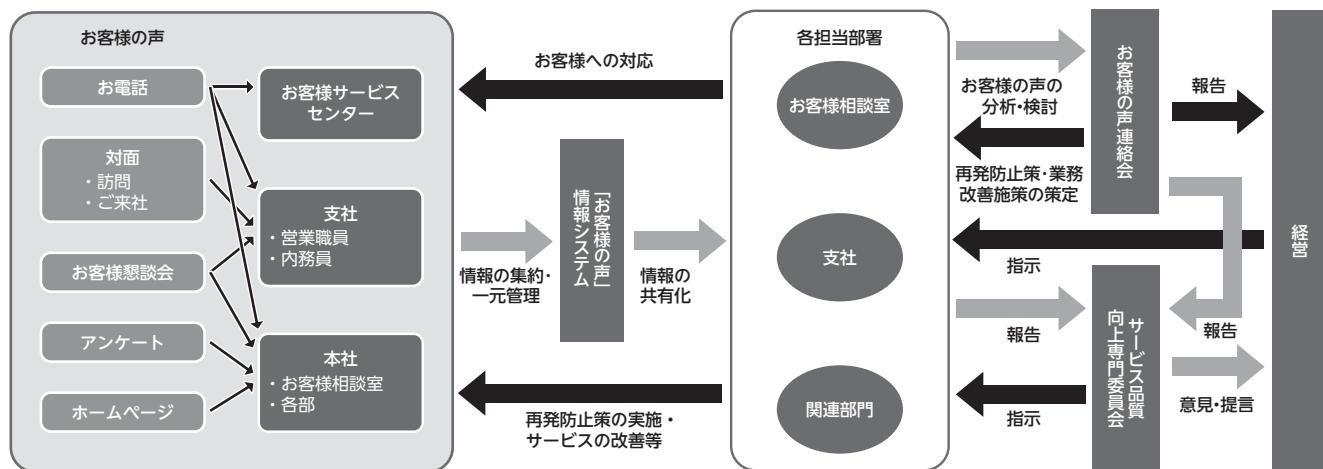
ご相談・ご照会の項目	主なご相談・ご照会の内容	件数(件)	構成比(%)
支払関係	貸付、解約、保険金、給付金、年金等手続方法	241,470	47.0
保全関係	保険料の払込状況、住所変更、契約内容変更	179,529	34.9
カード関係	ひまわりカード、らくちんサービス、T&Dクラブオフ入会に関するご照会	6,245	1.2
新契約関係	商品内容、資料請求	46,844	9.1
その他	課税関係、支社所在地など	40,017	7.8
合計		514,105	100.0

ご相談・ご照会の件数は前年度の642,209件に比べ128,104件減少（前年比80.0%）となりました。

【2】「お客様の声」を活かす仕組み

お客様からいただいた「ご意見・ご要望」や「お叱り」「お褒め」などの貴重な「お客様の声」は、速やかに支社やお客様サービスセンターなどの受付部署で「お客様の声」情報システムに登録しています。登録された全社の「お客様の声」は、コミュニケーションセンター部で集約し、関連する各部署とともにその内容を共有化して発生原因の分析などを行い、業務およびサービスの改善に結び付けています。

【「お客様の声」を活かす仕組み】



また、部門横断的な組織である「お客様の声連絡会」においても、「お客様の声」をふまえて改善策の検討や対応を行い、その取組み内容や対応結果を経営へ報告するなど、「お客様の声」を経営に活かすために必要な対策を講じています。

【お客様からお寄せいただいた「お客様の声」内訳】

(単位：件数=件 割合=%)

内訳	2020年度		2021年度	
	件数	割合	件数	割合
お叱り	6,023	35.3	6,660	43.6
ご意見・ご要望・ご相談	7,366	43.2	5,583	36.5
感謝・お褒め	3,663	21.5	3,035	19.9
合計	17,052	100.0	15,278	100.0

〈総合通知アンケートの実施〉

すべてのご契約者へお届けする「ひまわり通信（総合通知）」に、アンケートはがきを同封しました。アンケートでは、ご加入の保障内容、従業員の応対・マナー、ご相談・お手続きのしやすさ、保険金・給付金請求時のわかりやすさとお支払いまでの速さ等に対して満足いただいているかをお伺いし、9,147名からご回答いただきました。

2021年度のアンケート集計結果によれば、総合的に「満足」「ほぼ満足」とご回答いただいているご契約者は91.9%となっています。引き続きお客様にご満足いただけるよう取り組んでまいります。

【3】「サービス品質向上専門委員会」の活動

お客様にご満足いただけるサービスを提供するため、社外委員と当社の役職員で構成する「サービス品質向上専門委員会」を設置しています。四半期に一度、「お客様の声」を活かした業務改善への取組み状況や保険金等支払業務の適切性について報告し、意見交換を行っています。

特に社外委員からは、第三者の視点からご意見をいただき、よりお客様視点に立ったサービス提供に反映させる仕組みとしています。

【4】ISO10002への取組み

当社は「お客様の声（苦情等）」をもとに「お客様の視点に立った業務改善」を継続していく取組みにより、2008年3月に会社全体の組織を対象とした「ISO10002（品質マネジメント－顧客満足－組織における苦情対応のための指針）」導入の宣言をしました。

導入後、当社は「ISO10002」の考え方と取組みの全社への浸透・定着、また効果的・効率的な維持・改善に取り組んでまいりました。

2022年3月、現在の取組みについて第三者に検証・評価を依頼し、当社の「苦情対応マネジメントシステム」が順調に機能しているとの評価を受けた「第三者意見書」を取得し、2022年4月、国際規格「ISO10002」への適合性を維持していることを宣言いたしました。

【5】「消費者志向自主宣言」を実施

消費者を志向した取組み等が持続的な会社業績の繁栄につながるとして、消費者庁をはじめとした各消費者団体が「消費者志向自主宣言」を提唱し、当社も2017年1月に宣言しています。

主な宣言内容を以下のとおりご紹介いたします。

- ①太陽の元気プロジェクト (P.11参照)
- ②ISO10002の自己適合宣言 (P.76【4】参照)
- ③ベストシニアサービスの推進 (P.17参照)
- ④サービス品質向上専門委員会の開催 (P.76【3】参照)

これまで以上にお客様とのコミュニケーションを大切にして、ニーズにあった最適で質の高い商品・サービスの提供に努めてまいります。

【6】「苦情処理態勢基本方針」

当社に対する「苦情」（お客様の不満足の表明）に対して根本的な解決を図り、お客様から信頼されご満足いただける会社を目指すことを目的として「苦情処理態勢基本方針」および「太陽生命の苦情対応方針」を制定しています。お客様からの「苦情」への対応は、当社のすべての部門において最優先すべき課題であると位置づけ、迅速かつ適切・誠実に対応することなどを明示しています。

太陽生命の苦情対応方針

私たちは、お客様から信頼されご満足いただける会社でありつづけるよう、苦情対応方針を以下のとおり定めます。

1. お客様からの苦情への対応は、当社のすべての部門において、最優先すべき課題であると位置づけ、迅速かつ適切・誠実に対応します。
2. お客様からの苦情に対しては、お客様の視点に立ち、お客様の権利を尊重した対応を行います。
3. お客様からの苦情は、当社全体に向けられたものと理解し、組織をあげて最後まで誠意ある対応を行います。
4. お客様からの苦情に対しては、公正、公平に対応します。
5. 苦情の対応にあたっては、関連する法令等の社会ルールや社内規則を遵守します。
6. すべての役職員が、苦情を含めたお客様の声に耳を傾け、積極的にお客様の声を収集します。
7. 苦情を含めたお客様の声を経営に反映させ、業務およびサービスの継続的な改善を図ります。
8. お客様の声に関する情報は、ホームページや広報誌等を通じて、積極的に公開します。
9. お客様の個人情報は、厳格に管理し保護します。
10. 太陽生命の苦情対応方針を、当社のすべての役職員に周知徹底するとともに、ホームページ等に掲載し、お客様へ公開します。

【7】「お客様の声」からの改善事例

お客様からいただいたご意見・ご要望の中にはすぐに対応可能なもの、中長期的に対応を検討していかなければならぬものがあります。このような中で2021年度「お客様の声」を反映したさまざまな取組みを実施いたしました。主な事例をご紹介します。

① 「選択緩和型手術保障保険」の発売

選択緩和型入院一時金保険等の加入限度額を拡大し、あわせて選択緩和型保険の削減期間を廃止しました。契約当初から満額の給付金をお支払いすることで、これまでより手厚く保障を準備できる「選択緩和型手術保障保険」を発売しました。

② 「出産保険」の発売

産前産後の女性を支援するため、所定の妊娠うつ・産後うつを保障するだけでなく出産後の身体的回復に影響を及ぼす妊娠中および出産時の異常、妊娠中から産後にかけて特に心配な疾病等も保障する妊婦さん専用の商品「出産保険」を発売しました。当商品は、簡単便利なインターネットチャネル「スマ保険」のみでのお取り扱いとなります。

【8】お客様懇談会

お客様に当社や生命保険に対する一層のご理解と信頼を深めていただくこと、また、ご意見・ご要望をお伺いすることを目的にお客様懇談会を開催しています。

お客様懇談会では、当社の経営方針、年度業績、お客様サービスの取組み等のご説明を行い、お客様からは、今後の業務改善や商品開発等に関する貴重なご意見をいただいております。

2021年度は新型コロナウイルスの影響をふまえ、ご参加いただくお客様の安全を考慮し、開催を中止しました。

【9】情報のご提供の概略

①太陽生命全般に関する情報提供

当社のホームページでは、商品・サービスのご案内、主要業績をはじめ詳細な財務情報、ニュースリリースやお知らせなど、さまざまな情報を提供しています。

⇒太陽生命ホームページ：<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>

②経営内容に関する情報提供

当社の経営内容に関する情報をわかりやすく提供しています。

名称	内容	対象者
太陽生命の現状	保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料 本社、各支社の窓口において縦覧	契約者、取引先等
太陽生命のご案内	当社の経営方針や、主な取組み等を掲載した会社案内資料	契約者、取引先等
サービスガイドブック	当社の経営内容やお客様のお手続き方法等を簡潔にまとめた冊子 総合通知に同封	個人保険・個人年金保険契約者、年金受取人、据置金受取人
団体年金保険に関するご報告	団体年金保険に関する情報を掲載した冊子	団体年金保険の契約者等

なお、一般社団法人生命保険協会では、生命保険会社のディスクロージャー資料を少しでも多くの皆様に理解していただけるよう「生命保険会社のディスクロージャー解説資料『虎の巻』」を作成しています。この『虎の巻』は、当社の本社および各支社の窓口でもご覧になれます。

③ご契約後の個別情報

a. 文書による情報の提供

ご契約者ごとに、現在加入されているご契約の現況や決算業績等の概略を提供しています。

名称	内容・提供方法	対象者
総合通知	加入されているご契約の現況と当社からの各種ご案内についてお知らせする通知 年1回10月下旬から順次郵送	個人保険・個人年金保険契約者、年金受取人、据置金受取人
変額保険 ご契約内容 のお知らせ	加入されている変額保険の契約現況をお知らせする通知 年1回契約応当月の翌月に郵送	個人変額保険契約者
変額保険決算 のお知らせ	変額保険（特別勘定）の決算概要をお知らせする資料 年1回7～8月に郵送	個人変額保険契約者

その他、ご契約者に提供している文書による主な情報は次のとおりです。

文書名	
ご契約者 貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者貸付金お支払い計算書 ・契約者貸付返済のご案内 ・ご契約者貸付金残高と利息繰入のお知らせ ・太陽生命マイページ・らくちんサービス・ひまわりカードによるお取引内容のお知らせ
保険金・ 給付金など	<ul style="list-style-type: none"> ・満期のご案内 ・据置金満了のご案内 ・保険金据置利息繰入れのお知らせ ・祝金・学資金据置のご案内 ・生存給付金自動据置のご案内 ・予防給付金お受取りのご案内 ・据置祝金・学資金残高のお知らせ ・定期保険更新のお知らせ ・年金据置払いのご案内 ・年金お受取り開始のご案内 ・年金支払証書発行のお知らせ ・年金お支払いのお知らせ ・年金お支払い手続き省略のお知らせ ・通院給付金のご案内 ・長期入院給付金のご案内 ・入院保障のご案内（入院中請求案内）
保険料の 払込み など	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料お払込のご案内 ・保険料振替貸付についてのご案内 ・保険料振替貸付金ご返済のご案内 ・失効予告通知 ・失効通知 ・復活勧奨案内 ・時効案内 ・口座振替お取扱い開始のご案内 ・口座振替保険料再請求のご案内 ・口座振替不能契約保険料お払込のご案内 ・保険料振替用紙ご送付について（振替用紙扱い契約） ・特約保険料お払込のご案内 ・保険料前納期間経過のお知らせ ・保険料払込終了案内
配当金	・ご契約者配当金のお知らせ（口座振替扱い契約）

b. お問い合わせによる情報の提供

ご契約者ご自身および登録ご家族^(*)からのお問い合わせに対して、全国の支社および本社においてお答えできる主な内容は次のとおりです。

項目名	
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者住所 ・契約者氏名 ・被保険者氏名 ・保険金受取人氏名 ・保険証券番号 ・契約年月日 ・契約時年齢 ・保険種類 ・特約内容 ・保険金額 ・保険期間 ・保険料 ・保険料払込期間 ・保険料次回払込期月 ・保険料払込方法 ・契約者配当金支払方法 ・契約者配当金額 ・契約者貸付利率
試算	<ul style="list-style-type: none"> ・ご用立金額 ・ご用立金の返済金額 ・お立替金の返済金額 ・解約払戻金額 ・保険金据置金額 ・祝金額 ・生存給付金額 ・前納保険料 ・死亡保険金額 ・入院給付金額
現在高	<ul style="list-style-type: none"> ・ご用立金の現在高 ・お立替金の現在高 ・生命保険料控除申告額 ・積立配当金の現在高

(*) 登録ご家族とは、「ご家族登録制度」に登録のご家族のことを指します。

④ 保険商品に関する情報提供

お客様のニーズにあった保険商品をお選びいただくため、また保険商品の内容等を正しくご理解いただくために、次の資料を提供しています。

名称	内容・提供方法
太陽生命の保険種類のご案内	当社が販売している個人向け商品について、簡単な仕組みや特徴などを説明した冊子
各種保険パンフレット	商品の仕組み、特徴、特約などについてわかりやすく説明した資料 営業職員・代理店や支社・本社窓口で提供
ご契約のしおり・約款	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを定めた「約款」、ご契約についての大大切なことがらや諸手続き等についてわかりやすく説明した「ご契約のしおり」を合本した冊子（Web版も作成） ご契約者に交付
契約概要・ご提案書	お客様におすすめする保険商品（プラン）の内容（重要事項）を理解していただくための資料 ご契約者に交付
契約見直し比較表	保障内容の見直しの一つの方法として契約見直し制度をご利用される場合に、見直し前後のご契約内容を比較するための資料 契約概要・ご提案書と一緒にご契約者に交付
ご意向把握・確認シート	お客様の準備したい保障（お客様の意向）が、お客様におすすめする保険商品にどのように対応しているかを確認いただくための資料
ご契約に際しての 重要事項のお知らせ (注意喚起情報) ご契約者用	保険契約上の重要事項（注意喚起情報）を説明し、ご契約者に了知・確認していただく書類 ご契約者に交付
ご契約に際しての 重要事項のお知らせ (被保険者用)	ご契約者と被保険者が異なる場合に、契約のお申込内容について被保険者にご確認いただくための書類 被保険者に交付
変額保険（特別勘定） の現況	個人変額保険の契約高・契約月別の運用状況等を掲載した資料 ご契約者に交付

⑤ 「重要事項」に関する情報提供

ご契約に際して、特に知っておいていただきたいことからを「重要事項」と呼んでいます。重要事項にはご注意いただきたい事項やデメリット情報（不利益情報）も含まれ、それらに関する情報提供については、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」・「パンフレット」・「契約概要」・「ご提案書」および「ご契約のしおり・約款」により営業職員による説明を徹底させています。

○ 「告知義務等」

ご契約のお申込みや復活の際に、被保険者（またはご契約者）の健康状態などについて告知をしていただいている。ご契約者および被保険者が故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、あるいは事実と異なる告知をされた場合には、責任開始期の属する日（契約日・復活日等）から2年以内であれば、会社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

○ 「責任開始期」

- ・ご契約をお引き受けすることを当社が決定（承諾）した場合は、第1回保険料に相当する金額を受け取ったとき（告知前に受け取った場合は告知のとき）から保険の責任を開始いたします。
- ・当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立いたします。

○ 「クーリング・オフ制度」

所定の期間内であれば、お申込者からの申し出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができる制度です。

①「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」の交付日または「クーリング・オフ制度について記載した書面」の交付日、②保険契約の申込日、③第1回保険料充当金の払込日のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、書面または当社ホームページからお申し出いただくことによりご契約のお申込みの撤回等をすることができます。お申込みの撤回等は、書面等の発信・送信時に効力が生じ、お申込み時に受領した金額があれば全額返金いたします。ただし、法人をご契約者とする場合など、この制度が適用できない場合があります。

○ 「保険金等が支払われない場合」

たとえば、被保険者が以下のようないしゆにより死亡された場合には死亡保険金のお支払いはできません。

- ・責任開始期の属する日から2年以内の自殺
- ・ご契約者の故意
- ・死亡保険金受取人の故意など

このほか、高度障害保険金や入院給付金等についても同様にお支払いできない場合があります。

○ 「重大事由により契約が解除される場合」

次の場合など、当社は契約を解除することができます。

- ・契約者、被保険者または受取人が給付金等を詐取する目的で事故を発生させた場合
- ・給付金等の請求に関し、給付金等の受取に詐欺行為があった場合
- ・契約者、被保険者または受取人が反社会的勢力に該当する場合など

○ 「保険金・給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項」

- ・お支払事由が発生した場合のご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合または

お支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「給付金・保険金のご請求について お手続きガイドブック」、当社のホームページにてご確認ください。

- ・お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等をお支払いしますので、保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合だけでなく、お支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合についても、すみやかに当社の担当者か最寄りの支社または当社お客様サービスセンターにご連絡ください。
- ・ご契約者のご住所などを変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ずご連絡ください。
- ・保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合、ご加入のご契約内容により、保険（主契約・特約）ごとに保険金・給付金等のお支払いを行う場合がありますので、ご加入のご契約内容を十分ご確認ください。
- ・指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金等や被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除について、被保険者がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

○ 「ご契約者と被保険者が異なる場合」

お申込内容について、被保険者にも正しくご理解いただけるよう、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（被保険者用）」を作成し、被保険者に交付しています。その主な記載内容は次のとおりです。

〈お申込内容〉

ご契約内容（ご契約者、死亡保険金受取人、指定代理請求人、保険種類、死亡保険金額、入院給付金日額等）

〈ご確認いただきたい事項〉

- ・告知義務等
- ・責任開始期
- ・保険金・給付金等が支払われない場合
- ・保険金・給付金等の支払いに関する手続き等の留意事項
- ・指定代理請求制度
- ・被保険者による解除請求
- ・個人情報の取扱い

○ 「保険料払込猶予期間・失効・復活等」

- ・保険料払込猶予期間・失効

保険料のお払込みには猶予期間がありますが、払込猶予期間中に保険料のお払込みがなかったときには、ご契約は効力を失います。

・保険料（自動）振替貸付

保険料払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、保険契約を有効に継続させるため、会社は解約払戻金の範囲内で保険料をお立て替えいたします。ご契約により、自動的にお立て替えする場合とあらかじめお申し出が必要な場合があります。なお、振替貸付金には所定の利息をいただきます。

・復活

万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから所定の期間内であれば、当社の定める方法でお手続きのうえ、ご契約の復活を申し込むことができます。（健康状態等によっては復活できないことがあります。）

・保険料を前納された場合

保険料を前納してご契約された場合には「契約概要」等によりご契約時の保険料の前納回数・期間等についてご確認ください。

○ 「解約と解約払戻金」

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は毎年の死亡保険金等の支払いなどにあてられます。したがって、特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、多くの場合まったくないかあってもごくわずかです。生命保険は、ご家族の生活保障などのお役に立つ大切な財産ですから、末永くご継続ください。

○ 「元本欠損について」

（受取額と払込保険料累計額との関係）

将来受け取られる満期保険金額等の受取合計額は、多くの場合で払込保険料累計額を下回ります。

○ 「契約見直し制度に関する確認事項」

現在ご加入の当社のご契約を解約することなく新しい保障内容に変更できる制度です。契約見直し制度により、保険料計算に用いる予定利率が現在ご継続のご契約と比較して低くなる場合があります。予定利率が低くなった場合、保険種類によっては、保険料が高くなる場合がありますのでご留意ください。

○ 「新たな契約へ乗り換える場合の留意事項」

現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約へお申込みされる場合、ご契約者にとって不利益となる場合があります。多くの場合、解約払戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となり、ご契約後短期間でご解約の場合はまったくないか、あってもごくわずかです。新たにお申し込みになるご契約は、被保険者の健康状態によりお引き受けできない場合があります。

○ 「信用リスクと生命保険契約者保護機構」

・信用リスク

生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合、保険業法の定めに基づく所定の手続きを経て、お約束した保険金額、年金額、給付金等が削減されることがあります。

・生命保険契約者保護機構

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

[10] 保険金・給付金のお支払いについて

① 保険金・給付金のお支払い状況（2021年度）

2021年度に保険金・給付金をお支払いした件数は以下のとおりです。

		(単位：件)
		件 数
保 険 金	死亡保険金	15,254
	災害保険金	362
	高度障がい保険金	349
	その他	4,521
	合 計	20,486
給 付 金	死亡給付金	4,515
	入院給付金	261,038
	手術給付金	118,656
	障がい給付金	97
	その他	12,881
	合 計	397,187
		合 計
		417,673

② 保険金・給付金などをお支払いできない場合

保険金・給付金などのお支払いは約款の規定に基づいてお取扱いしますが、以下のように保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。（保険種類や加入時期によって一部お取扱いが異なります。）

○ 保険金・給付金などのお支払事由に該当しない場合

● 「入院給付金・入院一時金」のお支払事由に該当しない入院の例

- ・「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき
- ・約款別表に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき

● 「手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例

- ・診療報酬点数表の手術料の算定対象となっていないレーザー屈折矯正手術（レーシック）
- ・診療報酬点数表の検査料の算定対象となる臓器穿刺および組織採取
- ・診療報酬点数表の処置料の算定対象となる持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテルの設置
- ・美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術

● 「災害死亡保険金・災害入院給付金」のお支払事由に該当しない例

- ・疾病を原因とする事故など約款別表の「不慮の事故」に該当しないとき

○お支払事由に該当しても保険金・給付金などをお支払いできない場合

- ・約款に規定された免責事由（保険金・給付金などを支払わない場合等）に該当したとき
- ・約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

○責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

責任開始期前に原因が生じたことにより、保険金・給付金などを支払わない場合の例は、次のとおりです。

- ・当社の責任開始期（契約日・復活日など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障がい状態または所定の要介護状態になられたとき
- ・当社の責任開始期（契約日・復活日など）前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による治療を目的として入院または手術を受けたとき

ただし、責任開始期（契約日・復活日など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の復活などの際に、次のいずれかに該当したときは、責任開始期（契約日・復活日など）以後に生じた原因によるものとみなして取扱います。（特定疾病保険、保険料払込免除特約については、一部お取扱いが異なります。）

- ・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき（ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。）
- ・原因となったその傷害または疾病について、次のすべてに該当するとき
- ・責任開始期（契約日・復活日など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
- ・責任開始期（契約日・復活日など）前の健康

診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます。）がない場合

- ・責任開始期（契約日・復活日など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

○告知義務違反による解除の場合

告知義務違反による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合の例は、次のとおりです。

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき
- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

ただし、告知義務違反の対象になった原因と保険・給付金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。

○重大事由による解除の場合

重大事由による解除により、保険金・給付金などを支払わない場合は、次のとおりです。

- ・ご契約者または受取人等が保険金・給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます。）を起こしたとき
- ・受取人に保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ・ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力^(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(※2)を有していると認められるとき
- ・他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき
- ・ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど上記と同等の重大な事由があったとき

上記の事由が生じた以後に、保険金・給付金などのお支払事由が生じたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いを行いません。

^(※1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

^(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることをいいます。

○詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

詐欺による取消・不法取得目的による無効により、保険金・給付金などを支払わない場合の例は、次のとおりです。

- ・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
- ・保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しません。

○ご契約が失効している場合

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、保険金・給付金などのお支払事由が生じても保険金・給付金などをお支払いできません。

③保険金・給付金などお支払いへの不服申立制度

お支払い内容についてのお問い合わせやお申し出は、お客様サービスセンターで受付しています。しかし、お客様サービスセンターでの説明では納得いただけない場合、次の申し出先を利用いただけます。

○社外弁護士相談制度

当社が「社外弁護士」をご紹介します。面談か電話で相談することができ、相談費用は無料です。（※）

○生命保険協会「生命保険相談所」

当社の指定紛争解決機関（指定ADR機関）である一般社団法人生命保険協会でお申し出を受け付けます。中立・公正な立場から紛争解決支援を行い、裁判よりも迅速に解決できます。利用費用は無料です。（※）

（※）交通費・電話料金などはお客様負担となります。

<保険金・給付金のお支払いに該当しないと判断した件数>

保険金・給付金のお支払いに該当しないと判断した件数について、2021年度の状況は下表のとおりです。

今後も社内・社外のチェック機能を活用し、適切なお支払いを確保してまいります。

（単位：件）

区分	保険金					給付金					合計
	死亡保険金	災害保険金	高齢がい保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障がい給付金	その他	
詐欺取消・詐欺無効	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反解除	16	0	0	10	26	0	325	144	0	22	491
重大事由解除	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	6
免責事由該当	27	0	0	1	28	19	47	18	0	3	87
支払事由非該当	1	11	58	291	361	4	610	6,153	6	465	7,238
その他	0	0	0	149	149	0	0	0	0	74	74
お支払い非該当件数合計	44	11	58	451	564	23	985	6,316	6	567	7,897
											8,461

（※）上記件数は、各保険金・給付金の種類ごとに集計していますので、1契約（1証券番号）で複数カウントとなる場合があります。

（※）上記件数については、一般社団法人生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払い非該当件数を計上しており、当社における従来の計上基準による件数とは一部異なります。

（※）満期保険金や生存給付金など、特段の支払査定を要しないものは含んでおりません。

[お支払いに該当しない判断事由]

詐欺取消・詐欺無効 保険契約の加入（復活・復旧含む）時に契約者または被保険者に詐欺の行為があったことで、取消または無効となつた件数。

不法取得目的無効 契約者が保険金などを不正に取得する目的をもって保険契約に加入等されたことで、無効となつた件数。

告知義務違反解除 保険の加入等に際して、故意または重大な過失により、会社が告知を求めた事項について事実を告げなかつたことで、解除となつた件数。

重大事由解除 保険金を詐取する目的で事故を起こした場合や保険金の請求に関して詐欺行為があつたことで解除となつた件数。

免責事由該当 約款ごとに規定した免責事由（自殺・故意または重大な過失による被保険者の死亡等）に該当したことで、保険金などをお支払いしなかつた件数。

支払事由非該当 約款ごとに規定した支払事由などに該当しなかつたこと（手術非該当・契約以前に発病していた疾病を原因とした入院等）で保険金などをお支払いしなかつた件数。

【11】情報システムに関する状況

①最新のIT技術を活用したお客様サービスの向上

当社では、ご契約加入・告知手続きおよび給付金等のお支払手続きのペーパーレス化や契約引受査定の自動化、お客様が“いつでも、どこでも”ご契約内容やご提案内容をご確認いただける、お客様専用インターネットサービス「太陽生命マイページ」を提供しています。また、営業職員が携行する携帯端末「太陽生命コンシェルジュ」に搭載されたカメラ機能やTV電話機能による「かけつけ隊サービス」のご提供範囲の拡大、音声入力による健康状態の告知受領、およびご契約の提案から保険料の領収までのペーパーレス化によるご加入手続きの簡素化など、最新のIT技術を活用してお客様サービスの充実を図ってきました。

2019年10月よりインターネット完結型保険「スマ保険」の販売を開始し、お客様の自由な時間と場所でインターネットによる保険の見積もりや申込みができるようになりました。2021年1月からは、営業職員チャネルにおいて、「スマ保険」と営業職員によるコンサルティングや申込手続き時のサポートを組み合わせた、「リモート申込」(非対面募集)を導入しました。これにより、保険加入手続きの入口となる「保険のご案内・商品のご説明・申込のお手続き」等から、出口となる「保険金のお支払」まで、営業職員チャネルのご契約にかかる主なプロセス(申込手続きからお支払手続きまで)において、国内主要生保初となるインターネットによる非対面手続きを実現しました。

また、テレビCMやインターネット広告等のプロモーションを経由した「デジタル由来」の情報を活用し、対面・非対面を融合した「ハイブリッド型営業」を展開しています。

2022年1月には、経済産業省が定めるDX認定制度において、「ハイブリッド型営業」などの新たな営業スタイルの確立や、顧客ニーズに対応した保険商品の提供ができるようチャネルの多様化を図るなど、DXの取組みを推進していることが認定基準を満たしていると認められ、「DX認定事業者」に認定されました。

上記のほかにも、お客様の「病気の予防をサポートし、健康増進のお役に立つ」ことを目指し「太陽生命の健康増進アプリ」としてお客様にご提供しています。

当社では、引き続き、多様化するお客様ニーズにお応えするために、最新のIT技術を活用したお客様サービスの一層の向上に努めてまいります。

②情報セキュリティ管理態勢の強化

近年世界的規模で発生している「サイバー攻撃」は、ますます巧妙化、複雑化し、情報セキュリティ上の大きな脅威となっています。当社では、お客様からお預かりした大切な情報を安全に保護するため、継続して情報セキュリティ管理態勢の強化に努めています。

外部ネットワークとの接続については、不正侵入防御システムにより通信を監視し不正な通信を遮断する仕組みを導入しております。また、通信ログを分析することにより、不正な通信の兆候を監視しています。

さらに、すべてのパソコンを、データを保存しないシンクライアントとしていることで、セキュリティの向上を図っています。

これら技術的な対策に加えて、金融業界合同で実施するサイバー攻撃を想定した演習に参加し、組織的な対応態勢の維持・向上を図っています。

こうした対策の実効性を客観的に評価するため、外部の専門業者によるセキュリティ診断を定期的に実施し、同業他社と比較しても、高いレベルの対策が行われているとの評価を得ております。

③情報システムの開発

2021年度は、以下に対応するシステム開発を実施しました。

● DXを支えるシステム開発の推進

- ・ハイブリッド型営業の強化
- ・新顧客情報DBの構築・活用 等

● 新商品に向けたシステム開発

- ・ガン・重大疾病予防保険
- ・出産保険
- ・手術保障保険
- ・団体入院一時金保険 等

● システム基盤整備

- ・支社シンクライアント端末更改

5 販売商品

【1】ニーズに応える商品開発

当社では、さまざまなお客様のニーズにきめ細かくお応えするために、高品質の商品を提供し、お客様の満足度が向上するよう努めています。

<新商品の開発>

当社では新商品の開発にあたり、「お客様の声」情報システムにより当社に寄せられる声から商品に関する声データの収集・分析を行っています。

また、消費者へのアンケート調査などを行い、お客様からのご意見・ご要望を収集できるよう直接的なコミュニケーションを充実させています。

これらの取組みによりお寄せいただいたご意見・ご要望を活用し、また、医療や介護などの現状を調査することで多様なニーズにお応えし、お客様の満足度の高い商品の開発に今後とも努めてまいります。

<近年の取組み>

高品質の商品・サービスを通じてお客様に一生涯にわたる安心を提供するため、商品内容の充実を図っています。

【認知症や病気を予防する商品】

社会的課題である認知症と前向きに向き合い、老後を安心してお送りいただくための商品として、予防保険シリーズ第1弾の「ひまわり認知症予防保険」等を販売しております。認知症関連商品の販売件数は2022年2月末時点で78万件を超えるなど、シニアのお客様を中心に広くご支持をいただいております。

また、予防保険シリーズ第2弾として、2021年6月に「ガン・重大疾病予防保険」を発売いたしました。責任世代をはじめとする幅広い年齢層の方にご支持をいただいており、2022年3月末時点の販売件数は、7万件を超えました。

主な特徴は以下のとおりです。

- ・がん、急性心筋梗塞、脳卒中をはじめとする19もの疾病による所定の状態を保障
- ・急性心筋梗塞、脳卒中は、疾病的早期治療に役立てていただくべく、既存の支払事由に加え、手術を受けた場合も保障
- ・生存給付金特則を付加することで、ご契約の1年後から2年ごとに予防給付金をお受取可能
- ・予防給付金は、当社がご案内する疾病予防サービス等ご利用可能

【多様な医療ニーズに対応した商品】

入院日数は短期化傾向にあるとともに、従来は入院を伴っていた手術に関しても外来で行えるようになるなど、医療環境の変化にともない、医療保障に対するニーズは多様化しております。このようななか、2021年9月に「入院一時金保険」等をリニューアルしたことにより、「手術保障保険」を発売するなど、充実した医療保障をご提供しております。

また、2020年より新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症や不慮の事故による傷害を保障する「感染症プラス入院一時金保険」を販売しており、2022年3月末時点の販売件数は、25万件を超えた。

改定内容等については、以下のとおりです。

- ・「入院一時金保険」等については、加入限度額を20万円から30万円に拡大
- ・「感染症プラス入院一時金保険」も合わせて加入限度額を拡大し、新型コロナウイルス感染症を含む所定の感染症等で入院された場合、最高60万円^(*)を保障
- ・「手術保障保険」は、入院中・外来での手術にかかわらず最高20万円の手術給付金がお受取可能
- ・保障を組み合わせることで、日帰り入院で手術を受けた場合でも最高80万円^(**)を準備することが可能

(*) 「入院一時金保険」及び「感染症プラス入院一時金保険」をそれぞれ入院一時金額30万円で同時に付加し、所定の感染症やケガで入院の場合。

(**) 「入院一時金保険」及び「女性入院一時金保険」(または「生活習慣病入院一時金保険」)をそれぞれ入院一時金額30万円、かつ手術保障を20万円付加し、所定の生活習慣病や所定の女性疾患で入院をして手術をした場合。

また、2021年11月には、健康に不安のあるお客様向けに、選択緩和型保険においても同様の商品改定を行っております。加えて、契約初年度の給付金等について、削減期間を廃止することで、契約当初から満額のお支払いができるようになりました。

【少子化に対応した妊婦専用商品】

産前産後の女性を支援するため、産婦人科医監修のもと、2021年9月に、妊婦専用保険「出産保険」を発売いたしました。

主な特徴は以下のとおりです。

- ・所定の妊娠うつ・産後うつや、出産後の身体的回復に影響を及ぼす妊娠中および出産時の異常、妊娠中から産後にかけて特に心配な疾病等を保障
- ・「スマ保険」(インターネット完結型チャネル)専用商品として、自由な時間と場所で加入可能

【金融機関窓口販売の商品】

2020年より「My介護Bestプラス」を販売しております。認知症充実プランの場合、「My介護Best」の保障に加え、医師から所定の認知症と診断された場合に認知症診断保険金を、所定の認知症による状態が180日継続した場合には終身認知症治療年金をお支払いいたします。

【法人向けの商品】

2020年より、団体生活介護保険に付加できる特約として、「3大疾病保障特約」「就業不能収入保障特約」の販売をしております。これらの特約を導入することによって、企業・団体の所属員本人や配偶者に対して“病気の治療と仕事の両立”を行うための経済的な備えを提供することが可能となりました。既に販売している「生活介護保険特約(親型)」と組み合わせることにより、一つの商品で“親の介護の保障”、“3大疾病的保障”、“収入の保障”への備えを同時に実現できるようになりました。

【2】販売商品一覧

○個人向け商品

■総合保障保険

 <p>太陽生命の「くみだて自由な保険」</p>	<p>死亡、入院、手術、3大疾病、就業不能、介護、老後などに備える保険から必要な保険種類を選択して、ご希望にあった保険をご準備いただけます。また、保険金額や保険期間・保険料払込期間も、当社所定の範囲内でご希望にあわせて選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡保障を充実させる保険 終身保険、定期保険、生活応援保険（月額型） ●がんや重大疾病についての保障を充実させる保険 がん・重大疾病予防保険〔I型〕・〔II型〕 ●就業不能・認知症・介護についての保障を充実させる保険 認知症治療保険、生活介護保険〔II型〕、働きなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕、終身生活介護年金保険〔I型〕 ●死亡・高度障害等に対する保障と貯蓄性を備えた保険 積立保険、生存給付金付定期保険 ●災害に対する保障を充実させる保険 傷害保険 ●入院・手術についての保障を充実させる保険 先進医療保険、入院保険、女性特定疾病入院保険、女性入院保険、生活習慣病入院保険、がん入院保険、入院一時金保険、女性入院一時金保険、生活習慣病入院一時金保険、感染症プラス入院一時金保険、手術保険、手術保障保険 ●老後生活を充実させる保険 個人年金保険、長寿生存年金保険
---	---

■疾病・医療保険

 <p>〔無配当選択緩和型医療保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕</p>	<p>ご契約時に治療中の病気・ケガが悪化して入院や手術・放射線治療が必要になったときでも保障します。 入院は日帰り入院から保障し、手術や放射線治療は公的医療保険制度に連動して保障します。 また、入院一時金や満期祝金も準備することができます。</p>
 <p>〔無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）〕 〔無配当選択緩和型認知症治療保険（無解約払戻金型）（001）〕</p>	<p>被保険者が保険期間中に、生まれて初めて所定の器質性認知症に該当し、医師によって診断確定されたとき、認知症診断保険金をお支払いします。 選択緩和型認知症診断保険に、生存給付金特則を付加することで、死亡保険金や予防給付金（生存給付金）をお支払いします。 選択緩和型認知症治療保険を組み合わせることで、生まれて初めて所定の器質性認知症になり、所定の状態が180日継続したときに認知症治療保険金をお支払いします。</p>
 <p>〔無配当無選択型医療保険（無解約払戻金型）（13）〕</p>	<p>過去に大きな病気をされた方、現在通院の方でも健康状態に関する告知や医師の診査なしでご契約いただけます。 入院や手術・放射線治療を保障する「医療集中プラン」と、医療集中プランの保障に加えて死亡保障と満期祝金がある「基本プラン」の2つのプランからお選びいただけます。 ※この保険には疾病について90日間の待期間があります。</p>

■介護保険

 <p>〔無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険（001）〕</p>	<p>所定の要生活介護状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたとき、以後、被保険者が生存している間、終身生活介護年金をお支払いします。 第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、支払保証期間中の最終の年金支払日前に死亡した場合は死亡一時金を、被保険者が終身生活介護年金が支払われずに死亡したときは死亡給付金をお支払いします。</p>
---	---

■こども保険

 <p>〔無配当こども保険（17）〕</p>	<p>被保険者（お子さま）が所定の年齢に達した直後の10月1日を迎えたときに学資金をお支払いします。学資金の受取回数が1回の〔I型〕と、2回の〔II型〕の2つのプランからお選びいただけます。 ご契約者の保障や被保険者（お子さま）の保障を充実させることができる特約を付加できます（主契約のみでのご契約はできません）。</p>
---	---

■養老保険

 <p>〔5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険 (07)〕</p>	<p>満期のときは満期保険金を、不慮の事故・所定の感染症で死亡・高度障害のとき、満期保険金額の5倍をお支払いします。普通の病気で死亡・高度障害のとき、契約後2年以上経過の場合は満期保険金額と同額を、契約後2年未満の場合は死亡・高度障害給付金をお支払いします。</p>
--	---

■金融機関代理店向け商品

 <p>〔無配当終身認知症・生活介護年金保険 (低解約払戻金型) (001)〕</p>	<p>〔介護基本プラン〕 所定の要介護状態になった場合、被保険者が生存されている間終身生活介護年金をお支払いします。 介護状態に該当せず万一のことがあった場合、死亡給付金をお支払いします。</p> <p>〔認知症充実プラン〕 器質性認知症と診断された場合、認知症診断保険金をお支払いします。 所定の認知症になった場合、終身生活介護年金に終身認知症治療年金が上乗せされます。</p>
 <p>〔無配当通貨指定型一時払個人年金保険〕</p>	<p>外貨建の定額個人年金保険です。 ご契約時に指定通貨で年金額が確定します。 国内金利と比べて相対的に高い海外の金利で資産を増やすことが期待できます。</p>
 <p>〔無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険〕</p>	<p>毎年支払われる生存給付金で計画的な生前贈与ができます。第1回目の贈与日は、契約日（一時払保険料が太陽生命に着金した日）となります。 国内金利と比べて相対的に高い海外の金利で運用します。 生存給付金額・満期給付金額は契約時に指定通貨建で確定します。</p>
 <p>〔無配当通増認知症治療終身保険 (I型) (無解約払戻金型) (001)〕</p>	<p>認知症治療終身保険 〔無配当通増認知症治療終身保険 (I型) (無解約払戻金型) (001)〕</p> <p>生まれて初めて所定の器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において所定の見当識障害があると診断確定され、その状態が180日継続したときに認知症治療保険金をお支払いします。</p>

○特約

特約名	保障内容
こども保険入院特約	病気やケガで1日以上入院されたとき、入院給付金を支払います。
こども保険手術特約	病気やケガで手術を受けられたとき、手術給付金を支払います。また、所定の放射線治療を受けられたとき、放射線治療給付金を支払います。
こども保険医療一時金特約	病気やケガで1日以上入院されたとき、入院一時金を支払います。さらに所定の感染症が原因の場合は感染症入院一時金も支払います。また、骨折の際は骨折治療給付金を支払います。
育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態になられた場合、育英年金を支払います。
就業不能保障付育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、所定の就業不能状態になられた場合、育英年金を支払います。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、保険金を支払います。
保険料払込免除特約2020	がんと診断されたとき、所定の重大疾病状態、所定の要生活介護状態等、所定の身体障害状態、所定の高度障害状態、所定の特定障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
生活介護保障保険料払込免除特約	所定の要生活介護状態等、所定の高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
こども保険総合保険料払込免除特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、3大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の働けない状態、所定の身体障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等を請求できます。
個人年金保険料税制適格特約	個人年金保険および長寿生存年金保険の保険料を所得税法に定める「個人年金保険料」に該当させ、個人年金保険料控除が受けられるようにすることができる特約です。

商品と契約年齢範囲

保険種類	契約年齢範囲								
	0歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
総合保障保険	0				保険組曲B e s t（保険期間：10年）			75	
		12			保険組曲B e s t（保険期間終身・歳満了含む）			85	
疾病・医療保険		20			保険組曲B e s t既成緩和 ひまわり認知症予防保険			85	
疾病・医療保険			40		太陽生命のやさしい保険			75	
介護保険		20			M y 介護B e s t（一時払）			79	
こども保険	0	12	※被保険者年齢						
		18			わくわくポッケ		65	※契約者年齢	
養老保険	0			ひまわり保険 Fシリーズ				75	

【3】企業・団体向けの保険商品

人生100歳時代の到来や働き方改革の進展といった環境の変化により、企業の福利厚生制度に対するニーズも多様化しています。

そのような中、当社では介護による負担を軽減するため、従業員の親が介護状態になったときに保険金をお支払いする「団体生活介護保険」をはじめ、「団体信用介護保障保険」「団体信用生命保険介護保障特約」といった介護状態になったときに保障する商品を販売しております。「団体生活介護保険」には「3大疾病保障特約」「就業不能収入保障特約」を付加することで、従業員の『病気の治療と仕事の両立』への経済的な備えも可能となります。

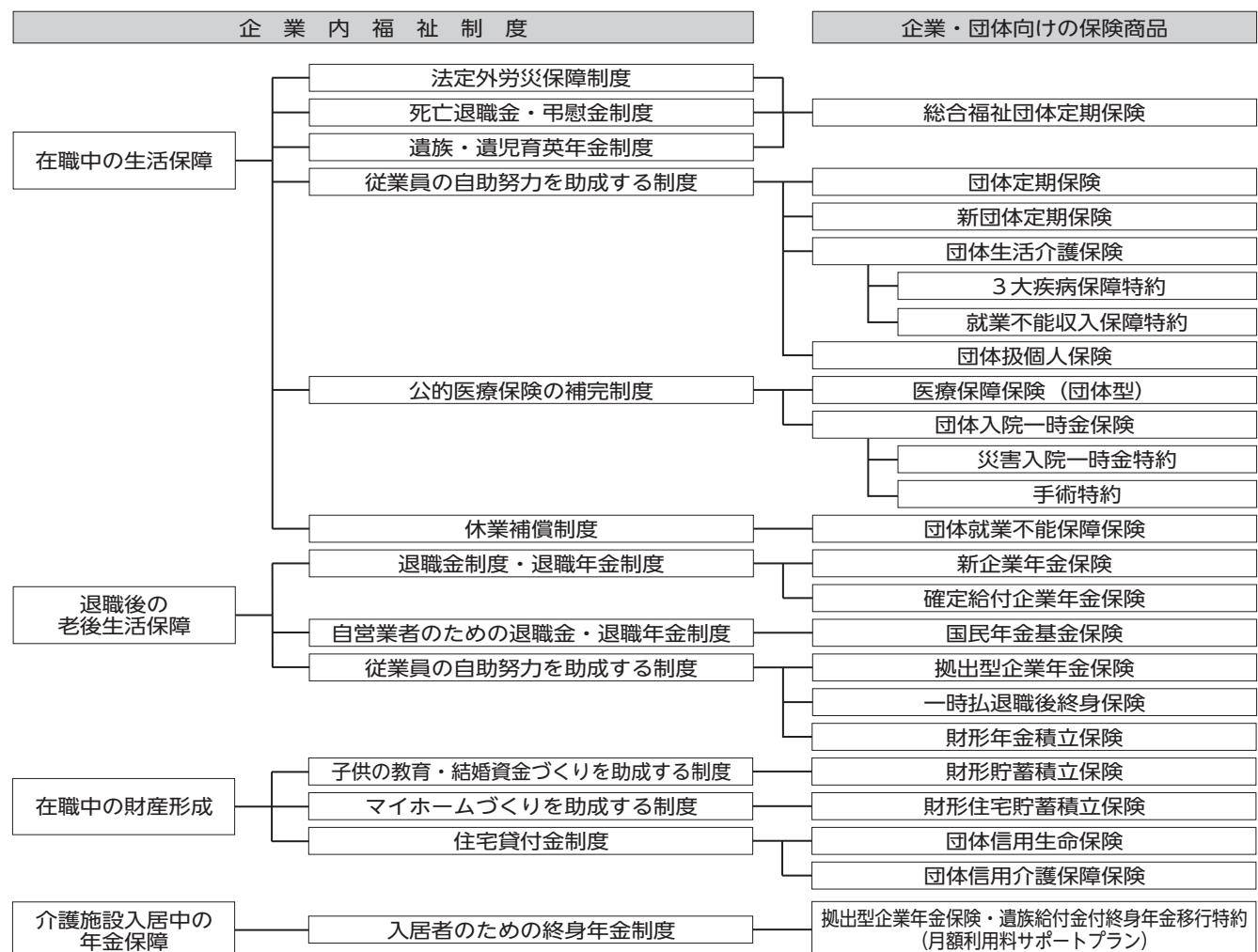
また、一生涯受け取れる年金で高齢者向けホームの利用料等をサポートする団体年金制度「月額利用料サポー

トプラン」など時代に合った商品を取り扱っています。

2022年4月には医療技術の進歩等により平均入院日数が短期化傾向にあることや外来手術が増加している現状をふまえ、「団体入院一時金保険」を開発し、取扱いを開始しました。

加えて、お客様の利便性向上のために、Webを通じたサービスとして「おひさまねっと」を提供しています。当サービスでは、「団体定期保険」等の加入申込に加え、訂正変更・異動等をWeb上で完結できるようにした他、団体信用生命保険のWeb申込・告知手続きができるよう機能の充実を図りました。

その他サービスとしては、健康・介護の無料電話相談およびメンタルヘルスのカウンセリングや医療機関等の紹介サービスを企業・団体の所属員の方々にご提供しています。



(2022年7月1日現在)

【4】ご契約後の取扱い

①保険料の払込方法について

1.口座振替扱で払い込む方法（口座振替払込）

当社が指定した金融機関などで、ご契約者が定めた口座から自動的に保険料を振り替える方法です。

なお、領収証を発行しておりませんので、振替結果は通帳にてご確認願います。

2.団体扱で払い込む方法

集団扱、団体扱契約の場合、勤務先団体を経由してお払い込みいただきます。この場合、個々のご契約者には領収証を発行いたしません。（勤務先団体と当社との間で団体契約を締結している場合に限ります。）

3.店頭扱で払い込む方法

当社の最寄りの支社または本社に持参してお払い込みいただきます。

4.送金扱で払い込む方法

あらかじめ当社からお送りする振替用紙で、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局またはコンビニエンス・ストアでお払い込みいただきます。

5.クレジットカード払で払い込む方法

インターネットで保険の加入をお申込みいただける「スマ保険」については、クレジットカードによりお払い込みいただきます。

②保険料の前納について

保険料は前納することができます。前納した保険料はいったん当社が預り、その預り金のなかから、毎月（毎年または半年ごと）保険料として充当していきます。保険料は会社の定める率で割り引きいたします。

契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合、保険料の前納分未経過保険料があれば払い戻しいたします。

③保険料の払込猶予期間について

第2回目以後の保険料の払込みについては、払込方法により次のようにになります。

1.保険組曲Best・ひまわり保険（5・7年）・けんこうひまわり保険等

払込期月の翌月初日から翌々月末日までです。

2.1.以外の月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日までです。

3.1.以外の年・半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の

末日）までです。（ただし、払込期月の契約応当日が2・6・11月の各末日の場合には、それぞれ払込期月の翌々月の4・8・1月の各末日までです。）

保険料のお払込みがないまま払込猶予期間を過ぎますとご契約は失効し、保険金などのお支払い事由が発生しても、保険金などをお支払いできなくなります。

ただし、ご契約の効力がなくなった場合でも、当社所定の期間内（商品によって異なります。）であればご契約の復活を請求することができます。この場合には改めて健康状態などについて、告知または医師による診断を受けていただきます。（やさしい保険は除きます。）

④保険料のお払込みが困難になられたとき

〈一時的に保険料のご都合がつかないとき〉

●保険料の振替貸付

1.自動振替貸付

猶予期間満了時に当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。My年金・保険組曲・超エール・とことん介護等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社またはお客様サービスセンターへお問い合わせください。

- お立て替えできる金額は、解約払戻金の範囲内です。

- 利息は当社所定の利率で複利計算いたします。

この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用は以下のとおりといたします。

(1)新たにお立替えを行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用いたします。

(2)すでにお立替えを行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用いたします。

(※) 自動振替貸付を希望されない場合には、あらかじめ書面でお申し出ください。

2.請求振替貸付

あらかじめお申し出があった場合に限り、猶予期間満了時に保険料にお立て替えいたします。保険組曲 Best・ひまわり保険（5年・7年）・けんこうひまわり保険等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社またはお客様サービスセンターへお問い合わせください。

なお、お立て替えできる金額および利息等については前頁自動振替貸付の取扱いと同じです。

〈途中から保険料を払い込まずに、ご契約を有効に続けたいとき〉

●払済保険への変更

- ・将来の保険料のお払込みを中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、保険期間をそのままにした保険に変更することができます。
 - ・保険金額は元の契約より少なくなります。死亡されたときまたは高度障害状態になられたときは、払済保険金相当額をお支払いいたします。
 - ・払済保険に変更後は主契約に付加されている各種特約は消滅いたします。
- また、一部の商品については払済保険への変更をお取り扱いできないものがあります。

〈保険料の負担を軽くしたいとき〉

●保険金額または給付金額の減額

- ・保険金額または給付金額を少なくして以後の保険料を少なくすることができます。（当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。）

●指定契約の解約

- ・保険組曲 Best を構成する複数の指定契約のうち、希望する指定契約を解約して以後の全体の保険料を少なくすることができます。

〈一時的にお金がご入用のとき〉

●ご契約者に対する貸付制度

生命保険は長期にわたる保険です。その間には急にまとまったお金が必要になるかもしれません。そうしたときに解約払戻金の一定の範囲内で資金をご用意する制度です。

- (1) 契約者貸付があっても、契約が有効に継続する限り保障は変わりなく、配当金がある場合はお支払いいたします。
- (2) 契約者貸付の限度は解約払戻金の一定の範囲内です。なお、一部の商品についてはお取扱いできない場合があります。
- (3) ご用立金の利息は当社所定の利率で複利計算いたします。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその

他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用は、新たにお貸し付けを行うとき、あるいは、すでにお貸し付けを行っているときも以下のとおりいたします。

- ・1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から変更後の利率を適用いたします。
- (4) ひまわりカードの新規発行は停止していますが、お手持ちのひまわりカードによりお近くのATM（現金自動入出金機）を利用して貸付を受けることもできます。ATMは、ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、セブン銀行、信用金庫（※）で利用可能です。また、電話・インターネットによる契約者貸付金送金サービスも実施しています。詳しくは最寄りの支社もしくは、お客様サービスセンターへお問い合わせください。

（※）一部の信用金庫ATMではお取扱いをしていない場合があります。

〈解約について〉

- ・生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
- したがって、この保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一旦解約後、あらためてご契約されると、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。
- ・ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどのお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

6 コンプライアンス・リスク管理

【1】コンプライアンス（法令等遵守）

コンプライアンスの体制については、51ページ「コンプライアンス体制」をご覧ください。

①「太陽生命コンプライアンス行動規範」

役職員が法令等のルールに基づいて、公正かつ適切な企業活動を行っていくための基本方針として、また日常活動においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準として「太陽生命コンプライアンス行動規範」を制定しています。

②「コンプライアンス基本方針」

「T&D保険グループCSR憲章」および「太陽生命コンプライアンス行動規範」の趣旨・内容を徹底するため、コンプライアンス推進のための基本事項を「コンプライアンス基本方針」に定めています。本方針はコンプライアンスの推進態勢やコンプライアンス推進に必要な施策を具体的に規定しており、「T&D保険グループCSR憲章」、「太陽生命コンプライアンス行動規範」および本方針に基づいて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

太陽生命コンプライアンス行動規範

太陽生命は、T&D保険グループの経営理念である「価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」に基づき、お客さまをはじめとするステークホルダーに対する真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「太陽生命コンプライアンス行動規範」を定めます。

私たち太陽生命の役職員が企業活動を行うに際しては、当行動規範に則り、事業活動に関する法令等のルールを正しく理解し、厳格に遵守することにより、公正な企業活動を行わなければなりません。

また、太陽生命は、当行動規範の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

1. 法令等遵守の徹底

(1) 法令等の厳格な遵守

私たちは、国内外の法令にとどまらず、国際ルール、社会ルールおよび社内規則を守ります。また、その背景にある精神を理解し、誠実に行動します。

(2) 公正かつ自由な競争の維持・促進

私たちは、提供する商品・サービスなどに関し、競争相手との談合、取り決めによりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不公正な競争行為を行いません。

(3) 利益相反の防止

私たちは、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、会社利益に反し、自らのあるいは第三者の利益を図る行為を行いません。

(4) インサイダー取引の禁止

私たちは、上場企業グループの一員として、会社のあるいは業務上知り得た未公表の重要な情報を、会社および個人の資産運用あるいはその他の私的経済行為に利用しません。

(5) 知的財産権等の保護

私たちは、著作権や特許権等の知的財産権を尊重し、これら権利を侵害しないように企業活動を行います。

2. 社会に対する対応

(1) 反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。

(2) 接待等の制限による腐敗防止

私たちは、国内外における企業活動に関し、社会儀礼の範囲を超える接待・贈答を行いまたは受けことなく、取引相手や公務員等との関係において腐敗防止に取り組みます。

(3) 政治活動・政治資金

私たちは、政治活動を行う際には、法令を遵守し、公正な姿勢を維持します。

3. 経営における適切性・透明性

(1) 適切な情報開示・説明

私たちは、提供する商品・サービスの内容や、会社およびグループの経営情報について、お客さまや株主・投資家などに対し正しく開示・説明します。

(2) 適切な情報管理

私たちは、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適正に取り扱います。また、会社およびグループが公表していない情報を適切に管理します。退職後もこれらの情報を他に漏らしません。

4. 人権の尊重および環境への配慮

(1) 人権の尊重

私たちは、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重します。また、法令等の遵守により労働者を保護し、差別やハラスメントのない健全な職場環境の維持に取り組みます。

(2) 環境への配慮

私たちは、企業活動に際し、地球環境に配慮した活動を行います。

<経営者の責務>

太陽生命の経営者は、当行動規範の精神の実現が自らの責務であることを認識したうえで率先垂範し、グループにおける周知徹底と遵守のための指導に努めます。

③コンプライアンス・プログラムの策定・推進

毎年、コンプライアンス推進のための具体的計画である「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、全社で実践していくことでコンプライアンスの徹底を図っています。

また、支社・本社各部では、全社の計画をふまえ、それぞれの固有・業務課題に応じ、支社・各部ごとに「コンプライアンス・プログラム実行計画」を策定し、日常業務のなかで自律的な取組みを推進しています。評価結果は、コンプライアンス委員会を経て、取締役会に報告されています。

④コンプライアンス教育

全従業員を対象として、各職場でコンプライアンス研修を通年で行っています。特に営業職員は、適切な保険募集に係るコンプライアンスについて、毎月2～3回、全社共通のテーマで繰り返し研修を行い定着を図っています。

また毎年、営業職員編、内務員編、保険代理店編の職種別の「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員・代理店に提供しています。この「コンプライアンス・マニュアル」にはコンプライアン

ス推進に関する社内ルールに加え、業務遂行において遵守すべき法令等の解説や、コンプライアンスに関する問題発見時の対処方法を具体的に示しており、これをもとに実践的な研修を実施しています。

⑤社内通報制度

職場における法令等違反の早期発見および早期是正を図るため、T&D保険グループの全役職員が利用できる通報制度「T&D保険グループヘルpline」を設置しており、実効性のある運用に努めています。

⑥利益相反管理方針

「お客さま本位の業務運営に係る方針」に基づき、当社およびT&D保険グループ内の金融機関等が行う取引にともない、お客さまの利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理しています。

また利益相反管理統括部署を法務コンプライアンス部とし、その独立性を維持した上で、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括しています。

利益相反管理方針

利益相反管理方針の概要

太陽生命保険株式会社（以下「当社」という。）は、「高品質の商品とサービスを通して、お客さまに必要とされ、愛される会社を目指します。」という経営ビジョンのもと、「お客さま本位の業務運営に係る方針」に基づき、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理してまいります。

当社は保険業法上の保険会社であり、法令に基づく利益相反管理体制として求められる利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり策定し、ここに本方針の概要を公表します。

1. 「利益相反のおそれのある取引」に係る管理対象範囲

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社、法令の定める当社の親金融機関等（以下単に「親金融機関等」という。）、または法令の定める当社の子金融機関等（以下単に「子金融機関等」という。）が行う取引に伴い、当社、または子金融機関等が行う業務（保険会社が保険業法上行う業務に限る。）に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。利益相反のおそれのある取引は、(1)当社、親金融機関等、または子金融機関等とお客さまとの間の利益相反、または、(2)当社、親金融機関等または子金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間等で生じる可能性があります。「お客さま」とは、当社、または子金融機関等が行う業務（保険会社が保険業法上行うことができる業務に限る。）に関して、既に取引関係のあるお客さま、取引関係に入る可能性のあるお客さま、過去に取引を行ったお客さまのうち、現在も法的権利を有しているお客さまをいいます。

(2) 類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型化としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまでも「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって必ずしも「利益相反のおそれ

のある取引」となるわけではないことにご注意下さい。なお、必要に応じ、将来の追加・修正があることにご注意下さい。

1. お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合。
2. お客さまの犠牲により、当社、親金融機関等、または子金融機関等が経済的利益を得るか、または経済的損失を避ける可能性がある場合。
3. お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘引がある場合。
4. 当社、親金融機関等または子金融機関等がお客さまと一緒に業務を行っている場合。
5. お客さま以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で誘引を得る場合、または将来得ることになる場合。
6. 当該取引に関し、お客さまと他のお客さまの間に競合関係がある場合。
7. お客さま以外の者との取引に関連して、お客さまから得た情報をを利用して、当社、親金融機関等、または子金融機関等が利益を得る場合。

なお、当社は、「保険契約の締結・保険募集に関する禁止行為」について定める保険業法第300条第1項各号その他の法令上の禁止行為のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するものについては、本方針に従って「特定」をしますが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢の中で、引き続き発生防止・モニタリング等に努めます。

2. 「利益相反のおそれのある取引」の管理方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択・組み合わせることにより、当該お客様の保護を適正に確保します。

1. 対象取引を行う会社・部門と、当該お客様との取引を行う会社・部門の間で、情報の遮断を行う方法
2. 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
3. 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
4. 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、個人情報保護法をはじめとした法令のほか、当社またはT&D保険グループにおける会社が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

3. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当社の法務コンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、法務コンプライアンス部長を利益相反管理統括責任者とします。

そして、当社の利益相反管理統括部署は、実効的な利益相反管理体制を構築するために株式会社T&Dホールディングスの利益相反管理統括責任者と連携します。

なお、当社の利益相反管理統括部署は、その独立性を維持した上で、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部署の責務

利益相反管理統括部署は以下の責務を負います。

1. 利益相反管理統括部署は、本方針に沿って社内規程「利益相反管理規程」を定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証し、これを改善します。
2. 利益相反管理統括部署は、利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間これを保存します。
3. 利益相反管理統括部署は、当社の役職員に対して、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続きに関する研修を定期的に実施し、利益相反の管理について周知徹底するとともに、子金融機関等の役職員に対しても同様に周知徹底するよう体制構築を図ります。

⑦ 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

<基本方針>

当社は、太陽生命コンプライアンス行動規範の「私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠し、以下のとおり反社会的勢力対応に関する基本方針を定めています。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。なお、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とします。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

<反社会的勢力対応に関する規程>

「T&D保険グループCSR憲章」、「太陽生命コンプライアンス行動規範」のなかで反社会的勢力に対しては断固として排除することを宣言しています。

この宣言のもと、「反社会的勢力対応に関する基本方針」「反社会的勢力排除対応規程」「反社会的勢力排除対応細則」を制定し、組織全体として反社会的勢力に対応できるよう基本的事項について定めています。

<反社会的勢力対応への取組み>

当社は、反社会的勢力の全社的な排除体制の強化を目的として「反社会的勢力排除専門委員会」を設置し、社内および警察等外部専門機関との連携、暴力団等の反社会的勢力に関する対応策の協議、社内教育・意識啓蒙の推進等を行っています。

また、「法務コンプライアンス部」を反社会的勢力対応に関する統括部門とし、不当要求等反社会的勢力の関与が疑われる事案や情報を入手した場合は、速やかに法務コンプライアンス部へ報告する等、一元的な管理体制を構築しています。

その他、本社・支社において「不当要求防止責任者」を配置し、各部署との連絡、対応体制の整備および従業員への教育に努めるとともに、所轄の警察署、暴力追放運動推進センター等と連絡を密にして情報交換・指導・支援が受けられる体制を保つなど、反社会的勢力の排除や関係遮断に向けて組織全体で取り組んでいます。

【2】リスク管理の枠組み

リスク管理の体制については、52ページ「リスク管理体制」をご覧ください。

①リスク管理の手法

当社では、会社を取り巻くさまざまなリスクの発生を防止または一定の許容範囲内でコントロールするため、各リスクの特性をふまえたリスク管理を行っています。

リスクの分類と対応について

リスクの分類	リスクの定義	リスクへの対応
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。	新規保険商品の開発・販売および既存保険商品の改定について、保険引受リスクの観点から評価・分析するとともに、販売後も継続的に保険引受リスクの把握・分析を行っています。
資産運用リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●市場リスク 金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のファクターの変動により、資産・負債（オーバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。 ●信用リスク 信用供与先の財務状況の悪化等に伴い、資産（オーバランスを含む）の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクをいいます。 ●不動産投資リスク 賃貸料等の変動を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少することにより損失を被るリスクをいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 合理的な手法により資産運用の各リスク量を把握し、そのリスク量が自己資本等から算定した許容範囲に収まるようリスクコントロールに努めています。 ●市場リスク 市場リスクに関しては、運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、代表的な指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）による測定等により、リスク管理を実施しています。 ●信用リスク 貸付先を中心に自己査定と連動する社内格付を設定し、信用ランクに応じたリスク管理や与信集中度に応じたリスク管理を実施しています。なお、これらの個別与信先の管理に加え、ポートフォリオの信用リスクをコントロールするためにVaRによる信用リスクの計量的管理も実施しています。 ●不動産投資リスク 含み損益の状況や投資利回りの状況等に応じて保有不動産ごとに管理办法を定め、リスク管理を実施しています。なお、不動産投資リスクをコントロールするために、VaRによるリスクの計量的管理も実施しています。
流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●資金繰りリスク 事業収支の悪化、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 ●市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができるなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資金繰りリスク 資金繰りリスクの状況をその逼迫度に応じて区分し、各区分に応じた管理办法を定めることで、資金調達のために資産の流動化を円滑に行うことができる措置をとるようにしています。 ●市場流動性リスク 市場流動性リスクが生じる懸念が生じた場合は、必要に応じて資産に応じた適切な取引限度額を設定するなどの対応を行っています。
事務リスク	役職員等が正確な業務を怠る、あるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	事務規程等の整備、事務処理の適正化・効率化向上等のための各種研修およびその推進を目的とした事務指導を実施するなど、事務リスクの未然防止・軽減に努め、正確で信頼性の高い事務管理体制を整備しています。
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る、またはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	コンピュータシステムをさまざまなリスク（故障・災害・誤処理・不正使用・破壊・盗難・漏洩等）から保護するために、関連規程類を整備し、システムリスクの発生防止・軽減に努めています。
法務リスク	諸法令等の遵守を怠ること等により、損失を被るリスクをいいます。	法務コンプライアンス部および弁護士による法務審査を実施し、法務リスクを防止・極小化するよう努めています。
労務人事リスク	雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題など、労務・人事上のトラブルが発生することにより損失を被るリスクをいいます。	雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題などの労務・人事上のトラブルの発生を把握、分析し、労務人事リスクの発生防止・軽減に努めています。
災害リスク	大規模災害等に対する予防対策、あるいは発生時の緊急措置体制が整備されていないことにより損失を被るリスクをいいます。	実際に災害が発生した場合でも被害・損失を軽減できるよう、予防対策、緊急時の措置について関連規程・マニュアル類を整備するとともに、各種訓練を定期的に実施しています。
風評リスク	当社およびT&D保険グループまたは生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が保険契約者、投資家、マスコミ、インターネット、その他社会一般等に広がり、当社の業績に悪影響が生じ損失を被るリスクをいいます。	風評リスクに関する情報、噂の収集を図り、その発生の防止に努めるとともに、風評リスクが発生した場合は被害を最小限に抑えられるよう措置を講じるようにしています。
関連会社等リスク	関連会社および関連会社以外の事業投資先において収支が悪化あるいは各種リスクが顕在化すること等により当社が損失を被るリスクをいいます。	各関連会社および事業投資先ごとにリスク管理体制の構築を進めるとともに、リスク発生状況を把握することにより、適切な措置を講じるようにしています。

(注) 当社では上記リスクのうち事務リスク・システムリスク・法務リスク・労務人事リスク・災害リスクをオペレーションリスクと総称しています。

〈定量的リスク管理について〉

資産運用リスクに加え、保険引受リスク等を含む会社全体のリスクのうちで定量的評価が可能なものについて、当社の内部モデルによって一定の信頼水準（1年、VaR99.5%の水準）で数値化して把握し、保有するリスクの水準が当社の経営体力（資本等）の範囲内にコントロールされていることを検証しています。このリスク量の計測方法等については、継続して高度化を進めており、より緻密なリスク管理の実現に取り組んでいます。

〈ストレステストについて〉

当社では、グループ共通のシナリオ等に基づくストレステストを定期的に実施しています。

ストレステストとは、多額の損失を引き起こしうる極端な事象の発生に対して会社にどの程度のリスク対応力があるかを測るために用いられる手法であり、VaR等に基づくリスク管理手法を補完するものと位置づけています。

具体的には、株価の大幅な下落、金利の急激な上昇、大地震発生等のストレスシナリオに基づく損失額を算出し、リスク対応力を検証するとともに、経営の健全性確保のための判断材料として活用しています。

〈責任準備金対応債券について〉

当社では、アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針を立て、管理しています。

このような運用方針をふまえ、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に基づいて、債券と責任準備金のデュレーションマッチングにより金利変動リスクを回避することを目的とした責任準備金対応債券を区分して運用しています。

〈再保険を付す際の方針について〉

保険収支の安定化、引受け能力の補完等を目的として必要に応じて再保険を活用しています。保険契約のリスクに応じた所定の金額を超える部分の保険金や、高予定利率の個人年金保険の一部を再保険として出再することにより、当社が保有するリスクの適正化を図っています。

また、再保険先は、主要格付機関から一定レベル以上の格付けを得ており、十分な保険財務力を有する再保険会社のなかから選定しています。

〈ALM管理体制について〉

当社では、資産・負債をともに時価評価し、経済価値ベースで資本・収益・リスクを一体的に管理するERMの推進を通じて、安定的・持続的な企業価値

の増大を図っています。

ERMには、従来より実施している資産・負債の総合的な管理（ALM）を含んでおり、ALMを通じて金利変動によるリスクをコントロールしています。

このような方針をふまえ、ERMに係る重要事項について審議・検討を行うため、経営執行会議の下部組織としてERM専門委員会を設置しています。

②危機管理体制

当社では、大地震等の大規模災害やコンピュータシステムの停止等を要因として、経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、「危機対応規程」に基づき「危機対策本部」を設置し、危機事態の収束に向けた対策を実行する体制としています。

また、大地震やパンデミック等の危機事態が発生した場合においても、継続すべき非常時優先業務を保険金等支払業務と定め、当該業務を危機事態発生時においても継続しうる態勢を確保するため、事業継続計画（Business Continuity Plan）を整備し、危機管理体制の強化・充実を図っています。

なお、新型コロナウイルスの感染が拡大する中においても、上記事業継続計画に沿って適切に対応策を講じることにより、お客さまや従業員の安全・安心を確保したうえで、事業を継続できる体制を維持しています。

【3】金融ADR制度

「ADR制度」とは裁判外紛争解決制度のことです。身の回りで起きたトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者にかかわってもらいながら、柔軟な解決を図る制度です。この制度の金融分野に関するものが金融ADR制度で、2010年10月1日に開始されました。

生命保険業界では、一般社団法人生命保険協会が生命保険等の裁判外紛争解決手続を行う「指定紛争解決機関」に指定されました。当社も2010年10月1日付で、一般社団法人生命保険協会との間で「手続実施基本契約」を締結しています。

【4】お客様の個人情報の保護

①プライバシーポリシー（個人情報の保護にかかる基本方針）

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報〔個人番号（マイナンバー）および特定個人情報（総称して「特定個人情報等」といいます。）を含みます。以下同じ。〕について適正な取扱いに努めています。

1.個人情報の取得・利用目的

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・サービス提供等をさせていただくため、必要な範囲でお客様に関する個人情報を取得させていただいております。これらの個人情報（当社が既に取得し管理しているものを含みます。）は、(1)各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、(2)融資お申込みの場合における審査、融資契約の締結・維持管理、(3)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、(4)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実（新しい商品・サービスの開発を含みます。）、(5)その他保険に関連・付随する業務、などの目的のために利用します。

※上記にかかわらず、当社は、法令に従って、法定調書等にお客様の個人番号を記載して提出する事務に必要な範囲で、お客様の特定個人情報等を取得し利用させていただきます。

個人情報の利用目的は、あらかじめホームページによる公表等を行い、それ以外の場合は、取得後速やかにご本人に通知、またはホームページによる公表等を行います。当社は、法令により許容される場合を除き、このように公表または通知した利用目的の範囲を超えて、お客様に関する個人情報を利用することはできません。

【情報提供・サービス等の充実にかかる利用目的についての補足】

上記(3)ないし(4)の利用目的には、お客様の取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客様のニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

2.個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を取得します。

お客様ご本人から書面により個人情報を取得する場合等は、あらかじめご本人に対し、その利用目的を明示します。

また、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知、または公表します。

（ただし、利用目的の通知、公表、明示について、法令に基づき不要と規定されている場合を除きます。）

3.個人データの提供

当社では、つぎの場合を除いて、お客様に関する個人データを第三者に提供することはありません。

（1）法令により必要と判断される場合

（2）法令により許容されている場合（利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合の委託先への提供などが含まれます。）

（3）お客様が事前に同意されている場合（特定個人情報等を含む個人データは、法令で定められた場合以外に第三者に提供することはありません。）

4.個人データおよび特定個人情報等の安全管理

当社は、個人データおよび特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報である場合を含みます。）ならびに匿名加工情報の安全管理措置に関して、別途「個人情報保護規程」等を定めており、お客様に関する個人データおよび特定個人情報等、仮名加工情報ならびに匿名加工情報の正確性保持に努め、これを安全に管理するために適切な措置を講じます。

また、お客様に関する個人データおよび特定個人情報等、仮名加工情報ならびに匿名加工情報の漏洩、滅失またはき損を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

「個人データおよび特定個人情報等、仮名加工情報ならびに匿名加工情報の安全管理措置について」は以下のリンク先を参照願います。

<https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/privacy/kojin10.pdf>

5.保有個人データや第三者提供記録の開示等

お客様からご自身の保有個人データまたは第三者提供記録に関する開示の依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、電磁的記録の提供による方法または文書による方法のうち、お客様が選択された方法にて回答いたします。なお、電磁的記録の提供による方法を選択された場合は、原則として、電子メールの送付により対応いたします。

また、お客様からご自身の保有個人データに関する訂正、追加、削除、利用停止、消去または第三者提供の停止の依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従って請求の適否を判断し、対応させていただきます。

6.継続的改善

当社は、個人情報の保護を推進するため、プライバシーポリシーおよびその他の個人情報保護にかかる規定を策定し、これを当社の従業者、その他関係者に周知・徹底させて実施します。当社は、これらの遵守状況を適切に把握するとともに、これらの継続的な改善を実施してまいります。

また、当社は、個人情報にかかるお客様のお申出等の対応に適切に取り組んでまいります。

7.仮名加工情報の取扱いについて

当社は、個人情報に対して他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した情報（仮名加工情報）について、お客様のプライバシーを厳重に保護する観点から、法令等に則り適正に取り扱います。

8.匿名加工情報の取扱いについて

当社は、個人情報に対して特定の個人を識別できないように加工した情報(匿名加工情報)について、お客様のプライバシーを厳重に保護する観点から、法令等に則り適正に取り扱います。

9.お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱い、管理、および個人情報にかかる諸手続に関するご質問、お申出等につきましては、下記お客様サービスセンターまでご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

太陽生命保険株式会社

お客様サービスセンター

TEL : 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間：月～金 9時～18時 土・日 9時～17時

※祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します

[個人情報取扱事業者の氏名等]

・以下のリンク先を参照願います。

<https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html>

[当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について]

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先

(一社)生命保険協会 生命保険相談室	電話 03-3286-2648 〒100-0005 千代田区丸の内 3-4-1新国際ビル 3階 受付時間：9時～17時（土・日、祝日などの生命保険協会休業日を除く） ホームページアドレス： http://www.seijo.or.jp/
-----------------------	---

②保有個人データ・第三者提供記録の開示・訂正等の請求方法

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、ご本人またはその代理人は、当社の保有個人データに関して、利用目的の通知、開示、訂正、追加または削除（以下「訂正等」といいます。）、利用停止または消去（以下「利用停止等」といいます。）および第三者提供の停止を、当社が保有する第三者提供記録に関して、その開示を求めることができます。（以下、これらの手続を総称して「開示請求等手続」といいます。）

1. 開示請求等手続の対象となる情報

- (1) 氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先（勤務先名または職業・電話番号）、契約内容に関する情報、契約内容変更に関する情報等の保有個人データ、および第三者提供記録（提供年月日、第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名、識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項、個人データの項目等の法令に基づく記録内容）

2. 受付窓口

最寄りの当社窓口または太陽生命保険株式会社お客様サービスセンター

- ・当社窓口（平日9時～15時（一部支社は16時）、所在地については以下のリンク先を参照になるかお問い合わせください。）

<https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/office.html>

※土・日・祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します

・太陽生命保険株式会社お客様サービスセンター（電話受付）

TEL:0120-97-2111 (通話無料)

営業時間：月～金 9時～18時 土・日 9時～17時

※祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します

3. 受付方法

来社または郵送

4. お申込者の範囲、ご提出いただく書類

- (1) お申込者の範囲：ご本人もしくはその法定代理人、またはご本人が委任した代理人
- (2) ご提出いただく依頼書：当社所定の「個人情報開示依頼書」、「個人情報利用目的通知依頼書」、「個人情報訂正等依頼書」、「個人情報利用停止等依頼書」、「個人情報第三者提供停止依頼書」、「第三者提供記録開示依頼書」
- (3) ご提出いただく本人確認書類
 - a. ご本人によるご請求の場合
 - ・ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート等）、健康保険証、年金手帳
※写真付証明書は一点、写真無証明書の場合は二点
 - b. 代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、ご本人が委任した代理人等）によるご請求の場合
 - (ア) ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート等）、健康保険証、年金手帳

- ※写真付証明書は一点、写真無証明書の場合は二点
- (イ) 代理人ご本人の写真付証明書（運転免許証・パスポート等）、健康保険証、年金手帳
※写真付証明書は一点、写真無証明書の場合は二点
- (ウ) 以下のうちいずれか一点
 - ・委任状（ご本人が印鑑証明書の印（印鑑証明書を添付）を押印ください。）
 - ・法定代理人であることを確認できる書類（戸籍謄本・登記事項証明書等）
- ※写真付証明書（運転免許証・パスポート等）、健康保険証、年金手帳、登記事項証明書はコピーを送付願います（郵送の場合）。
- (4) 手数料振込依頼書の領収証（控）のコピー（手数料の支払いが必要な場合のみ）
- (5) 訂正等の必要があることを証する資料（訂正等依頼の場合）
※提出いただいた書類（依頼書、本人確認書類等）については返却いたしません。

5. 手数料

個人情報の保護に関する法律第32条第2項に基づく利用目的の通知および第33条第1項に基づく保有個人データまたは第三者提供記録の開示請求の場合は、下記の手数料をいただきます。

<手数料のご案内>

手数料：一件あたり1,000円（同封の払込取扱票により、お振り込み下さい。）

6. 回答方法

当社が完備した必要書類を受領後、遅滞なく電子メールの送信または書面にて「ご本人」様宛の本人限定受取郵便により、回答いたします（郵便のお受け取り時には本人確認書類をご用意下さい。）。

なお、個人情報の保護に関する法律第33条第1項に基づく保有個人データまたは第三者提供記録の開示請求の場合には、請求されるご本人または代理人が、書面による開示または電磁的方法での開示（電子メールの送信による開示とします。）のいずれから、開示方法をご指定いただくことができますので、請求時にお申出ください。なお、電磁的方法での開示が困難である場合は、書面での開示とさせていただきます。

7. 開示請求等手続に関して取得した個人情報の利用目的

開示請求等手続により当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、ご本人および代理人の本人確認、手数料の徴収、ならびに当該開示請求等に対する回答に利用いたします。

8. 開示しない場合のお取扱い

次に定める場合は、ご本人に関する保有個人データの全部または一部につき開示いたしかねますので、予めご了承願います。開示しないことを決定した場合は、その旨ご通知申し上げます。

また、開示しなかった場合についても、所定の手数料をいただきます。

- (1) ご本人の確認ができない場合
- (2) 代理人によるご請求に際して、代理権が確認できない場合
- (3) 所定の請求書類に不備があった場合
- (4) 所定の期間内に手数料のお支払いがない場合
- (5) ご請求のあった情報項目が保有個人データまたは第三者提供記録に該当しない場合
- (6) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (7) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (8) 他の法令に違反することとなる場合

9. 訂正等、利用停止等または第三者提供停止を行わない場合のお取扱い

- (1) 当社は、保有個人データの訂正等の依頼を受けた場合において、必要な調査の結果、全部または一部について、訂正等を行わないことがあります。訂正等をしないことを決定した場合は、その旨ご通知申し上げます。
- (2) 当社は、保有個人データの利用停止等の依頼を受けた場合において、当該求めに理由がない場合には、利用停止等を行いません。また、保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることがございます。利用停止等を行わないことを決定した場合および上記の代わるべき措置をとることとした場合には、その旨ご通知申し上げます。
- (3) 当社は、保有個人データの第三者への提供の停止の依頼を受けた場合において、当該求めに理由がない場合には、第三者への提供の停止を行いません。また、保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合に

は、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることがございます。第三者への提供の停止を行わないことを決定した場合および上記の代わるべき措置をとした場合には、その旨ご通知申し上げます。

10. 外国にある第三者に対する個人データ等の提供について

- (1) 当社がご本人の同意を得て外国にある第三者に対して個人データまたは個人関連情報を提供しようとする場合には、個人情報の保護に関する法律第28条第2項および第31条第1項第2号、同法施行規則第17条ならびにガイドラインに基づき、原則として、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供したうえで、同意を取得いたします。
同意をいただく時点で第三者が確定していないなどの理由により、事前に上記の情報の提供ができない場合には、法令およびガイドラインに基づき、その旨およびその理由、ならびにそれに代わる参考情報を提供したうえで同意をいただきます。ただし、この場合であっても、同意後に第三者が確定するなど、事後に情報のご提供が可能となった場合には、お申出により、上記の情報提供をさせていただきます。当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等、情報のご提供が不適切な場合には、情報の提供を控えさせていただきますが、その場合は、その旨およびその理由を通知いたします。
- (2) 当社が、個人情報の保護に関する法律第28条第1項に定める相当措置を継続的に講ずるために必要な基準適合体制を整備していると認めた外国の第三者に個人データを提供した場合、同法施行規則第18条の規定に基づき、ご本人からの求めにより、以下の情報を提供いたします。ただし、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、情報の全部または一部の通知を控えさせていただくことがあります。
 - (ア) 基準適合体制の整備の方法
 - (イ) 当該相当措置の概要
 - (ウ) 当該相当措置の実施状況ならびに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無およびその内容を当社が確認する方法およびその頻度
 - (エ) 当該外国の名称
 - (オ) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の

有無およびその概要

- (カ) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無およびその概要
- (キ) (カ)の支障に関して当社が講ずる措置の概要
- (3) 上記の各情報のご提供を希望される方は、太陽生命保険株式会社お客様サービスセンターまでお問い合わせください。

11. 認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

(一社) 生命保険協会生命保険相談室
 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1新国際ビル3階
 電話 03-3286-2648
 受付時間：9時～17時
 (土・日、祝日などの生命保険協会休業日を除く)
 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

7 太陽生命の勧誘方針

「太陽生命の勧誘方針」は、当社が生命保険・損害保険等の金融商品をお客さまにお勧めする際に守るべき基本的な方針です。

すべての職員に対して周知し、本社、支社等のすべての窓口、およびホームページに掲示しています。

■太陽生命の勧誘方針

太陽生命がお客さまに対して生命保険等の金融商品の勧誘活動を行う際の基本的な方針です。

コンサルティング活動を通じてお客さまに適正なサービスをご提供するために、お客さまのご意向と実情、プライバシー等に配慮し、常に適正、適切な態度での商品設計と勧誘活動に努めてまいります。

勧誘活動にあたっては法令等を遵守いたします。

- ・勧誘活動にあたっては、お客さまからの信頼確保を第一義とし、常に保険業法など各種法令等を遵守いたします。

お客さまの状況をふまえた適正な勧誘に努めます。

- ・金融商品についての知識、経験、年齢など、お客さまの状況やお客さまのご意向を十分にふまえたうえで、適正な勧説を行います。
- ・特に、市場リスクが存在する商品（「変額保険」「特別勘定特約が付加された団体年金」など）は、商品購入目的、年齢、収入、投資等の経験など、お客さまのご意向と実情に応じた勧説に努めます。
- ・未成年の方を被保険者とする生命保険契約については、モラルリスクの排除・抑制に留意し適正な勧説を行います。
- ・高齢の方に対しては、商品内容等を十分にご理解いただけるよう、より丁寧かつ適切なご説明を行います。

時間帯や場所などに十分配慮いたします。

- ・お客さまへのご訪問やご連絡にあたっては、時間帯、場所などに十分配慮いたします。

重要な事項の適切な情報提供および説明に努めます。

- ・商品内容やご契約に関する重要な事項については、勧説時に書面などを用いて情報を提供し、ご理解いただきやすいよう、十分にご説明を行います。
- ・お客さまと直接対面しない方法で勧説を行う場合（インターネットによる販売、通信販売など）は、重要な事項などをご理解いただきやすいよう、ご説明方法に十分な工夫をいたします。

職員等に対する教育・研修の充実に努めます。

- ・コンサルティング・セールスを通じてお客さまに信頼される募集人の育成を目指すため、職員等の教育・研修体制の強化・充実に努めます。

お客さまの情報は厳正にお取り扱いいたします。

- ・お客さまの情報は厳正にお取り扱いし、お客さま情報の保護に万全を尽くします。

その他、適切な勧説に向けた体制を構築いたします。

8 保険契約者保護に関する諸制度

①早期是正措置

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、ご契約者の保護を図ることを目的として導入されている制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督当局が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していくとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

【ソルベンシー・マージン比率と措置内容の概要】

名称	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求めおよびその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	以下の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ①保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出およびその実行 ②配当または役員賞与の禁止またはその額の抑制 ③新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更など
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

②生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）は、保険業法に基づいて1998年12月に設立された法人であり、当社をはじめ国内で営業を行うすべての生命保険会社が会員として加入しています。

目的・業務の内容

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

補償内容等

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^(※2)を除き、責任準備金等^(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。^(※4)）。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

(※1) 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続のなかで確定することとなります）。

(※2) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{*1}を超えていた契約を指します^{*2}。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90% - {(過去5年間ににおける各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

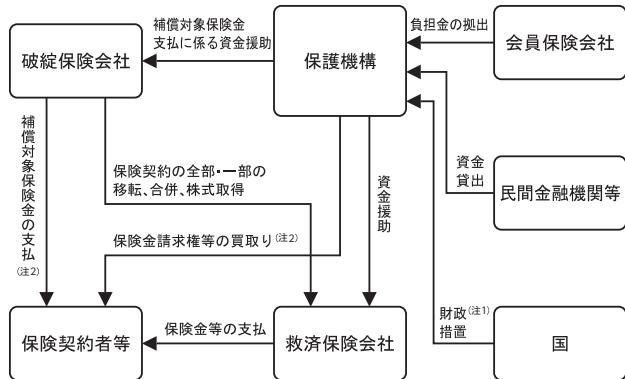
*1 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

*2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

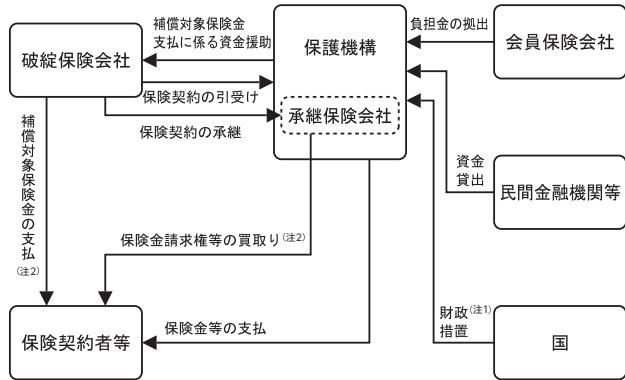
- (※3) 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- (※4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

《救済保険会社が現れた場合》



《救済保険会社が現れない場合》



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定期率契約については、(※2)に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構
TEL03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>

9 直近5事業年度における事業の概況

(単位：百万円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	738,716	917,610	802,538	797,301	1,439,893
保険料等収入	511,900	715,120	593,679	619,721	598,144
基礎利益	48,547	51,859	54,387	52,703	55,122
経常利益（▲は経常損失）	62,790	54,196	36,782	31,606	▲86,642
当期純利益（▲は当期純損失）	30,480	25,547	15,817	10,284	▲74,147
資本金及び発行済株式の総数 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)	62,500 (2,500千株)
総資産	7,219,463	7,411,864	7,660,474	8,235,372	7,693,272
うち特別勘定資産	323	151	142	181	183
実質純資産	1,056,067	1,111,462	1,050,187	1,154,262	852,095
貸付金残高	1,165,756	1,145,362	1,113,534	1,110,529	1,044,689
有価証券残高	5,291,799	5,549,950	5,744,414	6,167,711	5,788,640
責任準備金残高	6,336,877	6,519,586	6,563,006	6,609,420	5,954,916
ソルベンシー・マージン比率	835.1%	849.7%	805.5%	852.8%	734.2%
順ざやの状況	11,607	19,606	28,787	29,547	42,901
従業員数	11,349名	10,805名	10,404名	10,785名	10,853名
新契約高（個人保険・個人年金保険）	1,686,796	1,196,690	540,573	243,585	179,669
解約失効高（個人保険・個人年金保険）	1,236,078	1,240,097	1,149,490	941,331	915,627
保有契約高	30,841,154	29,855,263	27,898,406	26,177,953	24,085,107
個人保険	17,156,741	16,118,350	14,387,750	12,840,433	11,351,054
個人年金保険	3,997,745	3,827,270	3,635,495	3,437,972	3,176,514
団体保険	9,686,668	9,909,643	9,875,159	9,899,547	9,557,538
団体年金保険保有契約高	890,205	898,443	899,359	886,309	861,478

(注) 1. 新契約高には、転換純増を含んでいます。

2. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

3. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

10 経営諸指標

【1】商品別保有契約高

①件数

(単位：件、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	件数	前年度末比	件数	前年度末比
個人保険	6,752,733	101.2	6,855,290	101.5
終身介護保険	19,828	94.3	18,729	94.5
終身保険	305,608	96.9	295,293	96.6
特殊終身保険	9,070	94.8	8,557	94.3
終身生活介護年金保険・終身生活介護年金保険（I型）	214,951	100.4	214,089	99.6
利率変動型一時払終身生活介護年金保険	3,292	151.7	5,850	177.7
終身認知症・生活介護年金保険	44,195	—	85,723	194.0
定期付養老保険	4,575	81.1	3,492	76.3
生存給付金付定期保険	41,636	89.1	36,458	87.6
定期保険	91,120	90.3	85,384	93.7
特定疾病保険	152,284	74.3	108,474	71.2
特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）	426,569	109.5	381,872	89.5
10大疾病保障保険（I型・II型）	—	—	70,141	—
生活介護保険（II型）	122,267	75.7	95,729	78.3
軽度介護保険	276,958	98.0	264,232	95.4
収入保障保険	110,543	93.0	111,463	100.8
生活介護収入保障保険	151,427	84.5	121,253	80.1
就業不能収入保障保険（I型・II型）	328,543	112.5	345,921	105.3
積立保険	202,557	88.5	177,562	87.7
養老保険	134,619	69.6	67,002	49.8
特殊養老保険（けんこう）	89,336	75.4	63,227	70.8
医療保険（けんこう）	17,173	88.7	15,264	88.9
入院保険	624,084	96.5	586,235	93.9
手術保険・手術保障保険	624,003	96.5	605,294	97.0
先進医療保険	124,517	315.5	191,881	154.1
産前産後ケア保障付特定医療保険	—	—	98	—
無選択型医療保険	9,572	98.0	9,577	100.1
選択緩和型医療保険	338,469	108.7	354,349	104.7
選択緩和型医療一時金保険	291,680	113.1	334,089	114.5
選択緩和型認知症診断保険	133,386	134.1	157,512	118.1
選択緩和型認知症治療保険	28,151	140.1	37,228	132.2
選択緩和型手術保障保険	—	—	13,979	—
特殊養老保険（ひまわり保険）	16,283	79.7	12,934	79.4
通貨指定型生存給付金付特別養老保険	1,452	149.8	1,626	112.0
その他	1,814,585	105.9	1,974,773	108.8
個人年金保険	1,039,673	94.3	960,859	92.4
小計	7,792,406	100.2	7,816,149	100.3
団体保険	14,266,338	99.7	13,921,128	97.6
団体定期保険	3,567,881	101.8	3,525,876	98.8
総合福祉団体定期保険	1,168,524	100.9	1,154,752	98.8
団体信用生命保険	9,363,140	98.6	9,108,338	97.3
団体終身保険	349	96.9	342	98.0
心身障害者扶養者生命保険	(39,740)	(96.9)	(38,496)	(96.9)
団体生活介護保険	123,820	119.1	89,044	71.9
団体信用介護保障保険	39,005	102.3	39,357	100.9
年金特約	3,619	94.0	3,419	94.5
団体年金保険	8,111,029	100.7	8,161,490	100.6
企業年金保険	1	100.0	1	100.0
新企業年金保険	6,443,647	101.0	6,511,258	101.0
拠出型企業年金保険	1,667,381	99.7	1,650,231	99.0
国民年金基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	—	—	—	—
確定給付企業年金保険	—	—	—	—
財形保険	910	98.4	874	96.0
財形貯蓄保険	385	96.5	375	97.4
財形住宅貯蓄積立保険	525	99.8	499	95.0
財形年金保険	743	99.3	731	98.4
財形年金保険	3	100.0	3	100.0
財形年金積立保険	740	99.3	728	98.4
医療保障保険	108,423	96.5	106,191	97.9
就業不能保障保険	11,210	99.3	6,071	54.2

(注) 1. 心身障害者扶養者生命保険の件数は団体保険の合計に含んでいません。

2. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

3. 生活介護保険（II型）には介護保険（I型・II型）を含んでいます。

4. 生活介護収入保障保険には介護収入保障保険（Ⅱ型）を含んでいます。
5. 特定疾病・疾病障害保険（Ⅰ型・Ⅱ型）には特定疾病治療保険（Ⅰ型・Ⅱ型）を含んでいます。
6. 就業不能収入保障保険（Ⅰ型・Ⅱ型）には就業不能収入保障保険を含んでいます。
7. 選択緩和型医療一時金保険は選択緩和型7大疾病医療一時金保険と選択緩和型女性疾病医療一時金保険の合計です。

②金額

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	12,840,433	89.2	11,351,054	88.4
終身介護保険	61,717	93.7	57,927	93.9
終身保険	912,795	94.3	860,406	94.3
特殊終身保険	19,385	94.8	18,252	94.2
終身生活介護年金保険・終身生活介護年金保険（I型）	1,187,291	99.6	1,173,195	98.8
利率変動型一時払終身生活介護年金保険	7,751	148.4	13,631	175.9
終身認知症・生活介護年金保険	279,576	—	549,094	196.4
定期付養老保険	34,627	83.0	26,426	76.3
生存給付金付定期保険	96,587	85.0	81,370	84.2
定期保険	313,669	86.6	280,230	89.3
特定疾病保険	601,569	74.6	425,840	70.8
特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）	1,015,644	96.2	883,715	87.0
10大疾病保障保険（I型・II型）	—	—	52,129	—
生活介護保険（II型）	366,406	71.4	282,227	77.0
軽度介護保険	—	—	—	—
収入保障保険	1,211,230	90.9	1,208,431	99.8
生活介護収入保障保険	1,842,376	77.5	1,365,488	74.1
就業不能収入保障保険（I型・II型）	3,890,173	88.7	3,254,457	83.7
積立保険	114,455	87.7	99,672	87.1
養老保険	260,953	73.4	137,884	52.8
特殊養老保険（けんこう）	138,800	78.0	100,300	72.3
医療保険（けんこう）	50,536	90.3	45,845	90.7
入院保険	—	—	—	—
手術保険・手術保障保険	—	—	—	—
先進医療保険	—	—	—	—
産前産後ケア保障付特定医療保険	—	—	3	—
無選択型医療保険	2,587	97.1	2,495	96.4
選択緩和型医療保険	144,261	109.1	155,708	107.9
選択緩和型医療一時金保険	—	—	—	—
選択緩和型認知症診断保険	45,875	144.5	54,474	118.7
選択緩和型認知症治療保険	—	—	—	—
選択緩和型手術保障保険	—	—	—	—
特殊養老保険（ひまわり保険）	12,418	78.9	9,845	79.3
通貨指定型生存給付金付特別養老保険	9,523	147.3	10,063	105.7
その他	220,216	92.2	201,934	91.7
個人年金保険	3,437,972	94.6	3,176,514	92.4
小計	16,278,405	90.3	14,527,568	89.2
団体保険	9,899,547	100.2	9,557,538	96.5
団体定期保険	2,495,760	98.8	2,416,869	96.8
総合福祉団体定期保険	1,717,602	98.2	1,700,597	99.0
団体信用生命保険	5,656,869	101.5	5,411,247	95.7
団体終身保険	1,334	97.2	1,307	98.0
心身障害者扶養者生命保険	25,308	98.7	24,960	98.6
団体生活介護保険	—	—	—	—
団体信用介護保障保険	—	—	—	—
年金特約	2,672	100.8	2,557	95.7
団体年金保険	886,309	98.5	861,478	97.2
企業年金保険	3	95.4	3	95.4
新企業年金保険	89,090	101.2	89,270	100.2
拠出型企業年金保険	605,385	100.8	609,827	100.7
国民年金基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	95,012	86.8	65,391	68.8
確定給付企業年金保険	96,818	95.4	96,986	100.2
財形保険	2,932	99.2	2,994	102.1
財形貯蓄保険	2,026	101.4	2,106	103.9
財形住宅貯蓄積立保険	906	94.7	888	98.0
財形年金保険	1,432	101.4	1,453	101.5
財形年金保険	3	94.7	3	94.5
財形年金積立保険	1,428	101.4	1,449	101.5
医療保障保険	135	90.4	124	91.7
就業不能保障保険	127	100.0	96	75.6

- (注) 1. 個人年金保険・団体保険（年金特約）・財形年金保険（財形年金積立保険を除く）の金額は、年金支払開始前契約については年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約については責任準備金額です。
2. 団体年金保険・財形保険・財形年金積立保険の金額は責任準備金額です。
3. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。
4. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。
5. 生活介護保険（II型）には介護保険（I型・II型）を含んでいます。
6. 生活介護収入保障保険には介護収入保障保険（II型）を含んでいます。

7. 特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）には特定疾病治療保険（I型・II型）を含んでいます。
8. 就業不能収入保障保険（I型・II型）には就業不能収入保障保険を含んでいます。
9. 選択緩和型医療一時金保険は選択緩和型7大疾病医療一時金保険と選択緩和型女性疾病医療一時金保険の合計です。

【2】商品別新契約高

①件数

(単位：件、%)

区分	2020年度		2021年度	
	件数	前年比	件数	前年比
個人保険	(1,076,924) 686,606	(123.2) 122.1	(1,142,455) 801,541	(106.1) 116.7
終身介護保険	—	—	—	—
終身保険	(7,887) 2,633	(112.4) 122.9	(7,276) 2,305	(92.3) 87.5
特殊終身保険	—	—	—	—
終身生活介護年金保険・終身生活介護年金保険（I型）	(2,169) 886	(4.8) 2.1	(2,187) 813	(100.8) 91.8
利率変動型一時払終身生活介護年金保険	(1,150) 1,150	(52.7) 52.7	(2,597) 2,597	(225.8) 225.8
終身認知症・生活介護年金保険	(44,258) 44,258	(—) —	(41,700) 41,700	(94.2) 94.2
定期付養老保険	—	—	—	—
生存給付金付定期保険	(1,784) 947	(93.8) 102.4	(1,412) 758	(79.1) 80.0
定期保険	(10,515) 6,837	(114.1) 109.5	(11,195) 7,337	(106.5) 107.3
特定疾病保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）	(82,967) 40,789	(106.9) 97.6	(10,909) 5,241	(13.1) 12.8
10大疾病保障保険（I型・II型）	(—) —	(—) —	(72,353) 37,426	(—) —
生活介護保険（II型）	(1,876) 748	(73.9) 80.5	(1,361) 611	(72.5) 81.7
軽度介護保険	(31,307) 11,994	(100.7) 86.2	(25,534) 9,371	(81.6) 78.1
収入保障保険	(16,759) 5,270	(179.3) 150.0	(21,077) 7,298	(125.8) 138.5
生活介護収入保障保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
就業不能収入保障保険（I型・II型）	(78,060) 36,737	(105.6) 92.1	(68,851) 34,326	(88.2) 93.4
積立保険	(12,772) 9,034	(93.6) 91.9	(10,981) 7,618	(86.0) 84.3
養老保険	—	—	—	—
特殊養老保険（けんこう）	—	—	—	—
医療保険（けんこう）	—	—	—	—
入院保険	(83,576) 41,142	(111.9) 103.3	(66,737) 33,574	(79.9) 81.6
手術保険・手術保障保険	(83,555) 41,121	(111.8) 103.3	(86,245) 47,592	(103.2) 115.7
先進医療保険	(90,039) 51,022	(225.9) 207.5	(80,956) 47,427	(89.9) 93.0
産前産後ケニア保障付特定医療保険	(—) —	(—) —	(101) 101	(—) —
無選択型医療保険	2,295	105.4	2,769	120.7
選択緩和型医療保険	(54,525) 49,275	(84.1) 94.3	(50,008) 46,666	(91.7) 94.7
選択緩和型医療一時金保険	(56,796) 52,335	(97.5) 109.2	(72,802) 69,624	(128.2) 133.0
選択緩和型認知症診断保険	(43,612) 40,684	(76.6) 84.2	(39,010) 37,450	(89.4) 92.1
選択緩和型認知症治療保険	(10,247) 9,853	(89.8) 100.4	(12,693) 12,470	(123.9) 126.6
選択緩和型手術保障保険	(—) —	(—) —	(14,190) 13,997	(—) —
特殊養老保険（ひまわり保険）	984	85.8	850	86.4
通貨指定型生存給付金付特別養老保険	532	54.6	229	43.0
その他	(359,259) 236,080	(166.4) 180.4	(438,432) 331,391	(122.0) 140.4
個人年金保険	(1,349) 947	(12.8) 9.3	(1,124) 782	(83.3) 82.6
小計	(1,078,273) 687,553 —	(121.9) 120.1 —	(1,143,579) 802,323 —	(106.1) 116.7 —
団体保険	36,185	53.5	22,650	62.6
団体定期保険	325	1.0	6,620	2,036.9
総合福祉団体定期保険	19,485	664.8	9,550	49.0
団体信用生命保険	1	—	1	100.0
団体終身保険	—	—	—	—
心身障害者扶養者生命保険	—	—	—	—
団体生活介護保険	16,374	50.2	6,479	39.6
団体信用介護保障保険	—	—	—	—
年金特約	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	1,021	—
企業年金保険	—	—	—	—
新企業年金保険	—	—	—	—
拠出型企業年金保険	—	—	1,021	—
国民年金基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	—	—	—	—
確定給付企業年金保険	—	—	—	—
財形保険	67	68.4	72	107.5
財形貯蓄保険	6	40.0	7	116.7
財形住宅貯蓄積立保険	61	73.5	65	106.6
財形年金保険	23	143.8	19	82.6
財形年金積立保険	23	143.8	19	82.6
医療保障保険	—	—	—	—
就業不能保障保険	—	—	—	—

- (注) 1. 上段()内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。
2. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数です。
3. 特定疾病・疾病障害保険(I型・II型)には特定疾病治療保険(I型・II型)を含んでいます。
4. 就業不能収入保障保険(I型・II型)には就業不能収入保障保険を含んでいます。
5. 選択緩和型医療一時金保険は選択緩和型7大疾病医療一時金保険と選択緩和型女性疾病医療一時金保険の合計です。

②金額

(単位：百万円、%)

区分	2020年度		2021年度	
	金額	前年比	金額	前年比
個人保険	(1,091,073) 608,953	(94.5) 96.4	(923,671) 567,503	(84.7) 93.2
終身介護保険	—	—	—	—
終身保険	(14,447) 4,504	(114.8) 121.1	(13,264) 3,747	(91.8) 83.2
特殊終身保険	—	—	—	—
終身生活介護年金保険・終身生活介護年金保険（I型）	(542) 542	(0.2) 0.2	(—) —	(—) —
利率変動型一時払終身生活介護年金保険	(2,587) 2,587	(49.1) 49.1	(5,981) 5,981	(231.2) 231.2
終身認知症・生活介護年金保険	(280,015) 280,015	(—) —	(270,516) 270,516	(96.6) 96.6
定期付養老保険	—	—	—	—
生存給付金付定期保険	(1,199) 564	(94.0) 99.8	(913) 439	(76.2) 77.8
定期保険	(27,327) 18,959	(105.0) 97.9	(27,765) 19,455	(101.6) 102.6
特定疾病保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）	(89,376) 40,384	(82.4) 76.3	(10,429) 4,508	(11.7) 11.2
10大疾病保障保険（I型・II型）	(—) —	(—) —	(53,650) 25,804	(—) —
生活介護保険（II型）	(2,988) 1,347	(74.8) 80.6	(1,994) 955	(66.8) 70.9
軽度介護保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
収入保障保険	(257,264) 81,256	(159.9) 133.2	(300,066) 109,934	(116.6) 135.3
生活介護収入保障保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
就業不能収入保障保険（I型・II型）	(379,942) 147,714	(69.0) 70.6	(203,842) 94,814	(53.7) 64.2
積立保険	(6,812) 4,787	(95.6) 93.4	(5,935) 4,094	(87.1) 85.5
養老保険	—	—	—	—
特殊養老保険（けんこう）	—	—	—	—
医療保険（けんこう）	—	—	—	—
入院保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
手術保険・手術保障保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
先進医療保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
産前産後ケア保障付特定医療保険	(—) —	(—) —	(3) 3	(—) —
無選択型医療保険	544	100.5	596	109.5
選択緩和型医療保険	(11,219) 9,753	(85.4) 98.7	(15,404) 13,895	(137.3) 142.5
選択緩和型医療一時金保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
選択緩和型認知症診断保険	(6,880) 6,066	(61.4) 67.9	(7,231) 6,682	(105.1) 110.2
選択緩和型認知症治療保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
選択緩和型手術保障保険	(—) —	(—) —	(—) —	(—) —
特殊養老保険（ひまわり保険）	730	87.6	659	90.3
通貨指定型生存給付金付特別養老保険	4,526 (4,668)	59.8 (65.1)	1,859 (3,554)	41.1 (76.1)
その他	4,668	65.1	3,554	76.1
個人年金保険	(4,978) 3,631	(18.6) 14.2	(4,139) 3,068	(83.2) 84.5
小計	(1,096,052) 612,585 [243,585]	(92.8) 93.2 [45.1]	(927,811) 570,572 [179,669]	(84.7) 93.1 [73.8]
団体保険	38,441	1,122.3	15,573	40.5
団体定期保険	267	9.6	2,695	1,008.2
総合福祉団体定期保険	38,153	6,038.3	12,866	33.7
団体信用生命保険	20	—	12	61.0
団体終身保険	—	—	—	—
心身障害者扶養者生命保険	—	—	—	—
団体生活介護保険	—	—	—	—
団体信用介護保障保険	—	—	—	—
年金特約	—	—	—	—
団体年金保険	—	—	11	—
企業年金保険	—	—	—	—
新企業年金保険	—	—	—	—
拠出型企業年金保険	—	—	2	—
国民年金基金保険	—	—	—	—
団体生存保険	—	—	—	—
確定給付企業年金保険	—	—	9	—
財形保険	0	57.3	1	130.7
財形貯蓄保険	0	39.1	0	52.5
財形住宅貯蓄積立保険	0	62.6	0	145.0
財形年金保険	0	98.7	0	80.7
財形年金保険	—	—	—	—
財形年金積立保険	0	98.7	0	80.7
医療保障保険	—	—	—	—
就業不能保障保険	—	—	—	—

(注) 1. 上段（ ）内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。なお、小計の〔 〕内は、上段数値より転換前契約高を差し引いた数値です。

2. 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

3. 団体年金保険・財形保険・財形年金積立保険の金額は第1回収入保険料です。

4. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。
5. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。
6. 特定疾病・疾病障害保険（I型・II型）には特定疾病治療保険（I型・II型）を含んでいます。
7. 就業不能収入保障保険（I型・II型）には就業不能収入保障保険を含んでいます。
8. 選択緩和型医療一時金保険は選択緩和型7大疾病医療一時金保険と選択緩和型女性疾病医療一時金保険の合計です。

【3】保有契約高（件数・金額・前年度末比）

(単位：件、億円、%)

区分	件数	前年度末比	金額	前年度末比	
2020年 度末	個人保険	6,752,733	101.2	128,404	89.2
	死亡保険	1,711,238	94.3	119,511	89.5
	生死混合保険	586,992	89.0	6,632	84.8
	生存保険	4,454,503	106.1	2,260	91.4
	個人年金保険	1,039,673	94.3	34,379	94.6
	小計	7,792,406	100.2	162,784	90.3
	団体保険	14,266,338	99.7	98,995	100.2
	団体年金保険	8,111,029	100.7	8,863	98.5
	財形保険	910	98.4	29	99.2
	財形年金保険	743	99.3	14	101.4
	医療保障保険	108,423	96.5	1	90.4
	就業不能保障保険	11,210	99.3	1	100.0
2021年 度末	個人保険	6,855,290	101.5	113,510	88.4
	死亡保険	1,612,299	94.2	106,328	89.0
	生死混合保険	498,264	84.9	5,140	77.5
	生存保険	4,744,727	106.5	2,042	90.3
	個人年金保険	960,859	92.4	31,765	92.4
	小計	7,816,149	100.3	145,275	89.2
	団体保険	13,921,128	97.6	95,575	96.5
	団体年金保険	8,161,490	100.6	8,614	97.2
	財形保険	874	96.0	29	102.1
	財形年金保険	731	98.4	14	101.5
	医療保障保険	106,191	97.9	1	91.7
	就業不能保障保険	6,071	54.2	0	75.6

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険の件数は被保険者数です。
 2. 個人年金保険、団体保険（年金特約）、財形年金保険（財形年金積立保険を除く）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。
 3. 団体年金保険、財形保険、財形年金保険（財形年金積立保険）の金額は、責任準備金です。
 4. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。
 5. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。

【4】新契約高（その1）（件数・金額・前年比）

(単位：件、億円、%)

区分	件数	前年比	金額	前年比	
2020年度	個人保険	(1,076,924) 686,606	(123.2) 122.1	(10,910) 6,089	(94.5) 96.4
	死亡保険	(143,417) 88,627	(100.2) 97.7	(10,582) 5,811	(95.3) 97.6
	生死混合保険	(51,396) 45,290	(73.2) 81.4	(200) 171	(71.3) 78.3
	生存保険	(882,111) 552,689	(133.4) 132.9	(127) 107	(78.2) 75.0
	個人年金保険	(1,349) 947	(12.8) 9.3	(49) 36	(18.6) 14.2
	小計	(1,078,273) 687,553 —	(121.9) 120.1 —	(10,960) 6,125 [2,435]	(92.8) 93.2 [45.1]
	団体保険	36,185	53.5	384	1,122.3
	団体年金保険	—	—	—	—
	財形保険	67	68.4	0	57.3
	財形年金保険	23	143.8	0	98.7
	医療保障保険	—	—	—	—
	就業不能保障保険	—	—	—	—
2021年度	個人保険	(1,142,455) 801,541	(106.1) 116.7	(9,236) 5,675	(84.7) 93.2
	死亡保険	(127,927) 82,763	(89.2) 93.4	(8,893) 5,381	(84.0) 92.6
	生死混合保険	(45,860) 41,660	(89.2) 92.0	(252) 220	(125.7) 128.9
	生存保険	(968,668) 677,118	(109.8) 122.5	(90) 72	(71.3) 67.6
	個人年金保険	(1,124) 782	(83.3) 82.6	(41) 30	(83.2) 84.5
	小計	(1,143,579) 802,323 —	(106.1) 116.7 —	(9,278) 5,705 [1,796]	(84.7) 93.1 [73.8]
	団体保険	22,650	62.6	155	40.5
	団体年金保険	1,021	—	0	—
	財形保険	72	107.5	0	130.7
	財形年金保険	19	82.6	0	80.7
	医療保障保険	—	—	—	—
	就業不能保障保険	—	—	—	—

(注) 1. 上段()内は、新契約に転換後契約を加えた数値です。なお、小計の〔 〕内は、上段数値より転換前契約高を差し引いた数値です。

2. 団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険の件数は被保険者数です。

3. 個人年金保険、財形年金保険（財形年金積立保険を除く）の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

4. 団体年金保険、財形保険、財形年金保険（財形年金積立保険）の金額は、第1回収入保険料です。

5. 医療保障保険の金額は、入院給付金日額です。

6. 就業不能保障保険の金額は、就業不能保険金月額です。

【4】新契約高（その2）（金額・転換含む）

(単位：百万円、%)

区分	新契約+転換による純増加	前年比	新契約	転換による純増加
2020年度	個人保険	244,120	47.1	608,953
	個人年金保険	△534	—	△4,166
	小計	243,585	45.1	612,585
	団体保険	38,441	1,122.3	38,441
	団体年金保険	—	—	—
2021年度	個人保険	181,059	74.2	567,503
	個人年金保険	△1,390	—	△4,458
	小計	179,669	73.8	570,572
	団体保険	15,573	40.5	15,573
	団体年金保険	11	—	11

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

2. 団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

【5】解約失効契約高（金額）

(単位：百万円、%)

区分	2020年度		2021年度	
		前年比		前年比
個人保険	901,695	82.0	874,726	97.0
個人年金保険	39,635	80.1	40,900	103.2
小計	941,331	81.9	915,627	97.3
団体保険	140	40.4	787	561.9

【6】年換算保険料

①保有契約年換算保険料

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	306,085	100.3	305,664	99.9
個人年金保険	283,619	96.1	274,392	96.7
合計	589,705	98.2	580,056	98.4
うち医療保障・生前給付保障等	120,907	105.8	127,756	105.7

②新契約年換算保険料

(単位：百万円、%)

区分	2020年度		2021年度	
		前年比		前年比
個人保険	33,116	111.4	34,234	103.4
個人年金保険	△15	—	△59	—
合計	33,101	104.7	34,174	103.2
うち医療保障・生前給付保障等	17,701	114.6	19,721	111.4

- (注) 1. 新契約には、転換による純増加を含んでいます。
 2. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
 3. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込み免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

【7】保障機能別保有契約高（その1）

(単位：百万円)

区分			保有金額	
			2020年度末	2021年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	10,997,727	9,295,944
		個人年金保険	(2,146,513)	(1,858,922)
		団体保険	9,896,874	9,554,981
		団体年金保険	—	—
		その他共計	20,894,602	18,850,926
	災害死亡	個人保険	(484,907)	(379,927)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(443,381)	(423,589)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(928,288)	(803,517)
	その他の条件付死亡	個人保険	(1,637)	(1,482)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(5,710)	(5,780)
		団体年金保険	(—)	(—)
生存保障	満期・生存給付	その他共計	(7,347)	(7,263)
		個人保険	309,812	264,172
		個人年金保険	2,765,216	2,427,463
		団体保険	76	16
		団体年金保険	—	—
	年金	その他共計	3,076,179	2,692,760
		個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(513,239)	(475,442)
		団体保険	(372)	(357)
		団体年金保険	(—)	(—)
	その他	その他共計	(513,670)	(475,855)
		個人保険	—	—
		個人年金保険	672,756	749,051
		団体保険	2,595	2,541
		団体年金保険	886,309	861,478
入院保障	災害入院	その他共計	1,564,953	1,616,411
		個人保険	(5,694)	(5,373)
		個人年金保険	(77)	(68)
		団体保険	(139)	(127)
		団体年金保険	(—)	(—)
	疾病入院	その他共計	(6,047)	(5,693)
		個人保険	(5,575)	(5,312)
		個人年金保険	(77)	(68)
		団体保険	(—)	(—)
	その他の条件付入院	団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(5,788)	(5,505)
		個人保険	(4,357)	(3,796)
		個人年金保険	(0)	(0)
就業不能保障		団体保険	(8)	(8)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(4,365)	(3,805)
		個人保険	—	—
		個人年金保険	—	—
その他		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	127	96
		個人保険	1,532,892	1,790,937
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
経営諸指標		団体年金保険	—	—
		その他共計	1,532,892	1,790,937

【7】保障機能別保有契約高（その2）

(単位：件)

区分		保有件数	
		2020年度末	2021年度末
障害保障	個人保険	(388,792)	(375,829)
	個人年金保険	(-)	(-)
	団体保険	(824,482)	(808,257)
	団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(1,213,274)	(1,184,086)
手術保障	個人保険	(1,453,279)	(1,466,091)
	個人年金保険	(20,090)	(17,743)
	団体保険	(-)	(-)
	団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(1,473,369)	(1,483,834)

- (注) 1. () 内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障等は主要保障部分に計上いたしました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7. その他の欄の金額は、終身介護保険、終身生活介護年金保険、利率変動型一時払終身生活介護年金保険及び終身認知症・生活介護年金保険の基本保険金額等を表します。

【8】個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高（年度末）

(単位：百万円)

区分		保有金額	
		2020年度末	2021年度末
死亡保険	終身保険	615,071	596,754
	定期付終身保険	238,917	213,069
	定期保険	313,675	280,236
	その他共計	11,951,105	10,632,808
生死混合保険	養老保険	260,970	137,901
	定期付養老保険	34,023	25,882
	生存給付金付定期保険	52,635	44,685
	その他共計	663,285	514,019
生存保険		226,041	204,225
年金保険	個人年金保険	3,437,972	3,176,514
災害・疾病 関係特約	災害割増特約	83,110	73,606
	傷害特約	68,565	49,956
	災害入院特約	817	647
	疾病特約	816	646
	成人病特約	50	44
	その他の条件付入院特約	459	368
	特定損傷特約	12	10
その他の特約	介護特約	57,764	49,798

- (注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は、入院給付金日額を表します。

【9】個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料（年度末）

(単位：百万円)

区分		保有契約年換算保険料	
		2020年度末	2021年度末
死亡保険	終身保険	26,397	25,508
	定期付終身保険	3,867	3,348
	定期保険	2,038	1,904
	その他共計	137,128	141,320
生死混合保険	養老保険	17,823	8,822
	定期付養老保険	569	419
	生存給付金付定期保険	4,379	3,803
	その他共計	72,486	59,487
生存保険		96,470	104,855
年金保険	個人年金保険	283,619	274,392

(注) 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です
(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

【10】保有契約増加率

(単位：%)

区分	2020年度	2021年度
個人保険	△ 10.75	△ 11.60
個人年金保険	△ 5.43	△ 7.61
小 計	△ 9.68	△ 10.76
団体保険	0.25	△ 3.45
団体年金保険	△ 1.45	△ 2.80

【11】新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区分	2020年度	2021年度
新契約平均保険金	886	708
保有契約平均保険金	1,901	1,655

(注) 1. 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。
2. 2008年10月より発売した「保険組合B e s t」は、個々の保障を主契約として組み合わせた商品であり、件数についてはそれぞれの保障を1件として計算しています。

【12】新契約率（対年度始）

(単位：%)

区分	2020年度	2021年度
個人保険	4.23	4.42
個人年金保険	0.10	0.09
小 計	3.40	3.51
団体保険	0.39	0.16

(注) 転換契約は含んでいません。

【13】解約失効率（対年度始）

(単位：%)

区分	2020年度	2021年度
個人保険	6.27	6.81
個人年金保険	1.09	1.19
小 計	5.22	5.62
団体保険	0.00	0.01

【14】個人保険新契約平均保険料（月払契約）

(単位：円)

区分	2020年度	2021年度
個人保険新契約平均保険料	9,086	7,799

(注) 1. 転換契約は含んでいません。

2. 2008年10月より発売した「保険組曲Best」は、個々の保障を主契約として組み合わせた商品であり、件数についてはそれぞれの保障を1件として計算しています。

【15】平均予定利率

(単位：%)

区分	2020年度	2021年度
個人保険・個人年金保険	1.73	1.71
その他共計	1.65	1.64

【16】死亡率（個人保険主契約）

(単位：‰)

区分	2020年度	2021年度
件数率	6.00	6.67
金額率	2.32	2.55

(注) 1. 支払契約の経過契約に対する割合を記載しています。

2. 1‰（パーミル）は、1,000分の1を表しています。

3. 2008年10月より発売した「保険組曲Best」は、個々の保障を主契約として組み合わせた商品であり、件数についてはそれぞれの保障を1件として計算しています。

【17】特約発生率（個人保険・個人年金保険）

(単位：‰)

区分	2020年度	2021年度
災害死亡保障契約	件数	0.423
	金額	0.430
障害保障契約	件数	1.180
	金額	0.198
災害入院保障契約	件数	11.438
	金額	333.6
疾病入院保障契約	件数	102.256
	金額	1,737.7
成人病入院保障契約	件数	15.113
	金額	265.7
疾病・傷害手術保障契約	件数	99.211
成人病手術保障契約	件数	86.068

(注) 1. 支払件数及び支払額の経過契約に対する割合です。

2. 1‰（パーミル）は、1,000分の1を表しています。

【18】事業費率（対収入保険料）

(単位：%)

区分	2020年度	2021年度
事業費率	12.4	13.5

【19】保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

2020年度	2021年度
2 (2)	4 (2)

【20】保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2020年度	2021年度
100.0 (100.0)	100.0 (0.0)

【21】保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2020年度	2021年度
AA-	100.0 (100.0)	28.0 (0.1)
その他	- (-)	72.0 (-)

(注) 格付はスタンダード＆プアーズ (S&P) によるものに基づき、同社の格付がない場合は「その他」に区分しています。

【22】未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

2020年度	2021年度
65 (-)	25 (-)

※ 【19】～【22】について、() 内数値は、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険を表しています。

【23】第三分野保険の給付事由の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区分	2020年度	2021年度
第三分野発生率	30.9	32.9
医療（疾病）	30.5	32.7
がん	26.0	23.8
介護	31.0	32.5
その他	32.1	34.5

(注) 1. 各給付事由区分には以下のとおり計上しています。

- ①医療（疾病）：疾病入院、災害入院、手術、生活習慣病入院、女性入院等を保障する主契約及び特約
- ②がん：ガン保険、ガン特約等
- ③介護：介護保険、介護特約等
- ④その他：特定疾病保険、特定疾病特約、保険料免除特約等

2. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\{ \text{保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払いに係る事業費等} \} \\ \div \{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}$$

3. (注) 2 の算式中、支払備金繰入額は保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

4. (注) 2 の算式中、事業費は、保険金支払に係る事務経費、人件費、システム経費等を計上しています。

【24】保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	1,008,848	779,699
資本金等	283,200	177,772
価格変動準備金	127,615	131,356
危険準備金	67,325	67,325
一般貸倒引当金	1,689	1,582
(その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・継延ヘッジ損益（税効果控除前）) × 90% (マイナスの場合100%)	319,500	233,664
土地の含み損益 × 85% (マイナスの場合100%)	27,266	27,917
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	19,020	17,887
配当準備金中の未割当額	1,707	1,669
税効果相当額	61,522	20,522
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4}$ (B)	236,575	212,366
保険リスク相当額 R ₁	18,100	13,031
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	11,256	11,239
予定期率リスク相当額 R ₂	30,225	11,444
最低保証リスク相当額 R ₇	9	9
資産運用リスク相当額 R ₃	199,293	194,878
経営管理リスク相当額 R ₄	5,177	4,612
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	852.8%	734.2%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

●ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額を構成する各項目の内容は以下のとおりです。

【項目の説明】

資本金等	貸借対照表の純資産の部合計から評価・換算差額等合計及び社外流出予定額を控除した金額です。
価格変動準備金	株式等の価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落した時に生じる損失に備えて積み立てている準備金で、貸借対照表の負債の部に計上しています。
危険準備金	貸借対照表の負債の部に計上している責任準備金の一部で、保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク及び第三分野保険の保険リスクに備えて積み立てている準備金です。
一般貸倒引当金	貸借対照表の資産の部に控除項目として計上している貸倒引当金の一部であり、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒れ見込額です。
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益	売買目的有価証券、満期保有目的債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式以外で時価のある有価証券等に係る評価差額、及び繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益です。貸借対照表の純資産の部にあるその他有価証券評価差額金、及び繰延ヘッジ損益は、法人税等相当額を控除した後の金額ですが、ここでは控除前の金額の90%（マイナスの場合は100%）相当額を表示しています。
土地の含み損益	土地及び無形固定資産に含まれる借地権等の諸権利金の時価と貸借対照表計上額の差額、貸借対照表上の土地再評価差額金、及び貸借対照表上の再評価に係る繰延税金負債の合計額の85%（マイナスの場合は100%）相当額を表示しています。
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	貸借対照表の負債の部に計上している責任準備金から危険準備金を控除した金額のうち、全期チルメル式責任準備金（チルメル期間を保険料払込期間としたチルメル式責任準備金）または解約返戻金相当額のうち大きいほうの金額を超過する部分の金額です。
配当準備金中の未割当額	貸借対照表の負債の部に計上している契約者配当準備金のうち、ご契約者に割り当てている配当金の合計額を超過する部分の金額です。
税効果相当額	任意積立金の取崩しを行うこと等により、リスク対応財源として期待できる部分の金額です。
負債性資本調達手段等	劣後ローンの借り入れや劣後債券の発行等により、社外から調達した金額のうち、一定の条件を満たしたものとの金額です。貸借対照表の負債の部に計上している社債やその他負債のうちの借入金に計上しています。
控除項目	当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、ソルベンシー・マージン総額から控除することとなっている金額です。（なお、当社は該当事項はありません。）

●リスクの合計額

リスクの合計額は、通常予測できる範囲を超える次の諸リスクを数値化して算出しています。

【項目の説明】

保険リスク	大災害の発生などにより、保険金支払が急増するリスク
第三分野保険の保険リスク	第三分野における保険金支払が通常の予測を超えて発生するリスク
予定利率リスク	運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク
最低保証リスク	変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク
資産運用リスク	株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、及び貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク
経営管理リスク	業務の運営上、通常の予測を超えて発生するリスク

【25】契約者配当の状況

①配当率

a.個人保険・個人年金保険（毎年配当契約）

I) 每年お支払いする通常の配当金

○費差配当…据置

例：1993年4月2日以降1999年4月1日以前契約の場合

死亡保険金100万円に対して

(単位：円)

区分	2020年度	2021年度
配当回数1回目	0	0
配当回数2、3回目	300	300
配当回数4回目以降		
2,000万円以下部分（※）	300	300
2,000万円超部分	750	750

(※) 納入保険・養老保険の主契約について、500万円～2,000万円の部分は550円

○死差配当…据置

例：1996年4月2日以降2007年3月31日以前契約の場合

危険保険金100万円に対して

(単位：円)

区分	2020年度	2021年度
男性40歳	380	380
男性55歳	2,080	2,080
女性40歳	170	170
女性55歳	580	580

○利差配当…据置

責任準備金に対する利差配当率（＝配当基準利回り－予定利率）

区分	2020年度	2021年度
予定利率が2.0%以下のご契約	1.65%－予定利率	1.65%－予定利率
予定利率が2.0%超、4.0%以下のご契約	1.45%－予定利率	1.45%－予定利率
予定利率が4.0%超のご契約	1.25%－予定利率	1.25%－予定利率

II) 消滅時などにお支払いする特別配当金

○消滅時配当（疾病健康配当）…据置

入院給付金日額1,000円に対して

(単位：円)

区分	2020年度	2021年度
消滅時配当率（※）	2,200	2,200

(※) 10年以上経過して消滅かつ給付金支払のない疾病保障特約等を対象

(注) 個人保険・個人年金保険（毎年配当契約）のご契約の場合、費差配当、死差配当、利差配当及び特約の配当の合計額がマイナスとなる場合には、そのご契約の配当金をゼロといたします。

b.個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当契約）

5年ごとに利差配当金を通算した額（マイナスとなる場合はゼロ）といたします。

各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差配当率に準じて設定しています（2021年度決算では利差配当率を据置としています。ただし、2001年4月2日以降成立の終身保険で一時払の契約について、2021年度決算の利差配当金をゼロとしています。）。

c.団体年金保険**○利差配当…据置****配当基準利回り**

保険種類	2020年度	2021年度
拠出型企業年金保険	1.30%	1.30%
確定給付企業年金保険	1.35%	1.35%
新企業年金保険等	1.00%	1.00%
団体生存保険	0.75%	0.75%

2021年度における契約者配当準備金繰入額は12,572百万円となっております。なお、定款に定める契約者配当の対象となる金額は△90,767百万円となっております。

（注）定款では、契約者配当準備金への繰入額は、決算期における契約者配当の対象となる金額に、保険業法第55条の2第2項及び第3項の規定に基づき保険業法施行規則で定められる比率（20%）を乗じた額以上の額であることを要することとする旨規定しています。

②配当金例示**a.個人保険・個人年金保険（毎年配当契約）****I) 繼続中のご契約にお支払いする通常の配当金****○定期付終身保険（10倍型）の場合**

契約年齢30歳、60歳払込満了、男性、年払、死亡保険金3,000万円（保険料払込期間中）、300万円（保険料払込期間満了後）

契約年度	経過年数	保険料	2020年度	2021年度	差額
2000年度	22年	191,964円	26,220円	26,220円	0円
1999年度	23年	191,964円	28,740円	28,740円	0円
1998年度	24年	178,980円	16,290円	16,290円	0円

○養老保険の場合

契約年齢30歳、30年満期、男性、年払、保険金100万円

契約年度	経過年数	保険料	2020年度	2021年度	差額
1997年度	25年	27,323円	0円	0円	0円
1992年度	30年	19,578円	0円	0円	0円

II) 満期を迎えるご契約にお支払いする消滅時配当金**○養老保険の場合**

契約年齢30歳、男性、年払、保険金100万円

契約年度	経過年数	2020年度	2021年度	差額
1997年度	25年	0円	0円	0円
1992年度	30年	0円	0円	0円

b.個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当契約）**I) 繼続中のご契約にお支払いする通常の配当金****○定期付終身保険（10倍型）の場合**

契約年齢30歳、60歳払込満了、男性、年払、死亡保険金3,000万円（保険料払込期間中）、300万円（保険料払込期間満了後）

契約年度	経過年数	保険料	2021年度
2007年度	15年	180,402円	0円

（注）2007年7月1日契約の配当金を示しています。

【26】市場整合的エンベディッド・バリュー

①市場整合的エンベディッド・バリューについて

エンベディッド・バリュー (Embedded Value : 以下、EV) は、生命保険会社が現在保有する保険契約と総資産に基づき、将来に見込まれる利益の現在価値などから計算される会社の経済的価値であり、貸借対照表などから計算される「修正純資産」と保有契約に基づき計算される「保有契約価値」の合計になります。

当社では、現行の法定会計によって保険契約が将来にわたって企業にもたらす価値を測定することは困難であり、EVは生命保険会社の企業価値を測定する指標として有用であると判断し、企業価値を評価するための社内尺度としてEVを位置づけています。

EVの開示については、当社を含むT&D保険グループ（以下、当グループ）を始め多くの保険会社が市場整合的なEVを公表しています。このような市場整合的なEVに関する基準として、欧州の主要保険会社のCFO（Chief Financial Officer：最高財務責任者）から構成されるCFOフォーラムが、市場整合的なEVに係る計算基準の整合性をさらに高め、ディスクローズ基準を統一する観点から、2008年6月に「The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles^①（以下、MCEV原則）」を公表しています。（^①Copyright ©Stichting CFO Forum Foundation 2008）

当グループにおいても、EV開示の充実を図るため、また、経済価値ベースのリスク管理との親和性が高いことから、2012年度末より、MCEV原則に基づいた市場整合的なEV（以下、MCEV）を開示しています。

②当社のMCEV

(単位：億円)

	2020年度末	2021年度末
MCEV	11,146	11,345
修正純資産	9,237	6,710
純資産の部合計	3,034	1,879
有価証券の含み損益（税引後）	4,471	3,099
貸付金の含み損益（税引後）	139	88
不動産の含み損益（税引後）	169	191
一般貸倒引当金（税引後）	12	11
負債中の内部留保（税引後）	1,415	1,442
劣後債務の含み損益（税引後）	△5	△2
保有契約価値	1,908	4,635
確実性等価将来利益現価	2,695	5,577
オプションと保証の時間価値	△242	△337
フリクショナル・コスト	△7	△7
ヘッジ不能リスクに係る費用	△536	△595

- (注) 1. 純資産の部合計は、評価・換算差額等合計を除き、株式報酬費用累計額を含みます。
 2. 負債中の内部留保は、価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額。
 3. 確実性等価将来利益現価は、参考金利での資産運用収益を前提とし、将来の税引後利益を参考金利で割り引いた現在価値です。この評価額には、当社の商品に含まれるオプションと保証の本源的価値を反映しています。
 4. オプションと保証の時間価値は、市場整合的なリスク中立経済シナリオを用いて確率論的に算定しています。
 5. フリクショナル・コストは、当社が生命保険事業を行っていく上で必要と考える資本水準を維持するための費用です。
 6. ヘッジ不能リスクに係る費用は、将来価値を計算する上で、確実性等価将来利益現価やオプションと保証の時間価値では十分に反映されていない、ヘッジ不能なリスクに係る費用です。

③新契約価値

(単位：億円)

	2020年度	2021年度
新契約価値	504	575
修正純資産	△318	△357
将来価値	823	932
確実性等価将来利益現価	1,007	1,128
オプションと保証の時間価値	△13	△24
フリクショナル・コスト	△0	△0
ヘッジ不能リスクに係る費用	△170	△170

- (注) 「新契約価値」は、MCEV総額のうち評価日前1年間の新契約分の数値を表しており、転換契約は転換による価値の純増加分のみを含めています。

④2020年度末から2021年度末へのMCEV変動要因

(単位：億円)

項目	増減
前年度末MCEV	11,146
前年度末MCEVの調整	△415
前年度末MCEV（調整後）	10,730
当年度新契約価値	575
期待された保有契約からの貢献（参照金利部分）	68
期待された保有契約からの貢献（参照金利超過部分）	468
保有契約価値及び必要資本からフリー・サーフラスへの移転	—
保険関係の前提条件と実績の差異	△53
保険関係の前提条件変更	△51
その他保険事業関係の変動	160
保険事業活動によるMCEV増減	1,167
経済変動及び経済的前提変更の影響	△552
その他事業外の変動	—
MCEV増減総額	614
当年度末MCEV	11,345

⑤前提条件を変更した場合の影響（感応度）

(単位：億円)

	MCEVの変動	新契約価値の変動
2021年度末	11,345	575
感応度1：金利50bp上昇	130	127
感応度2：金利50bp低下（低下後の下限0%）	176	△115
感応度3：金利50bp低下（全年限一律低下）	△264	△148
感応度4：株式・不動産価値10%下落	△735	—
感応度5：解約失効率10%低下	257	57
感応度6：事業費率（契約維持に関する事業費）10%減少	202	13
感応度7：生命保険の保険事故発生率5%低下	146	28
感応度8：年金保険の死亡率5%低下	△12	△0
感応度9：必要資本を法定最低水準に変更	2	0
感応度10：株式ボラティリティ25%上昇	△27	—
感応度11：金利ボラティリティ25%上昇	△103	△6

⑥MCEV計算における主要な前提条件

a. 参照金利

確実性等価将来利益現価の計算において使用する参照金利（割引率及び運用利回り）は、評価日の国債の金利を使用しています。計算に使用した参照金利（スポットレート換算）は以下のとおりです。なお、超長期ゾーンの流動性を考慮し、終局金利を用いた方法としております。具体的には、終局金利として3.8%を仮定し、超長期の国債の流動性及び安定性の低下を踏まえ、補外開始年度を30年目としました。31年目以降のフォワードレートは30年間で終局金利の水準に収束するようにSmith-Wilson法により補外しています。これらは主に保険監督者国際機構（IAIS）の発表した、国際資本基準（ICSversion2.0）の議論を参考に設定しました。終局金利の水準については、今後の国内外の議論を参考に見直しを行っていきます。

期間	日本国債	
	2020年度末	2021年度末
1年	△0.129%	△0.075%
2年	△0.130%	△0.030%
3年	△0.136%	△0.031%
4年	△0.118%	△0.002%
5年	△0.083%	0.036%
10年	0.105%	0.219%
15年	0.314%	0.473%
20年	0.496%	0.715%
25年	0.610%	0.853%
30年	0.697%	0.941%
40年	1.187%	1.394%
50年	1.671%	1.839%

(データ：財務省（補正後）)

期間	米ドル国債		豪ドル国債	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
1年	0.062%	1.634%	0.056%	0.987%
2年	0.157%	2.321%	0.078%	1.789%
3年	0.361%	2.499%	0.107%	2.325%
4年	0.658%	2.510%	0.491%	2.528%
5年	0.940%	2.470%	0.787%	2.622%
10年	1.776%	2.314%	1.832%	2.805%
15年	2.120%	2.320%	2.367%	3.031%
20年	2.404%	2.650%	2.707%	3.209%
25年	2.491%	2.615%	2.835%	3.257%
30年	2.489%	2.412%	2.871%	3.251%
40年	2.656%	2.486%	3.003%	3.308%
50年	2.860%	2.715%	3.144%	3.390%

(データ：Bloomberg（補正後）)

b. その他の前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュフローは、契約消滅までの期間にわたり、保険種類別に、過去、現在及び期待される将来の実績を勘案したベース（ベスト・エスティメイト前提）で予測しています。

⑦ その他の注意事項

- a. 当グループは、保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）に、当グループのMCEVについて検証を依頼し、意見を受領しています。（同意見書及び当グループのMCEVについては、当社ホームページに掲載しています。）
- b. MCEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がMCEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、MCEVは生命保険株式会社の企業価値を評価する一つの指標ですが、実際の株式の市場価値はMCEVから著しく乖離することがあります。

11 計算書類関係

【1】貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 (2021年3月31日現在)		2021年度 (2022年3月31日現在)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)					
現金及び預貯金		406,604	4.9	392,593	5.1
現金		111		119	
預貯金		406,492		392,474	
コールローン		40,000	0.5	—	—
買入金銭債権		127,740	1.6	114,520	1.5
有価証券		6,167,711	74.9	5,788,640	75.2
国債		1,583,734		1,457,881	
地方債		214,131		220,468	
社債		1,388,740		1,301,717	
株式		469,537		433,097	
外国証券		2,388,754		2,246,632	
その他の証券		122,813		128,842	
貸付金		1,110,529	13.5	1,044,689	13.6
保険約款貸付		34,520		30,211	
一般貸付		1,076,009		1,014,477	
有形固定資産		233,814	2.8	232,234	3.0
土地		132,778		132,921	
建物		96,195		94,134	
リース資産		2,192		1,926	
建設仮勘定		2,173		2,841	
その他の有形固定資産		474		411	
無形固定資産		10,989	0.1	10,889	0.1
ソフトウェア		10,048		9,530	
リース資産		492		916	
その他の無形固定資産		447		443	
再保険貸		48	0.0	188	0.0
その他資産		137,951	1.7	105,688	1.4
未収金		86,517		30,997	
前払費用		3,748		3,565	
未収収益		29,395		27,820	
預託金		564		570	
金融派生商品		977		287	
金融商品等差入担保金		15,787		41,577	
仮払金		334		188	
その他の資産		626		680	
前払年金費用		1,851	0.0	2,851	0.0
繰延税金資産		—	—	2,694	0.0
貸倒引当金		△1,866	△0.0	△1,718	△0.0
資産の部合計		8,235,372	100.0	7,693,272	100.0

(単位：百万円)

科⽬	年度	2020年度 (2021年3月31日現在)		2021年度 (2022年3月31日現在)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(負債の部)					
保険契約準備金		6,654,572	80.8	6,001,168	78.0
支払備金		20,727		22,375	
責任準備金		6,609,420		5,954,916	
契約者配当準備金		24,425		23,875	
再保険借		47	0.0	640	0.0
社債		37,000	0.4	37,000	0.5
その他負債		836,574	10.2	1,157,191	15.0
債券貸借取引受入担保金		656,183		970,787	
借入金		63,000		63,000	
未払法人税等		252		31	
未払金		32,793		1,875	
未払費用		11,370		11,710	
前受収益		1,043		974	
預り金		622		564	
預り保証金		8,901		8,948	
金融派生商品		58,608		95,595	
金融商品等受入担保金		99		—	
リース債務		2,985		3,174	
仮受金		710		525	
その他の負債		3		3	
役員賞与引当金		120	0.0	123	0.0
退職給付引当金		19,431	0.2	19,838	0.3
価格変動準備金		127,615	1.5	131,356	1.7
繰延税金負債		29,013	0.4	—	—
再評価に係る繰延税金負債		4,505	0.1	4,488	0.1
負債の部合計		7,708,881	93.6	7,351,808	95.6
(純資産の部)					
資本金		62,500	0.8	62,500	0.8
資本剰余金		62,500	0.8	62,500	0.8
資本準備金		62,500		62,500	
利益剰余金		177,568	2.2	61,925	0.8
その他利益剰余金		177,568		61,925	
不動産圧縮積立金		449		431	
別途積立金		60,000		60,000	
繰越利益剰余金		117,119		1,493	
株主資本合計		302,568	3.7	186,925	2.4
その他有価証券評価差額金		261,622	3.2	192,129	2.5
繰延ヘッジ損益		△2,681	△0.0	△2,527	△0.0
土地再評価差額金		△35,018	△0.4	△35,062	△0.5
評価・換算差額等合計		223,923	2.7	154,538	2.0
純資産の部合計		526,491	6.4	341,464	4.4
負債及び純資産の部合計		8,235,372	100.0	7,693,272	100.0

【2】損益計算書

(単位：百万円)

年度 科目	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	
	金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益	797,301	100.0	1,439,893	100.0
保険料等収入	619,721		598,144	
保険料	619,493		597,896	
再保険収入	228		248	
資産運用収益	165,283		174,377	
利息及び配当金等収入	144,708		151,836	
預貯金利息	21		15	
有価証券利息・配当金	119,154		126,609	
貸付金利息	10,195		9,735	
不動産賃貸料	10,513		10,767	
その他利息配当金	4,823		4,708	
有価証券売却益	16,053		9,317	
有価証券償還益	—		417	
為替差益	4,228		12,616	
貸倒引当金戻入額	—		147	
その他運用収益	249		29	
特別勘定資産運用益	44		12	
その他経常収益	12,296		667,370	
年金特約取扱受入金	406		209	
保険金据置受入金	7,367		10,128	
支払備金戻入額	91		—	
責任準備金戻入額	—		654,503	
退職給付引当金戻入額	2,416		593	
その他の経常収益	2,014		1,936	
経常費用	765,695	96.0	1,526,535	106.0
保険金等支払金	569,480		1,381,684	
保険金	209,080		216,194	
年金	187,245		205,145	
給付金	74,438		76,380	
解約返戻金	65,312		101,631	
その他返戻金	33,049		77,388	
再保険料	353		704,944	
責任準備金等繰入額	46,414		1,649	
支払備金繰入額	—		1,648	
責任準備金繰入額	46,413		—	
契約者配当金積立利息繰入額	1		1	
資産運用費用	46,919		36,965	
支払利息	1,008		1,035	
有価証券売却損	19,175		15,106	
有価証券評価損	2,326		974	
金融派生商品費用	16,820		12,448	
貸倒引当金繰入額	166		—	
貸貸用不動産等減価償却費	3,615		3,689	
その他運用費用	3,805		3,710	
事業費	76,509		80,675	
その他経常費用	26,371		25,560	
保険金据置支払金	9,556		8,847	
税金	7,947		8,056	
減価償却費	6,949		6,541	
その他の経常費用	1,917		2,115	
経常利益（△は経常損失）	31,606	4.0	△86,642	△6.0
特別利益	1,186	0.1	254	0.0
固定資産等処分益	1,186		254	
特別損失	5,779	0.7	3,920	0.3
固定資産等処分損	357		148	
減損損失	546		31	
価格変動準備金繰入額	3,844		3,740	
新型コロナウイルス感染症による損失	1,030		—	
契約者配当準備金繰入額	12,574	1.6	12,572	0.9
税引前当期純利益（△は税引前当期純損失）	14,440	1.8	△102,881	△7.1
法人税及び住民税	5,956	0.7	△23,042	△1.6
法人税等調整額	△1,800	△0.2	△5,691	△0.4
法人税等合計	4,156	0.5	△28,734	△2.0
当期純利益（△は当期純損失）	10,284	1.3	△74,147	△5.1

【3】株主資本等変動計算書

2020年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	資本金	株主資本						株主資本合計	
		資本剰余金	利益剰余金			その他利益剰余金 不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
			資本準備金	不動産圧縮積立金	別途積立金				
当期首残高	62,500	62,500		466	60,000	118,181	178,647	303,647	
当期変動額						16	—	—	
不動産圧縮積立金の取崩				△16		16	—	—	
剩余金の配当						△12,255	△12,255	△12,255	
当期純利益						10,284	10,284	10,284	
土地再評価差額金の取崩						892	892	892	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計		—	—	△16	—	△1,061	△1,078	△1,078	
当期末残高	62,500	62,500		449	60,000	117,119	177,568	302,568	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	124,436	△2,834	△34,125	87,476	391,123
当期変動額					
不動産圧縮積立金の取崩					—
剩余金の配当					△12,255
当期純利益					10,284
土地再評価差額金の取崩					892
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	137,185	153	△892	136,446	136,446
当期変動額合計	137,185	153	△892	136,446	135,367
当期末残高	261,622	△2,681	△35,018	223,923	526,491

2021年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	資本金	株主資本						株主資本合計	
		資本剰余金	利益剰余金			その他利益剰余金 不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
			資本準備金	不動産圧縮積立金	別途積立金				
当期首残高	62,500	62,500		449	60,000	117,119	177,568	302,568	
当期変動額									
不動産圧縮積立金の取崩				△17		17	—	—	
剩余金の配当						△41,540	△41,540	△41,540	
当期純利益						△74,147	△74,147	△74,147	
土地再評価差額金の取崩						44	44	44	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△17	—	—	△115,625	△115,642	△115,642	
当期末残高	62,500	62,500		431	60,000	1,493	61,925	186,925	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	261,622	△2,681	△35,018	223,923	526,491
当期変動額					
不動産圧縮積立金の取崩					—
剩余金の配当					△41,540
当期純利益					△74,147
土地再評価差額金の取崩					44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△69,493	153	△44	△69,384	△69,384
当期変動額合計	△69,493	153	△44	△69,384	△185,027
当期末残高	192,129	△2,527	△35,062	154,538	341,464

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分、無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付特別養老保険等を除くすべての保険契約 ・一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付特別養老保険については、通貨別にすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 ・利率変動型一時払保険資産区分については、すべての保険契約 <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 2002年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 <p>「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。</p> <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債（在外子会社等は除く。）は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、在外子会社等は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産・民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は210百万円あります。</p> <p>8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。</p>	<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分、無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付特別養老保険等を除くすべての保険契約 ・一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付特別養老保険については、通貨別にすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 ・利率変動型一時払保険資産区分については、すべての保険契約 <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 2002年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 <p>「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。</p> <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債（在外子会社等は除く。）は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、在外子会社等は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産・民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は210百万円あります。</p> <p>8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。</p>

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）												
<p>9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>退職給付見込額の期間帰属方法</td> <td>給付算定式基準</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td>発生年度に全額を費用処理</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の処理年数</td> <td>発生年度に全額を費用処理</td> </tr> </table>	退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理	過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理	<p>9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>退職給付見込額の期間帰属方法</td> <td>給付算定式基準</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td>発生年度に全額を費用処理</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の処理年数</td> <td>発生年度に全額を費用処理</td> </tr> </table>	退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理	過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準												
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理												
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理												
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準												
数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額を費用処理												
過去勤務費用の処理年数	発生年度に全額を費用処理												
<p>10. 価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替変動リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>10. 価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>11. ヘッジ会計</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <table> <tr> <td>貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替変動リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。</td> </tr> </table> <p>(2) ヘッジの有効性の判定</p> <p>ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析等の方法により、半期ごとにヘッジの有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>(3) 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係</p> <p>「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>・ヘッジ会計の方法</td> <td>金利スワップの特例処理</td> </tr> <tr> <td>・ヘッジ手段</td> <td>金利スワップ取引</td> </tr> <tr> <td>・ヘッジ対象</td> <td>貸付金</td> </tr> <tr> <td>・ヘッジ取引の種類</td> <td>キャッシュ・フローを固定するもの</td> </tr> </table>	貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替変動リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。	・ヘッジ会計の方法	金利スワップの特例処理	・ヘッジ手段	金利スワップ取引	・ヘッジ対象	貸付金	・ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの			
貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替変動リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。													
・ヘッジ会計の方法	金利スワップの特例処理												
・ヘッジ手段	金利スワップ取引												
・ヘッジ対象	貸付金												
・ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの												
<p>12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。</p> <p>13. 責任準備金</p> <p>期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。</p> <p>責任準備金のうち保険料積立金については、次の方により計算しております。</p> <p>(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。</p> <p>責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。</p> <p>14. 保険料等収入</p> <p>保険料等収入（再保険料収入を除く。）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。</p> <p>なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。</p>	<p>12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。</p> <p>13. 責任準備金</p> <p>当事業年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。</p> <p>責任準備金のうち保険料積立金については、次の方により計算しております。</p> <p>(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。</p> <p>責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。</p> <p>14. 保険料等収入</p> <p>保険料等収入（再保険料収入を除く。）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。</p> <p>なお、収納した保険料のうち、当事業年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。</p> <p>15. 再保険</p> <p>(1) 取引内容</p> <p>既契約である高予定期率の個人年金保険契約の一部を共同保険式再保険により出再しております。</p> <p>当該再保険取引にかかる影響額は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>・責任準備金戻入額</td> <td>576,964百万円</td> </tr> <tr> <td>・再保険料</td> <td>704,667百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 再保険料</p> <p>再保険協約書に基づき合意された再保険料を、当該協約書の締結時に計上しております。</p> <p>(3) その他</p> <p>当該再保険に付した部分に相当する責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立しております。</p>	・責任準備金戻入額	576,964百万円	・再保険料	704,667百万円								
・責任準備金戻入額	576,964百万円												
・再保険料	704,667百万円												

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
15. 保険金等支払金・支払備金 保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又はまだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。	16. 保険金等支払金・支払備金 保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、当事業年度末時点において支払義務が発生したもの、又はまだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
16. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	17. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
17. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。 リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。	18. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。 リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。
18. 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年3月31日法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。	19. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。 20. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定期会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定期会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響は軽微であります。 また、「貸借対照表注記-25」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。
21. 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年3月31日法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。	22. 収益認識 売上高にかかる経常収益の内訳は、収益認識会計基準第3項により同一会計基準適用対象外となる保険料等収入及び資産運用収益が大半であり、顧客との契約から生じる収益は重要性に乏しいため、記載を省略しております。

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）																				
<p>19. 重要な会計上の見積り</p> <p>(1) 責任準備金</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額</p> <table> <tr> <td>責任準備金</td> <td>6,609,420百万円</td> </tr> <tr> <td>責任準備金繰入額</td> <td>46,413百万円</td> </tr> </table> <p>②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>イ. 算出方法</p> <p>「貸借対照表注記－13」に記載のとおりであります。</p> <p>ロ. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等</p> <p>保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定期率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。</p> <p>(2) 退職給付に関する会計処理</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額</p> <table> <tr> <td>前払年金費用</td> <td>1,851百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>19,431百万円</td> </tr> </table> <p>②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>イ. 算出方法</p> <p>退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出しております。</p> <p>なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、「貸借対照表注記－9」に記載のとおりであります。</p> <p>ロ. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等</p> <p>数理計算上の計算基礎に関する事項は、「貸借対照表注記－37」に記載のとおりであり、主要な仮定である割引率や長期期待運用収益率等が変動した場合、前払年金費用及び退職給付引当金に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(3) 固定資産の減損</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額</p> <table> <tr> <td>減損損失</td> <td>546百万円</td> </tr> </table> <p>②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>イ. 算出方法</p> <p>資産のグループピング方法については、「損益計算書注記－8－(1)」に記載のとおりであります。</p> <p>減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当期の損失として計上しております。</p> <p>ロ. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等</p> <p>減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業用資産については、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しており、投資用資産については、物件ごとの過去実績及び今後の収支見込みに基づき算出しております。</p> <p>主要な仮定である保険営業活動から生じる損益や収支見込みが悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。</p>	責任準備金	6,609,420百万円	責任準備金繰入額	46,413百万円	前払年金費用	1,851百万円	退職給付引当金	19,431百万円	減損損失	546百万円	<p>23. 重要な会計上の見積り</p> <p>(1) 責任準備金</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額</p> <table> <tr> <td>責任準備金</td> <td>5,954,916百万円</td> </tr> <tr> <td>責任準備金戻入額</td> <td>654,503百万円</td> </tr> </table> <p>②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>イ. 算出方法</p> <p>「貸借対照表注記－13」に記載のとおりであります。</p> <p>ロ. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等</p> <p>保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定期率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。</p> <p>(2) 退職給付に関する会計処理</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額</p> <table> <tr> <td>前払年金費用</td> <td>2,851百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>19,838百万円</td> </tr> </table> <p>②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>イ. 算出方法</p> <p>退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出しております。</p> <p>なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、「貸借対照表注記－9」に記載のとおりであります。</p> <p>ロ. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等</p> <p>数理計算上の計算基礎に関する事項は、「貸借対照表注記－40」に記載のとおりであり、主要な仮定である割引率や長期期待運用収益率等が変動した場合、前払年金費用及び退職給付引当金に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>(3) 固定資産の減損</p> <p>①当事業年度の計算書類に計上した金額</p> <table> <tr> <td>減損損失</td> <td>31百万円</td> </tr> </table> <p>②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報</p> <p>イ. 算出方法</p> <p>資産のグループピング方法については、「損益計算書注記－8－(1)」に記載のとおりであります。</p> <p>減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当期の損失として計上しております。</p> <p>ロ. 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等</p> <p>減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業用資産については、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しており、投資用資産については、物件ごとの過去実績及び今後の収支見込みに基づき算出しております。</p> <p>主要な仮定である保険営業活動から生じる損益や収支見込みが悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。</p>	責任準備金	5,954,916百万円	責任準備金戻入額	654,503百万円	前払年金費用	2,851百万円	退職給付引当金	19,838百万円	減損損失	31百万円
責任準備金	6,609,420百万円																				
責任準備金繰入額	46,413百万円																				
前払年金費用	1,851百万円																				
退職給付引当金	19,431百万円																				
減損損失	546百万円																				
責任準備金	5,954,916百万円																				
責任準備金戻入額	654,503百万円																				
前払年金費用	2,851百万円																				
退職給付引当金	19,838百万円																				
減損損失	31百万円																				

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
<p>20. 未適用の会計基準等 (収益認識に関する会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日） ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日） <p>(1) 概要</p> <p>収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価格を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 <p>(2) 適用予定日</p> <p>2021年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>適用される事業年度における影響は軽微であります。</p> <p>(時価の算定に関する会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日） ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日） ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日） ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日） ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日） <p>(1) 概要</p> <p>国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイドンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品 ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産 <p>また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定めされました。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2021年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>適用される事業年度における影響は軽微であります。</p> <p>21. 表示方法の変更</p> <p>「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。</p>	<p>24. 未適用の会計基準等 (時価の算定に関する会計基準の適用指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日） <p>(1) 概要</p> <p>投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2022年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>適用される事業年度における影響は軽微であります。</p>

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
<p>22. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。</p> <p>資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。</p> <p>この考え方から、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。</p> <p>また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。</p> <p>有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。</p> <p>デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・国外株式、国内・国外上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>イ. 全般的なリスク管理体制</p> <p>当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。</p> <p>組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) の下で徹底したリスク管理を実施しております。</p> <p>なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。</p> <p>ロ. 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。</p> <p>ハ. 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用して VaR を用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。</p> <p>二. 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。</p> <p>25. 金融商品関係</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。</p> <p>資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。</p> <p>この考え方から、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。</p> <p>また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。</p> <p>有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。</p> <p>デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・国外株式、国内・国外上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>イ. 全般的なリスク管理体制</p> <p>当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。</p> <p>組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) の下で徹底したリスク管理を実施しております。</p> <p>なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。</p> <p>ロ. 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。</p> <p>ハ. 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用して VaR を用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。</p> <p>二. 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。</p>	

2020年度（2021年3月31日現在）

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。
当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	406,604	406,604	—
(2) コールローン	40,000	40,000	—
(3) 買入金銭債権	127,740	129,036	1,296
(4) 有価証券	6,124,562	6,376,667	252,104
①売買目的の有価証券	175	175	—
②満期保有目的の債券	438,761	533,894	95,132
③責任準備金対応債券	1,687,099	1,844,071	156,971
④その他有価証券	3,998,525	3,998,525	—
(5) 貸付金	1,109,541	1,129,881	20,340
①保険約款貸付（＊1）	34,520	38,884	4,363
②一般貸付（＊1）	1,076,009	1,090,997	15,976
③貸倒引当金（＊2）	△988	—	—
資産計	7,808,448	8,082,189	273,741
(1) 社債	37,000	37,047	47
(2) 債券貸借取引受入担保金	656,183	656,183	—
(3) 借入金	63,000	63,662	662
負債計	756,183	756,893	709
金融派生商品（＊3）	(57,630)	(57,119)	511
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,537)	(1,537)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(56,092)	(55,581)	511

(＊1) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(＊2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(＊3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。

また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一緒にとして処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

資産

①現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額によっています。

②コールローン

短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③買入金銭債権

有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは取引金融機関から提示された価格等によっており、それが出来ない場合には、他の金融機関等から提示された価格によっております。

④有価証券

株式は主として取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。

なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、表中の有価証券に含めておりません。これらの当事業年度末における貸借対照表計上額は、関係会社株式6,634百万円、非上場株式（関係会社株式を除く。）8,605百万円、外国証券14,851百万円、その他の証券13,057百万円であります。

2021年度（2022年3月31日現在）

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません。（（注）を参照ください。）

また、現金及び預貯金、コールローン、買入金銭債権のうちコマーシャルペーパー、債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①買入金銭債権	101,521	101,519	△2
イ. 有価証券として取り扱うもの	101,521	101,519	△2
・満期保有目的の債券	73,342	73,340	△2
・その他有価証券	28,178	28,178	—
ロ. 上記以外	—	—	—
②有価証券	5,749,349	5,908,329	158,980
イ. 売買目的の有価証券	177	177	—
ロ. 満期保有目的の債券	476,267	546,803	70,535
ハ. 責任準備金対応債券	1,723,871	1,812,315	88,444
二. その他有価証券	3,549,032	3,549,032	—
③貸付金	1,043,754	1,056,972	13,217
イ. 保険約款貸付（＊1）	30,211	33,789	3,577
ロ. 一般貸付（＊1）	1,014,477	1,023,183	9,639
ハ. 貸倒引当金（＊2）	△934	—	—
資産計	6,894,625	7,066,821	172,195
①社債	37,000	37,021	21
②借入金	63,000	63,324	324
負債計	100,000	100,345	345
金融派生商品（＊3）	(95,308)	(95,045)	262
・ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,317)	(3,317)	—
・ヘッジ会計が適用されているもの（＊4）	(91,990)	(91,727)	262

(＊1) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(＊2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(＊3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。

また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一緒にとして処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

(＊4) 一部の金利スワップの特例処理に関して、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(注) 当事業年度末において、市場価格のない株式等（非上場株式等）及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「②有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
関連会社株式（非上場株式）（＊1）	6,634
その他有価証券	32,656
非上場株式等（＊1）（＊2）	20,307
組合出資金等（＊2）（＊3）	12,349

(＊1) 非上場株式等については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 非上場株式等及び組合出資金等について、937百万円減損処理を行っております。

(＊3) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下「時価算定適用指針」という。）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2020年度（2021年3月31日現在）		2021年度（2022年3月31日現在）																																																																																																																																										
<p>⑤貸付金 イ. 保険約款貸付 過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。</p> <p>ロ. 一般貸付 変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 固定金利によるものは、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。 また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、原則として見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当事業年度末における貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。</p> <p>ただし、複合金融商品については、取引金融機関から提示された価格等によっております。</p>		<p>(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。</p> <p>レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価</p> <p>レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価</p> <p>レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。</p> <p>①時価で貸借対照表に計上している金融商品</p>																																																																																																																																										
		(単位：百万円)																																																																																																																																										
<p>負債</p> <p>①社債 元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>②債券貸借取引受入担保金 短期間の取り組みであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>③借入金 元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">時価</th> </tr> <tr> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>—</td> <td>26,538</td> <td>1,640</td> <td>28,178</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>—</td> <td>26,538</td> <td>1,640</td> <td>28,178</td> </tr> <tr> <td>有価証券（＊）</td> <td>1,588,556</td> <td>1,057,854</td> <td>33,797</td> <td>2,680,209</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>1,588,556</td> <td>1,057,854</td> <td>33,797</td> <td>2,680,209</td> </tr> <tr> <td>公社債</td> <td>241,479</td> <td>614,924</td> <td>388</td> <td>856,792</td> </tr> <tr> <td>国債</td> <td>221,105</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>221,105</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>—</td> <td>14,830</td> <td>—</td> <td>14,830</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>20,374</td> <td>600,093</td> <td>388</td> <td>620,856</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>423,530</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>423,530</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>920,758</td> <td>442,930</td> <td>33,409</td> <td>1,397,098</td> </tr> <tr> <td>外国公社債</td> <td>920,758</td> <td>442,930</td> <td>33,409</td> <td>1,397,098</td> </tr> <tr> <td>その他の証券</td> <td>2,788</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,788</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td>—</td> <td>287</td> <td>—</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>通貨関連</td> <td>—</td> <td>287</td> <td>—</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>1,588,556</td> <td>1,084,680</td> <td>35,437</td> <td>2,708,675</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td>—</td> <td>95,595</td> <td>—</td> <td>95,595</td> </tr> <tr> <td>通貨関連</td> <td>—</td> <td>95,595</td> <td>—</td> <td>95,595</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>—</td> <td>95,595</td> <td>—</td> <td>95,595</td> </tr> </tbody> </table>		区分	時価				レベル1	レベル2	レベル3	合計	買入金銭債権	—	26,538	1,640	28,178	その他有価証券	—	26,538	1,640	28,178	有価証券（＊）	1,588,556	1,057,854	33,797	2,680,209	その他有価証券	1,588,556	1,057,854	33,797	2,680,209	公社債	241,479	614,924	388	856,792	国債	221,105	—	—	221,105	地方債	—	14,830	—	14,830	社債	20,374	600,093	388	620,856	株式	423,530	—	—	423,530	外国証券	920,758	442,930	33,409	1,397,098	外国公社債	920,758	442,930	33,409	1,397,098	その他の証券	2,788	—	—	2,788	金融派生商品	—	287	—	287	通貨関連	—	287	—	287	資産計	1,588,556	1,084,680	35,437	2,708,675	金融派生商品	—	95,595	—	95,595	通貨関連	—	95,595	—	95,595	負債計	—	95,595	—	95,595																																						
区分	時価																																																																																																																																											
	レベル1	レベル2	レベル3	合計																																																																																																																																								
買入金銭債権	—	26,538	1,640	28,178																																																																																																																																								
その他有価証券	—	26,538	1,640	28,178																																																																																																																																								
有価証券（＊）	1,588,556	1,057,854	33,797	2,680,209																																																																																																																																								
その他有価証券	1,588,556	1,057,854	33,797	2,680,209																																																																																																																																								
公社債	241,479	614,924	388	856,792																																																																																																																																								
国債	221,105	—	—	221,105																																																																																																																																								
地方債	—	14,830	—	14,830																																																																																																																																								
社債	20,374	600,093	388	620,856																																																																																																																																								
株式	423,530	—	—	423,530																																																																																																																																								
外国証券	920,758	442,930	33,409	1,397,098																																																																																																																																								
外国公社債	920,758	442,930	33,409	1,397,098																																																																																																																																								
その他の証券	2,788	—	—	2,788																																																																																																																																								
金融派生商品	—	287	—	287																																																																																																																																								
通貨関連	—	287	—	287																																																																																																																																								
資産計	1,588,556	1,084,680	35,437	2,708,675																																																																																																																																								
金融派生商品	—	95,595	—	95,595																																																																																																																																								
通貨関連	—	95,595	—	95,595																																																																																																																																								
負債計	—	95,595	—	95,595																																																																																																																																								
		<p>(＊) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。 貸借対照表における当該投資信託の金額は869,001百万円であります。</p>																																																																																																																																										
		<p>②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品</p>																																																																																																																																										
		(単位：百万円)																																																																																																																																										
<p>区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">時価</th> </tr> <tr> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>—</td> <td>73,340</td> <td>—</td> <td>73,340</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>—</td> <td>73,340</td> <td>—</td> <td>73,340</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,386,361</td> <td>971,683</td> <td>1,074</td> <td>2,359,119</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>333,505</td> <td>212,223</td> <td>1,074</td> <td>546,803</td> </tr> <tr> <td>公社債</td> <td>333,505</td> <td>186,026</td> <td>—</td> <td>519,531</td> </tr> <tr> <td>国債</td> <td>333,505</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>333,505</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>—</td> <td>49,266</td> <td>—</td> <td>49,266</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>—</td> <td>136,760</td> <td>—</td> <td>136,760</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>—</td> <td>26,197</td> <td>1,074</td> <td>27,271</td> </tr> <tr> <td>外国公社債</td> <td>—</td> <td>26,197</td> <td>1,074</td> <td>27,271</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>1,052,856</td> <td>759,459</td> <td>—</td> <td>1,812,315</td> </tr> <tr> <td>公社債</td> <td>1,013,992</td> <td>750,332</td> <td>—</td> <td>1,764,324</td> </tr> <tr> <td>国債</td> <td>1,013,992</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,013,992</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>—</td> <td>170,770</td> <td>—</td> <td>170,770</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>—</td> <td>579,562</td> <td>—</td> <td>579,562</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>38,864</td> <td>9,126</td> <td>—</td> <td>47,990</td> </tr> <tr> <td>外国公社債</td> <td>38,864</td> <td>9,126</td> <td>—</td> <td>47,990</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,056,972</td> <td>1,056,972</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>33,789</td> <td>33,789</td> </tr> <tr> <td>一般貸付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,023,183</td> <td>1,023,183</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td>—</td> <td>262</td> <td>—</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>金利関連</td> <td>—</td> <td>262</td> <td>—</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>1,386,361</td> <td>1,045,286</td> <td>1,058,046</td> <td>3,489,695</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>37,021</td> <td>37,021</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>63,324</td> <td>63,324</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100,345</td> <td>100,345</td> </tr> </tbody> </table>		区分	時価				レベル1	レベル2	レベル3	合計	買入金銭債権	—	73,340	—	73,340	満期保有目的の債券	—	73,340	—	73,340	有価証券	1,386,361	971,683	1,074	2,359,119	満期保有目的の債券	333,505	212,223	1,074	546,803	公社債	333,505	186,026	—	519,531	国債	333,505	—	—	333,505	地方債	—	49,266	—	49,266	社債	—	136,760	—	136,760	外国証券	—	26,197	1,074	27,271	外国公社債	—	26,197	1,074	27,271	責任準備金対応債券	1,052,856	759,459	—	1,812,315	公社債	1,013,992	750,332	—	1,764,324	国債	1,013,992	—	—	1,013,992	地方債	—	170,770	—	170,770	社債	—	579,562	—	579,562	外国証券	38,864	9,126	—	47,990	外国公社債	38,864	9,126	—	47,990	貸付金	—	—	1,056,972	1,056,972	保険約款貸付	—	—	33,789	33,789	一般貸付	—	—	1,023,183	1,023,183	金融派生商品	—	262	—	262	金利関連	—	262	—	262	資産計	1,386,361	1,045,286	1,058,046	3,489,695	社債	—	—	37,021	37,021	借入金	—	—	63,324	63,324	負債計	—	—	100,345	100,345
区分	時価																																																																																																																																											
	レベル1	レベル2	レベル3	合計																																																																																																																																								
買入金銭債権	—	73,340	—	73,340																																																																																																																																								
満期保有目的の債券	—	73,340	—	73,340																																																																																																																																								
有価証券	1,386,361	971,683	1,074	2,359,119																																																																																																																																								
満期保有目的の債券	333,505	212,223	1,074	546,803																																																																																																																																								
公社債	333,505	186,026	—	519,531																																																																																																																																								
国債	333,505	—	—	333,505																																																																																																																																								
地方債	—	49,266	—	49,266																																																																																																																																								
社債	—	136,760	—	136,760																																																																																																																																								
外国証券	—	26,197	1,074	27,271																																																																																																																																								
外国公社債	—	26,197	1,074	27,271																																																																																																																																								
責任準備金対応債券	1,052,856	759,459	—	1,812,315																																																																																																																																								
公社債	1,013,992	750,332	—	1,764,324																																																																																																																																								
国債	1,013,992	—	—	1,013,992																																																																																																																																								
地方債	—	170,770	—	170,770																																																																																																																																								
社債	—	579,562	—	579,562																																																																																																																																								
外国証券	38,864	9,126	—	47,990																																																																																																																																								
外国公社債	38,864	9,126	—	47,990																																																																																																																																								
貸付金	—	—	1,056,972	1,056,972																																																																																																																																								
保険約款貸付	—	—	33,789	33,789																																																																																																																																								
一般貸付	—	—	1,023,183	1,023,183																																																																																																																																								
金融派生商品	—	262	—	262																																																																																																																																								
金利関連	—	262	—	262																																																																																																																																								
資産計	1,386,361	1,045,286	1,058,046	3,489,695																																																																																																																																								
社債	—	—	37,021	37,021																																																																																																																																								
借入金	—	—	63,324	63,324																																																																																																																																								
負債計	—	—	100,345	100,345																																																																																																																																								

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）															
	<p>③時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明</p> <p><u>買入金銭債権</u> 有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは、有価証券と同様な方法によっております。</p> <p><u>有価証券</u> 上場株式は市場における相場価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。 債券は観察可能な取引価格等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル1、観察可能な取引価格等を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。取引価格等が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等により時価を算定しております。算定に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、信用リスクのプレミアム等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。 また、投資信託は市場における相場価格又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価額等を時価としており、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。</p> <p><u>貸付金</u> 保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から生成した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。 変動金利による一般貸付は、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。 固定金利による一般貸付は、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。 また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は当事業年度末における貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。 これらの取引については、観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。</p> <p><u>社債</u> 元利金の合計額を当該社債の残存期間及び当社の信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。</p> <p><u>借入金</u> 元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び当社の信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。</p> <p><u>金融派生商品</u> イ. 為替予約取引は、先物為替相場等を使用しており、レベル2の時価に分類しております。 ロ. 株価指数先物、株式先渡取引、株価指数オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション、通貨オプション及び金利スワップ取引については、市場における相場価格又は観察可能な市場データに基づき算定された価格等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。</p> <p>④時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報 イ. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>評価技法</th><th>重要な観察できないインプット</th><th>インプットの範囲</th><th>インプットの加重平均</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買入金銭債権</td><td>割引現在価値法</td><td>割引率</td><td>1.53%～1.73%</td><td>1.62%</td></tr> <tr> <td>有価証券（公社債）</td><td>割引現在価値法</td><td>割引率</td><td>0.58%～0.58%</td><td>0.58%</td></tr> </tbody> </table>	区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均	買入金銭債権	割引現在価値法	割引率	1.53%～1.73%	1.62%	有価証券（公社債）	割引現在価値法	割引率	0.58%～0.58%	0.58%
区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均												
買入金銭債権	割引現在価値法	割引率	1.53%～1.73%	1.62%												
有価証券（公社債）	割引現在価値法	割引率	0.58%～0.58%	0.58%												

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）																																																	
<p>□. 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th>買入金銭債権</th> <th colspan="2">有価証券</th> <th rowspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">その他有価証券</th> <th colspan="2">その他有価証券</th> </tr> <tr> <th>公社債</th> <th>外国証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首残高</td> <td>1,877</td> <td>726</td> <td>—</td> <td>2,603</td> </tr> <tr> <td>当事業年度の損益（*1）</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>純資産の部に計上（*2）</td> <td>△0</td> <td>△1</td> <td>—</td> <td>△2</td> </tr> <tr> <td>購入、売却、発行及び決済の純額</td> <td>△235</td> <td>△337</td> <td>—</td> <td>△573</td> </tr> <tr> <td>レベル3の時価への振替（*3）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>33,409</td> <td>33,409</td> </tr> <tr> <td>レベル3の時価からの振替</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>1,640</td> <td>388</td> <td>33,409</td> <td>35,437</td> </tr> <tr> <td>当期の損益に計上した額のうち当事業年度末において保有する金融資産及び負債の評価損益（*1）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*1) 損益計算書の「利息及び配当金等収入」に含まれております。 (*2) 貸借対照表の純資産の部「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 (*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、市場流動性に基づいた時価の算定に活用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は事業年度の末日に行っております。</p> <p>ハ. 時価評価のプロセスの説明 時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の運用状況について確認しており、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。 時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。</p> <p>二. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 買入金銭債権及び有価証券の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、国債金利と信用リスクのプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。</p> <p>23. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項 当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当事業年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は154,332百万円、時価は202,645百万円であります。 なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。</p> <p>24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,681,914百万円であります。</p> <p>26. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項 当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当事業年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は153,405百万円、時価は203,558百万円であります。 なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。</p> <p>27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,669,531百万円であります。</p>		買入金銭債権	有価証券		合計	その他有価証券	その他有価証券		公社債	外国証券	期首残高	1,877	726	—	2,603	当事業年度の損益（*1）	—	0	—	0	純資産の部に計上（*2）	△0	△1	—	△2	購入、売却、発行及び決済の純額	△235	△337	—	△573	レベル3の時価への振替（*3）	—	—	33,409	33,409	レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	期末残高	1,640	388	33,409	35,437	当期の損益に計上した額のうち当事業年度末において保有する金融資産及び負債の評価損益（*1）	—	—	—	—
		買入金銭債権	有価証券				合計																																											
		その他有価証券	その他有価証券																																															
	公社債		外国証券																																															
期首残高	1,877	726	—	2,603																																														
当事業年度の損益（*1）	—	0	—	0																																														
純資産の部に計上（*2）	△0	△1	—	△2																																														
購入、売却、発行及び決済の純額	△235	△337	—	△573																																														
レベル3の時価への振替（*3）	—	—	33,409	33,409																																														
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—																																														
期末残高	1,640	388	33,409	35,437																																														
当期の損益に計上した額のうち当事業年度末において保有する金融資産及び負債の評価損益（*1）	—	—	—	—																																														

2020年度（2021年3月31日現在）

2021年度（2022年3月31日現在）

25. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,692百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は102百万円、延滞債権額は117百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額0百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,452百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 有形固定資産の減価償却累計額は、126,238百万円であります。

27. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、181百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

28. 関係会社に対する金銭債権の総額は17,597百万円、金銭債務の総額は54,036百万円であります。

29. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	24,803百万円
当事業年度契約者配当金支払額	12,954百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	12,574百万円
当期末現在高	24,425百万円

30. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。

31. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）1,062,377百万円及び有価証券（外国証券）762,473百万円であります。

また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金656,183百万円であります。

なお、上記有価証券（国債）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券389,810百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券529,630百万円を含んでおります。また、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券248,163百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券356,677百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券157,631百万円を含んでおります。

32. 貸付金に係るコミットメント契約の総額は4,859百万円であり、融資未実行残高は3,392百万円であります。

33. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

34. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

35. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、8,623百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。

36. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は65百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は152百万円であります。

28. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、1,400百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は135百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、0百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 債権のうち、危険債権額は120百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 債権のうち、三月以上延滞債権額は1,232百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

(4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

29. 有形固定資産の減価償却累計額は、131,291百万円であります。

30. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、183百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

31. 関係会社に対する金銭債権の総額は43,886百万円、金銭債務の総額は53,450百万円であります。

32. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	24,425百万円
当事業年度契約者配当金支払額	13,123百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	12,572百万円
当期末現在高	23,875百万円

33. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。

34. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）1,239,049百万円及び有価証券（外国証券）609,754百万円であります。

また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金970,787百万円であります。

なお、上記有価証券（国債）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券637,766百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券422,010百万円を含んでおります。また、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券299,056百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券92,772百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券217,924百万円を含んでおります。

35. 貸付金に係るコミットメント契約の総額は4,278百万円であり、融資未実行残高は3,212百万円であります。

36. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

37. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

38. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、8,776百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。

39. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は25百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は577,088百万円であります。

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）																												
37. 退職給付債務に関する事項は次のとおりあります。	40. 退職給付債務に関する事項は次のとおりあります。																												
(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。	(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。																												
(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表																												
期首における退職給付債務 勤務費用 利息費用 数理計算上の差異の当期発生額 退職給付の支払額 期末における退職給付債務	期首における退職給付債務 勤務費用 利息費用 数理計算上の差異の当期発生額 退職給付の支払額 期末における退職給付債務																												
50,987百万円 1,974百万円 349百万円 102百万円 △1,969百万円 <u>51,444百万円</u>	51,444百万円 1,966百万円 352百万円 369百万円 △1,942百万円 <u>52,191百万円</u>																												
②年金資産の期首残高と期末残高の調整表	②年金資産の期首残高と期末残高の調整表																												
期首における年金資産 期待運用収益 数理計算上の差異の当期発生額 事業主からの拠出額 退職給付の支払額 期末における年金資産	期首における年金資産 期待運用収益 数理計算上の差異の当期発生額 事業主からの拠出額 退職給付の支払額 期末における年金資産																												
30,991百万円 588百万円 1,564百万円 1,736百万円 △1,017百万円 <u>33,864百万円</u>	33,864百万円 643百万円 △14百万円 1,731百万円 △1,019百万円 <u>35,205百万円</u>																												
③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表																												
積立型制度の退職給付債務 年金資産 △33,864百万円 △1,851百万円 <u>19,431百万円</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	積立型制度の退職給付債務 年金資産 △35,205百万円 △2,851百万円 <u>19,838百万円</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額																												
17,580百万円 19,431百万円 △1,851百万円 <u>17,580百万円</u>	16,986百万円																												
④退職給付に関連する損益	④退職給付に関連する損益																												
勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の当期の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用	勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の当期の費用処理額 確定給付制度に係る退職給付費用																												
1,974百万円 349百万円 △588百万円 △1,461百万円 272百万円	1,966百万円 352百万円 △643百万円 383百万円 2,059百万円																												
⑤年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりあります。	⑤年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりあります。																												
生命保険一般勘定 債券 外国証券 株式 共同運用資産 合計	生命保険一般勘定 債券 外国証券 株式 不動産 共同運用資産 合計																												
39.0% 30.2% 20.2% 8.6% 2.1% <u>100.0%</u>	40.0% 25.2% 20.5% 9.3% 2.9% 2.2% <u>100.0%</u>																												
⑥長期期待運用收益率の設定方法 当社は、年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予測される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。	⑥長期期待運用收益率の設定方法 当社は、年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予測される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。																												
⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりあります。	⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりあります。																												
割引率 長期期待運用收益率	割引率 長期期待運用收益率																												
一時金0.5%、年金0.8% 1.90%	一時金0.5%、年金0.8% 1.90%																												
38. 関係会社の株式は、6,634百万円であります。	41. 関係会社の株式は、6,634百万円であります。																												
39. 繰延税金資産の総額は、77,671百万円、繰延税金負債の総額は、99,991百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、6,692百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金35,732百万円、保険契約準備金22,631百万円及び退職給付引当金5,440百万円であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金97,102百万円であります。 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。	42. 繰延税金資産の総額は、83,343百万円、繰延税金負債の総額は、74,463百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、6,185百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金36,779百万円、保険契約準備金22,609百万円、退職給付引当金5,545百万円、有価証券評価損4,729百万円及び税務上の繰越欠損金4,393百万円であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金71,099百万円であります。 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。																												
40. 1株当たりの純資産額は、210,596円56銭であります。	税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。 (単位：百万円)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1年以内 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上の繰越欠損金（※1）</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,393 4,393</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,393 4,393</td></tr> </tbody> </table> <p>(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。 (※2) 繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。</p>		1年以内 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計	税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	—	—	4,393 4,393	評価性引当額	—	—	—	—	—	—	繰延税金資産	—	—	—	—	—	4,393 4,393
	1年以内 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計																							
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	—	—	4,393 4,393																							
評価性引当額	—	—	—	—	—	—																							
繰延税金資産	—	—	—	—	—	4,393 4,393																							
	43. 1株当たりの純資産額は、136,585円71銭であります。																												

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)																																				
<p>1. 1株当たり当期純利益の金額は、4,113円60銭であります。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は1,192百万円、費用の総額は5,260百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券8,711百万円、株式等729百万円、外国証券6,611百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券2,239百万円、株式等28百万円、外国証券16,907百万円であります。</p> <p>5. 有価証券評価損の主な内訳は、国債等債券2,093百万円、株式等232百万円であります。</p> <p>6. 金融派生商品費用には、評価損が5,963百万円含まれております。</p> <p>7. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は63百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、28百万円であります。</p> <p>8. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産（営業用資産）グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産（投資用資産）グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">用途</td> <td colspan="2">賃貸不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td colspan="2">青森県青森市など9件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>土地</td> <td>278百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物等</td> <td>268百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>546百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	賃貸不動産等		種類	土地及び建物		場所等	青森県青森市など9件		減損損失	土地	278百万円		建物等	268百万円		計	546百万円	<p>1. 1株当たり当期純損失の金額は、29,658円81銭であります。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は1,257百万円、費用の総額は5,392百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,306百万円、株式等3,097百万円、外国証券3,913百万円であります。</p> <p>4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券4,569百万円、株式等1,013百万円、外国証券9,524百万円であります。</p> <p>5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等36百万円、外国証券937百万円であります。</p> <p>6. 金融派生商品費用には、評価益が50,430百万円含まれております。</p> <p>7. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は40百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、576,936百万円であります。</p> <p>8. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法 保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産（営業用資産）グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産（投資用資産）グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">用途</td> <td colspan="2">遊休不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="2">土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td colspan="2">滋賀県大津市1件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>土地</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物等</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>31百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	遊休不動産等		種類	土地及び建物		場所等	滋賀県大津市1件		減損損失	土地	14百万円		建物等	17百万円		計	31百万円
用途	賃貸不動産等																																				
種類	土地及び建物																																				
場所等	青森県青森市など9件																																				
減損損失	土地	278百万円																																			
	建物等	268百万円																																			
	計	546百万円																																			
用途	遊休不動産等																																				
種類	土地及び建物																																				
場所等	滋賀県大津市1件																																				
減損損失	土地	14百万円																																			
	建物等	17百万円																																			
	計	31百万円																																			

(株主資本等変動計算書注記)

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)		2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)	
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項		1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	
発行済株式	普通株式	発行済株式	普通株式
当事業年度期首株式数	2,500千株	当事業年度期首株式数	2,500千株
当事業年度増加株式数	-千株	当事業年度増加株式数	-千株
当事業年度減少株式数	-千株	当事業年度減少株式数	-千株
当事業年度末株式数	2,500千株	当事業年度末株式数	2,500千株
2. 配当に関する事項		2. 配当に関する事項	
配当金支払額		配当金支払額	
決議	2020年6月22日定時株主総会	決議	2021年6月21日定時株主総会
株式の種類	普通株式	株式の種類	普通株式
配当金の総額	12,255百万円	配当金の総額	19,367百万円
1株当たり配当額	4,902円	1株当たり配当額	7,747円
基準日	2020年6月22日	基準日	2021年6月21日
効力発生日	2020年6月23日	効力発生日	2021年6月22日
		決議	2021年10月29日取締役会
		株式の種類	普通株式
		配当金の総額	22,172百万円
		1株当たり配当額	8,869円
		基準日	-
		効力発生日	2021年11月15日

【4】経常利益等の明細（基礎利益）

(単位：百万円)

区分		2020年度	2021年度
基礎利益	A	52,703	55,122
キャピタル収益		20,282	21,933
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		16,053	9,317
金融派生商品収益		—	—
為替差益		4,228	12,616
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		41,390	36,037
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		19,175	15,106
有価証券評価損		2,326	974
金融派生商品費用		16,820	12,448
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		3,067	7,507
キャピタル損益	B	△21,107	△14,103
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	31,595	41,018
臨時収益		10	41
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		10	41
その他臨時収益		—	—
臨時費用		—	127,702
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		—	—
個別貸倒引当金繰入額		—	—
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	127,702
臨時損益	C	10	△127,661
経常利益（△は経常損失）	A + B + C	31,606	△86,642

【ご参考】その他項目の内訳

(単位：百万円)

区分		2020年度	2021年度
基礎利益	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	3,067	7,507
	既契約の出再に伴う損益	—	127,702
その他キャピタル費用	外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	3,067	7,507
その他臨時費用	既契約の出再に伴う損益	—	127,702

(ご参考) 基礎利益明細

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
基礎収益		
保険料等収入	780,086	1,553,127
保険料	619,721	598,144
再保険収入	619,493	597,896
228		248
資産運用収益	145,001	152,402
利息及び配当金等収入	144,708	151,836
有価証券償還益	—	417
一般貸倒引当金戻入額	—	106
その他運用収益	249	29
特別勘定資産運用益	44	12
その他経常収益	12,296	667,370
年金特約取扱受入金	406	209
保険金据置受入金	7,367	10,128
支払備金戻入額	91	—
責任準備金戻入額	—	654,503
退職給付引当金戻入額	2,416	593
その他の経常収益	2,014	1,936
その他基礎収益	3,067	135,209
基礎費用	727,383	1,498,005
保険金等支払金	569,480	1,381,684
保険金	209,080	216,194
年金	187,245	205,145
給付金	74,438	76,380
解約返戻金	65,312	101,631
その他返戻金	33,049	77,388
再保険料	353	704,944
責任準備金等繰入額	46,414	1,649
資産運用費用	8,607	8,435
支払利息	1,008	1,035
一般貸倒引当金繰入額	177	—
賃貸用不動産等減価償却費	3,615	3,689
その他運用費用	3,805	3,710
特別勘定資産運用損	—	—
事業費	76,509	80,675
その他経常費用	26,371	25,560
保険金据置支払金	9,556	8,847
税金	7,947	8,056
減価償却費	6,949	6,541
退職給付引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	1,917	2,115
その他基礎費用	—	—
基礎利益	52,703	55,122

【5】2021年度における保険計理人の確認

保険業法第121条第1項第1号及び第3号の規定に基づく保険計理人の確認を、将来収支分析を用いて行っています。将来収支分析については、金融庁長官の認定基準である公益社団法人日本アクチュアリー会の「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（以下「実務基準」という。）に基づき実施しており、すべてのシナリオについて、実務基準に基本シナリオとして定められたシナリオを用いて分析を行いました。

第三分野保険については、法令（保険業法第121条第1項第1号（第三分野保険に係るものに限る。））等に基づき、第三分野保険のストレステスト、ならびに、必要に応じて負債十分性テストを実施し、責任準備金の積み立てが十分な水準であることを確認しています。ストレステストの計算に際しては、過去の実績保険事故発生率の推移等に基づいて、将来の不確実性を考慮して給付事由ごとに設定したシナリオを用いています。

2021年度の第三分野保険のストレステストの結果、現在の責任準備金の積み立てが十分な水準であることが確認され、負債十分性テストの実施が必要な契約区分は発生いたしません。

なお、責任準備金積立の適切性については、社内の関連委員会等により保険事故発生率等の実績に関するモニタリングを実施することで事後的に検証を行っています。また、ストレステストの内容ならびにその際に用いる危険発生率等の合理性及び妥当性については、計算を行う部門とは独立した部門が検証を行う体制とすることにより、相互牽制機能を働かせています。

(用語説明)

保険計理人の確認

保険会社は、保険業法の規定に基づき、保険計理人を選出し保険数理に関する事項について関与させなければなりません。保険計理人の職務のひとつとして、毎決算期に保険業法に定める事項について確認を行い、その結果を記載した意見書を取締役会に提出することとされています。

確認をする事項は、保険業法第121条に規定される次の3項目です。

1. 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか（責任準備金積立の確認）
2. 契約者配当または社員に対する剰余金の分配が公正かつ平衡に行われているかどうか（契約者配当の確認）
3. 財産の状況に関する確認事項として、
 - イ. 予測に基づく将来の資産の額が、負債の額に照らして保険業の継続の観点から適正な水準を維持できるかどうか（事業継続基準の確認）
 - ロ. 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか（ソルベンシー・マージン基準の確認）

将来収支分析

保険計理人の確認をする3項目のうち、1. 責任準備金積立の確認、3. 財産の状況に関する確認については、その確認にあたり、保険会社の将来の収支予測を用います。この収支予測を用いて分析を行うことを「将来収支分析」といいます。

基本シナリオ

将来収支分析で将来の収支予測を行うためには、新契約獲得見込みや、解約・失効見込み等の前提が必要となります。金融庁長官の認定基準である公益社団法人日本アクチュアリー会の実務基準で示されている方法に則り設定する前提を、「基本シナリオ」といいます。

第三分野保険のストレステスト

1%の確率（信頼水準99%）で発生が見込まれる多額の給付が発生するという前提で計算された、将来10年間の給付金額の累計が、保険料計算上の予定事故発生率に基づき計算された将来10年間の給付金額の累計の範囲内に収まることを、契約区分毎に確認いたします。その結果、不足額が発生した契約区分については、危険準備金を積み立てることとされています。（平成10年大蔵省告示第231号に基づく。）

第三分野保険の負債十分性テスト

第三分野保険のストレステストの結果、通常の予測の範囲内のリスク（信頼水準97.7%）に対応できないおそれがあると認められる契約区分について、責任準備金の十分性を確認するための負債十分性テストを行います。その結果、不足額が発生した契約区分については、不足額に相当する追加責任準備金を積み立てることとされています。（平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に基づく。）

契約区分

第三分野保険のストレステスト及び負債十分性テストは、保有契約のうちで、基礎率が同等と考えられる契約をまとめて契約区分として設定し、その契約区分ごとに計算を行うこととされています。

【6】会社法による会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、2021年度の計算書類等について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

※なお、当誌では、監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるように、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しています。

【7】事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容

該当事項はありません。

(ご参考) 重要な後発事象

2020年度、2021年度とも記載する事項はありません。

12 有価証券等の時価情報（会社合計）

【1】有価証券の時価情報（会社合計）

①売買目的有価証券の評価損益

売買目的有価証券は、一般勘定では保有していないため、特別勘定と同様です。なお、特別勘定の売買目的有価証券の評価損益は、183ページをご参照ください。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

売買目的有価証券以外の有価証券は、特別勘定では保有していないため、一般勘定と同様です。なお、一般勘定の有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）は、173～176ページをご参照ください。

【2】金銭の信託の時価情報（会社合計）

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

【3】土地等の時価情報（会社合計）

土地等は、特別勘定では保有していないため、一般勘定と同様です。なお、一般勘定の土地等の時価情報は、176ページをご参照ください。

【4】デリバティブ取引の時価情報（会社合計）

デリバティブ取引は、特別勘定では取り組んでいないため、一般勘定と同様です。なお、一般勘定のデリバティブ取引の時価情報は、177～181ページをご参照ください。

13 資産関係

【1】一般勘定資産の運用状況

■ 運用環境

2021年度の日本経済は、新型コロナウイルス変異株による感染拡大により広範囲に緊急事態宣言等が長期間発令された結果、年度後半にはワクチン接種の進捗等により経済再開が進む時期もありましたが、前年度の落ち込みから回復が進む世界経済の中では回復が遅れる状況が続きました。また2月以降はロシアによるウクライナ侵攻により、資源価格上昇の影響を受けました。このような経済環境のもと、主な市場動向は以下のとおりとなりました。

【国内株式】

国内株式市場は、緊急事態宣言等の発令に伴う経済活動抑制の影響から下落基調で推移しましたが、新型コロナウイルスの新規感染者数の減少等により8月から上昇に転じ、9月には日経平均株価は一時31年ぶり高値を更新しました。その後、オミクロン株による感染再拡大、ロシアによるウクライナ侵攻等により下落し、3月末の日経平均株価は27,821円となりました。

(日経平均株価)

2021年3月末 29,178円	→	2022年3月末 27,821円
------------------	---	------------------

【国内金利】

国内長期金利は、米国長期金利の低下や日銀による金融緩和政策により低下基調で推移しましたが、米国長期金利の上昇を受けて12月から上昇に転じ、3月末の10年国債利回りは0.210%となりました。

(10年国債利回り)

2021年3月末 0.120%	→	2022年3月末 0.210%
-----------------	---	-----------------

【外国株式】

米国株式市場は、米国政府による大規模経済対策とワクチン接種の進捗により、個人消費や企業業績が改善したため上昇基調で推移しましたが、年度末にかけては、ロシアによるウクライナ侵攻や米国長期金利の上昇等により下落し、3月末のN Yダウ平均株価は34,678ドルとなりました。

(N Yダウ平均株価)

2021年3月末 32,981ドル	→	2022年3月末 34,678ドル
-------------------	---	-------------------

【海外金利】

米国長期金利は、F R Bの金融緩和政策や米国内でのデルタ株の感染拡大により低下基調で推移しましたが、年度後半から経済再開による雇用の回復や物価の上昇を受け、F R Bの金融緩和政策縮小の可能性が高まり、金利は上昇に転じました。3月末の米国10年国債利回りは2.338%となりました。

(米国10年国債利回り)

2021年3月末 1.740%	→	2022年3月末 2.338%
-----------------	---	-----------------

【為替】

ドル円およびユーロ円は、年度前半は横ばい圏で推移し、年度後半は経済再開の状況や内外金利差拡大等により円安基調で推移しました。

(ドル／円<TTM>)

2021年3月末 110.71円	→	2022年3月末 122.39円
------------------	---	------------------

(ユーロ／円<TTM>)

2021年3月末 129.80円	→	2022年3月末 136.70円
------------------	---	------------------

■ 運用方針

当社は、ERMのもとで、ご契約者にお約束した利回りを、長期に安定的に確保できるポートフォリオの構築を目指すとともに、公共性、健全性などに十分に配慮しながら資産運用を行うこととしています。

この基本的な方針に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金などの円金利資産を中心に投資する一方で、内外株式などをはじめとするリスク性資産については、適正なリスク管理に基づき資産運用を行っています。

■ 運用実績の概況

【資産の状況】

2021年度末の一般勘定資産は、前年度末比5,421億円減少し、7兆6,930億円となりました。

【主な投資行動】

円金利資産のうち国内公社債については、低金利環境が継続するなかALMの観点から投資を行い、国債に加え社債などの買入れを行った一方、再保険料の支払に対応するための売却により、残高を減少させました。貸付金については、金利動向とともに与信リスクに十分留意し、個別案件を精査し実行しました。

円金利資産以外の資産のうち外国債券については、再保険料の支払に対応するための売却等により、残高を減少させました。外国株式等については、市場動向とともに価格変動リスクに十分留意し資産配分を増加させました。

【有価証券の差損益】

有価証券の差損益（注）は、内外金利上昇などにより前事業年度末より1,881億円減少し、4,209億円となりました。

（注）有価証券の差損益は、市場価格のある有価証券の差損益を記載しています。

【資産運用収益費用】

資産運用収益については、利息及び配当金等収入の増加などにより前年度比91億円増加し、1,743億円となりました。

資産運用費用については、金融派生商品費用の減少などにより前年度比99億円減少し、369億円となりました。

その結果、資産運用収支合計は前年度比190億円増加し1,374億円となりました。

(用語説明)

ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）

資本・収益・リスクを一体的に管理することにより、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成することを目的とした戦略的な経営管理手法のことをいいます。

ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）

長期の生命保険負債をふまえて、資産と負債を総合的に管理する手法のことをいいます。

【2】ポートフォリオの推移（一般勘定）

①資産の構成

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	446,599	5.4	392,588	5.1
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	127,740	1.6	114,520	1.5
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	6,167,536	74.9	5,788,462	75.2
公社債	3,186,606	38.7	2,980,067	38.7
株式	469,537	5.7	433,097	5.6
外国証券	2,388,754	29.0	2,246,632	29.2
公社債	1,761,858	21.4	1,473,961	19.2
株式等	626,896	7.6	772,670	10.0
その他の証券	122,638	1.5	128,665	1.7
貸付金	1,110,529	13.5	1,044,689	13.6
保険約款貸付	34,520	0.4	30,211	0.4
一般貸付	1,076,009	13.1	1,014,477	13.2
不動産	231,146	2.8	229,897	3.0
繰延税金資産	—	—	2,694	0.0
その他	153,507	1.9	121,955	1.6
貸倒引当金	△1,866	△0.0	△1,718	△0.0
合 計	8,235,192	100.0	7,693,089	100.0
うち外貨建資産	2,840,442	34.5	2,628,460	34.2

(注) 不動産については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

②資産の増減

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
現預金・コールローン	124,209	△54,010
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	47,608	△13,219
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	423,255	△379,073
公社債	124,164	△206,538
株式	119,807	△36,440
外国証券	179,513	△142,121
公社債	△13,126	△287,896
株式等	192,639	145,774
その他の証券	△229	6,027
貸付金	△3,005	△65,840
保険約款貸付	△5,148	△4,309
一般貸付	2,143	△61,531
不動産	496	△1,249
繰延税金資産	△19,259	2,694
その他	1,719	△31,551
貸倒引当金	△166	147
合 計	574,858	△542,102
うち外貨建資産	196,510	△211,981

(注) 不動産については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

【3】運用利回り（一般勘定）

(単位：%)

区分	2020年度	2021年度
現預金・コールローン	0.02	0.04
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.06	0.80
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1.86	2.18
公社債	1.69	1.60
株式	2.64	4.64
外国証券	1.71	2.41
その他の証券	8.27	7.61
貸付金	0.89	0.89
うち一般貸付	0.80	0.80
不動産	2.09	2.06
一般勘定計	1.54	1.74
うち海外投融資	1.85	2.70

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、「資産運用収益－資産運用費用」として算出した利回りです。

2. 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計です。

【4】主要資産の平均残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
現預金・コールローン	442,637	551,571
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	99,726	132,275
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	5,729,139	5,845,643
公社債	3,090,347	3,181,621
株式	336,833	330,711
外国証券	2,206,779	2,239,988
その他の証券	95,179	93,322
貸付金	1,123,803	1,085,049
うち一般貸付	1,086,561	1,052,427
不動産	230,705	229,758
一般勘定計	7,707,537	7,910,654
うち海外投融資	2,627,929	2,679,654

【5】商品有価証券明細表（一般勘定）

当社は、2020年度末、2021年度末とも商品有価証券の残高はありません。

【6】商品有価証券売買高（一般勘定）

当社は、2020年度末、2021年度末とも商品有価証券の売買高はありません。

【7】有価証券明細表（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	1,583,734	25.7	1,457,881	25.2
地方債	214,131	3.5	220,468	3.8
社債	1,388,740	22.5	1,301,717	22.5
うち公社・公団債	953,989	15.5	892,302	15.4
株式	469,537	7.6	433,097	7.5
外国証券	2,388,754	38.7	2,246,632	38.8
公社債	1,761,858	28.6	1,473,961	25.5
株式等	626,896	10.2	772,670	13.3
その他の証券	122,638	2.0	128,665	2.2
合計	6,167,536	100.0	5,788,462	100.0

【8】有価証券残存期間別残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
2020年度末	有価証券	143,165	708,995	572,104	500,319	622,010	3,620,940
	国債	12,503	163,148	91,799	27,870	127,653	1,160,759
	地方債	2,533	17,012	20,521	21,648	21,981	130,433
	社債	50,501	196,353	144,160	170,659	211,990	615,073
	株式	—	—	—	—	—	469,537
	外国証券	68,158	324,361	308,707	276,274	260,385	1,150,866
	公社債	67,127	322,656	308,707	276,274	260,385	526,706
	株式等	1,031	1,704	—	—	—	624,159
	その他の証券	9,467	8,119	6,914	3,866	—	94,270
	買入金銭債権	34,998	1,195	—	—	697	90,848
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合計	178,163	710,191	572,104	500,319	622,707	3,711,789
2021年度末	有価証券	273,544	571,428	457,843	500,718	370,135	3,614,791
	国債	77,556	129,062	48,227	70,569	63,815	1,068,651
	地方債	3,860	13,350	39,221	11,269	15,022	137,743
	社債	77,539	188,211	126,761	176,606	134,907	597,690
	株式	—	—	—	—	—	433,097
	外国証券	110,757	235,403	228,254	241,155	156,389	1,274,673
	公社債	106,861	235,403	228,254	241,155	156,250	506,036
	株式等	3,895	—	—	—	139	768,636
	その他の証券	3,831	5,400	15,378	1,118	—	102,936
	買入金銭債権	14,204	—	—	—	694	99,621
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合計	287,749	571,428	457,843	500,718	370,830	3,714,413

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

【9】保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）

(単位：%)

区分	2020年度末	2021年度末
公社債	1.55	1.60
外国公社債	3.08	3.16

【10】業種別株式保有明細表（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	—	—	—	—	
鉱業	—	—	—	—	
建設業	22,633	4.8	22,165	5.1	
製造業	食料品	226	0.0	238	0.1
	繊維製品	84	0.0	57	0.0
	パルプ・紙	1,537	0.3	2,022	0.5
	化学	22,205	4.7	20,840	4.8
	医薬品	—	—	—	—
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	10	0.0	10	0.0
	鉄鋼	5,236	1.1	1,898	0.4
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	631	0.1	527	0.1
	機械	106,274	22.6	92,967	21.5
	電気機器	24,289	5.2	20,355	4.7
	輸送用機器	9,574	2.0	4,064	0.9
	精密機器	29,683	6.3	31,387	7.2
	その他製品	887	0.2	1,027	0.2
電気・ガス業	2,127	0.5	1,926	0.4	
運輸・情報通信業	陸運業	94,360	20.1	76,633	17.7
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	384	0.1	370	0.1
	情報・通信業	1,876	0.4	1,863	0.4
商業	卸売業	20,966	4.5	29,259	6.8
	小売業	—	—	—	—
金融・保険業	銀行業	22,226	4.7	24,581	5.7
	証券・商品先物取引業	23,817	5.1	28,728	6.6
	保険業	10,536	2.2	6,652	1.5
	その他金融業	26,190	5.6	24,968	5.8
不動産業	37,169	7.9	33,705	7.8	
サービス業	6,604	1.4	6,845	1.6	
合計	469,537	100.0	433,097	100.0	

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

【11】貸付金明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
保険約款貸付	34,520	30,211
契約者貸付	33,368	29,166
保険料振替貸付	1,152	1,045
一般貸付 (うち非居住者貸付)	1,076,009 (-)	1,014,477 (-)
企業貸付 (うち国内企業向け)	777,007 (777,007)	719,177 (719,177)
国・国際機関・政府関係機関貸付	2,010	2,010
公共団体・公企業貸付	88,485	81,081
住宅ローン	175,964	166,790
消費者ローン	32,450	45,355
その他	90	62
合計	1,110,529	1,044,689

【12】貸付金残存期間別残高（一般勘定）

(単位：百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
2020 年度末	変動金利	9,375	14,661	25,288	9,137	4,185	9,890	72,538
	固定金利	119,411	225,437	198,023	153,999	152,557	154,039	1,003,470
	一般貸付計	128,786	240,099	223,312	163,137	156,742	163,929	1,076,009
2021 年度末	変動金利	9,252	27,451	12,238	5,192	3,487	7,841	65,463
	固定金利	117,044	238,985	181,536	147,195	116,824	147,427	949,013
	一般貸付計	126,296	266,436	193,774	152,387	120,312	155,269	1,014,477

【13】国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定）

(単位：件、百万円、%)

区分		2020年度末		2021年度末	
		占率	占率	占率	占率
大企業	貸付先数 金額	127 646,192	69.4 83.2	127 595,730	68.6 82.8
中堅企業	貸付先数 金額	3 2,300	1.6 0.3	5 4,871	2.7 0.7
中小企業	貸付先数 金額	53 128,514	29.0 16.5	53 118,575	28.6 16.5
国内企業向け 貸付計	貸付先数 金額	183 777,007	100.0 100.0	185 719,177	100.0 100.0

(注) 1. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

2. 業種の区分は以下のとおりです。

業種	①右の②～④を除く全業種	②「小売業」、「飲食業」		③「サービス業」		④「卸売業」		
大企業	従業員 300人超かつ	資本金 10億円以上	従業員 50人超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100人超かつ	資本金 10億円以上	従業員 100人超かつ	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

(注) サービス業とは、「物品販賣業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」及び「その他のサービス」で構成されています。

【14】貸付金業種別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末		
	金額	占率	金額	占率	
製造業	102,537	9.5	81,591	8.0	
	食料	1,000	0.1	1,000	0.1
	繊維	5,900	0.5	5,900	0.6
	木材・木製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	3,660	0.3	3,660	0.4
	印刷	—	—	—	—
	化学	34,139	3.2	27,433	2.7
	石油・石炭	—	—	—	—
	窯業・土石	3,500	0.3	3,500	0.3
	鉄鋼	17,118	1.6	11,782	1.2
	非鉄金属	400	0.0	400	0.0
	金属製品	2,000	0.2	2,000	0.2
	はん用・生産用・業務用機械	15,770	1.5	9,766	1.0
	電気機械	2,650	0.2	2,150	0.2
	輸送用機械	16,400	1.5	14,000	1.4
	その他の製造業	—	—	—	—
国内向け	農業・林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	11,255	1.0	11,427	1.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	35,761	3.3	33,522	3.3
	情報通信業	2,800	0.3	3,129	0.3
	運輸業、郵便業	57,049	5.3	54,435	5.4
	卸売業	116,250	10.8	115,250	11.4
	小売業	2,868	0.3	3,238	0.3
	金融業、保険業	176,592	16.4	161,922	16.0
	不動産業	131,732	12.2	121,891	12.0
	物品貿易業	137,757	12.8	130,035	12.8
	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
	宿泊業	—	—	—	—
	飲食業	—	—	—	—
海外向け	生活関連サービス業、娯楽業	228	0.0	663	0.1
	教育、学習支援業	—	—	—	—
	医療・福祉	1,000	0.1	939	0.1
	その他のサービス	3,186	0.3	3,140	0.3
	地方公共団体	88,485	8.2	81,081	8.0
	個人(住宅・消費・納税資金等)	208,505	19.4	212,208	20.9
	その他	—	—	—	—
	合計	1,076,009	100.0	1,014,477	100.0
	政府等	—	—	—	—
	金融機関	—	—	—	—
	商工業(等)	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—
一般貸付計		1,076,009	100.0	1,014,477	100.0

(注) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類に準拠しています。

【15】貸付金使途別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	42,928	4.9	40,794	5.1
運転資金	824,575	95.1	761,474	94.9
合 計	867,503	100.0	802,268	100.0

(注) 法人向け貸付を対象とし、住宅ローン・消費者ローン等を除いています。

【16】貸付金地域別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	3,438	0.4	3,378	0.4
東北	5,095	0.6	5,205	0.6
関東	634,206	73.1	575,613	71.7
中部	72,739	8.4	71,380	8.9
近畿	118,594	13.7	116,970	14.6
中国	14,162	1.6	11,451	1.4
四国	2,521	0.3	2,461	0.3
九州	16,743	1.9	15,808	2.0
合 計	867,503	100.0	802,268	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。

2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

3. 地域区分 北海道……北海道

東北 ……青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島
 関東 ……茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 中部 ……新潟、富山、石川、福井、長野、山梨、岐阜、愛知、静岡、三重
 近畿 ……滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
 中国 ……鳥取、島根、岡山、広島、山口
 四国 ……香川、徳島、愛媛、高知
 九州 ……福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

【17】貸付金担保別内訳（一般勘定）

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	20	0.0	120	0.0
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	20	0.0	120	0.0
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	10,487	1.0	10,146	1.0
信用貸付	856,996	79.6	792,002	78.1
その他	208,505	19.4	212,208	20.9
一般貸付計	1,076,009	100.0	1,014,477	100.0
うち劣後特約付貸付	37,500	3.5	39,500	3.9

【18】有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率(%)
2020 年度	土地	133,025	1,548	1,795 (278)	—	132,778	—
	建物	96,427	5,627	554 (268)	5,305	96,195	122,161 55.9
	リース資産	2,300	596	1 (-)	701	2,192	2,021 48.0
	建設仮勘定	1,197	4,130	3,154 (-)	—	2,173	—
	その他の有形固定資産	538	81	2 (-)	143	474	2,054 81.2
	合 計	233,488	11,984	5,509 (546)	6,150	233,814	126,238
	うち賃貸等不動産	151,406	7,190	1,017 (195)	3,323	154,255	62,760
2021 年度	土地	132,778	351	207 (14)	—	132,921	—
	建物	96,195	3,430	82 (17)	5,408	94,134	126,673 57.4
	リース資産	2,192	540	69 (-)	738	1,926	2,499 56.5
	建設仮勘定	2,173	668	0 (-)	—	2,841	—
	その他の有形固定資産	474	64	2 (-)	125	411	2,118 83.7
	合 計	233,814	5,055	362 (31)	6,272	232,234	131,291
	うち賃貸等不動産	154,255	2,481	16 (-)	3,391	153,329	66,024

(注) 「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を記載しています。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
不動産残高	231,146	229,897
営業用	64,980	64,838
賃貸用	166,166	165,058
賃貸用ビル保有数	126棟	125棟

【19】海外投融資の状況（一般勘定）

①資産別明細

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末		
	金額	占率	金額	占率	
外貨建資産	公社債	2,096,836	71.4	1,805,885	66.5
	株式	14,563	0.5	7,184	0.3
	現預金・その他	729,043	24.8	815,390	30.0
	小計	2,840,442	96.7	2,628,460	96.7
円貨額が確定した外貨建資産	公社債	—	—	—	—
	現預金・その他	38,007	1.3	38,209	1.4
	小計	38,007	1.3	38,209	1.4
円貨建資産	非居住者貸付	—	—	—	—
	外国公社債	56,275	1.9	46,403	1.7
	外国株式等	2,685	0.1	4,425	0.2
	その他	118	0.0	103	0.0
	小計	59,080	2.0	50,932	1.9
海外投融資	2,937,530	100.0	2,717,602	100.0	

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

②外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	2,052,403	72.3	2,078,206	79.1
ユーロ	254,253	9.0	193,215	7.4
豪ドル	207,169	7.3	178,068	6.8
英ポンド	189,258	6.7	109,895	4.2
加ドル	122,794	4.3	61,840	2.4
その他	14,563	0.5	7,233	0.3
合計	2,840,442	100.0	2,628,460	100.0

③地域別構成

(単位：百万円、%)

区分	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
2020年度末	北米	1,118,822	46.8	1,053,680	59.8	65,142	10.4	—	—
	ヨーロッパ	449,722	18.8	408,304	23.2	41,417	6.6	—	—
	オセアニア	79,145	3.3	79,145	4.5	—	—	—	—
	アジア	20,056	0.8	5,493	0.3	14,563	2.3	—	—
	中南米	521,424	21.8	15,651	0.9	505,772	80.7	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	199,583	8.4	199,583	11.3	—	—	—	—
	合計	2,388,754	100.0	1,761,858	100.0	626,896	100.0	—	—
2021年度末	北米	1,044,388	46.5	962,601	65.3	81,787	10.6	—	—
	ヨーロッパ	342,070	15.2	296,044	20.1	46,025	6.0	—	—
	オセアニア	75,355	3.4	75,355	5.1	—	—	—	—
	アジア	10,982	0.5	3,797	0.3	7,184	0.9	—	—
	中南米	652,193	29.0	14,520	1.0	637,672	82.5	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	121,642	5.4	121,642	8.3	—	—	—	—
	合計	2,246,632	100.0	1,473,961	100.0	772,670	100.0	—	—

【20】公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）（一般勘定）

(単位：百万円)

	区分	2020年度		2021年度	
		金額	金額	金額	金額
公共 債	国債		—		—
	地方債		—		—
	公社・公団債		21		10
	小計		21		10
貸付	政府関係機関		10		10
	公共団体・公企業		—		-
	小計		10		10
合計		31			20

(注) 国内向けの新規引受及び新規貸出実行額を対象としています。

【21】各種ローン金利（代表例）

2020年度				2021年度			
一般貸付標準金利 <長期プライムレート>		住宅ローン<全期間固定> 期間35年		一般貸付標準金利 <長期プライムレート>		住宅ローン<全期間固定> 期間35年	
日付	金利	日付	金利	日付	金利	日付	金利
4/10	1.10%		(※) 1.560%	4/8	1.00%		1.560%
5/8	1.05%		1.560%	5/10	1.00%		1.560%
6/9	1.05%		1.560%	6/9	1.00%		1.560%
7/9	1.05%		1.560%	7/8	1.00%		1.560%
8/13	1.00%		1.560%	8/10	1.00%		1.560%
9/9	1.00%		1.560%	9/9	1.00%		1.560%
10/8	1.00%		1.560%	10/7	1.00%		1.560%
11/10	1.00%		1.560%	11/9	1.00%		1.560%
12/9	1.00%		1.560%	12/10	1.00%		1.560%
1/7	1.00%		1.560%	1/11	1.00%		1.560%
2/9	1.00%		1.560%	2/10	1.10%		1.560%
3/10	1.00%		1.560%	3/10	1.10%		1.560%

(注) 住宅ローンは、保証料込みの金利です。

(※) 2019年7月29日

【22】その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類		取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
2020 年度	繰延資産	73	—	—	58	15	
	その他	594	64	48	—	610	
	合計	668	64	48	58	626	
2021 年度	繰延資産	73	—	—	60	13	
	その他	610	59	2	—	667	
	合計	684	59	2	60	680	

【23】保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	218	135
危険債権	2	12
三月以上延滞債権	1,452	1,232
貸付条件緩和債権	20	20
小計 (対合計比)	1,693 (0.06%)	1,400 (0.05%)
正常債権	2,792,626	2,714,508
合計	2,794,320	2,715,909

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権額0百万円、2021年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権額0百万円です。
2. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注2に掲げる債権を除く。)
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注2及び3に掲げる債権を除く。)
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注2から4に掲げる債権を除く。)
6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注2から5までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

【24】個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
繰入額	177	136
取崩額	188	177
純繰入額	△10	△41

(注) 上記取崩額については、目的使用によるものを除いています。

【25】元本補填契約のある信託にかかる貸出金の状況

該当ありません。

14 負債関係

【1】支払備金明細表

(単位：百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
保 險 金	死亡保険金	5,954
	災害保険金	64
	高度障害保険金	640
	満期保険金	245
	その他	1,764
	小計	8,669
年金	405	744
給付金	8,784	10,654
解約返戻金	1,203	1,134
保険金据置支払金	50	53
その他共計	20,727	22,375

【2】責任準備金明細表

(単位：百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個人保険 (一般勘定)	2,771,640
	(特別勘定)	2,771,458
		181
	個人年金保険 (一般勘定)	2,865,191
	(特別勘定)	2,865,191
		—
	団体保険 (一般勘定)	14,509
	(特別勘定)	14,509
		—
	団体年金保険 (一般勘定)	886,309
	(特別勘定)	886,309
		—
その他 (一般勘定)	4,444	4,521
	4,444	4,521
		—
小計 (一般勘定)	6,542,094	5,887,591
	6,541,913	5,887,409
	181	182
危険準備金	67,325	67,325
合計 (一般勘定)	6,609,420	5,954,916
	6,609,238	5,954,734
	181	182

【3】責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
保険料積立金	5,642,542	5,000,919
未経過保険料	899,552	886,671
払戻積立金	—	—
危険準備金	67,325	67,325
合計	6,609,420	5,954,916

【4】個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

区分		2020年度末	2021年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

【5】責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	11	4.00～5.50
1981年度～1985年度	15,691	1.00～6.00
1986年度～1990年度	72,902	1.00～6.00
1991年度～1995年度	233,277	1.00～5.75
1996年度～2000年度	305,301	1.75～2.75
2001年度～2005年度	270,821	1.50～2.00
2006年度～2010年度	315,259	1.10～1.50
2011年度	200,324	1.10～1.50
2012年度	554,659	1.10～1.50
2013年度	282,914	1.00
2014年度	482,529	1.00
2015年度	297,238	0.50～1.00
2016年度	331,156	0.50～1.00
2017年度	224,431	0.25～2.60
2018年度	435,428	0.25～3.10
2019年度	318,037	0.25～2.60
2020年度	329,837	0.25～1.10
2021年度	337,037	0.25～1.50

(注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く。）を記載しています。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

【6】特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）の該当はありません。

【7】契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区分		個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2020年度	当期首現在高	8,526	3,419	12,073	447	56	278	24,803
	利息による増加	0	0	0	—	0	—	1
	配当金支払による減少	714	588	10,952	428	4	265	12,954
	当期繰入額	203	143	11,550	428	0	247	12,574
	当期末現在高	8,017	2,974	12,671	448	52	260	24,425
2021年度	(7,271)	(2,460)	(78)	(—)	(—)	(33)	(—)	(9,843)
	当期首現在高	8,017	2,974	12,671	448	52	260	24,425
	利息による増加	0	0	0	—	0	—	1
	配当金支払による減少	610	462	11,376	429	1	243	13,123
	当期繰入額	211	134	11,565	433	1	226	12,572
当期末現在高		7,619	2,646	12,860	452	52	244	23,875
(6,832)		(2,132)	(76)	(—)	(—)	(32)	(—)	(9,074)

(注) 括弧内はうち積立配当金額です。

【8】引当金明細表

(単位：百万円)

区分	貸倒引当金		役員賞与 引当金	退職給付 引当金	価格変動 準備金
	一般貸倒 引当金	個別貸倒 引当金			
2020年度	当期首残高	1,511	188	93	19,996
	当期末残高	1,689	177	120	19,431
	当期増減(△)額	177	△10	27	△565
2021年度	当期首残高	1,689	177	120	19,431
	当期末残高	1,582	136	123	19,838
	当期増減(△)額	△106	△41	3	406

【9】特定海外債権引当勘定の状況

当社は、2020年度末、2021年度末とも対象債権額、純繰入額、引当残高について該当ありません。

【10】社債明細表

(単位：百万円、%)

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率	担保	償還期限
当社	第5回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付・適格機関投資家限分付分割制限少人数私募)	2017年 12月22日	37,000	37,000	0.64	なし	2027年 12月22日
合計	-	-	37,000	37,000	-	-	-

(注) 第5回期限前償還条項付無担保社債の利率は2017年12月22日の翌日から2022年12月22日までの年率。2022年12月22日の翌日以降は、基準金利に2.00%を加算したものとしています。

【11】借入金等明細表

(単位：百万円、%)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,040	1,148	1.70	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	63,000	63,000	1.08	2027年度 ～2048年度
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,944	2,026	1.73	2023年度 ～2028年度
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	65,985	66,174	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 借入金等残存期間別残高は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合計
2020 年度末	長期借入金	-	-	13,000	-	50,000	63,000
	リース債務	1,040	1,451	293	199	-	2,985
	その他有利子負債	-	-	-	-	-	-
2021 年度末	長期借入金	-	-	13,000	-	50,000	63,000
	リース債務	1,148	1,076	657	293	-	3,174
	その他有利子負債	-	-	-	-	-	-

15 資本関係

【1】資本金等明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	62,500	—	—	62,500	
うち既発行株式	(普通株式)	(2,500,000株)	(-)	(2,500,000株)	
		62,500	—	62,500	
	計	62,500	—	62,500	
資本剰余金	(資本準備金)	62,500	—	62,500	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	
	計	62,500	—	62,500	

【2】資本金の推移

年月日	増(減) 資額	増(減) 資後資本金	摘要
2003年 4月 1 日	37,500百万円	37,500百万円	相互会社から株式会社への組織変更
2009年 3月27日	25,000百万円	62,500百万円	株主割当による新株の発行

16 保険事業関係収支

16

保険事業関係収支

【1】保険料明細表

① 払方別保険料明細表

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
個人保険 (うち一時払) (うち年払) (うち半年払) (うち月払)	471,616 7,174 1,616 230 462,594	458,665 7,886 1,082 198 449,498
個人年金保険 (うち一時払) (うち年払) (うち半年払) (うち月払)	36,023 1,055 — — 34,967	32,470 708 0 — 31,761
団体保険	27,548	26,903
団体年金保険	83,212	78,819
その他共計	619,493	597,896

② 収入年度別保険料明細表

(単位：百万円、%)

区分	2020年度	2021年度
個人保険 個人年金保険	初年度保険料	86,989
	次年度以降保険料	420,649
	小 計	507,639
団体保険	初年度保険料	121
	次年度以降保険料	27,427
	小 計	27,548
団体年金保険	初年度保険料	16
	次年度以降保険料	83,196
	小 計	83,212
その他共計	初年度保険料	87,146
	次年度以降保険料	532,347
	合 計 (増加率)	619,493 (4.4)

【2】保険金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
2020年度	死亡保険金	20,758	581	11,315	—	—	0 32,656
	災害保険金	250	—	25	—	8	— 284
	高度障害保険金	736	5	874	—	—	— 1,615
	満期保険金	133,730	—	—	34,044	—	— 167,774
	その他	6,312	17	419	—	—	— 6,748
	合 計	161,788	603	12,634	34,044	8	0 209,080
2021年度	死亡保険金	20,449	336	10,476	—	—	0 31,263
	災害保険金	260	—	52	—	—	— 312
	高度障害保険金	586	9	664	—	—	— 1,260
	満期保険金	160,129	—	—	16,276	—	— 176,405
	その他	6,572	2	378	—	—	— 6,952
	合 計	187,997	348	11,572	16,276	—	0 216,194

【3】年金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
2020年度	—	162,938	360	23,884	63	—	187,245
2021年度	—	180,659	357	24,065	61	—	205,145

【4】給付金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
2020年度	死亡給付金	2,120	10,887	5	—	3	—
	入院給付金	15,320	117	10	—	—	70
	手術給付金	7,582	113	—	—	—	7,696
	障害給付金	26	—	2	—	—	28
	生存給付金	10,558	—	—	48	—	10,606
	その他	1,302	46	7	26,215	—	27,571
合 計		36,910	11,164	26	26,215	51	74,438
2021年度	死亡給付金	2,620	11,532	5	—	7	—
	入院給付金	17,114	99	8	—	—	74
	手術給付金	7,456	101	—	—	—	7,557
	障害給付金	22	—	1	—	—	24
	生存給付金	10,455	—	—	—	51	—
	その他	1,380	49	5	25,393	—	0
合 計		39,050	11,781	21	25,393	59	76,380

【5】解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金 保険	団体保険	団体年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合計
2020年度	25,453	24,352	65	15,161	279	—	65,312
2021年度	32,730	26,211	1	42,514	172	—	101,631

17 資産運用関係収支

【1】資産運用収益明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
利息及び配当金等収入	144,708	151,836
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	16,053	9,317
有価証券償還益	—	417
金融派生商品収益	—	—
為替差益	4,228	12,616
貸倒引当金戻入額	—	147
その他運用収益	249	29
合 計	165,239	174,365

【2】資産運用費用明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
支払利息	1,008	1,035
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	19,175	15,106
有価証券評価損	2,326	974
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	16,820	12,448
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	166	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	3,615	3,689
その他運用費用	3,805	3,710
合 計	46,919	36,965

【3】資産運用関係収支（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
合 計	118,320	137,400

【4】利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
預貯金利息	21	15
有価証券利息・配当金	119,154	126,609
うち公社債利息	47,199	49,015
うち株式配当金	9,167	13,341
うち外国証券利息配当金	56,264	57,822
貸付金利息	10,195	9,735
不動産賃料	10,513	10,767
その他共計	144,708	151,836

【5】有価証券売却益明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
国債等債券	8,711	2,306
株式等	729	3,097
外国証券	6,611	3,913
その他共計	16,053	9,317

【6】有価証券売却損明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
国債等債券	2,239	4,569
株式等	28	1,013
外国証券	16,907	9,524
その他共計	19,175	15,106

【7】有価証券評価損明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
国債等債券	2,093	－
株式等	232	36
外国証券	－	937
その他共計	2,326	974

【8】貸付金償却額

当社は、2020年度末、2021年度末とも該当はありません。

【9】固定資産等処分益明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
有形固定資産	1,186	254
土地	754	287
建物	432	△33
リース資産	—	—
その他	—	—
無形固定資産	—	—
その他	—	—
合 計	1,186	254
うち賃貸等不動産	534	—

【10】固定資産等処分損明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
有形固定資産	355	104
土地	197	—
建物	153	30
リース資産	1	70
その他	3	3
無形固定資産	1	44
その他	0	—
合 計	357	148
うち賃貸等不動産	196	—

【11】賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率 (%)
2020年度	有形固定資産	139,307	3,608	72,462	66,844
	建物	139,197	3,601	72,373	66,823
	その他の有形固定資産	110	6	89	20
	無形固定資産	66	3	31	34
	その他	61	3	47	13
合 計		139,435	3,615	72,542	66,893
2021年度	有形固定資産	140,971	3,683	75,837	65,134
	建物	140,861	3,676	75,742	65,118
	その他の有形固定資産	109	7	94	15
	無形固定資産	66	3	35	31
	その他	61	1	49	11
合 計		141,099	3,689	75,921	65,177

18 その他収支

【1】減価償却費明細表

(単位：百万円)

区分		取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率(%)
2020年度	有形固定資産	85,793	2,541	53,775	32,017	62.7
	建物	79,159	1,703	49,788	29,371	62.9
	リース資産	4,214	701	2,021	2,192	48.0
	その他の有形固定資産	2,418	136	1,965	453	81.3
	無形固定資産	26,500	4,407	15,955	10,545	60.2
	その他	12	0	10	2	83.8
合 計		112,306	6,949	69,740	42,565	62.1
2021年度	有形固定資産	86,791	2,588	55,453	31,337	63.9
	建物	79,946	1,732	50,930	29,015	63.7
	リース資産	4,425	738	2,499	1,926	56.5
	その他の有形固定資産	2,419	117	2,023	395	83.6
	無形固定資産	24,933	3,952	14,483	10,449	58.1
	その他	12	0	10	1	87.4
合 計		111,736	6,541	69,948	41,788	62.6

【2】事業費明細表

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
営業活動費	24,614	25,748
営業管理費	7,896	9,183
一般管理費	43,998	45,743
合 計	76,509	80,675

(注) 一般管理費のうち、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金は、2020年度618百万円、2021年度577百万円です。

【3】税金明細表

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度
国税	4,743	4,863
消費税	4,277	4,407
地方法人特別税	△0	—
特別法人事業税	380	368
印紙税	83	84
登録免許税	—	4
その他の国税	3	0
地方税	3,204	3,192
地方消費税	1,200	1,239
法人事業税	1,310	1,267
固定資産税	573	567
不動産取得税	—	0
事業所税	117	117
その他の地方税	1	0
合 計	7,947	8,056

【4】リース取引

〈リース取引（借主側）〉

〔通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引〕

該当ありません。

19 有価証券等の時価情報（一般勘定）

【1】有価証券の時価情報（一般勘定）

①売買目的有価証券の評価損益

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高及び当期の損益に含まれた評価損益はありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益	差益		差損
2020年度末	満期保有目的の債券	536,968	633,398	96,429	97,374	945
	公社債	435,160	530,247	95,086	95,752	665
	外国公社債	3,601	3,647	45	45	0
	買入金銭債権	98,207	99,503	1,296	1,575	279
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,687,099	1,844,071	156,971	172,519	15,548
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	その他有価証券	3,672,327	4,028,058	355,731	382,143	26,411
	公社債	1,071,996	1,109,322	37,325	47,562	10,236
	株式	323,737	455,198	131,461	134,010	2,549
	外国証券	2,170,090	2,324,424	154,333	167,913	13,580
	公社債	1,630,122	1,713,280	83,157	94,476	11,319
	株式等	539,967	611,143	71,176	73,437	2,261
	その他の証券	78,511	109,580	31,069	31,088	19
	買入金銭債権	27,991	29,533	1,541	1,567	26
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—
	合 計	5,896,396	6,505,528	609,131	652,037	42,905
	公社債	3,149,280	3,435,795	286,514	312,482	25,967
	株式	323,737	455,198	131,461	134,010	2,549
	外国証券	2,218,668	2,375,916	157,248	171,312	14,063
	公社債	1,678,700	1,764,773	86,072	97,875	11,802
	株式等	539,967	611,143	71,176	73,437	2,261
	その他の証券	78,511	109,580	31,069	31,088	19
	買入金銭債権	126,198	129,036	2,837	3,143	305
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益	差益		差損
2021年度末	満期保有目的の債券	562,610	633,143	70,533	77,314	6,781
	公社債	447,339	519,531	72,192	76,286	4,093
	外国公社債	28,928	27,271	△1,657	0	1,657
	買入金銭債権	86,342	86,340	△2	1,028	1,030
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,723,871	1,812,315	88,444	130,860	42,415
	子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
	その他有価証券	3,315,225	3,577,211	261,985	330,136	68,151
	公社債	841,617	856,792	15,174	30,917	15,743
	株式	312,894	423,530	110,635	117,038	6,402
	外国証券	2,052,494	2,161,368	108,873	154,543	45,670
	公社債	1,386,555	1,397,098	10,543	45,741	35,198
	株式等	665,939	764,269	98,329	108,802	10,472
	その他の証券	81,487	107,342	25,854	26,140	285
	買入金銭債権	26,731	28,178	1,446	1,496	49
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—
	合 計	5,601,707	6,022,670	420,963	538,311	117,347
	公社債	2,964,893	3,140,648	175,755	237,170	61,415
	株式	312,894	423,530	110,635	117,038	6,402
	外国証券	2,129,358	2,236,630	107,272	155,437	48,164
	公社債	1,463,418	1,472,360	8,942	46,635	37,692
	株式等	665,939	764,269	98,329	108,802	10,472
	その他の証券	81,487	107,342	25,854	26,140	285
	買入金銭債権	113,074	114,518	1,444	2,524	1,079
	譲渡性預金	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いています。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	2020年度末			2021年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	440,096	537,470	97,374	407,509	484,824	77,314
公社債	391,525	487,277	95,752	386,672	462,959	76,286
外国証券	2,058	2,104	45	932	933	0
買入金銭債権	46,512	48,088	1,575	19,903	20,931	1,028
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	96,872	95,927	△945	155,100	148,319	△6,781
公社債	43,634	42,969	△665	60,666	56,572	△4,093
外国証券	1,543	1,543	△0	27,995	26,338	△1,657
買入金銭債権	51,694	51,415	△279	66,438	65,408	△1,030
その他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区分	2020年度末			2021年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	1,162,977	1,335,497	172,519	1,053,507	1,184,367	130,860
公社債	1,126,045	1,295,212	169,167	1,022,736	1,152,703	129,966
外国証券	36,932	40,284	3,352	30,771	31,664	893
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	524,121	508,573	△15,548	670,363	627,948	△42,415
公社債	516,078	501,013	△15,064	653,199	611,621	△41,577
外国証券	8,043	7,560	△483	17,163	16,326	△837
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

○その他有価証券

(単位：百万円)

区分	2020年度末			2021年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	2,846,942	3,229,085	382,143	2,054,604	2,384,741	330,136
公社債	798,715	846,277	47,562	532,133	563,051	30,917
株式	285,020	419,030	134,010	244,615	361,654	117,038
外国証券	1,671,785	1,839,699	167,913	1,185,653	1,340,197	154,543
その他の証券	68,071	99,159	31,088	70,986	97,126	26,140
買入金銭債権	23,349	24,917	1,567	21,216	22,712	1,496
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	825,385	798,973	△26,411	1,260,620	1,192,469	△68,151
公社債	273,281	263,044	△10,236	309,484	293,740	△15,743
株式	38,717	36,167	△2,549	68,279	61,876	△6,402
外国証券	498,304	484,724	△13,580	866,841	821,171	△45,670
その他の証券	10,440	10,420	△19	10,500	10,215	△285
買入金銭債権	4,641	4,615	△26	5,515	5,465	△49
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

- ・市場価格のない株式等および組合等の帳簿価格は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
子会社・関連会社株式	6,634	6,634
その他有価証券	33,521	31,503
非上場国内株式	8,605	3,832
非上場外国株式	11,309	6,076
その他	13,606	21,594
合 計	40,155	38,138

責任準備金対応債券について当社では、アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針を立て、管理しています。

このような運用方針を踏まえ、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としています。

- 一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分、無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険等を除くすべての保険契約
- 一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険については、通貨別にすべての保険契約
- 団体年金保険資産区分についてはすべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約
- 一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約
- 利率変動型一時払保険資産区分については、すべての保険契約

- ・市場価格のない株式等および組合等について為替等を評価したものを含めた有価証券の時価情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益		差益	差損
			差益	差損		
満期保有目的の債券	536,968	633,398	96,429	97,374	945	
公社債	435,160	530,247	95,086	95,752	665	
外国公社債	3,601	3,647	45	45	0	
買入金銭債権	98,207	99,503	1,296	1,575	279	
譲渡性預金	—	—	—	—	—	
責任準備金対応債券	1,687,099	1,844,071	156,971	172,519	15,548	
子会社・関連会社株式	6,634	6,685	51	58	7	
その他有価証券	3,705,848	4,064,573	358,724	385,210	26,486	
公社債	1,071,996	1,109,322	37,325	47,562	10,236	
株式	332,342	463,803	131,461	134,010	2,549	
外国証券	2,182,598	2,339,276	156,678	170,332	13,654	
公社債	1,630,122	1,713,280	83,157	94,476	11,319	
株式等	552,475	625,995	73,520	75,855	2,335	
その他の証券	90,919	122,638	31,718	31,737	19	
買入金銭債権	27,991	29,533	1,541	1,567	26	
譲渡性預金	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	
合 計	5,936,551	6,548,728	612,176	655,163	42,986	
公社債	3,149,280	3,435,795	286,514	312,482	25,967	
株式	338,076	469,537	131,461	134,010	2,549	
外国証券	2,232,076	2,391,720	159,644	173,789	14,144	
公社債	1,678,700	1,764,773	86,072	97,875	11,802	
株式等	553,375	626,947	73,571	75,914	2,342	
その他の証券	90,919	122,638	31,718	31,737	19	
買入金銭債権	126,198	129,036	2,837	3,143	305	
譲渡性預金	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
2021年度末	満期保有目的の債券	562,610	633,143	70,533	77,314
	公社債	447,339	519,531	72,192	76,286
	外国公社債	28,928	27,271	△1,657	0
	買入金銭債権	86,342	86,340	△2	1,028
	譲渡性預金	—	—	—	—
	責任準備金対応債券	1,723,871	1,812,315	88,444	130,860
	子会社・関連会社株式	6,634	6,604	△30	30
	その他有価証券	3,346,729	3,609,867	263,138	331,299
	公社債	841,617	856,792	15,174	30,917
	株式	316,727	427,363	110,635	117,038
	外国証券	2,059,590	2,168,868	109,278	154,957
	公社債	1,386,555	1,397,098	10,543	45,741
	株式等	673,035	771,770	98,734	109,216
	その他の証券	102,062	128,665	26,603	26,888
	買入金銭債権	26,731	28,178	1,446	1,496
	譲渡性預金	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合 計		5,639,845	6,061,931	422,086	539,473
公社債		2,964,893	3,140,648	175,755	237,170
株式		322,461	433,097	110,635	117,038
外国証券		2,137,354	2,245,001	107,646	155,851
公社債		1,463,418	1,472,360	8,942	46,635
株式等		673,936	772,640	98,704	109,216
その他の証券		102,062	128,665	26,603	26,888
買入金銭債権		113,074	114,518	1,444	2,524
譲渡性預金		—	—	—	—
その他		—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

【2】金銭の信託の時価情報（一般勘定）

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

【3】土地等の時価情報（一般勘定）

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損
2020年度末	土地	132,778	195,375	62,597	69,739
	借地権	156	114	△42	—
	合 計	132,934	195,489	62,555	69,739
2021年度末	土地	132,921	196,350	63,428	70,319
	借地権	156	116	△39	—
	合 計	133,077	196,466	63,388	70,319

(注) 時価は、原則として鑑定評価額（重要度の低い物件等については公示価格等）をもとに算出しています。

【4】デリバティブ取引の時価情報 （一般勘定）

<定性的情報>

①取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は主に次のとおりです。

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、
通貨スワップ取引

金利関連：金利スワップ取引

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、個別株式オプション取引、先渡取引

債券関連：個別円建債券オプション取引、外国債券先物取引

②取組方針・利用目的

当社では、資産の安定的運用を目的として、保有現物資産とリンクしたリスクのヘッジ目的の活用を基本としています。取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等を事前に設定し、利用目的及び取引の許容範囲を明確にしています。

ただし、リスクの特定及び管理が可能なデリバティブ取引については、年度運用計画と整合性のあるものに限り、事前に取引枠を設定する等取引の許容範囲を明確にしたうえで、ヘッジ目的以外で取り組むことができることとしています。

一方、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、手続き、有効性評価の方法及び指定方法等を規程として明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約及び通貨スワップ、国内・外国株式、国内・外国上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っています。なお、デリバティブ取引以外の取引でヘッジ会計の適用対象としているものとして、国内・外国株式をヘッジ対象とし、信用取引をヘッジ手段とする取引（時価ヘッジ処理）があります。

③リスクの内容

当社が取り組むデリバティブ取引は、現物資産と同様に市場リスク（金利・株価・為替等市場環境の変化によりデリバティブ取引の価値が減少し損失を被るリスク）や信用リスク（デリバティブ取引の相手先が倒産等により契約不履行に陥り損失を被るリスク）が存在します。

④リスク管理体制

デリバティブ取引の市場リスク管理につきましては、

a. 取引目的を明確化し、限定された範囲で取組みを行うこと

b. 相互牽制が機能する組織体制とすること

c. 経営陣への定期的な報告を行うこと

などを基本としています。つまり、取引に際しては事前に取引内容、ヘッジ対象、取引枠等を設定し、取引後も管理部門によるポジションチェックを行い、また「リスク統括委員会」への定期的な報告を行なう体制としています。

信用リスク管理につきましても、取引先等の審査や取引先ごとに取引枠を設定する等リスクの回避・分散に努めています。

組織面においては、リスク管理部門を投融資執行部門から独立した組織として別途設置しているほか、「リスク統括委員会」の下部組織である「運用リスク専門委員会」において、リスクの把握・分析、リスク管理対策の検討等を行っています。さらに、投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部による監査の実施など、内部牽制が働く体制としています。

⑤定量的情報に関する補足説明

デリバティブ取引の想定元本額及び契約額は、名目的なものであり、金額そのものが信用リスク量を示すものではありません。

また、デリバティブ取引の信用リスクとは、取引相手先が契約不履行な状態となった場合、同一の取引を市場にて再構築するために負担するコストに、将来の相場変動による潜在的なリスクを加えたものです。

なお、当社では、信用リスク（＝与信相当額）を算出するにあたり、カレントエクスポート方式を採用しています。

<デリバティブ取引の与信相当額（一般勘定）>

(単位：百万円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	契約金額・想定元本額	与信相当額	契約金額・想定元本額	与信相当額
金利スワップ	26,199	622	21,804	351
通貨関連	2,211,088	21,784	1,861,548	21,471
株式関連	8,885	729	—	—
債券関連	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,246,173	23,135	1,883,352	21,822

(注) 与信相当額の算出については、カレントエクスポート方式を採用しています。

(ただし、ネットティング〈取引先ごとに契約したすべてのデリバティブ取引の時価評価額を相殺〉を行っていません。)

<定量的情報>

①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位：百万円)

区分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
2020 年度末	ヘッジ会計適用分	511	△56,142	49	—	—
	ヘッジ会計非適用分	—	△1,537	—	—	△1,537
	合 計	511	△57,680	49	—	△57,119
2021 年度末	ヘッジ会計適用分	262	△91,990	—	—	△91,727
	ヘッジ会計非適用分	—	△3,317	—	—	△3,317
	合 計	262	△95,308	—	—	△95,045

(注) 1. ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2020年度末：通貨関連△56,142百万円、株式関連49百万円、2021年度末：通貨関連△91,990百万円）、及びヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上されています。

2. 為替予約等により決済時における円貨額が確定しており、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等に係る当該為替予約等は、開示の対象より除いています。

②ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

○通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2020年度末			2021年度末				
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売 建	117,125	—	△1,713	△1,713	70,151	—	△3,321	△3,321
	(うち米ドル)	42,196	—	△1,376	△1,376	63,479	—	△3,113	△3,113
	(うちユーロ)	15,576	—	△78	△78	2,506	—	△87	△87
	(うち英ポンド)	24,961	—	△173	△173	2,139	—	△41	△41
	(うち豪ドル)	32,905	—	△81	△81	1,398	—	△55	△55
	(うち加ドル)	1,485	—	△2	△2	627	—	△23	△23
	買 建	20,421	—	175	175	681	—	3	3
	(うちユーロ)	—	—	—	—	679	—	3	3
	(うち米ドル)	20,421	—	175	175	1	—	△0	△0
合 計		—	—	—	△1,537	—	—	—	△3,317

(注) 1. 各年度末の為替予約の評価は、主に先渡価格を考慮しています。

2. 為替予約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○株式関連

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

○債券関連

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

○その他

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

③ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	26,199	22,199	511
合 計		—	—	—	511

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2021年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	貸付金	21,804	17,804	262
合 計		—	—	—	262

【ご参考】金利スワップ残存期間別想定元本残高

(単位：百万円)

区分	2020年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合 計
固定金利受取／変動金利支払 (平均受取金利) (平均支払金利)	4,000 0.65% 0.09%	6,780 0.62% $\triangle 0.02\%$	15,419 0.90% 0.31%	— — —	— — —	— — —	26,199 0.79% 0.19%

(単位：百万円)

区分	2021年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合 計
固定金利受取／変動金利支払 (平均受取金利) (平均支払金利)	4,000 0.47% $\triangle 0.04\%$	16,716 0.90% 0.26%	1,088 0.80% 0.27%	— — —	— — —	— — —	21,804 0.82% 0.20%

○通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建資産			
	売 建		1,889,275	—	△56,633
	(うち米ドル)		1,350,801	—	△43,939
	(うちユーロ)		212,093	—	△2,884
	(うち豪ドル)		111,347	—	△4,021
	(うち英ポンド)		127,953	—	△2,320
	(うち加ドル)		87,079	—	△3,467
	買 建		146,328	—	491
	(うち米ドル)		72,910	—	152
	(うち豪ドル)		30,965	—	78
	(うち英ポンド)		30,708	—	193
	(うちユーロ)		11,745	—	67
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建貸付金	37,937	37,937	—
	(うち米ドル)		37,937	37,937	—
合 計		—	—	—	△56,142

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2021年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建資産			
	売 建		1,739,769	—	△91,832
	(うち米ドル)		1,409,539	—	△68,949
	(うちユーロ)		151,116	—	△7,837
	(うち豪ドル)		84,770	—	△9,931
	(うち英ポンド)		56,698	—	△2,087
	(うち加ドル)		37,645	—	△3,026
	買 建		13,008	—	△158
	(うち米ドル)		13,008	—	△158
	(うち豪ドル)		—	—	—
	(うち英ポンド)		—	—	—
	(うちユーロ)		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建貸付金	37,937	37,937	—
	(うち米ドル)		37,937	37,937	—
合 計		—	—	—	△91,990

(注) 1. 各年度末の為替予約の評価は、主に先渡價格を考慮しています。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しています。

3. 為替予約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○株式関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2020年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	先渡契約	国内株式			
	売 建		8,885	—	49
合 計		—	—	—	49

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2021年度末		
			契約額等	うち1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	先渡契約	国内株式			
	売 建		—	—	—
合 計		—	—	—	—

(注) 先渡契約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○債券関連

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

○その他

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

④ヘッジ会計適用分・非適用分の合算値

○金利関連

(単位：百万円)

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ 固定金利受取／変動金利支払	26,199	22,199	511	511	21,804	17,804	262	262
	合 計	—	—	—	511	—	—	—	262

(注) 金利スワップの「時価」欄には、差損益を記載しています。

○通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約 売 建 (うち米ドル) (うちユーロ) (うち豪ドル) (うち英ポンド) (うち加ドル)	2,006,400 1,392,997 227,669 144,253 152,914 88,565	— — — — — —	△58,347 △45,316 △2,963 △4,102 △2,494 △3,469	△58,347 △45,316 △2,963 △4,102 △2,494 △3,469	1,809,921 1,473,019 153,623 86,169 58,837 38,272	— — — — — —	△95,153 △72,062 △7,925 △9,987 △2,129 △3,049	△95,153 △72,062 △7,925 △9,987 △2,129 △3,049
	買 建 (うち米ドル) (うちユーロ) (うち豪ドル) (うち英ポンド)	166,750 93,331 11,745 30,965 30,708	— — — — —	666 328 67 78 193	666 328 67 78 193	13,689 13,009 679 — —	— — — — —	△154 △158 3 — —	△154 △158 3 — —
	合 計	—	—	—	△57,680	—	—	—	△95,308

(注) 1. 各年度末の為替予約の評価は、主に先渡價格を考慮しています。
 2. 為替予約等により決済時における円貨額が確定しており、貸借対照表において当該円貨額で表示されている外貨建金銭債権債務等に係る当該為替予約等は、開示の対象より除いています。
 3. 為替予約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○株式関連

(単位：百万円)

区分	種類	2020年度末				2021年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	先渡契約 売 建	8,885	—	49	49	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	49	—	—	—	—

(注) 先渡契約の「時価」欄には、差損益を記載しています。

○債券関連

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

○その他

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

20 特別勘定に関する指標等

【1】特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
	金額	金額
個人変額保険	181	183
個人変額年金保険	—	—
団体年金保険	—	—
特別勘定計	181	183

【2】個人変額保険（特別勘定）の状況

①保有契約高

(単位：件、百万円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険（有期型）	—	—	—	—
変額保険（終身型）	426	805	413	784
合 計	426	805	413	784

②個人変額保険特別勘定資産の運用の経過

<運用環境>

- ・国内債券市場：国内長期金利は、年度始から米国長期金利の低下や日銀による金融緩和政策の影響などから低下基調で推移しましたが、12月から米国長期金利の上昇を受けて上昇に転じました。
- ・国内株式市場：TOPIXは、緊急事態宣言等の発令に伴う経済活動抑制の影響から年度始から下落基調で推移しました。新型コロナウイルスの新規感染者数の減少等により、年度中ごろには一時的に上昇する場面もありましたが、その後はオミクロン株による感染再拡大、ロシアによるウクライナ侵攻等により下落しました。
- ・海外債券市場：米国長期金利は、年度前半はFBIの金融緩和政策や米国内でのデルタ株の感染拡大により低下基調で推移しましたが、年度後半は経済再開による雇用の回復や物価の上昇を受け、FBIの金融緩和政策縮小の可能性が高まり、金利は上昇に転じました。
- ・海外株式市場：S&P500は、米国政府による大規模経済対策とワクチン接種の進捗により、個人消費や企業業績が改善したため上昇基調で推移しましたが、年度末にかけてはロシアによるウクライナ侵攻や米国長期金利の上昇等により下落しました。
- ・為替市場：ドル円およびユーロ円は、年度前半は横ばい圏で推移し、年度後半は経済再開の状況や内外金利差拡大等により円安基調で推移しました。

【3】年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区分	2020年度末		2021年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	4	2.6	4	2.6
有価証券	175	96.4	177	96.6
公社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	175	96.4	177	96.6
貸付金	—	—	—	—
その他	1	1.0	1	0.7
貸倒引当金	—	—	—	—
合 計	181	100.0	183	100.0

【4】個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区分	2020年度		2021年度	
	金額		金額	
利息配当金等収入	9		10	
有価証券売却益	—		—	
有価証券償還益	—		—	
有価証券評価益	62		64	
為替差益	—		—	
金融派生商品収益	—		—	
その他の収益	—		—	
有価証券売却損	—		—	
有価証券償還損	—		—	
有価証券評価損	27		62	
為替差損	—		—	
金融派生商品費用	—		—	
その他の費用	—		—	
収支差額	44		12	

【5】個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区分	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	175	34	177	2

②金銭の信託の時価情報

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

③個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

【6】個人変額年金保険（特別勘定）の状況

当社は、2020年度末、2021年度末とも残高はありません。

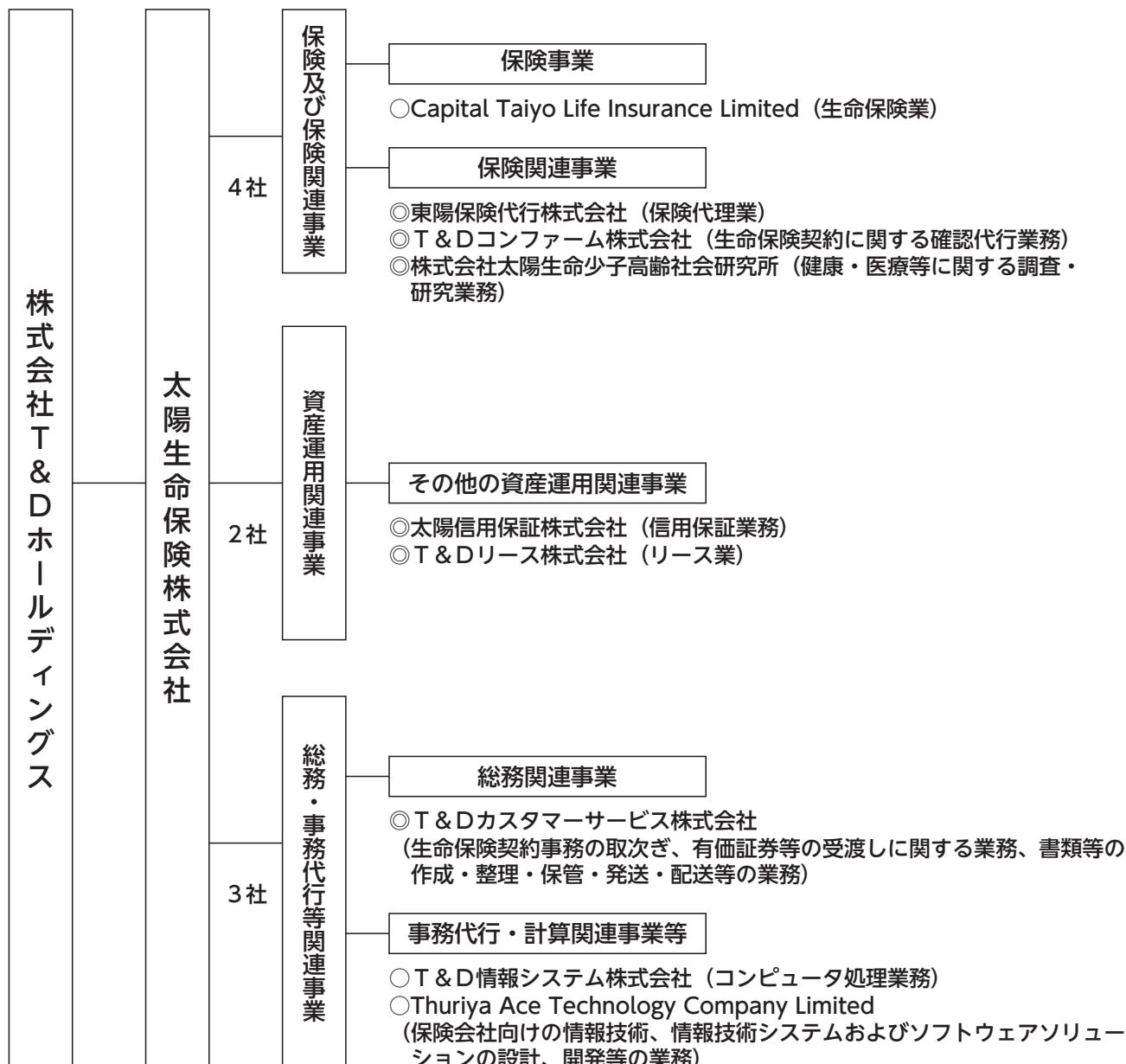
21 保険会社及びその子会社等の状況

A. 保険会社及びその子会社等の概況

【1】 主要な事業の内容及び組織の構成

(2022年3月31日現在)

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、完全親会社である株式会社T&Dホールディングスの下、当社、子会社6社及び関連会社3社により構成されており、事業内容及び各事業部門における当社と関係会社の位置づけは以下のとおりです。



(注) ◎印は連結子会社、○印は持分法適用関連会社を示しています。

【2】子会社等に関する事項

(2022年3月31日現在)

①子会社

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	総株主の議決権に占める当社の保有議決権割合	総株主の議決権に占める当社子会社等の保有議決権割合
東陽保険代行株式会社	東京都北区赤羽2-17-4	70百万円	保険代理業	1971年6月4日	100.0%	—
太陽信用保証株式会社	東京都豊島区南池袋2-49-4	50百万円	信用保証業務	1981年4月1日	100.0%	—
T&Dコンファーム株式会社	東京都北区赤羽2-17-4	30百万円	生命保険契約に関する確認代行業務	1991年7月5日	100.0%	—
株式会社太陽生命少子高齢社会研究所	東京都中央区日本橋2-11-2	20百万円	健康・医療等に関する調査・研究業務	2020年4月1日	100.0%	—
T&Dリース株式会社	東京都港区港南2-16-2	150百万円	リース業	1966年9月5日	88.4%	—
T&Dカスタマーサービス株式会社	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-18	10百万円	生命保険契約事務の取次ぎ、有価証券等の受渡しに関する業務、書類等の作成・整理・保管・発送・配送等の業務	1984年4月2日	60.0%	—

②子法人等

該当ありません。

③関連法人等

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	総株主の議決権に占める当社の保有議決権割合	総株主の議決権に占める当社子会社等の保有議決権割合
T&D情報システム株式会社	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-18	300百万円	コンピュータ処理業務	1999年7月15日	50.0%	—
Thuriya Ace Technology Company Limited	Building18, 8th Floor, Myanmar ICT Park, Hlaing Campus, Hlaing Township, Yangon, Myanmar	2,351百万チャット	保険会社向けの情報技術、情報技術システムおよびソフトウェアソリューションの設計、開発等の業務	2017年2月1日	49.0%	—
Capital Taiyo Life Insurance Limited	No.7, Pyay Road Hlaing Township Yangon, Myanmar	9,230百万チャット	生命保険業	2012年10月12日	35.0%	—

(注) 保険業法、保険業法施行令に規定する「子会社」「子法人等」及び「関連法人等」を記載しています。

B. 保険会社及びその子会社等の主要な業務

【1】直近事業年度における事業の概況

会社名	事業内容
東陽保険代行株式会社	保険代理店として、主にT&D保険グループ従業員等を対象に生命保険、損害保険、ペット保険を販売しています。 2021年度の営業収益は239百万円（前年比85.5%）、経常利益は55百万円（前年比66.1%）、当期純利益は34百万円（前年比70.2%）となりました。
太陽信用保証株式会社	太陽生命が取り扱うアパートローンを中心とした個人向け住宅ローンの信用保証業を営んでいます。 2021年度の営業収益は307百万円（前年比97.2%）、経常利益は182百万円（前年比128.5%）、当期純利益は118百万円（前年比129.7%）となりました。
T&Dコンファーム株式会社	T&D保険グループの生命保険契約に係る確認業務（契約確認・健康確認・支払確認）などを受託しています。 2021年度の営業収益は284百万円（前年比108.0%）、経常利益は7百万円、当期純利益は4百万円となりました。
株式会社太陽生命少子高齢社会研究所	健康・医療等に関する専門的な調査・研究を実施しています。 2021年度の営業収益は74百万円（前年比91.1%）、経常利益は13百万円（前年比106.7%）、当期純利益は9百万円（前年比106.9%）となりました。
T&Dリース株式会社	LPガス販売事業者へのガスマーティーのリースをコア事業分野としてリース業を営んでいます。 2021年度の営業収益は20,102百万円（前年比102.8%）、経常利益は309百万円（前年比40.8%）、当期純利益は211百万円（前年比38.9%）となりました。
T&Dカスタマーサービス株式会社	T&D保険グループの事務を担当する会社として、生命保険事務の取次ぎ、有価証券の受渡しに関する業務などを行っています。 2021年度の営業収益は599百万円（前年比97.0%）、経常利益は17百万円（前年比92.6%）、当期純利益は11百万円（前年比92.6%）となりました。
T&D情報システム株式会社	T&D保険グループのIT戦略会社として、システム開発から構築・運用まで、幅広く手がけています。 2021年度の営業収益は24,177百万円（前年比113.9%）、経常利益は69百万円（前年比143.2%）、当期純利益は45百万円（前年比144.1%）となりました。
Thuriya Ace Technology Company Limited	ミャンマーにおいて、現地保険会社向けのシステム開発・販売業務を行っています。 営業収益は43百万円（前年比77.5%）、当期純利益は16百万円（前年比132.3%）となりました。 (※) ※当社の2021年度連結決算に計上している2021年3月から2022年2月までの実績
Capital Taiyo Life Insurance Limited	ミャンマーにおいて、生命保険業を行っています。 保険料等収入は167百万円、当期純損失は30百万円となりました。 (※) ※当社の2021年度連結決算に計上している2021年1月から2021年12月までの実績

【2】主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
経常収益	755,465	934,759	820,434	816,357	1,459,052
経常利益（△は経常損失）	63,409	54,796	37,006	32,487	△86,288
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は親会社株主に帰属する当期純損失)	30,756	25,857	15,758	10,782	△74,016
包括利益	47,618	19,507	△9,600	148,203	△143,440

(単位：百万円)

項目	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)	2020年度 (2021年3月31日現在)	2021年度 (2022年3月31日現在)
総資産	7,265,970	7,457,447	7,710,136	8,283,154	7,747,156
連結ソルベンシー・マージン比率	842.6%	857.1%	812.5%	859.5%	741.2%

C. 保険会社及びその子会社等の財産の状況

【1】連結貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	年度	2020年度 (2021年3月31日現在)		2021年度 (2022年3月31日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)					
現金及び預貯金		412,122	5.0	399,199	5.2
コールローン		40,000	0.5	—	—
買入金銭債権		127,740	1.5	113,520	1.5
有価証券		6,164,096	74.4	5,785,114	74.7
貸付金		1,093,214	13.2	1,029,528	13.3
有形固定資産		234,068	2.8	232,465	3.0
土地		132,778		132,921	
建物		96,288		94,226	
建設仮勘定		2,173		2,841	
その他の有形固定資産		2,828		2,475	
無形固定資産		11,023	0.1	10,890	0.1
ソフトウェア		10,571		10,443	
その他の無形固定資産		451		447	
再保険貸		48	0.0	188	0.0
その他資産		200,893	2.4	172,694	2.2
退職給付に係る資産		1,851	0.0	2,851	0.0
繰延税金資産		93	0.0	2,883	0.0
貸倒引当金		△1,997	△0.0	△2,181	△0.0
資産の部合計		8,283,154	100.0	7,747,156	100.0
(負債の部)					
保険契約準備金		6,654,572	80.3	6,001,168	77.5
支払備金		20,727		22,375	
責任準備金		6,609,420		5,954,916	
契約者配当準備金		24,425		23,875	
再保険借		47	0.0	640	0.0
短期社債		5,999	0.1	4,999	0.1
社債		37,000	0.4	37,000	0.5
債券貸借取引受入担保金		656,183	7.9	970,787	12.5
その他負債		215,415	2.6	228,520	2.9
役員賞与引当金		136	0.0	139	0.0
退職給付に係る負債		19,576	0.2	19,989	0.3
役員退職慰労引当金		29	0.0	24	0.0
価格変動準備金		127,615	1.5	131,356	1.7
繰延税金負債		29,035	0.4	11	0.0
再評価に係る繰延税金負債		4,505	0.1	4,488	0.1
負債の部合計		7,750,118	93.6	7,399,127	95.5
(純資産の部)					
資本金		62,500	0.8	62,500	0.8
資本剰余金		62,500	0.8	62,500	0.8
利益剰余金		182,979	2.2	67,466	0.9
株主資本合計		307,979	3.7	192,466	2.5
その他有価証券評価差額金		261,768	3.2	192,254	2.5
繰延ヘッジ損益		△2,681	△0.0	△2,527	△0.0
土地再評価差額金		△35,018	△0.4	△35,062	△0.5
為替換算調整勘定		38	0.0	△53	△0.0
その他の包括利益累計額合計		224,107	2.7	154,611	2.0
非支配株主持分		949	0.0	951	0.0
純資産の部合計		533,036	6.4	348,028	4.5
負債及び純資産の部合計		8,283,154	100.0	7,747,156	100.0

【2】連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：百万円、%)

科目	年度		2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	
		金額	百分比	金額	百分比	
経常収益		816,357	100.0	1,459,052	100.0	
保険料等収入		619,721		598,144		
資産運用収益		164,980		173,840		
利息及び配当金等収入		144,382		151,439		
有価証券売却益		16,053		9,317		
有価証券償還益		—		417		
為替差益		4,228		12,616		
その他運用収益		272		37		
特別勘定資産運用益		44		12		
その他経常収益		31,635		687,044		
支払備金戻入額		91		—		
責任準備金戻入額		—		654,503		
その他の経常収益		31,543		32,541		
持分法による投資利益		20		22		
経常費用		783,870	96.0	1,545,340	105.9	
保険金等支払金		569,480		1,381,684		
保険金		209,080		216,194		
年金		187,245		205,145		
給付金		74,438		76,380		
解約返戻金		65,312		101,631		
その他返戻金		33,049		77,388		
再保険料		353		704,944		
責任準備金等繰入額		46,414		1,649		
支払備金繰入額		—		1,648		
責任準備金繰入額		46,413		—		
契約者配当金積立利息繰入額		1		1		
資産運用費用		46,847		37,083		
支払利息		973		991		
有価証券売却損		19,175		15,106		
有価証券評価損		2,326		974		
金融派生商品費用		16,820		12,448		
貸倒引当金繰入額		124		185		
貸付金償却		5		2		
賃貸用不動産等減価償却費		3,615		3,663		
その他運用費用		3,805		3,710		
事業費		77,441		81,622		
その他経常費用		43,685		43,299		
経常利益（△は経常損失）		32,487	4.0	△86,288	△5.9	
特別利益		1,484	0.2	375	0.0	
固定資産等処分益		1,186		254		
国庫補助金収入		266		120		
その他特別利益		31		—		
特別損失		6,054	0.7	4,040	0.3	
固定資産等処分損		364		148		
減損損失		546		31		
価格変動準備金繰入額		3,844		3,740		
新型コロナウイルス感染症による損失		1,033		—		
その他特別損失		266		120		
契約者配当準備金繰入額		12,574	1.5	12,572	0.9	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		15,342	1.9	△102,526	△7.0	
法人税及び住民税等		6,279	0.8	△22,751	△1.6	
法人税等調整額		△1,787	△0.2	△5,786	△0.4	
法人税等合計		4,492	0.6	△28,538	△2.0	
当期純利益（△は当期純損失）		10,850	1.3	△73,987	△5.1	
非支配株主に帰属する当期純利益		67	0.0	29	0.0	
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は親会社株主に帰属する当期純損失)		10,782	1.3	△74,016	△5.1	

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科目	年度 (2020年 4月 1日から 2021年 3月31日まで)	2020年度 (2020年 4月 1日から 2021年 3月31日まで)	2021年度 (2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで)
		金額	
当期純利益（△は当期純損失）		10,850	△73,987
その他の包括利益		137,353	△69,452
その他有価証券評価差額金		137,183	△69,514
繰延ヘッジ損益		153	153
持分法適用会社に対する持分相当額		16	△91
包括利益		148,203	△143,440
親会社株主に係る包括利益		148,134	△143,469
非支配株主に係る包括利益		69	29

【3】連結株主資本等変動計算書

2020年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	62,500	62,500	183,559	308,559
当期変動額				
剩余金の配当			△12,255	△12,255
親会社株主に帰属する当期純利益			10,782	10,782
土地再評価差額金の取崩			892	892
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	△580	△580
当期末残高	62,500	62,500	182,979	307,979

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	継延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	124,586	△2,834	△34,125	21	87,648	900	397,107
当期変動額							
剩余金の配当							△12,255
親会社株主に帰属する当期純利益							10,782
土地再評価差額金の取崩							892
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	137,182	153	△892	16	136,459	48	136,508
当期変動額合計	137,182	153	△892	16	136,459	48	135,928
当期末残高	261,768	△2,681	△35,018	38	224,107	949	533,036

2021年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	62,500	62,500	182,979	307,979
当期変動額				
剩余金の配当			△41,540	△41,540
親会社株主に帰属する当期純利益			△74,016	△74,016
土地再評価差額金の取崩			44	44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	△115,512	△115,512
当期末残高	62,500	62,500	67,466	192,466

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	継延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	261,768	△2,681	△35,018	38	224,107	949	533,036
当期変動額							
剩余金の配当							△41,540
親会社株主に帰属する当期純利益							△74,016
土地再評価差額金の取崩							44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△69,514	153	△44	△91	△69,496	2	△69,494
当期変動額合計	△69,514	153	△44	△91	△69,496	2	△185,007
当期末残高	192,254	△2,527	△35,062	△53	154,611	951	348,028

【4】連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益（△は損失）		15,342	△102,526
賃貸用不動産等減価償却費		3,615	3,663
減価償却費		7,122	6,696
減損損失		546	31
支払備金の増減額（△は減少）		△91	1,648
責任準備金の増減額（△は減少）		46,413	△654,503
契約者配当準備金積立利息繰入額		1	1
契約者配当準備金繰入額		12,574	12,572
貸倒引当金の増減額（△は減少）		123	184
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）		△1,851	△1,000
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）		△550	412
価格変動準備金の増減額（△は減少）		3,844	3,740
利息及び配当金等収入		△144,382	△151,439
有価証券関係損益（△は益）		5,404	6,333
支払利息		973	991
為替差損益（△は益）		△4,222	△12,623
有形固定資産関係損益（△は益）		△827	△149
持分法による投資損益（△は益）		△20	△22
再保険貸の増減額（△は増加）		46	△140
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）		△422	△3,635
再保険借の増減額（△は減少）		△7	593
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）		572	476
その他		17,560	12,350
小計		△38,233	△876,344
利息及び配当金等の受取額		150,190	154,300
利息の支払額		△972	△992
契約者配当金の支払額		△12,954	△13,123
その他		△2,504	△2,722
法人税等の支払額		△9,657	△5,924
営業活動によるキャッシュ・フロー		85,868	△744,807
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額（△は増加）		△27,000	12,000
買入金銭債権の取得による支出		△19,433	△35,066
買入金銭債権の売却・償還による収入		6,295	26,191
有価証券の取得による支出		△853,703	△467,630
有価証券の売却・償還による収入		705,535	968,906
貸付けによる支出		△154,543	△110,701
貸付金の回収による収入		160,545	177,811
その他		249,684	149,441
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		67,380 (153,249)	720,953 (△23,853)
有形固定資産の取得による支出		△8,951	△4,731
有形固定資産の売却による収入		2,646	482
その他		△7	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー		61,068	716,702
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期社債の純増減額（△は減少）		0	△999
借り入れによる収入		11,200	17,900
借入金の返済による支出		△13,541	△11,109
リース債務の返済による支出		△186	△176
配当金の支払額		△12,255	△41,540
その他		△20	△26
財務活動によるキャッシュ・フロー		△14,802	△35,953
現金及び現金同等物に係る換算差額		38	135
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		132,173	△63,922
現金及び現金同等物期首残高		322,947	455,121
現金及び現金同等物期末残高		455,121	391,198

連結財務諸表の作成方針

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結される子会社及び子法人等数 6社 会社名 T & Dコンファーム株式会社、東陽保険代行株式会社、太陽信用保証株式会社、T & Dリース株式会社、T & Dカスタマーサービス株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所なお、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所については、2020年4月1日に新規設立したことから連結子会社の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結の子会社及び子法人等 0社</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結される子会社及び子法人等数 6社 会社名 T & Dコンファーム株式会社、東陽保険代行株式会社、太陽信用保証株式会社、T & Dリース株式会社、T & Dカスタマーサービス株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所</p> <p>(2) 主要な非連結の子会社及び子法人等 0社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連法人等数 3社 会社名 T & D情報システム株式会社、Thuriya Ace Technology Company Limited、Capital Taiyo Life Insurance Limited</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等及び関連法人等 0社</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、その他の基準日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連法人等数 3社 会社名 T & D情報システム株式会社、Thuriya Ace Technology Company Limited、Capital Taiyo Life Insurance Limited</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等及び関連法人等 0社</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、その他の基準日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、時価のあるその他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券のうち取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分、無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険等を除くすべての保険契約 ・一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険については、通貨別にすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 ・利率変動型一時払保険資産区分については、すべての保険契約 <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 2002年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。 <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債（在外子会社等は除く。）は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社等の仮決算日の直物為替相場により円換算しております。</p>	<p>1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう。）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められる公社債（外国債券を含む。）については移動平均法による償却原価法（定額法）、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針</p> <p>アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。</p> <p>このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分、無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険等を除くすべての保険契約 ・一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険については、通貨別にすべての保険契約 ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約及びすべての団体生存保険契約 ・一時払終身・年金保険資産区分については、すべての保険契約 ・利率変動型一時払保険資産区分については、すべての保険契約 <p>3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>4. 当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価を行った年月日 2002年3月31日 ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。 <p>5. 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物を除く。）については定額法により行っております。</p> <p>リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。</p> <p>6. 外貨建資産・負債（在外子会社等は除く。）は、3月末日の直物為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社等の仮決算日の直物為替相場により円換算しております。</p>

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
7. 当社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は210百万円であります。 子会社の資産のうち貸付金等については、当社と同等の基準に基づき資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記に準じた引当を行っております。	7. 当社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は210百万円であります。 子会社の資産のうち貸付金等については、当社と同等の基準に基づき資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記に準じた引当を行っております。
8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。	8. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
9. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 累計式基準 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額を費用処理 過去勤務費用の処理年数 発生年度に全額を費用処理	9. 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。 退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりです。 退職給付見込額の期間帰属方法 累計式基準 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額を費用処理 過去勤務費用の処理年数 発生年度に全額を費用処理
10. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、連結子会社の内規に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。	10. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、連結子会社の内規に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
11. 当社の価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	11. 当社の価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
12. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替変動リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジによっております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。	12. ヘッジ会計 (1) ヘッジ会計の方法 当社は、貸付金に対するキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理、外貨建貸付金に対する為替変動リスクのヘッジとして振当処理、国内債券に対する価格変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジ、外貨建資産に対する為替変動リスクのヘッジ、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託に対する価格変動リスクのヘッジについては時価ヘッジを行っております。 (2) ヘッジの有効性の判定 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析等の方法により、半期ごとにヘッジの有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。 (3) 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。 ・ヘッジ会計の方法 金利スワップの特例処理 ・ヘッジ手段 金利スワップ取引 ・ヘッジ対象 貸付金 ・ヘッジ取引の種類 キャッシュ・フローを固定するもの
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産の中の前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当連結会計年度に費用処理しております。	13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産の中の前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当連結会計年度に費用処理しております。

2020年度（2021年3月31日現在）

14. 責任準備金

当社は期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次的方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式
(平成8年大蔵省告示第48号)

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

15. 保険料等収入

当社の保険料等収入（再保険料収入を除く。）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

2021年度（2022年3月31日現在）

14. 責任準備金

当社は当連結会計年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次的方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式
(平成8年大蔵省告示第48号)

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

15. 保険料等収入

当社の保険料等収入（再保険収入を除く。）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、当連結会計年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

16. 再保険

(1) 取引内容

当社は、既契約である高予定期率の個人年金保険契約の一部を共同保険式再保険により出再しております。

当該再保険取引にかかる影響額は、次のとおりであります。

・責任準備金戻入額	576,964百万円
・再保険料	704,667百万円

(2) 再保険料

再保険協約書に基づき合意された再保険料を、当該協約書の締結時に計上しております。

(3) その他

当該再保険に付した部分に相当する責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立しております。

（表示方法の変更）

前連結会計年度において、「保険金等支払金」の「その他返戻金」に含めていた「再保険料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「保険金等支払金」の「その他返戻金」に表示していた33,403百万円は、「その他返戻金」33,049百万円、「再保険料」353百万円として組み替えております。

17. 保険金等支払金・支払備金

当社の保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又はまだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

16. 保険金等支払金・支払備金

当社の保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又はまだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

17. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

18. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。

リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っています。

18. 株式会社T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

19. 無形固定資産（リース資産を除く。）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。

リース資産の減価償却は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っています。

20. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

21. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「連結貸借対照表注記-26」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
19. 当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年3月31日法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納稅制度の見直しが行われた項目については、「連結納稅制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。	22. 当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年3月31日法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納稅制度の見直しが行われた項目については、「連結納稅制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。
20. 重要な会計上の見積り (1) 責任準備金 ①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 責任準備金 6,609,420百万円 責任準備金繰入額 46,413百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 イ. 算出方法 「連結貸借対照表注記-14」に記載のとおりであります。 □ 主要な仮定及び翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響等 保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定期率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。	23. 収益認識 売上高にかかる経常収益の内訳は、収益認識会計基準第3項により同会計基準適用対象外となる保険料等収入及び資産運用収益が大半であり、顧客との契約から生じる収益は重要性に乏しいため、記載を省略しております。
24. 重要な会計上の見積り (1) 責任準備金 ①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 責任準備金 5,954,916百万円 責任準備金繰入額 654,503百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 イ. 算出方法 「連結貸借対照表注記-14」に記載のとおりであります。 □ 主要な仮定及び翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響等 保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定期率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。	24. 重要な会計上の見積り (1) 責任準備金 ①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 責任準備金 5,954,916百万円 責任準備金繰入額 654,503百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 イ. 算出方法 「連結貸借対照表注記-14」に記載のとおりであります。 □ 主要な仮定及び翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響等 保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定期率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
25. 退職給付に関する会計処理 (1) 退職給付に関する会計処理 ①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 退職給付に係る資産 1,851百万円 退職給付に係る負債 19,576百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 イ. 算出方法 退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出しております。 なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、「連結貸借対照表注記-9」に記載のとおりであります。 □ 主要な仮定及び翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響等 数理計算上の計算基礎に関する事項は、「連結貸借対照表注記-37」に記載のとおりであり、主要な仮定である割引率や長期期待運用収益率等が変動した場合、退職給付に係る資産・負債に重要な影響を与える可能性があります。	26. 退職給付に関する会計処理 (1) 退職給付に関する会計処理 ①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 退職給付に係る資産 2,851百万円 退職給付に係る負債 19,989百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 イ. 算出方法 退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出しております。 なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、「連結貸借対照表注記-9」に記載のとおりであります。 □ 主要な仮定及び翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響等 数理計算上の計算基礎に関する事項は、「連結貸借対照表注記-40」に記載のとおりであり、主要な仮定である割引率や長期期待運用収益率等が変動した場合、退職給付に係る資産・負債に重要な影響を与える可能性があります。
27. 固定資産の減損 (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 減損損失 546百万円 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 イ. 算出方法 資産のグループング方法については、「連結損益計算書注記-2-(1)」に記載のとおりであります。 減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当期の損失として計上しております。 □ 主要な仮定及び翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響等 減損の認識の判断に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業用資産については、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しており、投資用資産については、物件ごとの過去実績及び今後の収支見込みに基づき算出しております。 主要な仮定である保険営業活動から生じる損益や収支見込みが悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。	28. 固定資産の減損 (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 減損損失 31百万円 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 イ. 算出方法 資産のグループング方法については、「連結損益計算書注記-2-(1)」に記載のとおりであります。 減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当期の損失として計上しております。 □ 主要な仮定及び翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響等 減損の認識の判断に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業用資産については、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しており、投資用資産については、物件ごとの過去実績及び今後の収支見込みに基づき算出しております。 主要な仮定である保険営業活動から生じる損益や収支見込みが悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
<p>21. 未適用の会計基準等 (収益認識に関する会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日） ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日） <p>(1) 概要</p> <p>収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価格を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 <p>(2) 適用予定日</p> <p>2021年4月1日以後開始する連結会計年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>適用される連結会計年度における影響は軽微であります。</p> <p>(時価の算定に関する会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日） ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日） ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日） ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日） ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日） <p>(1) 概要</p> <p>国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定めされました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品 ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産 <p>また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定めされました。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2021年4月1日以後開始する連結会計年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>適用される連結会計年度における影響は軽微であります。</p> <p>22. 表示方法の変更</p> <p>「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。</p>	<p>25. 未適用の会計基準等 (時価の算定に関する会計基準の適用指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日） <p>(1) 概要</p> <p>投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2022年4月1日以後開始する連結会計年度の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>適用される連結会計年度における影響は軽微であります。</p>

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
<p>23. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。</p> <p>資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。</p> <p>この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。</p> <p>また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。</p> <p>有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。</p> <p>デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・国外株式、国内・国外上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>イ. 全般的なリスク管理体制</p> <p>当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。</p> <p>組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) の下で徹底したリスク管理を実施しております。</p> <p>なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。</p> <p>ロ. 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。</p> <p>ハ. 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用して VaR を用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。</p> <p>二. 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。</p> <p>26. 金融商品関係</p> <p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として收受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。</p> <p>資産運用に際しては、ご契約者の信頼を第一に考え、資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) の下で、長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築し、健全性や公共性に配慮しながら取り組むことを基本方針としております。</p> <p>この考え方方に従い、安定した利息収入の確保に向けて国内公社債や貸付金等の円金利資産を中心に投資するとともに、厳格なリスク管理のもと、株式や外国証券にも一部投資を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で利用することを基本としております。</p> <p>また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当社が保有する金融資産は、主として有価証券及び貸付金であります。</p> <p>有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保に加え、市場見通しに基づく運用や長期保有による運用収益の獲得等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。</p> <p>デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行っており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>デリバティブ取引には、現物資産と同様に市場リスクや信用リスクが存在しておりますが、取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にすることにより、リスク管理の徹底を図っております。</p> <p>なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金等に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引及び通貨スワップ、国内・国外株式、国内・国外上場投資信託に係る先渡取引及びオプション、円建債券に係るオプション等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する比率分析の方法によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>イ. 全般的なリスク管理体制</p> <p>当社では、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、取締役会がリスク管理の基本的な考え方を定めた「リスク管理基本方針」を策定し、それに基づきリスク管理体制を整備しております。</p> <p>組織面では、リスク管理に関する一元的な体制の確立及びリスク管理の徹底を期することを目的として、リスク統括委員会等を設置するとともに、各リスクを適切に管理するため、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。また、資本・収益・リスクを一体的に管理する ERM (エンタープライズ・リスク・マネジメント) の下で徹底したリスク管理を実施しております。</p> <p>なお、T&Dホールディングスを中心に、グループとしてのリスク管理体制の整備・充実も図っております。</p> <p>ロ. 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。</p> <p>ハ. 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用して VaR を用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。</p> <p>二. 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより管理しております。</p>	

2020年度（2021年3月31日現在）

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。
当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	412,122	412,122	-
(2) コールローン	40,000	40,000	-
(3) 買入金銭債権	127,740	129,036	1,296
(4) 有価証券	6,126,548	6,378,652	252,104
①売買目的有価証券	175	175	-
②満期保有目的の債券	438,761	533,894	95,132
③責任準備金対応債券	1,687,099	1,844,071	156,971
④その他有価証券	4,000,511	4,000,511	-
(5) 貸付金	1,092,086	1,112,371	20,284
①保険約款貸付（＊1）	34,520	38,884	4,363
②一般貸付（＊1）	1,058,693	1,073,486	15,920
③貸倒引当金（＊2）	△1,063	-	-
④前受収益（＊3）	△64	-	-
資産計	7,798,497	8,072,182	273,685
(1) 短期社債	5,999	5,999	-
(2) 社債	37,000	37,047	47
(3) 債券貸借取引受入担保金	656,183	656,183	-
(4) その他負債中の借入金	98,554	99,248	694
負債計	797,737	798,478	741
金融派生商品（＊4）	(57,630)	(57,119)	511
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,537)	(1,537)	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	(56,092)	(55,581)	511

(＊1) 差額欄は、貸倒引当金・前受収益を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(＊2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(＊3) 個人ローン等にかかる前受保証料を控除しております。

(＊4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は連結貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。

また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

資産

①現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額によっています。

②コールローン

短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③買入金銭債権

有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは取引金融機関から提示された価格等によっており、それが出来ない場合には、他の金融機関等から提示された価格によっております。

④有価証券

株式は主として取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会が公表する公社債券頭取参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格等によっております。

なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、表中の有価証券に含めておりません。これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は、関係会社株式1,034百万円、非上場株式（関係会社株式を除く。）8,605百万円、外国証券14,851百万円、その他の証券13,057百万円であります。

2021年度（2022年3月31日現在）

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません。（注）を参照ください。

また、現金及び預貯金、コールローン、買入金銭債権のうちコマーシャルペーパー、短期社債、債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①買入金銭債権	101,521	101,519	△2
イ. 有価証券として取り扱うもの	101,521	101,519	△2
・満期保有目的の債券	73,342	73,340	△2
・その他有価証券	28,178	28,178	-
ロ. 上記以外	-	-	-
②有価証券	5,751,502	5,910,481	158,978
イ. 売買目的有価証券	177	177	-
ロ. 満期保有目的の債券	476,468	547,002	70,533
ハ. 責任準備金対応債券	1,723,871	1,812,315	88,444
二. その他有価証券	3,550,985	3,550,985	-
③貸付金	1,028,514	1,041,730	13,215
イ. 保険約款貸付（＊1）	30,211	33,789	3,577
ロ. 一般貸付（＊1）	999,317	1,007,941	9,637
ハ. 貸倒引当金（＊2）	△964	-	-
二. 前受収益（＊3）	△49	-	-
資産計	6,881,539	7,053,731	172,192
①社債	37,000	37,021	21
②その他負債中の借入金	105,344	105,716	371
負債計	142,344	142,737	393
金融派生商品（＊4）	(95,308)	(95,045)	262
・ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,317)	(3,317)	-
・ヘッジ会計が適用されているもの（＊5）	(91,990)	(91,727)	262

(＊1) 差額欄は、貸倒引当金・前受収益を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(＊2) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(＊3) 個人ローン等にかかる前受保証料を控除しております。

(＊4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

金融派生商品の「時価」欄において、時価ヘッジに係る取引等は連結貸借対照表に計上されている金額を記載しております。なお、「差額」欄に記載されている金額は、金利スワップの特例処理によるものです。

また、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建貸付金と一体として処理しているため、その時価は、当該外貨建貸付金の時価に含めて記載しております。

(＊5) 一部の金利スワップの特例処理に関して、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(注) 当連結会計年度末において、市場価格のない株式等（非上場株式等）及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「②有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式（非上場株式）（＊1）	954
その他有価証券	32,656
非上場株式等（＊1）（＊2）	20,307
組合出資金等（＊2）（＊3）	12,349

(＊1) 非上場株式等については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 非上場株式等及び組合出資金等について、937百万円減損処理を行っております。

(＊3) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下「時価算定適用指針」という。）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）																																																																																																																																																																																																																																														
<p>⑤貸付金</p> <p>イ. 保険約款貸付</p> <p>過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。</p> <p>ロ. 一般貸付</p> <p>変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>固定金利によるものは、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、原則として見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。</p> <p>ただし、複合金融商品については取引金融機関から提示された価格等によっております。</p> <p>負 債</p> <p>①短期社債</p> <p>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>②社債</p> <p>元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>③債券貸借取引受入担保金</p> <p>短期間の取り組みであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>④借入金</p> <p>元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。</p> <p>金融派生商品</p> <p>①為替予約取引において、当連結会計年度末の為替予約の評価は主に先渡価格を考慮し時価を算定しております。</p> <p>②金利スワップ取引の時価は、当連結会計年度末現在の金利を基に、将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、一部については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。</p> <p>③株価指数先物、株式先渡取引、株価指數オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション及び通貨オプションの時価は、主たる取引所における最終価格又は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。</p>	<p>(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</p> <p>金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。</p> <p>レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価</p> <p>レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価</p> <p>レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価</p> <p>時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。</p> <p>①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">時価</th> </tr> <tr> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>—</td> <td>26,538</td> <td>1,640</td> <td>28,178</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>—</td> <td>26,538</td> <td>1,640</td> <td>28,178</td> </tr> <tr> <td>有価証券（＊）</td> <td>1,590,509</td> <td>1,057,854</td> <td>33,797</td> <td>2,682,162</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券</td> <td>1,590,509</td> <td>1,057,854</td> <td>33,797</td> <td>2,682,162</td> </tr> <tr> <td>公社債</td> <td>243,346</td> <td>614,924</td> <td>388</td> <td>858,658</td> </tr> <tr> <td>国債</td> <td>222,971</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>222,971</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>—</td> <td>14,830</td> <td>—</td> <td>14,830</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>20,374</td> <td>600,093</td> <td>388</td> <td>620,856</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>423,616</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>423,616</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>920,758</td> <td>442,930</td> <td>33,409</td> <td>1,397,098</td> </tr> <tr> <td>外国公社債</td> <td>920,758</td> <td>442,930</td> <td>33,409</td> <td>1,397,098</td> </tr> <tr> <td>その他の証券</td> <td>2,788</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,788</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td>—</td> <td>287</td> <td>—</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>通貨関連</td> <td>—</td> <td>287</td> <td>—</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>1,590,509</td> <td>1,084,680</td> <td>35,437</td> <td>2,710,628</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td>—</td> <td>95,595</td> <td>—</td> <td>95,595</td> </tr> <tr> <td>通貨関連</td> <td>—</td> <td>95,595</td> <td>—</td> <td>95,595</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>—</td> <td>95,595</td> <td>—</td> <td>95,595</td> </tr> </tbody> </table> <p>(＊) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。</p> <p>連結貸借対照表における当該投資信託の金額は869,001百万円であります。</p> <p>②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">時価</th> </tr> <tr> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>—</td> <td>73,340</td> <td>—</td> <td>73,340</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>—</td> <td>73,340</td> <td>—</td> <td>73,340</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,386,560</td> <td>971,683</td> <td>1,074</td> <td>2,359,318</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>333,704</td> <td>212,223</td> <td>1,074</td> <td>547,002</td> </tr> <tr> <td>公社債</td> <td>333,704</td> <td>186,026</td> <td>—</td> <td>519,730</td> </tr> <tr> <td>国債</td> <td>333,704</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>333,704</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>—</td> <td>49,266</td> <td>—</td> <td>49,266</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>—</td> <td>136,760</td> <td>—</td> <td>136,760</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>—</td> <td>26,197</td> <td>1,074</td> <td>27,271</td> </tr> <tr> <td>外国公社債</td> <td>—</td> <td>26,197</td> <td>1,074</td> <td>27,271</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>1,052,856</td> <td>759,459</td> <td>—</td> <td>1,812,315</td> </tr> <tr> <td>公社債</td> <td>1,013,992</td> <td>750,332</td> <td>—</td> <td>1,764,324</td> </tr> <tr> <td>国債</td> <td>1,013,992</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,013,992</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>—</td> <td>170,770</td> <td>—</td> <td>170,770</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>—</td> <td>579,562</td> <td>—</td> <td>579,562</td> </tr> <tr> <td>外国証券</td> <td>38,864</td> <td>9,126</td> <td>—</td> <td>47,990</td> </tr> <tr> <td>外国公社債</td> <td>38,864</td> <td>9,126</td> <td>—</td> <td>47,990</td> </tr> <tr> <td>貸付金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,041,730</td> <td>1,041,730</td> </tr> <tr> <td>保険約款貸付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>33,789</td> <td>33,789</td> </tr> <tr> <td>一般貸付</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,007,941</td> <td>1,007,941</td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td>—</td> <td>262</td> <td>—</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>金利関連</td> <td>—</td> <td>262</td> <td>—</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>1,386,560</td> <td>1,045,286</td> <td>1,042,804</td> <td>3,474,652</td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>37,021</td> <td>37,021</td> </tr> <tr> <td>その他負債中の借入金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>105,716</td> <td>105,716</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>142,737</td> <td>142,737</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時価				レベル1	レベル2	レベル3	合計	買入金銭債権	—	26,538	1,640	28,178	その他有価証券	—	26,538	1,640	28,178	有価証券（＊）	1,590,509	1,057,854	33,797	2,682,162	その他有価証券	1,590,509	1,057,854	33,797	2,682,162	公社債	243,346	614,924	388	858,658	国債	222,971	—	—	222,971	地方債	—	14,830	—	14,830	社債	20,374	600,093	388	620,856	株式	423,616	—	—	423,616	外国証券	920,758	442,930	33,409	1,397,098	外国公社債	920,758	442,930	33,409	1,397,098	その他の証券	2,788	—	—	2,788	金融派生商品	—	287	—	287	通貨関連	—	287	—	287	資産計	1,590,509	1,084,680	35,437	2,710,628	金融派生商品	—	95,595	—	95,595	通貨関連	—	95,595	—	95,595	負債計	—	95,595	—	95,595	区分	時価				レベル1	レベル2	レベル3	合計	買入金銭債権	—	73,340	—	73,340	満期保有目的の債券	—	73,340	—	73,340	有価証券	1,386,560	971,683	1,074	2,359,318	満期保有目的の債券	333,704	212,223	1,074	547,002	公社債	333,704	186,026	—	519,730	国債	333,704	—	—	333,704	地方債	—	49,266	—	49,266	社債	—	136,760	—	136,760	外国証券	—	26,197	1,074	27,271	外国公社債	—	26,197	1,074	27,271	責任準備金対応債券	1,052,856	759,459	—	1,812,315	公社債	1,013,992	750,332	—	1,764,324	国債	1,013,992	—	—	1,013,992	地方債	—	170,770	—	170,770	社債	—	579,562	—	579,562	外国証券	38,864	9,126	—	47,990	外国公社債	38,864	9,126	—	47,990	貸付金	—	—	1,041,730	1,041,730	保険約款貸付	—	—	33,789	33,789	一般貸付	—	—	1,007,941	1,007,941	金融派生商品	—	262	—	262	金利関連	—	262	—	262	資産計	1,386,560	1,045,286	1,042,804	3,474,652	社債	—	—	37,021	37,021	その他負債中の借入金	—	—	105,716	105,716	負債計	—	—	142,737	142,737
区分	時価																																																																																																																																																																																																																																														
	レベル1	レベル2	レベル3	合計																																																																																																																																																																																																																																											
買入金銭債権	—	26,538	1,640	28,178																																																																																																																																																																																																																																											
その他有価証券	—	26,538	1,640	28,178																																																																																																																																																																																																																																											
有価証券（＊）	1,590,509	1,057,854	33,797	2,682,162																																																																																																																																																																																																																																											
その他有価証券	1,590,509	1,057,854	33,797	2,682,162																																																																																																																																																																																																																																											
公社債	243,346	614,924	388	858,658																																																																																																																																																																																																																																											
国債	222,971	—	—	222,971																																																																																																																																																																																																																																											
地方債	—	14,830	—	14,830																																																																																																																																																																																																																																											
社債	20,374	600,093	388	620,856																																																																																																																																																																																																																																											
株式	423,616	—	—	423,616																																																																																																																																																																																																																																											
外国証券	920,758	442,930	33,409	1,397,098																																																																																																																																																																																																																																											
外国公社債	920,758	442,930	33,409	1,397,098																																																																																																																																																																																																																																											
その他の証券	2,788	—	—	2,788																																																																																																																																																																																																																																											
金融派生商品	—	287	—	287																																																																																																																																																																																																																																											
通貨関連	—	287	—	287																																																																																																																																																																																																																																											
資産計	1,590,509	1,084,680	35,437	2,710,628																																																																																																																																																																																																																																											
金融派生商品	—	95,595	—	95,595																																																																																																																																																																																																																																											
通貨関連	—	95,595	—	95,595																																																																																																																																																																																																																																											
負債計	—	95,595	—	95,595																																																																																																																																																																																																																																											
区分	時価																																																																																																																																																																																																																																														
	レベル1	レベル2	レベル3	合計																																																																																																																																																																																																																																											
買入金銭債権	—	73,340	—	73,340																																																																																																																																																																																																																																											
満期保有目的の債券	—	73,340	—	73,340																																																																																																																																																																																																																																											
有価証券	1,386,560	971,683	1,074	2,359,318																																																																																																																																																																																																																																											
満期保有目的の債券	333,704	212,223	1,074	547,002																																																																																																																																																																																																																																											
公社債	333,704	186,026	—	519,730																																																																																																																																																																																																																																											
国債	333,704	—	—	333,704																																																																																																																																																																																																																																											
地方債	—	49,266	—	49,266																																																																																																																																																																																																																																											
社債	—	136,760	—	136,760																																																																																																																																																																																																																																											
外国証券	—	26,197	1,074	27,271																																																																																																																																																																																																																																											
外国公社債	—	26,197	1,074	27,271																																																																																																																																																																																																																																											
責任準備金対応債券	1,052,856	759,459	—	1,812,315																																																																																																																																																																																																																																											
公社債	1,013,992	750,332	—	1,764,324																																																																																																																																																																																																																																											
国債	1,013,992	—	—	1,013,992																																																																																																																																																																																																																																											
地方債	—	170,770	—	170,770																																																																																																																																																																																																																																											
社債	—	579,562	—	579,562																																																																																																																																																																																																																																											
外国証券	38,864	9,126	—	47,990																																																																																																																																																																																																																																											
外国公社債	38,864	9,126	—	47,990																																																																																																																																																																																																																																											
貸付金	—	—	1,041,730	1,041,730																																																																																																																																																																																																																																											
保険約款貸付	—	—	33,789	33,789																																																																																																																																																																																																																																											
一般貸付	—	—	1,007,941	1,007,941																																																																																																																																																																																																																																											
金融派生商品	—	262	—	262																																																																																																																																																																																																																																											
金利関連	—	262	—	262																																																																																																																																																																																																																																											
資産計	1,386,560	1,045,286	1,042,804	3,474,652																																																																																																																																																																																																																																											
社債	—	—	37,021	37,021																																																																																																																																																																																																																																											
その他負債中の借入金	—	—	105,716	105,716																																																																																																																																																																																																																																											
負債計	—	—	142,737	142,737																																																																																																																																																																																																																																											

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）															
	<p>③時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明</p> <p><u>買入金銭債権</u> 有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは、有価証券と同様な方法によっております。</p> <p><u>有価証券</u> 上場株式は市場における相場価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。 債券は観察可能な取引価格等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できるものはレベル1、観察可能な取引価格等を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。取引価格等が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等により時価を算定しております。算定に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、信用リスクのプレミアム等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。 また、投資信託は市場における相場価格又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価額等を時価としており、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。</p> <p><u>貸付金</u> 保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から生成した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。 変動金利による一般貸付は、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。 固定金利による一般貸付は、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。 また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額から貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価しております。 これらの取引については、観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。</p> <p><u>社債</u> 元利金の合計額を当該社債の残存期間及び当社の信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。</p> <p><u>借入金</u> 元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。</p> <p><u>金融派生商品</u> イ. 為替予約取引は、先物為替相場等を使用しており、レベル2の時価に分類しております。 ロ. 株価指数先物、株式先渡取引、株価指数オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション、通貨オプション及び金利スワップ取引については、市場における相場価格又は観察可能な市場データに基づき算定された価格等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。</p> <p>④時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報 イ. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>評価技法</th><th>重要な観察できないインプット</th><th>インプットの範囲</th><th>インプットの加重平均</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>買入金銭債権</td><td>割引現在価値法</td><td>割引率</td><td>1.53%～1.73%</td><td>1.62%</td></tr> <tr> <td>有価証券（公社債）</td><td>割引現在価値法</td><td>割引率</td><td>0.58%～0.58%</td><td>0.58%</td></tr> </tbody> </table>	区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均	買入金銭債権	割引現在価値法	割引率	1.53%～1.73%	1.62%	有価証券（公社債）	割引現在価値法	割引率	0.58%～0.58%	0.58%
区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均												
買入金銭債権	割引現在価値法	割引率	1.53%～1.73%	1.62%												
有価証券（公社債）	割引現在価値法	割引率	0.58%～0.58%	0.58%												

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）																																																									
□. 期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益 (単位：百万円)																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th>買入金銭債権</th> <th colspan="2">有価証券</th> <th rowspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">その他有価証券</th> <th colspan="2">その他有価証券</th> </tr> <tr> <th>公社債</th> <th>外国証券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首残高</td> <td>1,877</td> <td>726</td> <td>—</td> <td>2,603</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度の損益又はその他の包括利益</td> <td>△0</td> <td>△0</td> <td>—</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>損益に計上（＊1）</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益に計上（＊2）</td> <td>△0</td> <td>△1</td> <td>—</td> <td>△2</td> </tr> <tr> <td>購入、売却、発行及び決済の純額</td> <td>△235</td> <td>△337</td> <td>—</td> <td>△573</td> </tr> <tr> <td>レベル3の時価への振替（＊3）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>33,409</td> <td>33,409</td> </tr> <tr> <td>レベル3の時価からの振替</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>1,640</td> <td>388</td> <td>33,409</td> <td>35,437</td> </tr> <tr> <td>当期の損益に計上した額のうち当連結会計年度末において保有する金融資産及び負債の評価損益（＊1）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					買入金銭債権	有価証券		合計	その他有価証券	その他有価証券		公社債	外国証券	期首残高	1,877	726	—	2,603	当連結会計年度の損益又はその他の包括利益	△0	△0	—	△1	損益に計上（＊1）	—	0	—	0	その他の包括利益に計上（＊2）	△0	△1	—	△2	購入、売却、発行及び決済の純額	△235	△337	—	△573	レベル3の時価への振替（＊3）	—	—	33,409	33,409	レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	期末残高	1,640	388	33,409	35,437	当期の損益に計上した額のうち当連結会計年度末において保有する金融資産及び負債の評価損益（＊1）	—	—	—	—
	買入金銭債権	有価証券			合計																																																					
	その他有価証券	その他有価証券																																																								
		公社債	外国証券																																																							
期首残高	1,877	726	—	2,603																																																						
当連結会計年度の損益又はその他の包括利益	△0	△0	—	△1																																																						
損益に計上（＊1）	—	0	—	0																																																						
その他の包括利益に計上（＊2）	△0	△1	—	△2																																																						
購入、売却、発行及び決済の純額	△235	△337	—	△573																																																						
レベル3の時価への振替（＊3）	—	—	33,409	33,409																																																						
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—																																																						
期末残高	1,640	388	33,409	35,437																																																						
当期の損益に計上した額のうち当連結会計年度末において保有する金融資産及び負債の評価損益（＊1）	—	—	—	—																																																						
<p>(＊1) 連結損益計算書の「利息及び配当金等収入」に含まれております。 (＊2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 (＊3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、市場流動性に基づいた時価の算定に活用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は連結会計年度の末日に行っております。</p>																																																										
<p>八、時価評価のプロセスの説明 当社は時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の運用状況について確認しており、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。 時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。</p>																																																										
<p>二、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 買入金銭債権及び有価証券の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、国債金利と信用リスクのプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。</p>																																																										
<p>24. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項 当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は153,247百万円、時価は200,978百万円であります。 なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。</p>																																																										
<p>25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、1,681,914百万円であります。</p>																																																										
<p>27. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項 当社は、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は152,324百万円、時価は201,886百万円であります。 なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。</p>																																																										
<p>28. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、1,669,531百万円であります。</p>																																																										

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）																				
<p>26. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,764百万円であり、それぞれの内訳は以下のとおりであります。</p> <p>　貸付金のうち、破綻先債権額は102百万円、延滞債権額は189百万円であります。</p> <p>　上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額7百万円であります。</p> <p>　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>　貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,452百万円であります。</p> <p>　なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>　貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。</p> <p>　なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>29. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、1,429百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。</p> <p>　債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は164百万円であります。</p> <p>　上記取立不能見込額の直接減額は、4百万円であります。</p> <p>　なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、再生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。</p> <p>　債権のうち、危険債権額は12百万円であります。</p> <p>　なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。</p> <p>　債権のうち、三月以上延滞債権額は1,232百万円であります。</p> <p>　なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。</p> <p>　債権のうち、貸付条件緩和債権額は20百万円であります。</p> <p>　なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>																				
<p>27. 有形固定資産の減価償却累計額は、127,580百万円であります。</p> <p>28. 当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、181百万円であります。なお、負債の額も同額であります。</p> <p>29. 1株当たり純資産額は、212,834円80銭であります。</p> <p>30. 当社の契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当連結会計年度期首現在高</td> <td>24,803百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度契約者配当金支払額</td> <td>12,954百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>12,574百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td>24,425百万円</td> </tr> </table> <p>31. 関係会社の株式は1,034百万円であります。</p> <p>32. 当社の保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。</p> <p>33. 当社の貸付金に係るコミットメント契約の総額は4,859百万円であり、融資未実行残高は3,392百万円であります。</p> <p>34. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>35. その他負債に計上している借入金のうち63,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>36. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は、8,623百万円であります。</p> <p>　なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p>	当連結会計年度期首現在高	24,803百万円	当連結会計年度契約者配当金支払額	12,954百万円	利息による増加等	1百万円	契約者配当準備金繰入額	12,574百万円	当連結会計年度末現在高	24,425百万円	<p>(表示方法の変更)</p> <p>「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。</p> <p>30. 有形固定資産の減価償却累計額は、132,551百万円であります。</p> <p>31. 当社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、183百万円であります。なお、負債の額も同額であります。</p> <p>32. 1株当たり純資産額は、138,830円90銭であります。</p> <p>33. 当社の契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当連結会計年度期首現在高</td> <td>24,425百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度契約者配当金支払額</td> <td>13,123百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>12,572百万円</td> </tr> <tr> <td>当連結会計年度末現在高</td> <td>23,875百万円</td> </tr> </table> <p>34. 関係会社の株式は954百万円であります。</p> <p>35. 当社の保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、63,158百万円であります。</p> <p>36. 当社の貸付金に係るコミットメント契約の総額は4,278百万円であり、融資未実行残高は3,212百万円であります。</p> <p>37. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>38. その他負債に計上している借入金のうち63,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>39. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社の今後の負担見積額は、8,776百万円であります。</p> <p>　なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。</p>	当連結会計年度期首現在高	24,425百万円	当連結会計年度契約者配当金支払額	13,123百万円	利息による増加等	1百万円	契約者配当準備金繰入額	12,572百万円	当連結会計年度末現在高	23,875百万円
当連結会計年度期首現在高	24,803百万円																				
当連結会計年度契約者配当金支払額	12,954百万円																				
利息による増加等	1百万円																				
契約者配当準備金繰入額	12,574百万円																				
当連結会計年度末現在高	24,425百万円																				
当連結会計年度期首現在高	24,425百万円																				
当連結会計年度契約者配当金支払額	13,123百万円																				
利息による増加等	1百万円																				
契約者配当準備金繰入額	12,572百万円																				
当連結会計年度末現在高	23,875百万円																				

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）																																
37. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。	40. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。																																
(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。	(1) 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。																																
(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表																																
期首における退職給付債務 51,118百万円 勤務費用 1,989百万円 利息費用 349百万円 数理計算上の差異の当期発生額 102百万円 退職給付の支払額 △1,970百万円 期末における退職給付債務 51,589百万円	期首における退職給付債務 51,589百万円 勤務費用 1,987百万円 利息費用 352百万円 数理計算上の差異の当期発生額 369百万円 退職給付の支払額 △1,956百万円 期末における退職給付債務 52,342百万円																																
②年金資産の期首残高と期末残高の調整表	②年金資産の期首残高と期末残高の調整表																																
期首における年金資産 30,991百万円 期待運用収益 588百万円 数理計算上の差異の当期発生額 1,564百万円 事業主からの拠出額 1,736百万円 退職給付の支払額 △1,017百万円 期末における年金資産 33,864百万円	期首における年金資産 33,864百万円 期待運用収益 643百万円 数理計算上の差異の当期発生額 △14百万円 事業主からの拠出額 1,731百万円 退職給付の支払額 △1,019百万円 期末における年金資産 35,205百万円																																
③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表	③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表																																
積立型制度の退職給付債務 32,012百万円 年金資産 △33,864百万円 △1,851百万円 非積立型制度の退職給付債務 19,576百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 17,725百万円	積立型制度の退職給付債務 32,353百万円 年金資産 △35,205百万円 △2,851百万円 非積立型制度の退職給付債務 19,989百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 17,137百万円																																
④退職給付に係る負債 退職給付に係る資産 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	④退職給付に係る負債 退職給付に係る資産 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額																																
退職給付に係る負債 19,576百万円 退職給付に係る資産 △1,851百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 17,725百万円	退職給付に係る負債 19,989百万円 退職給付に係る資産 △2,851百万円 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 17,137百万円																																
⑤年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	⑤年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。																																
生命保険一般勘定 39.0% 債券 30.2% 外国証券 20.2% 株式 8.6% 共同運用資産 2.1% 合計 100.0%	生命保険一般勘定 40.0% 債券 25.2% 外国証券 20.5% 株式 9.3% 不動産 2.9% 共同運用資産 2.2% 合計 100.0%																																
⑥長期期待運用收益率の設定方法 当社は、年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。	⑥長期期待運用收益率の設定方法 当社は、年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。																																
⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 一時金0.5%、年金0.8% 長期期待運用收益率 1.90%	⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。 割引率 一時金0.5%、年金0.8% 長期期待運用收益率 1.90%																																
38. 繰延税金資産の総額は、77,827百万円、繰延税金負債の総額は、100,073百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、6,695百万円であります。	41. 繰延税金資産の総額は、83,594百万円、繰延税金負債の総額は、74,534百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、6,188百万円であります。																																
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金35,732百万円、保険契約準備金22,631百万円及び退職給付に係る負債5,486百万円であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金97,179百万円であります。	繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金36,779百万円、保険契約準備金22,609百万円、退職給付に係る負債5,602百万円、有価証券評価損4,732百万円及び税務上の繰延税金負債4,393百万円であります。また、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金71,075百万円であります。																																
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。																																
	税務上の繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。 (単位：百万円)																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超2年以内</th> <th>2年超3年以内</th> <th>3年超4年以内</th> <th>4年超5年以内</th> <th>5年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税務上の繰延税金資産（※1）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4,393</td> <td>4,393</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4,393</td> <td>(※2) 4,393</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計	税務上の繰延税金資産（※1）	-	-	-	-	-	4,393	4,393	評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-	繰延税金資産	-	-	-	-	-	4,393	(※2) 4,393
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計																										
税務上の繰延税金資産（※1）	-	-	-	-	-	4,393	4,393																										
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-																										
繰延税金資産	-	-	-	-	-	4,393	(※2) 4,393																										
	(※1) 税務上の繰延税金資産は、法定実効税率を乗じた額であります。 (※2) 繰延税金資産を計上した税務上の繰延税金資産は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。																																

2020年度（2021年3月31日現在）	2021年度（2022年3月31日現在）
<p>39. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）1,062,377百万円、有価証券（外国証券）762,473百万円及び金融商品等差入担保金15,787百万円であります。</p> <p>また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金656,183百万円であります。</p> <p>なお、上記有価証券（国債）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券389,810百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券529,630百万円を含んでおります。また、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券248,163百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券356,677百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券157,631百万円を含んでおります。</p>	<p>42. 担保として供している資産の額は、有価証券（国債）1,239,049百万円、有価証券（外国証券）609,754百万円及び金融商品等差入担保金41,577百万円であります。</p> <p>また、担保付債務の額は、債券貸借取引受入担保金970,787百万円であります。</p> <p>なお、上記有価証券（国債）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券637,766百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券422,010百万円を含んでおります。また、上記有価証券（外国証券）には、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券299,056百万円、有価証券担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券92,772百万円及び無担保債券貸借取引により差し入れた有価証券217,924百万円を含んでおります。</p>

連結損益計算書注記

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)																
<p>1. 1株当たり当期純利益の金額は4,312円96銭であります。</p> <p>2. 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>当社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産（営業用資産）グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産（投資用資産）グループとしております。</p> <p>なお、子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産（営業用資産）グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table> <tbody> <tr> <td>用途</td> <td>賃貸不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td>青森県青森市など9件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>土地 278百万円 建物等 268百万円 計 546百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	賃貸不動産等	種類	土地及び建物	場所等	青森県青森市など9件	減損損失	土地 278百万円 建物等 268百万円 計 546百万円	<p>1. 1株当たり当期純損失の金額は29,606円79銭であります。</p> <p>2. 当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 資産をグルーピングした方法</p> <p>当社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産（営業用資産）グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産（投資用資産）グループとしております。</p> <p>なお、子会社は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産（営業用資産）グループとしております。</p> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳</p> <table> <tbody> <tr> <td>用途</td> <td>遊休不動産等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地及び建物</td> </tr> <tr> <td>場所等</td> <td>滋賀県大津市1件</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>土地 14百万円 建物等 17百万円 計 31百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。</p> <p>なお、正味売却価額については原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。</p>	用途	遊休不動産等	種類	土地及び建物	場所等	滋賀県大津市1件	減損損失	土地 14百万円 建物等 17百万円 計 31百万円
用途	賃貸不動産等																
種類	土地及び建物																
場所等	青森県青森市など9件																
減損損失	土地 278百万円 建物等 268百万円 計 546百万円																
用途	遊休不動産等																
種類	土地及び建物																
場所等	滋賀県大津市1件																
減損損失	土地 14百万円 建物等 17百万円 計 31百万円																

連結包括利益計算書注記

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
その他の包括利益の内訳 その他有価証券評価差額金：	その他の包括利益の内訳 その他有価証券評価差額金：
当期発生額 173,090百万円	△94,992百万円
組替調整額 13,710百万円	△625百万円
税効果調整前 186,801百万円	△95,617百万円
税効果額 △49,617百万円	26,103百万円
その他有価証券評価差額金 137,183百万円	△69,514百万円
繰延ヘッジ損益： 当期発生額 -百万円	繰延ヘッジ損益： 当期発生額 -百万円
組替調整額 212百万円	212百万円
税効果調整前 212百万円	212百万円
税効果額 △59百万円	△59百万円
繰延ヘッジ損益 153百万円	153百万円
持分法適用会社に対する持分相当額： 当期発生額 16百万円	持分法適用会社に対する持分相当額： 当期発生額 △91百万円
その他の包括利益合計 137,353百万円	△69,452百万円

連結株主資本等変動計算書注記

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式 普通株式	1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式 普通株式
当連結会計年度期首株式数 2,500千株	当連結会計年度期首株式数 2,500千株
当連結会計年度増加株式数 -千株	当連結会計年度増加株式数 -千株
当連結会計年度減少株式数 -千株	当連結会計年度減少株式数 -千株
当連結会計年度末株式数 2,500千株	当連結会計年度末株式数 2,500千株
2. 配当に関する事項 配当金支払額 決議 2020年6月22日定時株主総会	2. 配当に関する事項 配当金支払額 決議 2021年6月21日定時株主総会
株式の種類 普通株式	株式の種類 普通株式
配当金の総額 12,255百万円	配当金の総額 19,367百万円
1株当たり配当額 4,902円	1株当たり配当額 7,747円
基準日 2020年6月22日	基準日 2021年6月21日
効力発生日 2020年6月23日	効力発生日 2021年6月22日
	決議 2021年10月29日取締役会
	株式の種類 普通株式
	配当金の総額 22,172百万円
	1株当たり配当額 8,869円
	基準日 -
	効力発生日 2021年11月15日

連結キャッシュ・フロー計算書注記

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、現金、隨時引き出し可能な預金及び安易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期資金からなっております。	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、現金、隨時引き出し可能な預金及び安易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期資金からなっております。
2. 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との差額 ・連結貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定 412,122百万円 ・上記のうち預入期間が3カ月を超える定期預金 △32,000百万円 ・連結貸借対照表の「コールローン」勘定 40,000百万円 ・連結貸借対照表の「買入金銭債権」勘定 127,740百万円 ・上記のうち現金同等物以外の買入金銭債権 △92,741百万円 現金及び現金同等物 455,121百万円	2. 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との差額 ・連結貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定 399,199百万円 ・上記のうち預入期間が3カ月を超える定期預金 △20,000百万円 ・連結貸借対照表の「買入金銭債権」勘定 113,520百万円 ・上記のうち現金同等物以外の買入金銭債権 △101,521百万円 現金及び現金同等物 391,198百万円

【5】保険業法に基づく債権の状況（連結）

(単位：百万円)

区分	2020年度末	2021年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	290	164
危険債権	2	12
三月以上延滞債権	1,452	1,232
貸付条件緩和債権	20	20
小計 (対合計比)	1,765 (0.06%)	1,429 (0.05%)
正常債権	2,775,225	2,699,314
合計	2,776,991	2,700,744

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権額7百万円、2021年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権額4百万円です。
2. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。（注2に掲げる債権を除く。）
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。（注2及び3に掲げる債権を除く。）
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。（注2から4に掲げる債権を除く。）
6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注2から5までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

【6】保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
連結ソルベンシー・マージン総額 (A)	1,014,459	785,473
資本金等	289,534	184,252
価格変動準備金	127,615	131,356
危険準備金	67,325	67,325
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	1,763	1,714
(その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）) ×90%（マイナスの場合100%）	319,700	233,836
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	27,266	27,917
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	19,020	17,887
配当準備金中の末割当額	1,707	1,669
税効果相当額	61,522	20,522
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△995	△1,008
連結リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2+R_6+R_9})^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4+R_6}$ (B)	236,035	211,931
保険リスク相当額 R ₁	18,100	13,031
一般保険リスク相当額 R ₅	—	—
巨大災害リスク相当額 R ₆	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	11,256	11,239
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉	—	—
予定期率リスク相当額 R ₂	30,225	11,444
最低保証リスク相当額 R ₇	9	9
資産運用リスク相当額 R ₃	198,759	194,448
経営管理リスク相当額 R ₄	5,167	4,603
連結ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	859.5%	741.2%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 「資本金等」は、連結貸借対照表上の「純資産の部合計」から、その他の包括利益累計額合計及び社外流出予定額を控除した額を記載しています。
3. 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しています。

【7】子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)

2020年度、2021年度とも記載すべきものはありません。

【8】セグメント情報

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
当社及び連結子会社は、生命保険事業以外にリース事業等を営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しております。	当社及び連結子会社は、生命保険事業以外にリース事業等を営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しております。

【9】連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した2021年度の連結財務諸表について、E Y新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

※なお、当誌では、監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるように、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しています。

【10】代表者による連結財務諸表の適正性に関する確認

当社では、代表取締役社長が、2021年度の連結財務諸表の適正性について確認しています。

2021年度の確認書は以下のとおりです。

確認書

2022年6月6日

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長 副島 直樹

1. 私は、当社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結財務諸表の記載内容が、すべての重要な点において適正であることを確認いたしました。

2. 私は、上記確認を行うにあたり、以下に記載する各項目について、これらが適正に機能していたことを確認いたしました。

(1) 内部管理体制の確立及び運用

当社の内部管理体制について、「業務遂行体制」「内部監査」「監査役監査」「重要な経営情報の報告体制」「規程・方針等の周知徹底」に係る規程が適切に整備されていることを確認するとともに、内部監査結果の確認等を通じて、規程に則った適切な運用がなされていることを確認いたしました。

(2) 連結財務諸表の作成プロセス

連結財務諸表の作成プロセスについて、連結財務諸表の所管部門からの報告、および内部監査部門による監査結果報告を受け、「基礎データの収集・検証」「連結財務諸表の作成・検証」が適切に実施されていること、法令等に準拠して連結財務諸表が作成されていることを確認いたしました。

(3) その他

連結財務諸表は、当社の経営執行会議において審議を行い、取締役会において審議、承認されております。

以上

【11】事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的な内容

該当事項はありません。

(ご参考) 重要な後発事象

2020年度、2021年度とも記載する事項はありません。

生命保険協会統一開示項目索引

I 保険会社の概況及び組織	1 沿革 57 2 経営の組織 64 3 店舗網一覧 64 4 資本金の推移 166 5 株式の総数 67 6 株式の状況 (発行済株式の種類等) 67 (大株主) 67 7 主要株主の状況 67 8 取締役及び監査役(役職名・氏名) 59 9 会計監査人の氏名又は名称 61 10 従業員の在籍・採用状況 62 11 平均給与(内勤職員) 62 12 平均給与(営業職員) 62	(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 118 (10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 119 (11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 119 (12) 未収受再保険金の額 119 (13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 120	4 指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第二項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 95
II 保険会社の主要な業務の内容	1 主要な業務の内容 67 2 経営方針 1	5 個人データ保護について 96 6 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 93	
III 直近事業年度における事業の概況	1 直近事業年度における事業の概況 68 2 契約者懇談会開催の概況 77 3 相談・苦情処理態勢、相談(照会・苦情)の件数、及び苦情からの改善事例 75 4 契約者に対する情報提供の実態 77 5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 78 6 営業職員・代理店教育・研修の概略 32 7 新規開発商品の状況 84 8 保険商品一覧 85 9 情報システムに関する状況 83 10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 46	7 特別勘定に関する指標等	
IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 103	1 特別勘定資産残高の状況 182 2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 182 3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況 (1) 保有契約高 182 (2) 年度末資産の内訳 183 (3) 運用収支状況 183 (4) 有価証券等の時価情報 (有価証券) 183 (金銭の信託) 183 (デリバティブ取引) 183	
V 財産の状況	1 貸借対照表 127 2 損益計算書 129 3 株主資本等変動計算書 130 4 保険業法に基づく債権の状況 162 (破産更生債権及びこれらに準ずる債権) 162 (危険債権) 162 (三月以上延滞債権) 162 (貸付条件緩和債権) 162 (正常債権) 162 5 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況 162 6 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率) 120 7 有価証券等の時価情報(会社計) (有価証券) 149 (金銭の信託) 149 (デリバティブ取引) 149 8 経常利益等の明細(基礎利益) 145 9 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 148 10 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 該当せず	4 経理に関する指標等 (1) 支払準備金明細表 163 (2) 責任準備金明細表 163 (3) 責任準備金残高の内訳 163 (4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別) 164 (5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 164 (6) 契約者記配準備金明細表 164 (7) 引当金明細表 165 (8) 特定海外債権引当勘定の状況 165 (特定海外債権引当勘定) (対象債権額国別残高) (9) 資本金等明細表 166 (10) 保険料明細表 167 (11) 保険金明細表 167 (12) 年金明細表 168 (13) 給付金明細表 168 (14) 約返戻金明細表 168 (15) 減価償却費明細表 172 (16) 事業費明細表 172 (17) 税金明細表 172 (18) リース取引 172 (19) 借入金残存期間別残高 165	
VI 業務の状況を示す指標等	1 主要な業務の状況を示す指標等 (1) 決算業績の概況 19 (2) 保有契約高及び新契約高 112,113 (3) 年換算保険料 114 (4) 保障機能別保有契約高 115,116 (5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 116 (6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料 117 (7) 契約者記配当の状況 122 2 保険契約に関する指標等 (1) 保有契約増加率 117 (2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険) 117 (3) 新契約率(対年度始) 117 (4) 解約失効率(対年度始) 117 (5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約) 118 (6) 死亡率(個人保険主契約) 118 (7) 特約発生率(個人保険) 118 (8) 事業費率(対収入保険料) 118	4 資産運用に関する指標等 (1) 資産運用の概況 (年度の資産の運用概況) 150 (ポートフォリオの推移<資産の構成及び資産の増減>) 152 (2) 運用利回り 153 (3) 主要資産の平均残高 153 (4) 資産運用収益明細表 169 (5) 資産運用費用明細表 169 (6) 利息及び配当金等収入明細表 170 (7) 有価証券売却益明細表 170 (8) 有価証券売却損明細表 170 (9) 有価証券評価損明細表 170 (10) 商品有価証券明細表 153 (11) 商品有価証券売買高 153 (12) 有価証券明細表 154 (13) 有価証券残存期間別残高 154 (14) 保有公社債の期末残高利回り 154 (15) 業種別株式保有明細表 155 (16) 貸付金明細表 155 (17) 貸付金残存期間別残高 156 (18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 156 (19) 貸付金業種別内訳 157 (20) 貸付金使途別内訳 158 (21) 貸付金地域別内訳 158 (22) 貸付金担保別内訳 158 (23) 有形固定資産明細表 159 (有形固定資産の明細) 159 (不動産残高及び賃貸用ビル保有数) 159 (24) 固定資産等区分益明細表 171 (25) 固定資産等区分損明細表 171 (26) 貸貸用不動産等減価償却費明細表 171 (27) 海外投融資の状況 160 (資産別明細) 160 (地域別構成) 160 (外資建資産の通貨別構成) 160 (28) 海外投融資利回り 153 (29) 公共関係投融資の概況 161 (新規引受額、貸出額) 161 (30) 各種ローン金利 161 (31) その他の資産明細表 161 5 有価証券等の時価情報(一般勘定) (有価証券) 173 (金銭の信託) 176 (デリバティブ取引) 177	4 保険会社及びその子会社等の状況 1 保険会社及びその子会社等の概況 (1) 主要な事業の内容及び組織の構成 184 (2) 子会社等に関する事項 185 (名称) 185 (主たる営業所又は事務所の所在地) 185 (資本金又は出資金の額) 185 (事業の内容) 185 (設立年月日) 185 (保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合) 185 (保険会社の一つの子会社等以外の子会社等が保有する当該一つの子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合) 185 2 保険会社及びその子会社等の主要な業務 (1) 直近事業年度における事業の概況 186 (2) 主要な業務の状況を示す指標 (経常収益) 186 (経常利益又は経常損失) 186 (親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失) 186 (包括利益) 186 (総資産) 186 (ソルベンシー・マージン比率) 186 3 保険会社及びその子会社等の財産の状況 (1) 連結貸借対照表 187 (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 (連結損益計算書) 188 (連結包括利益計算書) 189 (3) 連結キャッシュ・フロー計算書 191 (4) 連結株主資本等変動計算書 190 (5) 保険業法に基づく債権の状況 (破産更生債権及びこれらに準ずる債権) 208 (危険債権) 208 (三月以上延滞債権) 208 (貸付条件緩和債権) 208 (正常債権) 208 6 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率) 208 7 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率) 209 8 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 該当せず(ご参考210) (10) 代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 210 (11) 事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容 210
VII 保険会社の運営	1 リスク管理の体制 52 2 法令遵守の体制 51 3 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 147		

五十音順索引

あ	
アミノインデックス®リスクスクリーニング	39
.....	12,28
運用方針	80,101
運用利回り	73,164
沿革	42
お客様懇談会	151
お客様の声	153
お客さま本位の業務運営に係る方針	85
.....	23
スマートワークの実現	57
生命保険契約者保護機構	101
責任準備金	2,73,103
責任投資原則（PRI）	129
先進医療保険	129
早期是正措置	190
総資産	191
組織図（本社）	191
ソルベンシー・マージン比率	191
ソルベンシー・マージン比率	21,101,103,120
損益計算書	186,208
.....	188
リスク管理	188
リモート申込	187
連結株主資本等変動計算書	187
連結キャッシュ・フロー計算書	189
連結ソルベンシー・マージン比率	190
損益計算書	190
.....	190
役員（取締役、監査役及び執行役員）	191
ユニバーサルマナー検定	191
か	
海外事業の推進	18
会社概要	2
価格変動準備金	121
格付け	21
かけつけ隊サービス	17
株主資本等変動計算書	130
監査報告	148,210
感染症プラス入院一時金保険	24,25,26,27,68
勧誘方針	14,72
基礎利益	100
金融ADR制度	20,103,145,146
グループ長期ビジョン	95
経営ビジョン	52,151
経営理念	1
契約者配当	15
健康経営優良法人（ホワイト500）	1
健康増進への取組み	41
健康の元気プロジェクト	41
コープレート・ガバナンス	11,15,71
子会社	46
個人情報保護	17
コンビ活動	46
コンプライアンス	13,35,70,83
.....	18
太陽生命アオルト健康ウォーキングアワード	14
太陽生命厚生財団	10
太陽生命コンシェルジュ	103
太陽生命少子高齢社会研究所	103
太陽生命の健康増進アプリ	77
太陽生命の森林（もり）	77
太陽生命マイページ	77
太陽の元気プロジェクト	77
地域・社会、環境への貢献	77
2022年度経営計画	77
直近5事業年度における事業の概況	77
ディスクロージャー	77
た	
貸借対照表	127
ダイバーシティ推進	40
太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード	40
太陽生命厚生財団	40
太陽生命コンシェルジュ	40
太陽生命少子高齢社会研究所	40
太陽生命の健康増進アプリ	40
太陽生命の森林（もり）	40
太陽生命マイページ	40
太陽の元気プロジェクト	40
地域・社会、環境への貢献	40
2022年度経営計画	40
直近5事業年度における事業の概況	40
ディスクロージャー	40
英字	
ALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント）	95,151
Capital Taiyo Life Insurance Limited（キャピタル・タイヨウ・ライフ）	18
CSR（企業の社会的責任）	15
ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）	52,151
ESG	42,43
ISO10002	38,76
MCEV（市場整合的エンベディッド・バリュー）	20,124
MCIスクリーニング検査プラス	12,13,27
SDGs	15,16
T&Dホールディングス	2
T&D保険グループ	2,9
な	
内部監査	48
内部統制	49
日本版スチュワードシップ・コード	43
認知症サポーター	36
認知症セミナー	14
年換算保険料	114
は	
掛けなくなったときの保険	25,26,85
反社会的勢力対応	91,93
ひまわり通信	35
ひまわり認知症予防保険	27,85
ベストシニアサービス	17,69
保険組曲Best	25,85
保険計理人	147
保障性年換算保険料	19
保有契約高	104,115
保有契約年換算保険料	114

当資料は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

太陽生命保険株式会社

本社 〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1
お客様サービスセンター 0120-97-2111
〈ホームページ〉 <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。